令和３年６月３日提出

令和３年第２回

小金井市議会定例会議案

（写）

小議発第３４号

令和３年５月２７日

小金井市議会議員　様

小金井市議会議長

鈴　木　成　夫

令和３年第２回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

報告第３号　小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第４号　令和２年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

報告第５号　令和２年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

議案第３１号　長期総合計画基本構想の策定について

議案第３２号　令和３年度小金井市一般会計補正予算（第５回）

議案第３３号　令和３年度小金井市一般会計補正予算（第６回）

議案第３４号　固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

議案第３５号　教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第３６号　小金井市市税条例等の一部を改正する条例

議案第３７号　小金井市手数料条例の一部を改正する条例

議案第３８号　小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

その他　　工事請負金額１，０００万円以上の契約締結についての報告

なお、

○　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

は、調整の上、後日送付します。

議　長　報　告

1　第５９回東京都市議会議員研修会

令和３年２月８日（月）府中の森芸術劇場からライブ配信で開催された。

⑴　会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。

⑵　研修会では、「Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０について」と題して、東京都副知事宮坂学氏の講演が行われた。

2　東京都市議会議長会定例総会

令和３年２月１７日（水）書面会議により開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

⑴　報告事項

ア　会務報告

イ　全国市議会議長会第１５３回地方財政委員会の会議結果について

ウ　全国市議会議長会第１６９回建設運輸委員会の会議結果について

エ　全国市議会議長会第１６９回社会文教委員会の会議結果について

オ　第２３１回東京都都市計画審議会の会議結果について

カ　全国市議会議長会第１６９回産業経済委員会の会議結果について

キ　北方領土の返還を求める都民会議令和２年度第２回理事会の会議結果について

ク　全国市議会議長会第１７０回建設運輸委員会の会議結果について

ケ　関東市議会議長会第２回支部長会議の会議結果について

コ　全国市議会議長会第２２２回理事会・第１１０回評議員会合同会議の会議結果について

サ　第２３２回東京都都市計画審議会の会議結果について

シ　全国市議会議長会第１７０回産業経済委員会の会議結果について

⑵　協議事項

ア　関東市議会議長会第８７回定期総会で審議する都県提出議案について

イ　関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

3　東京都市議会議長会臨時総会

令和３年４月１９日（月）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

⑴　報告事項

ア　会務報告

イ　全国市議会議長会第１７０回社会文教委員会の会議結果について

ウ　全国市議会議長会第１５４回地方財政委員会の会議結果について

エ　令和３年東京市町村総合事務組合議会第１回定例会の会議結果について

オ　関東市議会議長会正副会長・支部長会議の会議結果について

⑵　協議事項

ア　令和２年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

4　第８７回関東市議会議長会定期総会

令和３年４月２７日（火）書面会議により開催された。

会議の概要は、次の協議事項及び報告事項を承認した。

⑴　協議

ア　議案

・　令和２年度関東市議会議長会歳入歳出決算
・　令和３年度関東市議会議長会歳入歳出予算
・　新型コロナウイルス感染症拡大の影響下における安定的行政運営のための地方自治体への財政的支援について
・　緊急防災・減災事業債制度の充実・強化と恒久化について
・　地域活性化に資する制度創設等による支援策の拡充について
・　マイナンバーカードの普及促進に係る支援について

イ　役員改選

・　会長　　柏市
・　副会長　秦野市、川口市、館林市
・　監事市　小平市、南アルプス市

ウ　相談役委嘱

エ　次期総会開催市決定

オ　全国市議会議長会等役員及び委員について

(2)　報告

ア　会務報告等

・　会務報告

・　慶弔規程に基づく支出報告

・　議長の異動について

イ　諸報告（全国市議会議長会委員会等活動報告）

報告第３号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、別紙のように報告する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和２年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

令和２年度小金井市土地開発公社事業報告書

１　事業概要

令和２年度におきましては、都市計画道路３・４・８号線事業用地の５画地及び都市計画公園（小長久保公園）事業用地の２画地を取得いたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

令和３年４月

小金井市土地開発公社

2　庶務に関する事項

（1）理事会

開催日	回数	番　号	件　　名
令和2年 5月12日	1	議案第１号	令和元年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
7月22日	2	議案第２号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の処分について
		議案第３号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得について
		議案第４号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の借入について
		議案第５号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の取得について
		議案第６号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の借入について
11月14日	3	議案第７号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得について
		議案第８号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の借入について
令和3年 1月19日	4	議案第９号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得について
		議案第１０号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の借入について
		議案第１１号	令和２年度小金井市土地開発公社変更事業計画について
		議案第１２号	令和２年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算について
		議案第１３号	令和２年度小金井市土地開発公社変更資金計画について
		議案第１４号	令和３年度小金井市土地開発公社事業計画について
		議案第１５号	令和３年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
		議案第１６号	令和３年度小金井市土地開発公社資金計画について

（２）評議員会

開催日	回数	番　号	件　　名
平成2年 4月20日	1	諮問第１号	令和元度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
7月15日	2	諮問第２号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の処分について
		諮問第３号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得について
		諮問第４号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業資金の借入について
		諮問第５号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の取得について
		諮問第６号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の借入について
10月27日	3	諮問第７号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得について
		諮問第８号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の借入について
令和3年 1月15日	4	諮問第９号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の取得について
		諮問第１０号	小金井都市計画道路３・４・８号線事業用地の借入について
		諮問第１１号	令和２年度小金井市土地開発公社変更事業計画について
		諮問第１２号	令和２年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算について
		諮問第１３号	令和２年度小金井市土地開発公社変更資金計画について
		諮問第１４号	令和３年度小金井市土地開発公社事業計画について
		諮問第１５号	令和３年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
		諮問第１６号	令和３年度小金井市土地開発公社資金計画について

3　事業実績

（1）資産（土地）の取得

	区　分	内　　容
1	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和２年８月１８日
2	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和２年８月２４日
3	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和２年８月２５日
4	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和２年１１月１６日
5	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	東町三丁目地内
	契約年月日	令和２年１１月１９日
6	事　業　名	都市計画公園（小長久保公園）事業用地
	土地の表示	本町三丁目地内
	契約年月日	令和２年８月２４日
7	事　業　名	都市計画公園（小長久保公園）事業用地
	土地の表示	本町三丁目地内
	契約年月日	令和２年８月３１日

（2）資産（土地）の処分

	区　分	内　　容
1	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和２年７月３０日
2	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和２年７月３０日
3	事　業　名	都市計画道路３・４・８号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和２年７月３０日

令和２年度　小金井市土地開発公社決算報告書

令和２年度　損益計算書
（令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで）

	円	円
1　事業収益		
(1)　公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	353,801,954	353,801,954
(2)　附帯等事業収益		
公有用地賃貸収益	0	0
2　事業原価		
(1)　公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	348,987,945	348,987,945
事業総利益		4,814,009
3　販売費及び一般管理費		
(1)　販売費及び一般管理費		
ア　報酬	2,648,560	
イ　法定福利費	350,899	
ウ　需用費	169,187	
エ　役務費	2,479,479	
オ　委託料	2,484,540	
カ　使用料及び賃借料	76,560	
キ　負担金、補助及び交付金	5,000	
ク　公租公課	20,000	
ケ　旅費	0	8,234,225
事業利益		△ 3,420,216
4　事業外収益		
(1)　受取利息		
受取利息	815	
(2)　雑収益		
雑収益	13,538,462	
事業外収益合計		13,539,277
5　事業外費用		
(1)　支払利息		
支払利息	10,118,246	10,118,246
経常利益		815
当年度純利益		815

令和２年度　剰余金計算書
（令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで）

利　益　剰　余　金　の　部		
	円	円
1　未処分利益剰余金		
(1)　前年度繰越準備金	495,523,417	
(2)　当年度純利益	815	
当年度未処分利益剰余金		495,524,232

令和２年度　剰余金処分計算書
（令和３年３月３１日）

	円	円
1　当年度未処分利益剰余金	495,524,232	
2　利益剰余金処分額	0	
翌年度繰越準備金		495,524,232

令和２年度　財産目録
（令和３年３月３１日）

円

１　資 産 の 部	
(1)　普通預金	2,041,478
(2)　定期預金	5,000,000
(3)　公有用地	1,130,164,703
資　産　の　部　合　計	1,137,206,181
２　負 債 の 部	
(1)　短期借入金	320,010,453
(2)　長期借入金	316,671,496
負　債　の　部　合　計	636,681,949

令和２年度　貸借対照表
（令和３年３月３１日）

（資　産　の　部）

	円	円
1　流動資産		
(1)　現金及び預金		
ア　普通預金	2,041,478	
イ　定期預金	5,000,000	7,041,478
(2)　公有用地		
公有用地		1,130,164,703
流動資産合計		1,137,206,181
資産合計		1,137,206,181

令和２年度　貸借対照表
（令和３年３月３１日）

（負　債　の　部）

	円	円
1　流動負債		
(1)　短期借入金	320,010,453	
流動負債合計		320,010,453
2　固定負債		
(1)　長期借入金	316,671,496	
固定負債合計		316,671,496
負債合計		636,681,949

（資　本　の　部）

1　資本金		
(1)　基本財産		
小金井市出資金	5,000,000	
資本金合計		5,000,000
2　準備金		
(1)　前年度繰越準備金	495,523,417	
(2)　当年度純利益	815	
準備金合計		495,524,232
資本合計		500,524,232
負債資本合計		1,137,206,181

令和２年度　キャッシュ・フロー計算書
（令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで）

	円
Ⅰ 事業活動によるキャッシュ・フロー	
公有地取得事業収入	353,801,954
その他事業収入	0
補助金等収入	13,538,462
公有地取得事業支出	△ 320,010,453
その他事業支出	0
人件費支出	△ 2,999,459
その他の業務支出	△ 5,234,766
小　　計	39,095,738
利息の受取額	815
利息の支払額	△ 10,118,246
事業活動によるキャッシュ・フロー	28,978,307
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	0
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	320,010,453
短期借入金の返済による支出	△ 348,987,945
長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 28,977,492
Ⅳ 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）	815
Ⅴ 現金及び現金同等物期首残高	2,040,663
Ⅵ 現金及び現金同等物期末残高	2,041,478

令和２年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第７条第４項の規定に基づき、令和２年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

１　監査の期日　　令和３年４月１５日（木）

２　監査の対象期間　　自　令和２年４月１日
至　令和３年３月３１日

３　監査事項　　決算報告及び関係書類

４　監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

令和３年４月１５日

監　事　田　中　克　知

監　事　高　橋　美　月

理事長　住　野　英　進　様

（様式第１号）

現 金 及 び 預 金 明 細 表

令和3年3月31日

科　目	種　類	金額（円）	摘　要
現　金		0	
預　金	普　通	2,041,478	
	定　期	5,000,000	
合　計		7,041,478	

（様式第２号）

公　有　用　地　明　細　表

令和3年3月31日

資産区分	期首残高(R2.4.1)		当期増加高		当期減少高		期末残高		摘　要
	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額(円)	面積(㎡)	金額（円）	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	3,493.13	810,154,250	0.00	0.00	0.00	0	3,493.13	810,154,250	
都市計画道路３・４・８号線事業用地	611.57	348,987,945	215.80	166,857,096	611.57	348,987,945	215.80	166,857,096	
都市計画公園（小長久保公園）事業用地	0.00	0	337.07	153,153,357	0.00	0	337.07	153,153,357	
合　　計	4,104.70	1,159,142,195	552.87	320,010,453	611.57	348,987,945	4,046.00	1,130,164,703	

（様式第１６号）

短　期　借　入　金　明　細　表

(1)　金融機関別借入状況

（単位：円）　令和3年3月31日

借　入　先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備　考
みずほ銀行	1.475%	348,987,945	320,010,453	348,987,945	320,010,453	
合　計		348,987,945	320,010,453	348,987,945	320,010,453	

※　1.475%（H21.1.9から適用）

(2)　事業別借入状況

（単位：円）　令和3年3月31日

事　業　名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備　考
都市計画道路３・４・８号線事業用地	348,987,945	166,857,096	348,987,945	166,857,096	
都市計画公園（小長久保公園）事業用地	0	153,153,357	0	153,153,357	
合　計	348,987,945	320,010,453	348,987,945	320,010,453	

（様式第１７号）

長　期　借　入　金　明　細　表

(1)　金融機関別借入状況　　（単位：円）　　令和3年3月31日

借　入　先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備　考
みずほ銀行	1.675%	227,999,940	0	0	227,999,940	
みずほ銀行（三菱ＵＦＪ銀行分）	1.675%	0	0	0	0	
東京むさし農業協同組合	1.675%	25,334,016	0	0	25,334,016	
山梨中央銀行	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
東日本銀行	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
多摩信用金庫	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
多摩信用金庫（城北信用金庫分）	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
昭和信用金庫	1.675%	12,667,508	0	0	12,667,508	
合　　計		316,671,496	0	0	316,671,496	

(2)　事業別借入状況　　（単位：円）　　令和3年3月31日

事　業　名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備　考
東小金井駅北口まちづくり事業用地	316,671,496	0	0	316,671,496	
合　　計	316,671,496	0	0	316,671,496	

（様式第１８号）

資　本　金　明　細　表

（単位：円）　令和3年3月31日

区　分	出資団体名	出　資　額	摘　要
基本財産	小 金 井 市	5,000,000	

（様式第２０号）

事　業　収　益　明　細　表

（単位：円）　令和3年3月31日

科　目			金 額	摘要
公有地取得事業収益	公　有　用　地　売　却　収　益		353,801,954	
	代　行　用　地　売　却　収　益		0	
附帯等事業収益	保有土地賃貸等収益	東小金井駅北口まちづくり事業収益	0	
合　計			353,801,954	

（様式第２１号）

事　業　原　価　明　細　表

（単位：円）　令和3年3月31日

科　目			金 額	摘要
公有地取得事業原価	公　有　用　地　売　却　原　価		348,987,945	
	代　行　用　地　売　却　原　価		0	
附帯等事業原価	保有土地賃貸等原価	東小金井駅北口まちづくり事業収益	0	
合　計			348,987,945	

資料　1

令和２年度収支決算報告書

収益の部

科目			予算現額			調定額
款	項	節	当初予算額	補正予算額	(A)計	
1		事業収益	354,164,000	△ 361,000	353,803,000	353,801,954
	1	公有地取得事業収益	354,164,000	△ 361,000	353,803,000	353,801,954
		1 公有用地売却収益	354,164,000	△ 361,000	353,803,000	353,801,954
	2	附帯等事業収益	0	0	0	0
		1 公有用地賃貸収益	0	0	0	0
2		借入金	372,814,000	△ 52,803,000	320,011,000	320,010,453
	1	借入金	372,814,000	△ 52,803,000	320,011,000	320,010,453
		1 長期借入金	0	0	0	0
		2 短期借入金	372,814,000	△ 52,803,000	320,011,000	320,010,453
3		事業外収益	30,338,000	△ 50,000	30,288,000	13,539,277
	1	受取利息	2,000	0	2,000	815
		1 受取利息	2,000	0	2,000	815
	2	雑収益	30,336,000	△ 50,000	30,286,000	13,538,462
		1 雑収益	30,336,000	△ 50,000	30,286,000	13,538,462
合計			757,316,000	△ 53,214,000	704,102,000	687,351,684

（単位：円）　　令和3年3月31日

(B)収入済額	収入未済額	(B)－(A)	備考
353,801,954	0	△ 1,046	
353,801,954	0	△ 1,046	
353,801,954	0	△ 1,046	都市計画道路３・４・８号線事業用地　353,801,954
0	0	0	
0	0	0	
320,010,453	0	△ 547	
320,010,453	0	△ 547	
0	0	0	
320,010,453	0	△ 547	都市計画道路３・４・８号線事業用地　166,857,096 都市計画公園（小長久保公園）事業用地　153,153,357 合計　320,010,453
13,539,277	0	△ 16,748,723	
815	0	△ 1,185	普通預金利息及び定期預金利息
815	0	△ 1,185	815
13,538,462	0	△ 16,747,538	小金井市事務事業費補助金等
13,538,462	0	△ 16,747,538	
687,351,684	0	△ 16,750,316	

費用の部

科目			予算現額			
款	項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1		事業費	205,814,000	△ 26,537,000	0	179,277,000
	1	公有地取得事業費	205,814,000	△ 26,537,000	0	179,277,000
		1公有用地取得事業費	205,814,000	△ 26,537,000	0	179,277,000
2		販売費及び一般管理費	25,030,000	△ 50,000	△ 1,000	24,979,000
	1	販売費及び一般管理費	25,030,000	△ 50,000	△ 1,000	24,979,000
		1報酬	2,649,000	0	0	2,649,000
		2法定福利費	353,000	0	2,000	355,000
		3需用費	117,000	0	60,000	177,000
		4役務費	4,905,000	0	△ 60,000	4,845,000
		5委託料	16,815,000	0	△ 1,000	16,814,000
		6使用料及び賃借料	113,000	0	0	113,000
		7負担金、補助及び交付金	5,000	0	0	5,000
		8公租公課	70,000	△ 50,000	0	20,000
		9旅費	3,000	0	△ 2,000	1,000
3		償還金	348,988,000	0	0	348,988,000
	1	借入金償還金	348,988,000	0	0	348,988,000
		1借入元金	348,988,000	0	0	348,988,000
4		事業外費用	10,483,000	△ 361,000	0	10,122,000
	1	支払利息	10,481,000	△ 361,000	0	10,120,000
		1支払利息	10,481,000	△ 361,000	0	10,120,000
	2	積立金	2,000	0	0	2,000
		2積立金	2,000	0	0	2,000
5		補償費	167,000,000	△ 26,266,000	1,000	140,735,000
	1	補償費	167,000,000	△ 26,266,000	1,000	140,735,000
		1補償費	167,000,000	△ 26,266,000	1,000	140,735,000
6		特別損失	0	0	0	0
	1	その他の特別損失	0	0	0	0
		1寄附金	0	0	0	0
7		予備費	1,000	0	0	1,000
	1	予備費	1,000	0	0	1,000
		1予備費	1,000	0	0	1,000
合計			757,316,000	△ 53,214,000	0	704,102,000

前年度繰越準備金	495,523,417 円
収入済額	687,351,684 円
支出済額	687,351,684 円
翌年度繰越準備金	495,524,232 円

（単位：円）　　令和3年3月31日

（B）支出済額	不用額(A)-(B)	備　考		
179,276,515	485	事業	1　都市計画道路３・４・８号線事業用地	76,817,965
179,276,515	485		2　都市計画公園（小長久保公園）事業用地	102,458,550
179,276,515	485		合計	179,276,515
8,234,225	16,744,775			
8,234,225	16,744,775			
2,648,560	440		評議員、非常勤嘱託職員報酬	
350,899	4,101		非常勤嘱託職員社会保険料等	
169,187	7,813		消耗品費、印紙代等	
2,479,479	2,365,521		不動産鑑定手数料等	
2,484,540	14,329,460		仮杭設置等委託料	
76,560	36,440		ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ借上料	
5,000	0		公社連絡協議会負担金	
20,000	0		法人都民税	
0	1,000		職員旅費	
348,987,945	55	元金償還対象事業	都市計画道路３・４・８号線事業用地	348,987,945
348,987,945	55			
348,987,945	55			
10,119,061	2,939	支払利息対象事業	1　東小金井駅北口まちづくり事業用地	5,304,237
10,118,246	1,754		2　都市計画道路３・４・８号線事業用地	4,814,009
10,118,246	1,754		合計	10,118,246
815	1,185			
815	1,185			
140,733,938	1,062	事業	1　都市計画道路３・４・８号線事業用地	90,039,131
140,733,938	1,062		2　都市計画公園（小長久保公園）事業用地	50,694,807
140,733,938	1,062		合計	140,733,938
0	0			
0	0			
0	0			
0	1,000			
0	1,000			
0	1,000			
687,351,684	16,750,316			

資料　2

令和２年度損益計算書明細表

（単位:円）　　令和3年3月31日

1　事業収益			
353,801,954			
(1)公有用地売却収益	都市計画道路３・４・８号線事業用地		353,801,954)
353,801,954			0
(2)公有用地賃貸収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料		0
0			
2　事業原価			
(1)公有用地売却原価			
348,987,945	都市計画道路３・４・８号線事業用地		348,987,945
3　販売費及び一般管理費	報酬	（非常勤嘱託職員）	2,008,560
(1)販売費及び一般管理費	報酬	（評議員）	640,000
8,234,225	法定福利費	（非常勤嘱託職員）	350,899
	需用費	（消耗品費等）	169,187
	役務費	（不動産鑑定手数料等）	2,479,479
	委託料	（仮杭設置等委託料）	2,484,540
	使用料及び賃借料	（ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ借上料）	76,560
	負担金、補助及び交付金	（東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金）	5,000
	公租公課	（法人都民税）	20,000
	旅費		0
4　事業外収益			
13,539,277	定期預金（資本金）		373
(1)受取利息	普通預金		442
815			
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬		2,008,560
13,538,462	評議員報酬		640,000
	法定福利費		350,899
	需用費		169,187
	役務費		2,479,479
	委託料		2,484,540
	使用料及び賃借料		76,560
	負担金、補助及び交付金		5,000
	利子補給金		5,304,237
	公租公課		20,000
	旅費		0
5　事業外費用			
(1)支払利息	東小金井駅北口まちづくり事業用地		5,304,237
10,118,246	都市計画道路３・４・８号線事業用地		4,814,009

資料　3

令 和 2 年 度 貸 借 対 照 表 明 細 表

（単位：円）　　令和3年3月31日

（資 産 の 部）		
1　流動資産		
1,137,206,181		
(1)現金及び預金		
7,041,478	普通預金	2,041,478
	定期預金	5,000,000
(2)公有用地		
公有用地		
1,130,164,703	東小金井駅北口まちづくり事業用地	810,154,250
	都市計画道路３・４・８号線事業用地	166,857,096
	都市計画公園（小長久保公園）事業用地	153,153,357
資産合計		
1,137,206,181		
（負 債 の 部）		
1　流動負債		
(1)短期借入金		
320,010,453	都市計画道路３・４・８号線事業用地	166,857,096
	都市計画公園（小長久保公園）事業用地	153,153,357
2　固定負債		
(1)長期借入金		
316,671,496	東小金井駅北口まちづくり事業用地	316,671,496
負債合計		
636,681,949		
（資 本 の 部）		
1　資本金		
(1)基本財産		
5,000,000	小金井市出資金	5,000,000
2　準備金		
(1)前年度繰越準備金		
495,523,417	前年度繰越準備金	495,523,417
(2)当年度純利益		
815	当年度純利益	815
資本合計		
500,524,232		
負債資本合計		
1,137,206,181		

資料　4

公　有　用　地

令和3年3月31日

事　業　名	令和２年度 期末残高（円）	面積（㎡）	処　分　予　定	備　考
1　東小金井駅北口まちづくり事業用地	810,154,250	3,493.13	令和9年度までに処分予定	
2　都市計画道路３・４・８号線	166,857,096	215.80	令和4年度に処分予定	
3　都市計画公園（小長久保公園）事業用地	153,153,357	337.07	令和3年度に処分予定	
合　　計	1,130,164,703	4,046.00		

報告第４号

令和２年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

令和２年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

令和2年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	都支出金	
			円	円	円	円	円	円
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	29,047,000	28,496,316	28,496,316	0	0	0
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	2,282,000	2,282,000	0	0	2,282,000	0
10教育費	2小学校費	学校保健衛生事業・医薬材料費	3,110,000	2,688,083	0	1,344,000	0	1,344,083
10教育費	3中学校費	学校保健衛生事業・医薬材料費	1,508,000	1,267,239	0	633,000	0	634,239
合計			35,947,000	34,733,638	28,496,316	1,977,000	2,282,000	1,978,322

令和2年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	都支出金	
			円	円	円	円	円	円
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	29,047,000	28,496,316	28,496,316	0	0	0
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	2,282,000	2,282,000	0	0	2,282,000	0
10教育費	2小学校費	学校保健衛生事業・医薬材料費	3,110,000	2,688,083	0	1,344,000	0	1,344,083
10教育費	3中学校費	学校保健衛生事業・医薬材料費	1,508,000	1,267,239	0	633,000	0	634,239
合計			35,947,000	34,733,638	28,496,316	1,977,000	2,282,000	1,978,322

報告第4号資料1

令和2年度小金井市一般会計繰越明許費実績調書

その1

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
			円	円			
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	28,496,316				

その2

款	項	事業名	翌年度繰越額	補償金額	所在地	契約期間	備考
			円	円			
8土木費	2道路橋りょう費	都道134号線用地取得に伴う物件補償費	2,282,000	11,408,837	東町四丁目105番地	令和2年12月23日から 令和3年6月30日まで	建物所有者

その3

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
			円	円			
10教育費	2小学校費	学校保健衛生事業・医薬材料費	2,688,083	2,688,083	済生堂岡田薬品外	令和3年3月23日から 令和4年2月28日まで	手指消毒液外
10教育費	3中学校費	学校保健衛生事業・医薬材料費	1,267,239	1,267,239	済生堂岡田薬品外	令和3年3月23日から 令和4年2月28日まで	手指消毒液外

報告第４号資料２

繰越明許費の内訳について

１　新型コロナウイルスワクチン接種事業

（単位：円）

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
4	1	消耗品費	17,450,116	17,450,116	0	0
4	1	医薬材料費	3,350,000	3,350,000	0	0
4	1	備品購入費・一般機器類	818,200	818,200	0	0
4	1	備品購入費・維持管理機器類	1,387,000	1,387,000	0	0
4	1	備品購入費・医療機器類	5,491,000	5,491,000	0	0
合計			28,496,316	28,496,316	0	0

２　都道１３４号線用地取得に伴う物件補償費

（単位：円）

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	2	都道１３４号線用地取得に伴う物件補償費	2,282,000	0	2,282,000	0
合計			2,282,000	0	2,282,000	0

３　学校保健衛生事業・医薬材料費

（単位：円）

款	項	事業名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10	2	医薬材料費	2,688,083	0	1,344,000	1,344,083
10	3	医薬材料費	1,267,239	0	633,000	634,239
合計			3,955,322	0	1,977,000	1,978,322

報告第５号

令和２年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成１４年条例第３１号）第２０条及び小金井市個人情報保護条例（昭和６３年条例第３１号）第２９条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

令和２年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

１　情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視の下に公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

⑴　市政情報の公開請求状況及びその処理状況

令和２年度の市政情報の公開請求は１０５件で、前年度と比べると２５件の増になります。

表１　市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容　（単位：件）

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	102	45	74	41	(36)	0	0
教育委員会	9	0	12	2	(2)	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	3	0	1	2	(2)	0	0
土地開発公社	1	0	1	0	0	0	0
計	115	45	88	45	(40)	0	0

※　請求書１枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、１件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

⑵　審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

令和２年度の審査請求は３件ありました。

⑶　情報提供の状況

情報提供は、多岐に渡り、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

2　個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めていますが、平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

⑴　個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第９条の規定により、令和２年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が１０３件、廃止１５件、変更２８件となっています。

表２　個人情報の届出状況　（単位：件）

実施機関	前年度末の保有数	年度内の届出数			年度末の保有数
		開始	廃止	変更	
市長	2,596	78	15	22	2,659
教育委員会	424	21	0	6	445
選挙管理委員会	71	1	0	0	72
監査委員	4	0	0	0	4
農業委員会	29	1	0	0	30
固定資産評価審査委員会	4	0	0	0	4
議会	21	1	0	0	22
土地開発公社	40	1	0	0	41
計	3,189	103	15	28	3,277

⑵　保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第１２条第２項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、例外として目的外利用又は外部提供する

ことが認められています。

令和２年度における保有個人情報の目的外利用は２３１件、外部提供は４６４件となっています。

表３　目的外利用又は外部提供の状況　（単位：件）

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	231	455	686
教育委員会	0	2	2
選挙管理委員会	0	7	7
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	231	464	695

⑶　保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第１２条の２第２項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することが認められています。

令和２年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

⑷　自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する保有個人情報については、何人も、開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止を請求する権利が保障されています。

令和２年度においては、開示等の請求は３１件ありました。

表４　保有個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容　　（単位：件）

実施機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止（一部訂正・削除を含む。）	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市長	29	21	5	6	0	0	0
教育委員会	2	1	3	0	1	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	31	22	8	6	1	1	0

※　請求書１枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、１件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

⑸　審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

令和２年度の審査請求はありませんでした。

３　情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

令和２年度は、令和元年１２月に審査請求のあった２件の諮問について、審査しました。答申は令和３年度中に行われる予定としています。

また、令和２年１２月に審査請求のあった３件を諮問し、令和３年度に本件審査会を開催する予定としています。

表５　情報公開請求の決定に対する審査請求の諮問及びその処理状況

事件番号	令和２年度第６号（情報公開請求）
対象情報	リサイクル事務所内物品に関する環境部長の答弁について市民から寄せられたクレームの要望書
実施機関・原処分	市長・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和２年１２月２５日・令和３年２月２２日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

事件番号	令和２年度第７号（情報公開請求）
対象情報	令和２年１１月２８日開催の二枚橋焼却場跡地に建設予定の積替え保管設備建設工事説明会の録音データ
実施機関・原処分	市長・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和２年１２月２５日・令和３年２月２２日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

事件番号	令和２年度第８号（情報公開請求）
対象情報	リサイクル事業所残置物処理において残置物のリサイクル可否等の意見を聞いたとする業者等の鑑定書
実施機関・原処分	市長・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和２年１２月２８日・令和３年２月２２日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

表６　情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会　議　の　内　容
1	2.7.21	小金井市内の小中学校の学校ごとのいじめ報告書・件数に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（審査請求内容の確認及び意見交換）
2	2.8.24	小金井市内の小中学校の学校ごとのいじめ報告書・件数に係る

		情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について （審査請求内容について追加の意見交換）
3	2.10.12	小金井市内の小中学校の学校ごとのいじめ報告書・件数に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について （審査請求内容について追加の意見交換）
4	2.11.9	小金井市内の小中学校の学校ごとのいじめ報告書・件数に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について （答申案の検討）

4　情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができる機関として、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和２年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、４回開催されました。

表７　情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会　議　の　内　容
1	2.5.1 書面審議	1　報告事項 ○　個人情報保有等届出状況の報告 （開始の届出３件、廃止の届出０件、変更の届出１件） 2　諮問事項 (1)　個人情報保護条例第１２条関係 ○　子育て世帯への臨時特別給付金資格確認に係る児童手当受給資格者台帳の目的外利用について (2)　個人情報保護条例第１４条関係 ○　保険者給付業務システムについて ○　子育て世帯への臨時特別給付金管理システムについて ○　特別定額給付金支給システムについて (3)　個人情報保護条例第２７条関係 ○　特定技能外国人の国民健康保険への加入促進に伴う委託について

		○　小金井市国民健康保険健幸チャレンジ事業委託について ○　医療費通知作成・封入封緘(かん)業務委託について ○　健康管理支援事業実施のための小金井市の現状（健康・医療等情報、社会資源等）の調査・分析委託について ○　障害者住宅入居等支援事業委託について ○　メール配信サービス委託について ○　特別定額給付金支給業務の委託について
2	2.7.16	1　報告事項 ○　個人情報保有等届出状況の報告 （開始の届出５４件、廃止の届出７件、変更の届出９件） 2　諮問事項 ⑴　個人情報保護条例第１２条関係 ○　児童扶養手当受給者台帳及び児童育成手当受給資格者台帳の目的外利用について ⑵　個人情報保護条例第１４条関係 ○　国保情報集約システムについて ○　基幹系国民健康保険システムについて ○　福祉総合相談窓口業務支援システムについて ○　基幹系健康情報システムについて ○　ひとり親世帯臨時特別給付金管理システムについて ⑶　個人情報保護条例第２７条関係 ○　小金井市民交流センター指定管理委託について ○　オンライン資格確認業務委託について ○　福祉総合相談窓口業務委託について ○　新型コロナウイルス感染症対策に係る体育施設受付業務について 3　その他 ○　ブロック塀等撤去助成金の概要に関する追加の報告について
3	2.10.15	1　報告事項 ○　個人情報保有等届出状況の報告 （開始の届出１４件、廃止の届出１件、変更の届出７件）

		2　諮問事項 ⑴　個人情報保護条例第１４条関係 ○　人事・給与システムについて ○　国税・地方税電子申告システムについて ○　戸籍情報システムについて ○　小金井市立学校教員出退勤管理システムについて ⑵　個人情報保護条例第１５条関係 ○　国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について ○　戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について ○　小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について ⑶　個人情報保護条例第２７条関係 ○　戸籍クラウドサービス構築委託について ○　戸籍クラウドサービス管理委託について ○　病児・病後児保育事業委託について ○　小金井市小中学校連合作品展受付業務委託について 3　その他 ○　令和元年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
4	3.3.11	1　報告事項 ○　個人情報保有等届出状況の報告 （開始の届出３２件、廃止の届出７件、変更の届出１１件） 2　諮問事項 ⑴　個人情報保護条例第１４条関係 ○　ＡＩ－ＯＣＲシステムについて ○　戸籍情報システムについて ○　レセプト点検業務（システム）について ○　保険者給付業務（システム）について ○　基幹系介護保険システムについて ○　新型コロナウイルスワクチン接種予約システムについて ○　災害共済給付オンライン請求システムについて ○　ワクチン接種記録システムについて

		⑵　個人情報保護条例第１５条関係 ○　戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について ○　新型コロナウイルスワクチン接種予約システムのオンライン接続について ○　日本スポーツ振興センター共済業務のオンライン手続化について ⑶　個人情報保護条例第２７条関係 ○　小金井市廃棄文書リサイクル処理業務委託について ○　戸籍クラウドサービス管理委託について ○　アライグマ・ハクビシン防除業務委託について ○　小金井市在宅要介護者緊急短期入院・入所事業の委託について（自立生活支援課） ○　障害福祉サービス等事業者に対する調査及び指導事務委託について ○　小金井市在宅要介護者緊急短期入院・入所事業の委託について（介護福祉課） ○　敬老会等委託について ○　新型コロナウイルスワクチン接種券作成等委託について ○　新型コロナウイルスワクチン接種等総合コールセンター業務委託について ○　新型コロナウイルスワクチン接種等入力事務委託について ○　教職員ストレスチェック委託について ○　新型コロナウイルスワクチン接種会場設営等委託について ３　その他 ○　「個人情報取扱特記事項」に関する遵守状況について

５　情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、令和２年度は、新任研修を行いました。管理職者及び個人情報取扱責任者を対象にした研修並びに主任職及び一般職員を対象にした研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の一環として行いませんでした。

報告第５号資料

令　和　２　年　度　目　的　外　利　用　等　報　告　事　例

１　目的外利用

個人情報の記録	目的外利用の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	9
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	20
戸籍関係データ	地方税の調査、照会	3
	成年後見関係業務	2
	国民年金関係業務	1
	生活保護関係業務	1
	児童手当支給業務	1
	債権回収事務	1
	消防団関係業務	1
	土地所有者の所在確認	1
	災害見舞金支給事務	1
成年被後見人等戸籍関係データ	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	10
国民健康保険の賦課収納診療関係データ	市税等関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	介護保険関係業務	1
	障害福祉関係業務	1
	生活保護関係業務	1
国民年金等資格給付データ	介護保険関係業務	1
	国民健康保険関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	統計調査業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
市･都民税課税データ	国民健康保険関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	国民年金関係業務	6
	障害者福祉関係業務	19
	介護保険関係業務	10
	高齢者等福祉関係業務	15
	養育関係業務	1
	ホームヘルプサービス等事業	6
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	8
	保育等関係業務	5
	公営住宅管理業務	4
	給付補助事業業務	6
	市税等の減額・免除業務	2
	下水道使用料関係業務	1
	生活保護関係業務	2
軽自動車税データ	放置バイクの照会	2
	市税等の減額・免除業務	1
固定資産税課税関係データ	公共物払下げ業務	1
	資金融資あっせん業務	1
	道路管理業務	4
	空き家の所有者調査業務	2
	データの照合確認業務	3
	高齢者住宅業務	1
	耐震化促進普及業務	1
	用地買収	1
市税収納管理システム	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1
	雨水貯留施設設置業務	1
	広告掲載判定業務	3
	公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1
	小口事業資金融資業務	3
	補給事業業務	3
生活保護関係データ	障害者福祉関係業務	1

	介護保険関係業務	3
	国民健康保険関係業務	2
	市税等の減額・免除業務	5
	医療費助成制度等の資格確認業務	1
	市税賦課業務	1
心身障害者（児）関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	8
	国民健康保険関係業務	2
	声の広報送付業務	1
	避難行動要援護者業務	3
	愛育手当の受給者確認業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
介護保険関係データ	税務等調査	2
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	生活保護関係業務	1
	障害者控除対象者認定業務	1
	災害時要援護者業務	1
	障害認定業務	1
	障害・介護高額合算業務	1
大気汚染医療費助成関係データ	国民健康保険関係業務	1
３歳児健康診査受診児童一覧	児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
	障害福祉関係業務	2
	生活保護関係業務	1
	児童福祉関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
保育園等入所者関係データ	市税等滞納整理業務	1
	愛育手当の受給者確認業務	3
	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	1
幼稚園助成金関係データ	生活保護関係業務	1
区画整理関係データ	市税等関係業務	3
合　　計		231

2　外部提供

個人情報の記録	外部提供の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	1
住民基本台帳関係データ	捜査関係業務	14
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	13
	債権回収業務	10
	国等からの住所等照会	1
	用地取得に関する調査	34
	不動産登記関係業務	4
	公有財産管理業務	4
	保護観察業務	1
	関係人調査	6
	老人福祉業務	2
	労働者災害補償保険関係業務	3
	国税の調査、照会	3
	国民年金等関係業務	3
	地方税の調査、照会	17
	生活保護関係業務	1
	土地所有者調査	2
	地籍調査業務	5
	居所不明児童調査	1
	選挙関係事務	2
	小口資金貸付業務	1
	奨学金事務	4
	図書館業務	2
	成年後見関係業務	1
	公営住宅管理業務	7
	安全運転管理者に関する事務	2
	児童福祉関係事務	2
	道路管理業務	5
	住民監査請求	1
	農地等管理業務	3
	相続人の調査	8
	戸籍関係調査、照会	1
	住民基本台帳事務	2
	介護保険関係業務	2
	空家管理業務	1
	労災保険業務	1
	戸籍関係調査、照会	1
	自動車臨時運行許可事務	1
	保安上危険な建物等の所有者に対する指導及び助言	1
	文化財保護業務	1
	公営墓地管理業務	7
	成年後見関係業務	2
	消費者注意喚起業務	1
	措置入院に係る事務	1
	地籍調査業務	1
戸籍関係データ	捜査関係業務	10
	相続人調査	18
	非訟事件手続事務	1
	地籍調査業務	5
	用地取得に関する調査	22
	国有財産管理業務	2
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	1
	不動産登記関係業務	2
	戸籍事務処理等	3
	刑務所関係業務	1

	土地所有者調査	7
	労働者災害補償保険関係業務	1
	身上調査	1
	国税の調査、照会	2
	国民年金等関係業務	3
	保護観察業務	2
	地方税の調査、照会	14
	公営住宅管理業務	2
	水道事業関係事務	3
	森林調査事務	1
	墓地管理運営業務	5
	債権回収業務	8
	国民健康保険関係業務	2
	後期高齢者医療保険関係業務	2
	生活保護関係業務	3
	児童福祉関係業務	5
	農地等管理業務	9
	道路管理業務	3
	廃棄物の処理及び清掃に関する事務	1
	住民基本台帳関係業務	1
	介護保険料徴収業務	1
	空家管理業務	1
	公有財産関係業務	1
	選挙関係事務	1
	土地区画整理事務	1
	老人福祉関係業務	5
	成年後見関係業務	6
	小口資金貸付業務	1
	文化財保護業務	1
	奨学金事務	1
	福祉貸付金関係事務	2
	建築物の維持保全等	2
	資格認定事務	1
	救済支援貸付事務	1
	関係人調査	5
成年被後見人等戸籍関係データ	身上調査	36
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	11
消費生活相談カード	不適正な取引行為に関する調査	1
国民健康保険の賦課収納診療関係データ	捜査関係業務	11
市･都民税課税データ　年金	国税の調査、照会	1
市･都民税課税データ	奨学金支給算定事務	2
	国税の調査、照会	2
	国民年金等関係業務	2
	生活保護に係る所得の調査照会	2
	介護保険料賦課・給付業務	1
	公営住宅管理業務	1
	医療費公費負担額決定業務	1
	子ども医療費受給資格の認定における所得情報の照会	1
	保育等関係業務	2
	給付補助業務	1
	児童福祉業務	1
	生活保護に係る資産照会	2
軽自動車税データ	放置バイクの照会	1
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	1
	捜査関係調査、照会	2
固定資産税課税関係データ	農地等管理業務	1
	税の調査、照会	1

差し替え分

市税収納管理システム	滞納整理業務	1
避難行動要支援者関係データ	避難行動要支援者支援	4
生活保護関係データ	就労援助業務	2
心身障害者（児）関係データ	音声版選挙公報送付対象者把握	2
介護保険関係データ	認定情報	4
児童手当等関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	1
防犯カメラデータ	捜査関係業務	2
新入学学齢児童生徒名簿	子育て応援記念品贈呈業務	1
選挙人名簿データ	政治活動関係業務	7
合　　計		464

議案第３１号

長期総合計画基本構想の策定について

第５次小金井市基本構想を別紙のように策定する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

（提案理由）

市民の「しあわせ」を増進する総合的かつ計画的な取組の指針となる新たな基本構想を策定するため、小金井市議会基本条例第１６条第１号の規定により、本案を提出するものであります。

第5次小金井市基本構想

1　基本構想の目的と策定意義・役割

本市では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第4次基本構想」において、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ　小金井市」を掲げ、まちづくりの主体を、市民、団体及び事業者、そして行政である市を含む「私たち」として位置付け、憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、その実現に向けて積極的にまちづくりを進めてきました。

この間、本市の人口は微増傾向にありますが、更なる少子高齢化への対応、公共施設等の老朽化などの課題に向き合ってきました。そして、市民ニーズの一層の多様化や高度化など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化していく中で、行政経営資源を計画的かつ有効に活用することは、次世代に責任を持ち持続可能なまちづくりを進める上で、更に重要になってきています。また、平成23年、地方自治法に規定されていた総合計画（基本構想）の策定義務がなくなり、それぞれの地方公共団体が地域の実情に合わせて、主体的に計画を策定する時代を迎えました。

このような社会潮流の下、私たちは現状の課題に対して将来を見据え、市民のしあわせの増進を図るためには、市民ニーズを的確に捉え、目指すべき将来像を共有し、一層の市民参加と協働によって共に創造していくまちづくりを進めていかなければなりません。そして、更なる少子高齢化・人口減少に対して、まちへの誇りと愛着（シビックプライド）を醸成し、選ばれるまちを目指す戦略を明確にする必要があります。ここに、第4次基本構想の目標年次の到来を機に、新たな基本構想を策定する目的と意義があります。

【基本構想の役割】

- 第4次基本構想で示した理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。
- 市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。
- 市民、団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。

2 基本構想の位置付け

(1)計画期間

基本構想は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。さらに、この基本構想を具体化するために、前期基本計画(令和3～7年度)、後期基本計画(令和8～12年度)及び実施計画を策定します。

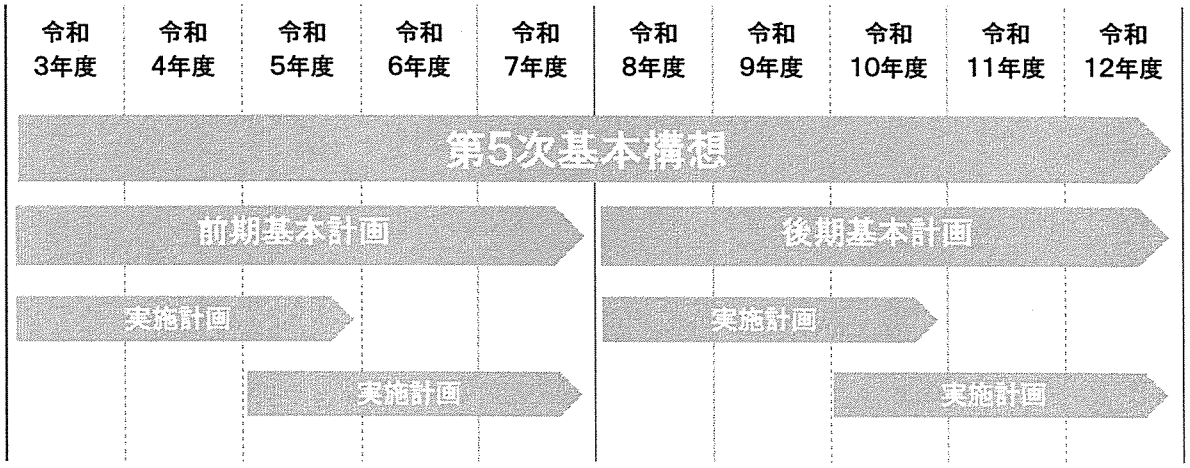

(2)長期総合計画の構成

基本構想

市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、今後10年にわたる将来像実現のため、まちづくりの基本姿勢を踏まえた政策の取組方針を示すものです。

基本計画

基本構想で定める将来像の実現に向けて、具体的な施策とその取組の方向性を示すものです。

実施計画

基本構想・基本計画に基づいて、施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと主な事業の計画年度を示すものです。

3 基本構想の背景

(1)第4次基本構想・基本計画の振り返り

① 将来像の基本的な指標の状況

第4次基本構想では、令和2年度までの本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、私たちが「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちを目指してきました。

市民意向調査の結果では、住みやすいと思う人の割合も、住み続けたいと思う人の割合も、共に増加傾向にあります。

(N:回答者数)

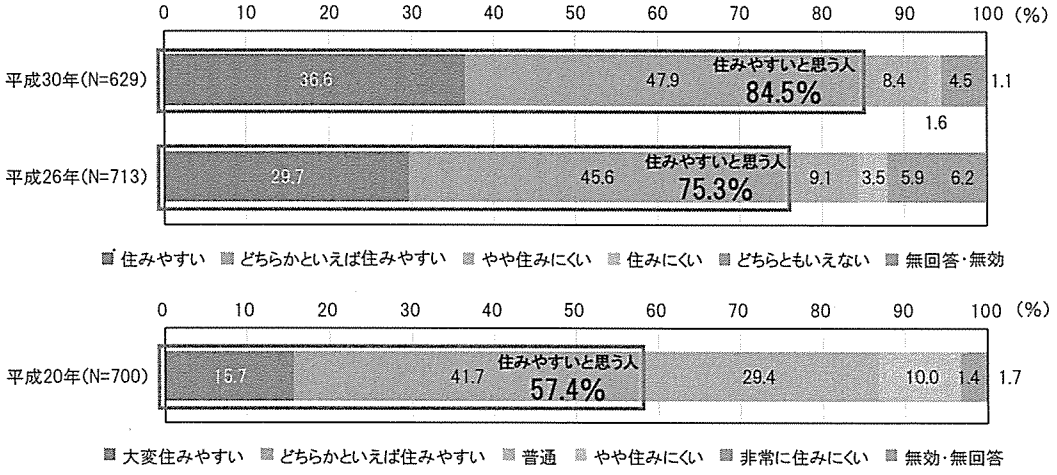

住みやすさの評価の推移

出典:小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)

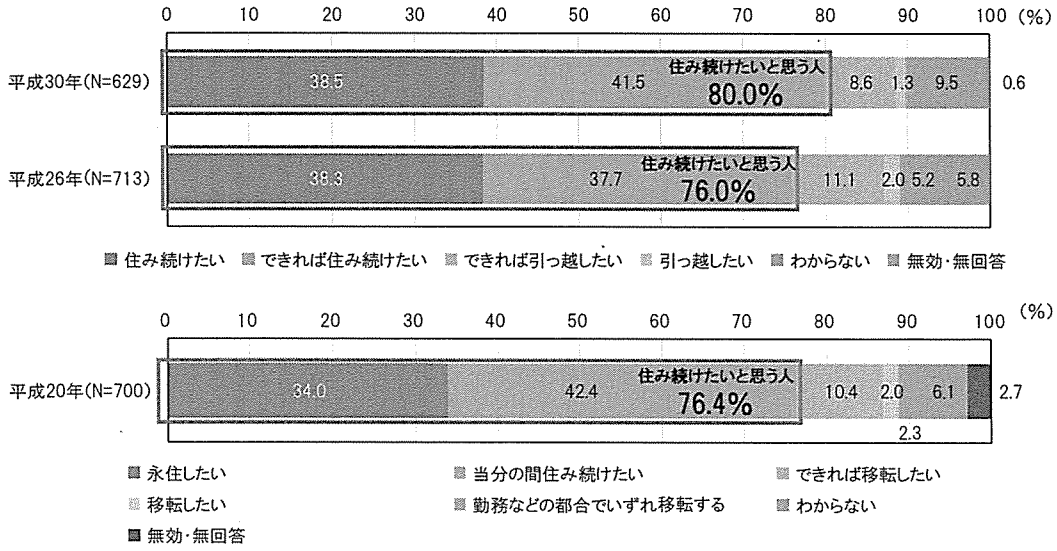

定住志向の推移

出典:小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

② 計画分野ごとの取組状況

第4次基本構想・基本計画では、将来像の実現に向けて「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「文化と教育」、「福祉と健康」の4分野で施策を推進し、これらを支えるため、「計画の推進」に取り組んできました。

口施策の大綱（4つの柱）

環境と都市基盤

ごみの処理については、他団体の御支援・御協力の下、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確立に努め、更なるごみの減量に向けて取り組んできました。また、みどりの保全・創出につながる取組を進めるほか、再開発事業や土地区画整理事業による駅周辺を中心としたまちづくりやインフラの充実など住環境・生活環境の整備を進めてきました。

地域と経済

協働については、その拠点となる（仮称）市民協働支援センターについて検討を進めてきました。防災・防犯については、空家等対策も含め、自助・共助・公助のあらゆる面で取組を進めてきました。また、経済に関しては、産業振興プラン、農業振興計画に基づき、東小金井事業創造センター「KO-TO」の開設や新たな市民農園の開園など、様々な取組を進めてきました。

文化と教育

文化や生涯学習については、貫井北センターや市民交流センターなどの拠点整備を進めてきました。また、小金井平和の日条例の制定、人権・男女平等に関する講演会の開催など、人権・平和・男女共同参画の取組を推進してきました。教育については、更なる質の向上と環境の充実を図るため、教育内容・教育方法・学習環境・幼児教育の整備・充実などの取組を進めてきました。

福祉と健康

福祉会館建設の検討、地域包括ケアシステムの深化・推進、児童発達支援センター「きらり」の開設など、仕組みづくりを進めてきました。そのほか、待機児童対策、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行、高齢者見守り協定の締結、休日医療体制の充実など、高齢者福祉、子ども家庭福祉、障がい者福祉、健康の維持・増進の取組を進めてきました。

令和元年度から世界的に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、市民生活を守るため、市独自の緊急対応方針を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてきました。

□計画の推進

市民ニーズを把握し、市民参加・協働を進めてきました。公共施設マネジメントについては、公共施設等総合管理計画を策定し、その浸透に努めてきました。また、長年の課題であった市庁舎問題を解決するとともに、本市の総合サービスの提供基盤を築くことを目的とした、新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業を実現に向けて進めてきました。行政経営については、行財政改革プラン2020を策定し、市職員の削減、市民課窓口委託、ふるさと納税の活用推進など、歳入の確保と歳出の適正化を進めてきました。

(2)社会潮流

人口減少と少子高齢化

日本の人口は、現在、減少傾向にあり、将来的にもその傾向が続くと言われています。さらに、全国的に少子高齢化の傾向が進んでいます。その対策が講じられる中、「人生100年時代」という考え方も提唱されるようになっています。何歳になっても挑戦し、活躍できることは一人ひとりのしあわせにつながるものですが、社会的には経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、それらに伴う財政負担の増大などが課題となっています。

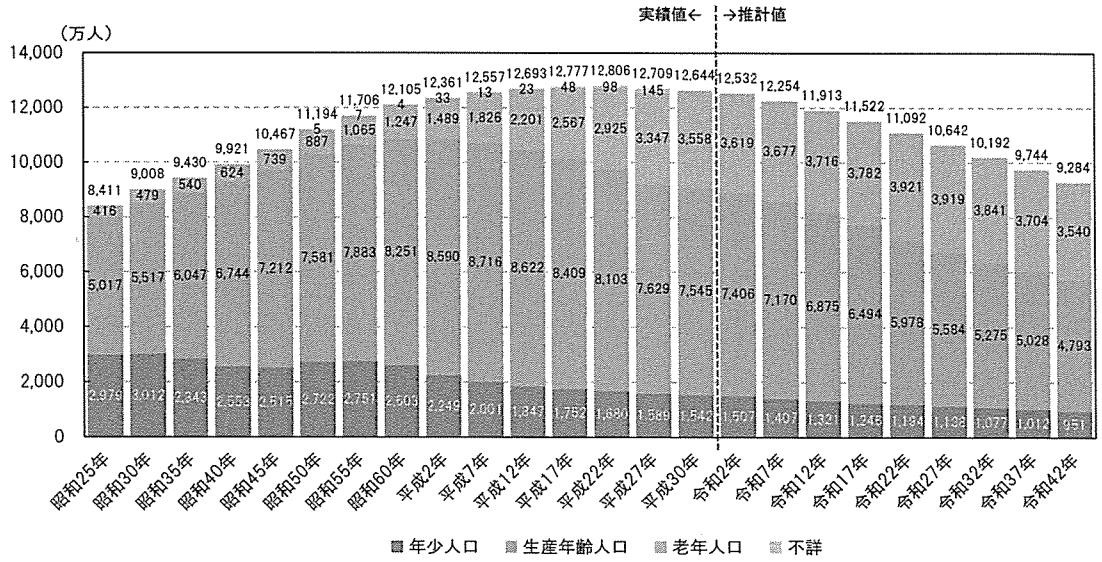

日本の人口の推移

※平成27年までは総務省「国勢調査」、平成30年は総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在確定値)、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

多様性の尊重

個人の価値観、ライフスタイルは多様化してきています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいなど様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が求められています。

情報化社会の進展

過去10年間で情報環境は様変わりしています。第4次基本構想を策定した平成23年には、日本のスマートフォン普及率は29.3%でしたが、今や80%を超えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、AI技術などの活用、各種コミュニケーションのオンライン化など、技術的な進展が急速に進んでおり、国においてはデジタル革新により実現するSociety5. 0という新たな社会を提唱しているほか、デジタル庁の新設も予定されているなど、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方が変化しつつあります。

持続可能な社会の構築

「持続可能性」の概念は、従前から環境分野において地球温暖化対策などで用いられてきましたが、近年では分野を超えた広がりを見せています。その例が、平成27年に国連サミットで採択されたSDGsです。我が国においても、官民ともに、格差の解消と環境負荷の軽減に取り組み、持続可能な成長が目標となっています。そのほかにも、人口減少社会を見据え、「持続可能性」をキーワードとした取組が進められています。

安全・安心への意識の高まり

近年、大規模災害が多発し、感染症の大流行も度々発生しています。さらに将来には大地震の発生が予測される中、国においてはソフトとハードの両面で被害の最小化とリスクへの対応を図るため、国土強靭化という考え方を打ち出しました。ハード面の整備や関係者間のネットワーク化はもとより、地域における支え合いによる取組や体制構築が求められています。

感染症の大流行を契機とした社会の変容

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や事業者への休業等の要請など、住民生活や地域経済への影響は甚大なものとなりました。日常生活の中で感染拡大を防ぐ対策を余儀なくされており、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方、そして行政のあり方に大きな転換期を迎えています。

地方自治の進展

国において地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体においては今後ますます住民ニーズを細やかに把握し、地域の実情に合わせたまちづくりが求められます。そのためには、住民の参加・協働を充実させ、一人ひとりのニーズに応え、多様化・複雑化・高度化する地域課題の解消に取り組む必要があり、そのためにも、行政情報の積極的な発信やオープンデータの推進など、透明性の高い行政運営が必要となります。

(3)小金井市の現状

① 人口動態

本市の人口は、約12万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成29年10月に12万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和3年4月時点で124,078人になっています。

ただし、この中で、老年人口の増加率が約20%と最も大きくなっており、高齢化率は2割を上回っています。近年、合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられます。

今後、生産年齢人口を維持するためには、特に転出入の人数が多い20代から30代までの転入維持と転出抑制が課題です。

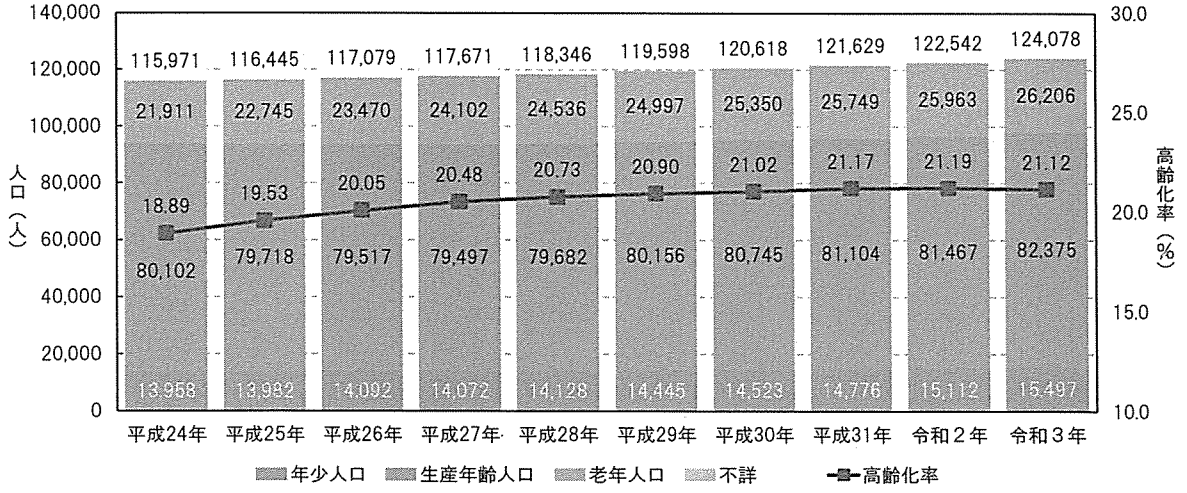

小金井市の年齢3区分別人口の推移と比率

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

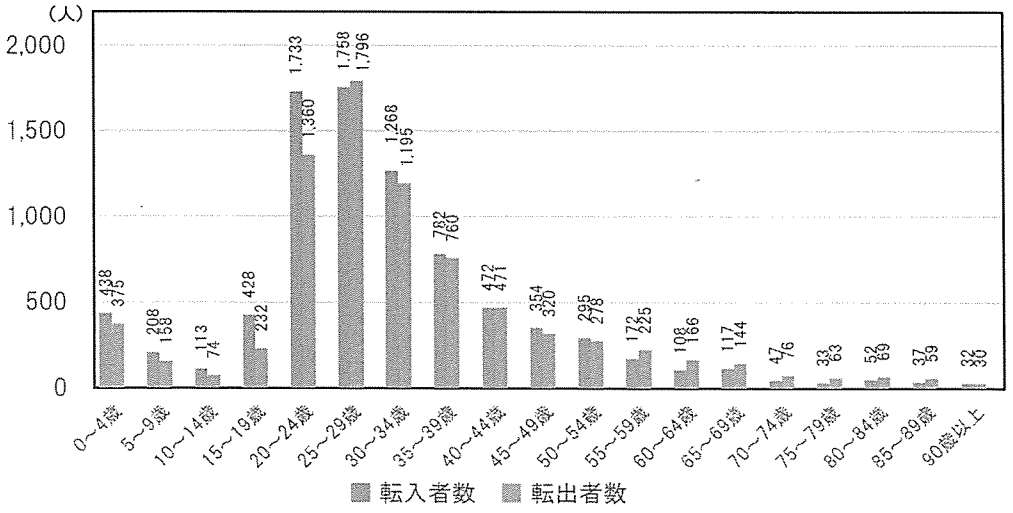

5歳階級別転出入数

出典：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

② 財政

本市は、豊かな自然、閑静な住環境、大学などの教育・研究機関が集まり、交通アクセスも良く、暮らしやすい環境を強みとして発展してきたこともあり、歳入構造の約半分を市税収入が占めています。一方、歳出では、扶助費が年々増加しており、さらに、待機児童解消など子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題への対応に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済や市民生活、市民の経済活動に及ぼす影響も大きく、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。したがって、依然として厳しい財政状況にあり、持続可能な財政基盤の構築が課題です。

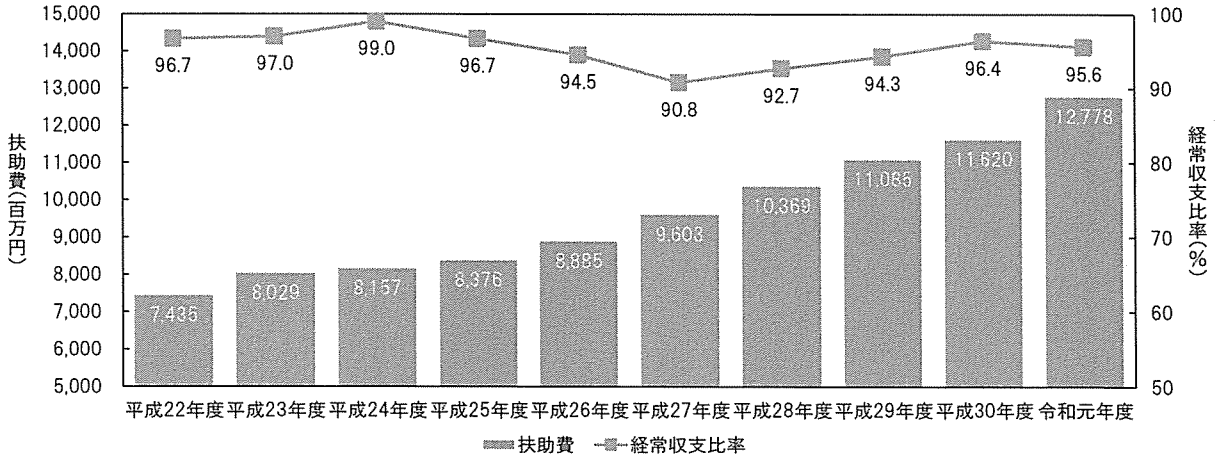

扶助費・経常収支比率の推移

出典：小金井市の財政状況

③ 土地利用

本市は、おおむね4km四方で、面積は11.30k㎡です。全体の約6割を宅地が占めており、農用地、公園・緑地は合わせて2割弱、残りの2割弱が道路などとなっています。特徴として、宅地面積のうち住宅用地が約8割と非常に多く、閑静な住宅地を形成しています。また、本市は、東西・南北の主要な道路が人と物の動線となるとともに、駅周辺には商業施設が集積するなど、生活利便性の高い地域構造となっています。加えて、南北の大規模な都立公園と玉川上水・野川が潤いの空間を形成しています。したがって、みどりの保全を始めとした良好な住環境の維持と更なる利便性の高い拠点の整備が課題です。

④ 公共施設

本市では、高度経済成長期の急激な人口増加を背景として、市立小中学校や公共下水道を始めとする多くの公共施設等を比較的短期間のうちに整備してきました。現在では、約6

割以上の建築系公共施設が築30年以上を経過しているほか、道路や公共下水道なども老朽化が進んでいます。

将来、人口の減少が見込まれる中、このまま全ての公共施設を維持することは大変難しく、公共施設の総量抑制を基本に、計画的な施設更新、適切な維持管理、資産の有効活用による市民サービスの向上に向けた取組を推進することが課題です。

4 小金井市の将来像

「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」

本市の魅力の一つは、みどりと水に恵まれた豊かな自然です。
それらの自然は、もちろん地理的・歴史的に形成されたものではありますが、
まちが発展する中でも守られてきたのは市民の努力のたまものです。
これからも「私たち」は、豊かな自然を愛し、守り、いかしていきます。

このような「私たち」の主体的な活動、そして市民参加と協働は、
みどりと水に限らず、様々な分野で取り組まれ、新たな魅力を生み出し、さらに、
一人ひとりが抱える課題、そしてますます複雑化する地域の諸問題の解消にもつながるものです。

これらを進めることで、私たちが皆笑顔になり、心豊かに暮らすことができるようになるはずです。
そしてまた、私たちの間に人の輪が生まれ、それぞれを認め合い、尊重し、
また支え合いながら地域で暮らしていくこととなるでしょう。

住みやすく、そして住み続けたいと思える小金井市であり続けるため、
誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、
「しあわせ」を感じられるまちを目指します。

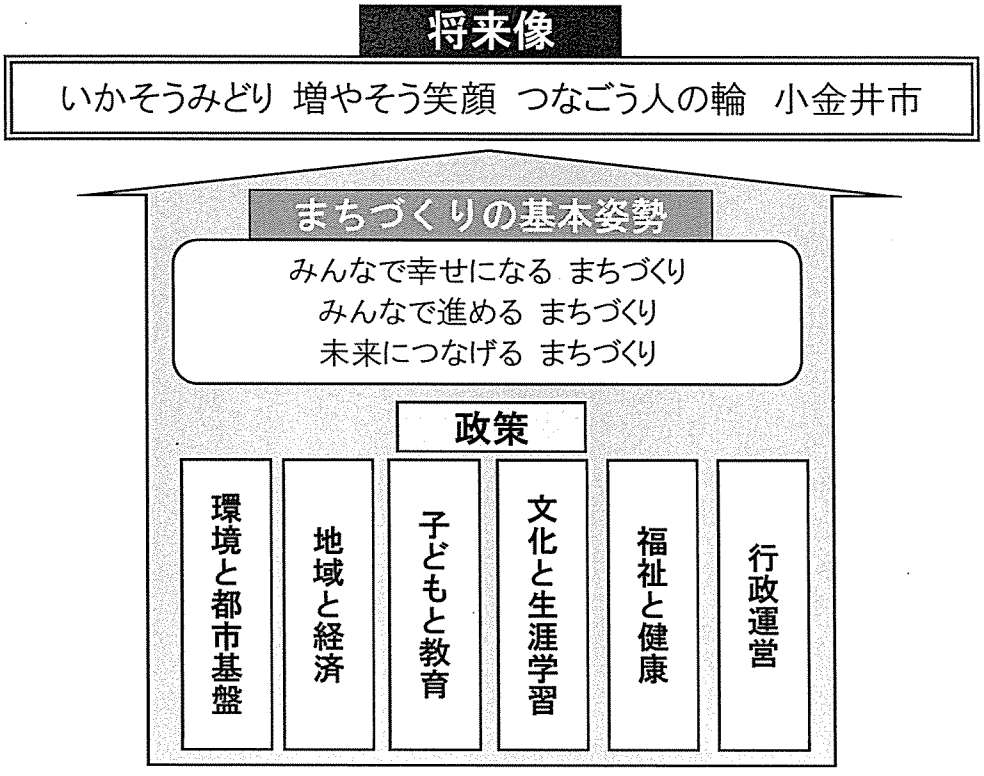

5 まちづくりの基本姿勢

将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての私たちの基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めます。

みんなで幸せになる まちづくり

まちづくりは、市民一人ひとりを尊重し、しあわせな生活を実現するものです。市民の生活を守り、安定・発展させることを最優先としたまちづくりに取り組みます。

みんなで進める まちづくり

まちづくりは、市民、団体、事業者及び行政である市が、市民参加と協働に基づく市民自治により実現するものです。本市への愛着や誇りを育み、お互いに理解し、助け合いながら、まちづくりに取り組みます。

未来につなげる まちづくり

まちづくりは、現在だけでなく、次の世代にとっても豊かで暮らしやすいまちを目指し、進めることが大切です。将来へ向けて希望の持てる、持続可能で活力あるまちづくりに取り組みます。

「私たち」とは

「私たち」とは、市民を始め、団体、事業者及び行政である市を含む、本市のまちづくりを担う主体となる人たち全体を指す言葉です。
みんなで一緒にまちづくりを進めることを意識しています。

「市民」とは

「私たち」に含まれる「市民」には、市政に関わる主体として、在住する人だけでなく、市内に通勤・通学する人を含んで考えます。

6 政策の取組方針

将来像の実現に向け、私たちが取り組む政策を6つに整理し、その取組方針を示します。

環境と都市基盤

自然と都市が調和した人に優しいまち

美しく質の高いみどりと水、静かで落ち着いた住宅地、そして子どもや若者たちの明るい声が聞こえる多くの学園があることは本市の魅力です。これからも一人ひとりがこれらの魅力を更に磨くとともに、便利で暮らしやすく訪れたくなるまちをつくります。

●豊かなみどりと水の保全と活用

一人ひとりが守り育てたみどりと水を、これからの世代にも引き継ぎます。そして、みどりと水が今後も本市の魅力であり続け、大都会の憩いとなるよう、公園や農地、水辺などの自然や景観を豊かに保ち、いかします。

●環境に優しい循環型社会の形成

将来にわたって良好な環境を守るため、限りある資源の有効活用、ごみ分別の徹底、省エネルギーの取組など、身近な活動から、環境に優しい持続可能な循環型社会をつくります。

●魅力的で快適な、人に優しいまちづくりの推進

自然と都市が調和しながら利便性が高く、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤を整備し、みどりと水の魅力を求めて多くの人が訪れ、誰もが安心して暮らせる、人に優しい快適なまちづくりを進めます。

地域と経済

安心して過ごせる暮らしやすいまち

地域で助け合い、安心して暮らすことができるとともに、多様な市民力や地域性をいかした、生活都市にふさわしい産業の振興に取り組み、ふれあいと活力のあるまちを実現します。

自助・共助・公助のバランスが取れた地域社会の構築

大規模な災害や感染症、多様な犯罪などの発生から生命や財産が守られ、安心して生活できるまちを目指し、誰もが自立し、互いに助け合い寄り添う地域にします。

便利で暮らしやすく、ふれあいと活力のあるまちの実現

便利で暮らしやすいまちであるとともに、訪れる人にとっても魅力的なまちであるよう、商業、工業、都市農業及び教育・研究機関などの地域資源を守り育ていかします。そして、更なる魅力の創出・育成により、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまちにします。

子どもと教育

心豊かにのびのびと子どもが育つまち

本市で生まれ、育つ子どもたちは、未来を支える担い手です。子どもたちが自らの人生を他者と協力し合って主体的に生きていけるように、出産前後、就学前、就学期などの様々な段階に応じて、また地域との関わり、家庭、学校など様々な場面に合わせて、子育て・子育ち支援を総合的に進めます。

子どもの健やかな育ちの実現

あらゆる子どもにとって最善の利益が実現されることを目指します。子どもたちが安心して居られる場所を保障し、一人ひとりの子どもが主体的に学びながら、豊かな体験を通して、自己肯定感や他者への思いやり、社会参加や自己実現ができる力を育みます。

子育て環境の充実

多様化していく社会において、直面する課題を受け止めて、子育て家庭を支えます。あらゆる子どもが健やかに育つために関係者の連携を深め、きめ細やかな支援に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り、育てていける環境を整えます。

生きる力の育成と学習環境の整備・充実

子どもたちが活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長できるよう、主体的に生きる力を育みます。そのために安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組みます。

文化と生涯学習

―人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるまち

一人ひとりがお互いに尊重され、認め合い、平等に暮らせるまちにおいて、交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの機会を持つことで、誰もが心豊かに暮らしつつ、文化を醸成していきます。

●個人の尊厳と平等を尊ぶ意識の共有

国籍、性、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もがお互いに個性を尊重し、認め合うことを大切にします。そのために、人権や平等に関する意識を高めるとともに、一人ひとりの命や平和を尊ぶ姿勢を育みます。

●自分らしく学びを楽しむまちの実現

誰もが生涯にわたって豊かな創造性を発揮し、人と人とのつながりの中で、自分らしい人生を送ることができるまちを実現します。そのために、趣味や教養を深め、健康増進を図り、仲間づくりや生活に役立つような、芸術文化やスポーツなどの様々な学びの機会をつくります。

●地域における学びの活用の推進

互いに支え合うまちづくりのために、私たちみんなが学び合える環境を整えます。そして、一人ひとりの学びの成果を広く地域にいかすとともに、知識や経験、文化などを次の世代へ継承していきます。

福祉と健康

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

保健・医療・福祉の体制を充実させます。高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合うことで、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉を実現します。

●いきいきとした暮らしの充実

年齢や障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、いきいきと充実した暮らしが送れる社会を実現します。そのために居場所づくり、世代間交流、就労などの社会参加・地域交流を支援します。

●自立した暮らしの支援と実現

市民一人ひとりが自立した暮らしを続けるために、必要な支援を必要なときに受けられる社会を実現します。そのために、保健・医療・福祉の各分野で体制を充実させるとともに、地域における協力と、見守り・支え合いの環境を醸成します。

●健康な暮らしの支援と実現

あらゆる市民の身体とこころが共に健康であるために、地域の保健・医療体制を充実させます。病気の予防・健康づくりを促進し、健康寿命を延ばしていくための生活環境を実現します。また、感染症の大流行に備えます。

行政運営

開かれた市政で誰からも信頼されるまち

多様化するニーズや複雑化する課題に対処し、信頼関係に基づいた協働を通じて、持続可能で安定的な自治体運営を行います。そして、市民満足度を高め、一人ひとりが誇りや愛着の持てるまちづくりを展開します。

●持続可能な行財政運営

行財政改革の一層の推進を図り、持続可能な財政運営と市民サービスの維持・向上を目指します。また、マネジメントの視点を持ち、組織の最適化、公有財産の適正管理、広域連携の強化、あらゆる事業におけるデジタル技術の利活用を通じて、自律した自治体行政を実現します。

●共に歩むオープンな行政の実現

情報の発信・公開に取り組み、透明で公正な行政運営を行います。また、多くの人とのコミュニケーションを図ることで、市民参加と協働を更に活性化させていきます。

●みんなから愛されるまちづくり

本市に対する誇りと愛着を高め、「まちの一員」という意識の向上を図ります。また、本市の魅力を掘り起こし、アピールすることで「まちのファン」の拡大を目指します。

議案第３１号資料１

小金井しあわせプラン（案）

第５次小金井市基本構想・前期基本計画
第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略
（令和3年度～令和7年度）

目 次

第5次小金井市基本構想

1 基本構想の目的と策定意義・役割 1

2 基本構想の位置付け 2

(1)計画期間 2

(2)長期総合計画の構成 2

3 基本構想の背景 3

(1)第4次基本構想・基本計画の振り返り 3

(2)社会潮流 6

(3)小金井市の現状 8

4 小金井市の将来像 11

5 まちづくりの基本姿勢 12

6 政策の取組方針 13

第5次小金井市前期基本計画

第1部 総論

1 前期基本計画の概要 23

(1)基本計画の目的と策定意義・役割 23

(2)計画期間 23

(3)計画全体の目標 23

(4)計画体系図 24

2 施策の概要 25

(1)施策体系 25

(2)施策の構成 26

第2部 施策

1 環境と都市基盤 29

施策1 みどりと水の環境整備 29

施策2 循環型社会の形成 31

施策3 環境保全の推進 33

施策4 市街地の整備 35

施策5 住環境の整備 37

施策6 都市インフラの整備 39

施策7　交通環境の整備……41

2　地域と経済……43
施策8　危機管理体制の構築……43
施策9　地域の安全・安心の向上……45
施策10　産業・観光の振興……47
施策11　都市農業の振興……49

3　子どもと教育……51
施策12　子どもの育ちの支援……51
施策13　子育て家庭の支援……53
施策14　子育て・子育ち環境の充実……55
施策15　学校教育の充実……57
施策16　学校環境の整備……59

4　文化と生涯学習……61
施策17　芸術文化の振興……61
施策18　国際交流・都市間交流の推進……63
施策19　人権・平和・男女共同参画の尊重……65
施策20　生涯学習の振興……67
施策21　スポーツの振興……69

5　福祉と健康……71
施策22　福祉のまちづくりの推進……71
施策23　高齢者の生きがいの充実……73
施策24　高齢者が暮らし続ける仕組みの充実……75
施策25　障がい者福祉の充実……77
施策26　健康の維持・増進……79

6　行政運営……81
施策27　市民参加・協働の推進……81
施策28　積極的な情報発信……83
施策29　計画的な行財政運営……85

第3部　第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(1)まち・ひと・しごと創生総合戦略とは……89
(2)3つの基本目標と数値目標……91
(3)2つの横断的な目標……92
(4)総合戦略の基本目標と前期基本計画における各施策との関係……93

付属資料

1 市民意向調査の概要……95
2 中期財政計画の概要……97
3 人口ビジョン……99
4 SDGsと第5次基本構想・前期基本計画……104
5 市の憲章・諸計画一覧……107
6 策定の経過……109
7 審議会等……113
8 庁内検討体制……115
9 用語の説明……116

第5次小金井市基本構想

1　基本構想の目的と策定意義・役割

本市では、平成23年度からの10年間を計画期間とする「第4次基本構想」において、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ　小金井市」を掲げ、まちづくりの主体を、市民、団体及び事業者、そして行政である市を含む「私たち」として位置付け、憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、その実現に向けて積極的にまちづくりを進めてきました。

この間、本市の人口は微増傾向にありますが、更なる少子高齢化への対応、公共施設等の老朽化などの課題に向き合ってきました。そして、市民ニーズの一層の多様化や高度化など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化していく中で、行政経営資源を計画的かつ有効に活用することは、次世代に責任を持ち持続可能なまちづくりを進める上で、更に重要になってきています。また、平成23年、地方自治法に規定されていた総合計画（基本構想）の策定義務がなくなり、それぞれの地方公共団体が地域の実情に合わせて、主体的に計画を策定する時代を迎えました。

このような社会潮流の下、私たちは現状の課題に対して将来を見据え、市民のしあわせの増進を図るためには、市民ニーズを的確に捉え、目指すべき将来像を共有し、一層の市民参加と協働によって共に創造していくまちづくりを進めていかなければなりません。そして、更なる少子高齢化・人口減少に対して、まちへの誇りと愛着（シビックプライド）を醸成し、選ばれるまちを目指す戦略を明確にする必要があります。ここに、第4次基本構想の目標年次の到来を機に、新たな基本構想を策定する目的と意義があります。

【基本構想の役割】

- 第4次基本構想で示した理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。
- 市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。
- 市民、団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。

2 基本構想の位置付け

(1)計画期間

基本構想は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。さらに、この基本構想を具体化するために、前期基本計画(令和3～7年度)、後期基本計画(令和8～12年度)及び実施計画を策定します。

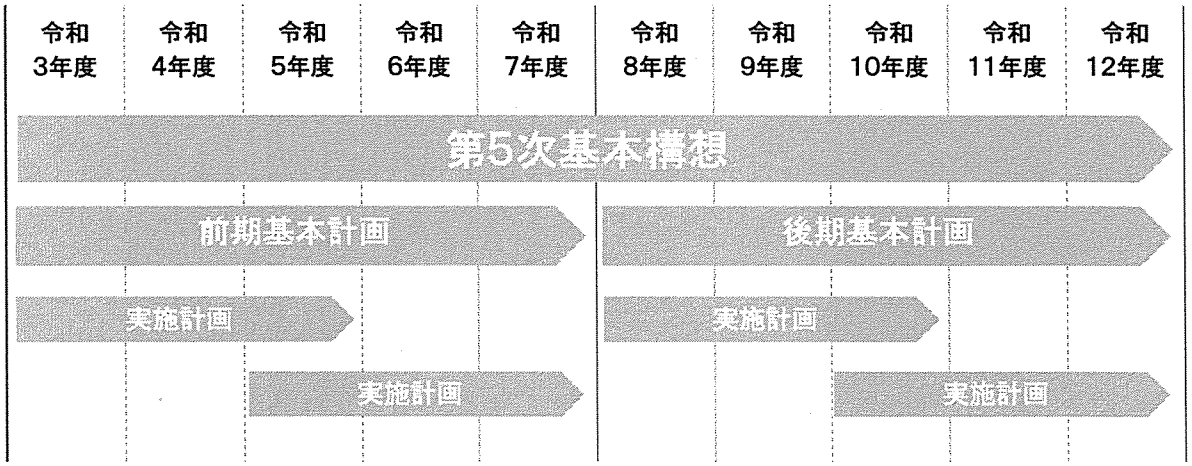

(2)長期総合計画の構成

基本構想

市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、今後10年にわたる将来像実現のため、まちづくりの基本姿勢を踏まえた政策の取組方針を示すものです。

基本計画

基本構想で定める将来像の実現に向けて、具体的な施策とその取組の方向性を示すものです。

実施計画

基本構想・基本計画に基づいて、施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと主な事業の計画年度を示すものです。

3 基本構想の背景

(1)第4次基本構想・基本計画の振り返り

① 将来像の基本的な指標の状況

第4次基本構想では、令和2年度までの本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、私たちが「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちを目指してきました。

市民意向調査の結果では、住みやすいと思う人の割合も、住み続けたいと思う人の割合も、共に増加傾向にあります。

(N:回答者数)

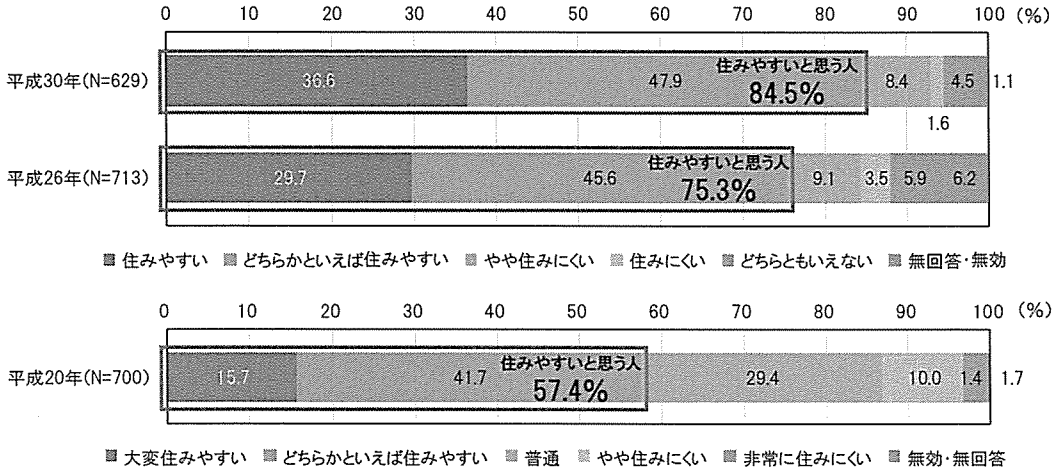

住みやすさの評価の推移

出典:小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)

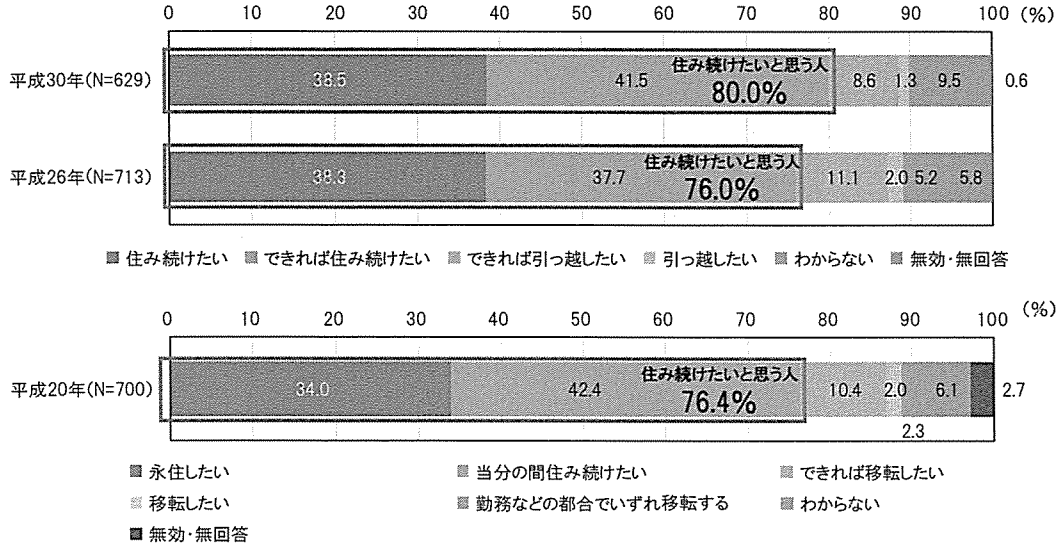

定住志向の推移

出典:小金井市市民意向調査(平成20年度、平成26年度、平成30年度)

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

② 計画分野ごとの取組状況

第4次基本構想・基本計画では、将来像の実現に向けて「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「文化と教育」、「福祉と健康」の4分野で施策を推進し、これらを支えるため、「計画の推進」に取り組んできました。

□施策の大綱（4つの柱）

環境と都市基盤

ごみの処理については、他団体の御支援・御協力の下、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確立に努め、更なるごみの減量に向けて取り組んできました。また、みどりの保全・創出につながる取組を進めるほか、再開発事業や土地区画整理事業による駅周辺を中心としたまちづくりやインフラの充実など住環境・生活環境の整備を進めてきました。

地域と経済

協働については、その拠点となる（仮称）市民協働支援センターについて検討を進めてきました。防災・防犯については、空家等対策も含め、自助・共助・公助のあらゆる面で取組を進めてきました。また、経済に関しては、産業振興プラン、農業振興計画に基づき、東小金井事業創造センター「KO-TO」の開設や新たな市民農園の開園など、様々な取組を進めてきました。

文化と教育

文化や生涯学習については、貫井北センターや市民交流センターなどの拠点整備を進めてきました。また、小金井平和の日条例の制定、人権・男女平等に関する講演会の開催など、人権・平和・男女共同参画の取組を推進してきました。教育については、更なる質の向上と環境の充実を図るため、教育内容・教育方法・学習環境・幼児教育の整備・充実などの取組を進めてきました。

福祉と健康

福祉会館建設の検討、地域包括ケアシステムの深化・推進、児童発達支援センター「きらり」の開設など、仕組みづくりを進めてきました。そのほか、待機児童対策、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行、高齢者見守り協定の締結、休日医療体制の充実など、高齢者福祉、子ども家庭福祉、障がい者福祉、健康の維持・増進の取組を進めてきました。

令和元年度から世界的に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、市民生活を守るため、市独自の緊急対応方針を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてきました。

□計画の推進

市民ニーズを把握し、市民参加・協働を進めてきました。公共施設マネジメントについては、公共施設等総合管理計画を策定し、その浸透に努めてきました。また、長年の課題であった市庁舎問題を解決するとともに、本市の総合サービスの提供基盤を築くことを目的とした、新庁舎・(仮称)新福祉会館建設事業を実現に向けて進めてきました。行政経営については、行財政改革プラン2020を策定し、市職員の削減、市民課窓口委託、ふるさと納税の活用推進など、歳入の確保と歳出の適正化を進めてきました。

(2)社会潮流

人口減少と少子高齢化

日本の人口は、現在、減少傾向にあり、将来的にもその傾向が続くと言われています。さらに、全国的に少子高齢化の傾向が進んでいます。その対策が講じられる中、「人生100年時代」という考え方も提唱されるようになっています。何歳になっても挑戦し、活躍できることは一人ひとりのしあわせにつながるものですが、社会的には経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、それらに伴う財政負担の増大などが課題となっています。

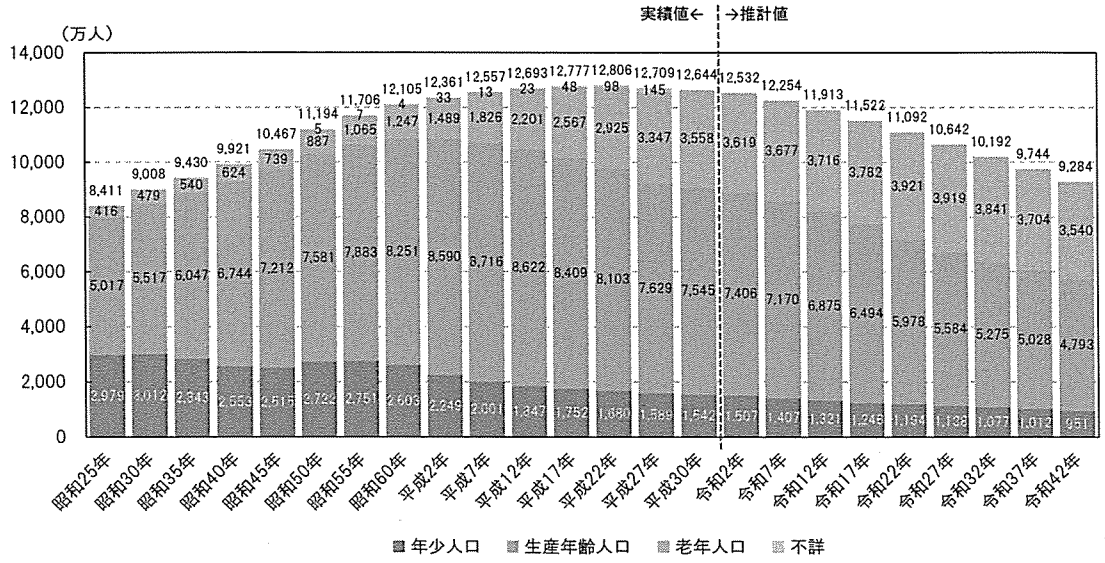

日本の人口の推移

※平成27年までは総務省「国勢調査」、平成30年は総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在確定値)、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

多様性の尊重

個人の価値観、ライフスタイルは多様化してきています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいなど様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が求められています。

情報化社会の進展

過去10年間で情報環境は様変わりしています。第4次基本構想を策定した平成23年には、日本のスマートフォン普及率は29.3%でしたが、今や80%を超えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、AI技術などの活用、各種コミュニケーションのオンライン化など、技術的な進展が急速に進んでおり、国においてはデジタル革新により実現するSociety5．0という新たな社会を提唱しているほか、デジタル庁の新設も予定されているなど、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方が変化しつつあります。

持続可能な社会の構築

「持続可能性」の概念は、従前から環境分野において地球温暖化対策などで用いられてきましたが、近年では分野を超えた広がりを見せています。その例が、平成27年に国連サミットで採択されたSDGsです。我が国においても、官民ともに、格差の解消と環境負荷の軽減に取り組み、持続可能な成長が目標となっています。そのほかにも、人口減少社会を見据え、「持続可能性」をキーワードとした取組が進められています。

安全・安心への意識の高まり

近年、大規模災害が多発し、感染症の大流行も度々発生しています。さらに将来には大地震の発生が予測される中、国においてはソフトとハードの両面で被害の最小化とリスクへの対応を図るため、国土強靭化という考え方を打ち出しました。ハード面の整備や関係者間のネットワーク化はもとより、地域における支え合いによる取組や体制構築が求められています。

感染症の大流行を契機とした社会の変容

令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や事業者への休業等の要請など、住民生活や地域経済への影響は甚大なものとなりました。日常生活の中で感染拡大を防ぐ対策を余儀なくされており、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方、そして行政のあり方に大きな転換期を迎えています。

地方自治の進展

国において地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体においては今後ますます住民ニーズを細やかに把握し、地域の実情に合わせたまちづくりが求められます。そのためには、住民の参加・協働を充実させ、一人ひとりのニーズに応え、多様化・複雑化・高度化する地域課題の解消に取り組む必要があり、そのためにも、行政情報の積極的な発信やオープンデータの推進など、透明性の高い行政運営が必要となります。

(3)小金井市の現状

① 人口動態

本市の人口は、約12万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成29年10月に12万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和3年4月時点で124,078人になっています。

ただし、この中で、老年人口の増加率が約20%と最も大きくなっており、高齢化率は2割を上回っています。近年、合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられます。

今後、生産年齢人口を維持するためには、特に転出入の人数が多い20代から30代までの転入維持と転出抑制が課題です。

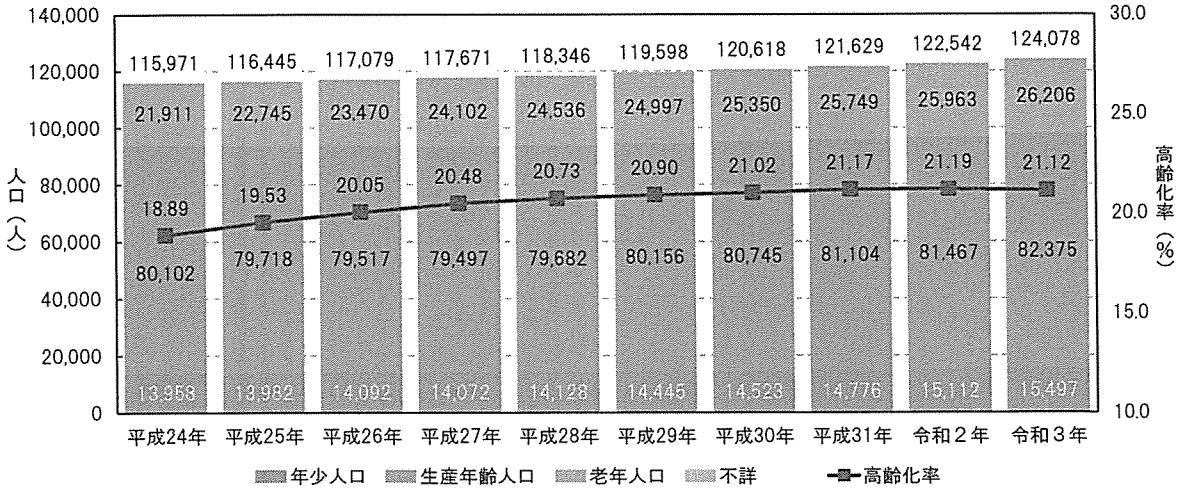

小金井市の年齢3区分別人口の推移と比率

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

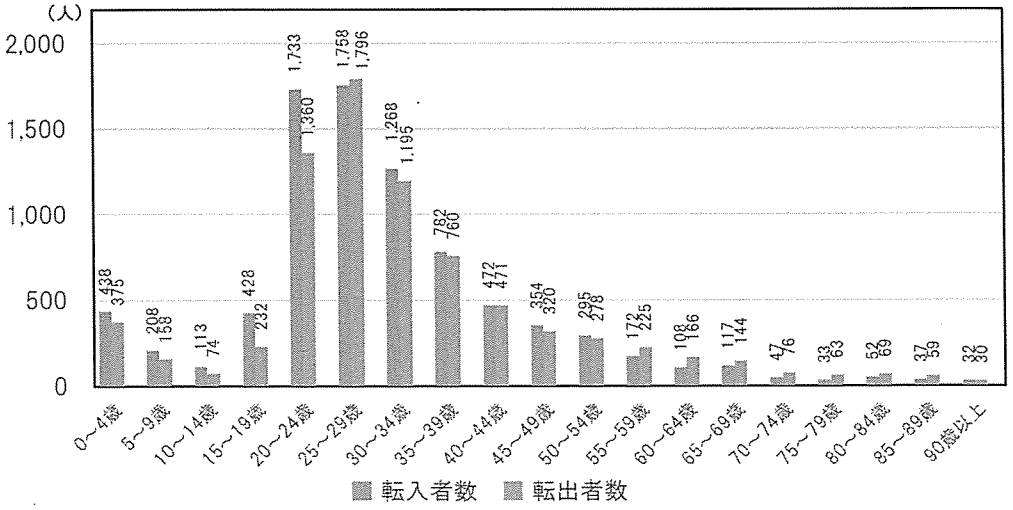

5歳階級別転出入数

出典：住民基本台帳人口移動報告（令和元年）

② 財政

本市は、豊かな自然、閑静な住環境、大学などの教育・研究機関が集まり、交通アクセスも良く、暮らしやすい環境を強みとして発展してきたこともあり、歳入構造の約半分を市税収入が占めています。一方、歳出では、扶助費が年々増加しており、さらに、待機児童解消など子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題への対応に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済や市民生活、市民の経済活動に及ぼす影響も大きく、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。したがって、依然として厳しい財政状況にあり、持続可能な財政基盤の構築が課題です。

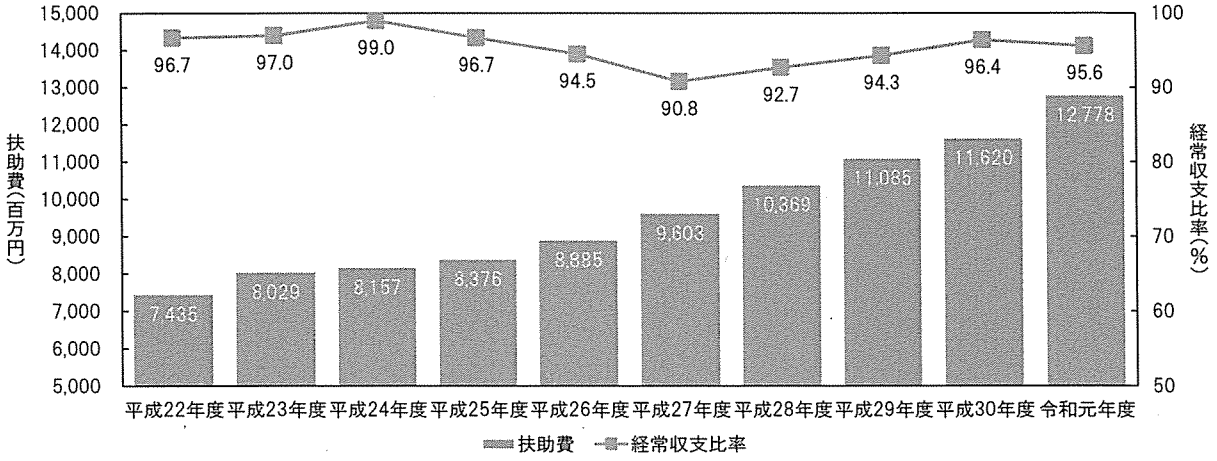

扶助費・経常収支比率の推移

出典：小金井市の財政状況

③ 土地利用

本市は、おおむね4km四方で、面積は11.30k㎡です。全体の約6割を宅地が占めており、農用地、公園・緑地は合わせて2割弱、残りの2割弱が道路などとなっています。特徴として、宅地面積のうち住宅用地が約8割と非常に多く、閑静な住宅地を形成しています。また、本市は、東西・南北の主要な道路が人と物の動線となるとともに、駅周辺には商業施設が集積するなど、生活利便性の高い地域構造となっています。加えて、南北の大規模な都立公園と玉川上水・野川が潤いの空間を形成しています。したがって、みどりの保全を始めとした良好な住環境の維持と更なる利便性の高い拠点の整備が課題です。

④ 公共施設

本市では、高度経済成長期の急激な人口増加を背景として、市立小中学校や公共下水道を始めとする多くの公共施設等を比較的短期間のうちに整備してきました。現在では、約6

割以上の建築系公共施設が築30年以上を経過しているほか、道路や公共下水道なども老朽化が進んでいます。

将来、人口の減少が見込まれる中、このまま全ての公共施設を維持することは大変難しく、公共施設の総量抑制を基本に、計画的な施設更新、適切な維持管理、資産の有効活用による市民サービスの向上に向けた取組を推進することが課題です。

4 小金井市の将来像

「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」

本市の魅力の一つは、みどりと水に恵まれた豊かな自然です。
それらの自然は、もちろん地理的・歴史的に形成されたものではありますが、
まちが発展する中でも守られてきたのは市民の努力のたまものです。
これからも「私たち」は、豊かな自然を愛し、守り、いかしていきます。

このような「私たち」の主体的な活動、そして市民参加と協働は、
みどりと水に限らず、様々な分野で取り組まれ、新たな魅力を生み出し、さらに、
一人ひとりが抱える課題、そしてますます複雑化する地域の諸問題の解消にもつながるものです。

これらを進めることで、私たちが皆笑顔になり、心豊かに暮らすことができるようになるはずです。
そしてまた、私たちの間に人の輪が生まれ、それぞれを認め合い、尊重し、
また支え合いながら地域で暮らしていくこととなるでしょう。

住みやすく、そして住み続けたいと思える小金井市であり続けるため、
誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、
「しあわせ」を感じられるまちを目指します。

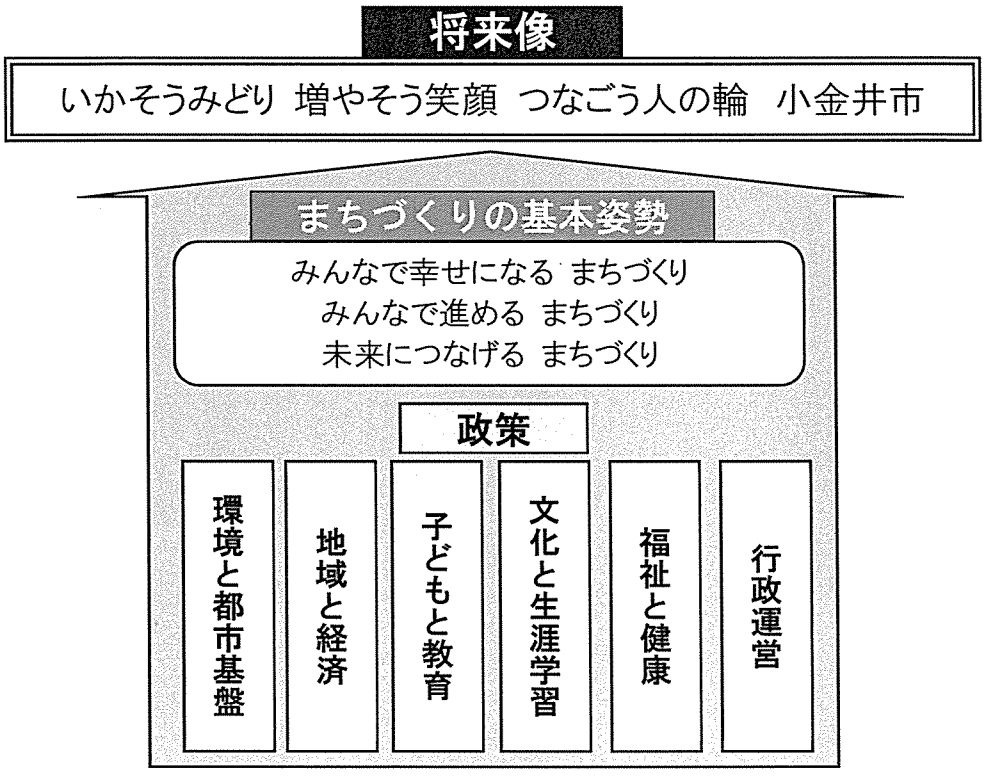

5 まちづくりの基本姿勢

将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての私たちの基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めます。

みんなで幸せになる まちづくり

まちづくりは、市民一人ひとりを尊重し、しあわせな生活を実現するものです。市民の生活を守り、安定・発展させることを最優先としたまちづくりに取り組みます。

みんなで進める まちづくり

まちづくりは、市民、団体、事業者及び行政である市が、市民参加と協働に基づく市民自治により実現するものです。本市への愛着や誇りを育み、お互いに理解し、助け合いながら、まちづくりに取り組みます。

未来につなげる まちづくり

まちづくりは、現在だけでなく、次の世代にとっても豊かで暮らしやすいまちを目指し、進めることが大切です。将来へ向けて希望の持てる、持続可能で活力あるまちづくりに取り組みます。

「私たち」とは
「私たち」とは、市民を始め、団体、事業者及び行政である市を含む、本市のまちづくりを担う主体となる人たち全体を指す言葉です。
みんなで一緒にまちづくりを進めることを意識しています。

「市民」とは
「私たち」に含まれる「市民」には、市政に関わる主体として、在住する人だけでなく、市内に通勤・通学する人を含んで考えます。

6 政策の取組方針

将来像の実現に向け、私たちが取り組む政策を6つに整理し、その取組方針を示します。

環境と都市基盤

自然と都市が調和した人に優しいまち

美しく質の高いみどりと水、静かで落ち着いた住宅地、そして子どもや若者たちの明るい声が聞こえる多くの学園があることは本市の魅力です。これからも一人ひとりがこれらの魅力を更に磨くとともに、便利で暮らしやすく訪れたくなるまちをつくります。

●豊かなみどりと水の保全と活用

一人ひとりが守り育てたみどりと水を、これからの世代にも引き継ぎます。そして、みどりと水が今後も本市の魅力であり続け、大都会の憩いとなるよう、公園や農地、水辺などの自然や景観を豊かに保ち、いかします。

●環境に優しい循環型社会の形成

将来にわたって良好な環境を守るため、限りある資源の有効活用、ごみ分別の徹底、省エネルギーの取組など、身近な活動から、環境に優しい持続可能な循環型社会をつくります。

●魅力的で快適な、人に優しいまちづくりの推進

自然と都市が調和しながら利便性が高く、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤を整備し、みどりと水の魅力を求めて多くの人が訪れ、誰もが安心して暮らせる、人に優しい快適なまちづくりを進めます。

写真等

写真等

地域と経済

安心して過ごせる暮らしやすいまち

地域で助け合い、安心して暮らすことができるとともに、多様な市民力や地域性をいかした、生活都市にふさわしい産業の振興に取り組み、ふれあいと活力のあるまちを実現します。

●自助・共助・公助のバランスが取れた地域社会の構築

大規模な災害や感染症、多様な犯罪などの発生から生命や財産が守られ、安心して生活できるまちを目指し、誰もが自立し、互いに助け合い寄り添う地域にします。

●便利で暮らしやすく、ふれあいと活力のあるまちの実現

便利で暮らしやすいまちであるとともに、訪れる人にとっても魅力的なまちであるよう、商業、工業、都市農業及び教育・研究機関などの地域資源を守り育てていかします。そして、更なる魅力の創出・育成により、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまちにします。

写真等

写真等

子どもと教育

心豊かにのびのびと子どもが育つまち

本市で生まれ、育つ子どもたちは、未来を支える担い手です。子どもたちが自らの人生を他者と協力し合って主体的に生きていけるように、出産前後、就学前、就学期などの様々な段階に応じて、また地域との関わり、家庭、学校など様々な場面に合わせて、子育て・子育ち支援を総合的に進めます。

●子どもの健やかな育ちの実現

あらゆる子どもにとって最善の利益が実現されることを目指します。子どもたちが安心して居られる場所を保障し、一人ひとりの子どもが主体的に学びながら、豊かな体験を通して、自己肯定感や他者への思いやり、社会参加や自己実現ができる力を育みます。

●子育て環境の充実

多様化していく社会において、直面する課題を受け止めて、子育て家庭を支えます。あらゆる子どもが健やかに育つために関係者の連携を深め、きめ細やかな支援に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り、育てていける環境を整えます。

●生きる力の育成と学習環境の整備・充実

子どもたちが活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長できるよう、主体的に生きる力を育みます。そのために安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組みます。

写真等

写真等

文化と生涯学習

―人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるまち

一人ひとりがお互いに尊重され、認め合い、平等に暮らせるまちにおいて、交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの機会を持つことで、誰もが心豊かに暮らしつつ、文化を醸成していきます。

●個人の尊厳と平等を尊ぶ意識の共有

国籍、性、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もがお互いに個性を尊重し、認め合うことを大切にします。そのために、人権や平等に関する意識を高めるとともに、一人ひとりの命や平和を尊ぶ姿勢を育みます。

●自分らしく学びを楽しむまちの実現

誰もが生涯にわたって豊かな創造性を発揮し、人と人とのつながりの中で、自分らしい人生を送ることができるまちを実現します。そのために、趣味や教養を深め、健康増進を図り、仲間づくりや生活に役立つような、芸術文化やスポーツなどの様々な学びの機会をつくります。

●地域における学びの活用の推進

互いに支え合うまちづくりのために、私たちみんなが学び合える環境を整えます。そして、一人ひとりの学びの成果を広く地域にいかすとともに、知識や経験、文化などを次の世代へ継承していきます。

写真等

写真等

福祉と健康

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

保健・医療・福祉の体制を充実させます。高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合うことで、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉を実現します。

●いきいきとした暮らしの充実

年齢や障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、いきいきと充実した暮らしが送れる社会を実現します。そのために居場所づくり、世代間交流、就労などの社会参加・地域交流を支援します。

●自立した暮らしの支援と実現

市民一人ひとりが自立した暮らしを続けるために、必要な支援を必要なときに受けられる社会を実現します。そのために、保健・医療・福祉の各分野で体制を充実させるとともに、地域における協力と、見守り・支え合いの環境を醸成します。

●健康な暮らしの支援と実現

あらゆる市民の身体とこころが共に健康であるために、地域の保健・医療体制を充実させます。病気の予防・健康づくりを促進し、健康寿命を延ばしていくための生活環境を実現します。また、感染症の大流行に備えます。

写真等

写真等

行政運営

開かれた市政で誰からも信頼されるまち

多様化するニーズや複雑化する課題に対処し、信頼関係に基づいた協働を通じて、持続可能で安定的な自治体運営を行います。そして、市民満足度を高め、一人ひとりが誇りや愛着の持てるまちづくりを展開します。

●持続可能な行財政運営

行財政改革の一層の推進を図り、持続可能な財政運営と市民サービスの維持・向上を目指します。また、マネジメントの視点を持ち、組織の最適化、公有財産の適正管理、広域連携の強化、あらゆる事業におけるデジタル技術の利活用を通じて、自律した自治体行政を実現します。

●共に歩むオープンな行政の実現

情報の発信・公開に取り組み、透明で公正な行政運営を行います。また、多くの人とのコミュニケーションを図ることで、市民参加と協働を更に活性化させていきます。

●みんなから愛されるまちづくり

本市に対する誇りと愛着を高め、「まちの一員」という意識の向上を図ります。また、本市の魅力を掘り起こし、アピールすることで「まちのファン」の拡大を目指します。

写真等

写真等

第5次小金井市前期基本計画

第1部　総論

1　前期基本計画の概要

(1)基本計画の目的と策定意義・役割

基本計画は、基本構想における本市の将来像「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪　小金井市」を実現するため、基本構想で示す6つの政策分野「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「子どもと教育」、「文化と生涯学習」、「福祉と健康」、「行政運営」ごとの「政策の取組方針」に照らし、社会潮流や市の現状を踏まえ、29の施策を具体化・体系化したものです。

基本構想に次ぐ上位計画であり、各行政分野における個別の計画や事業等を整理・統括します。また、施策ごとの指標の進捗管理により、成果や課題を見える化し、有効な行政評価による質の高い市政運営の実現を目指します。

(2)計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(3)計画全体の目標

前期基本計画の推進に当たっては、本市の将来像を踏まえ、「住みやすい」「住み続けたい」と思う市民を一人でも増やすことを目指します。

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和7年度）
「住みやすい」と思う市民の割合	84.9%	100.0%
「住み続けたい」と思う市民の割合	82.4%	100.0%

基本計画と個別の行政計画の関係性について

個別の行政計画の着実な推進により、基本計画の施策の目標達成を図ります。

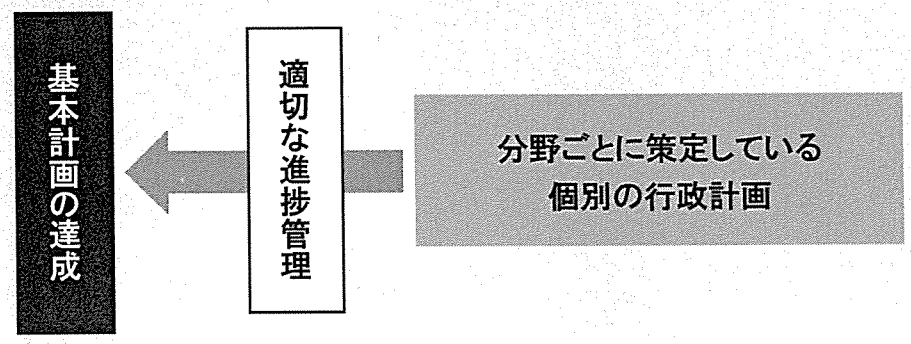

(4)計画体系図

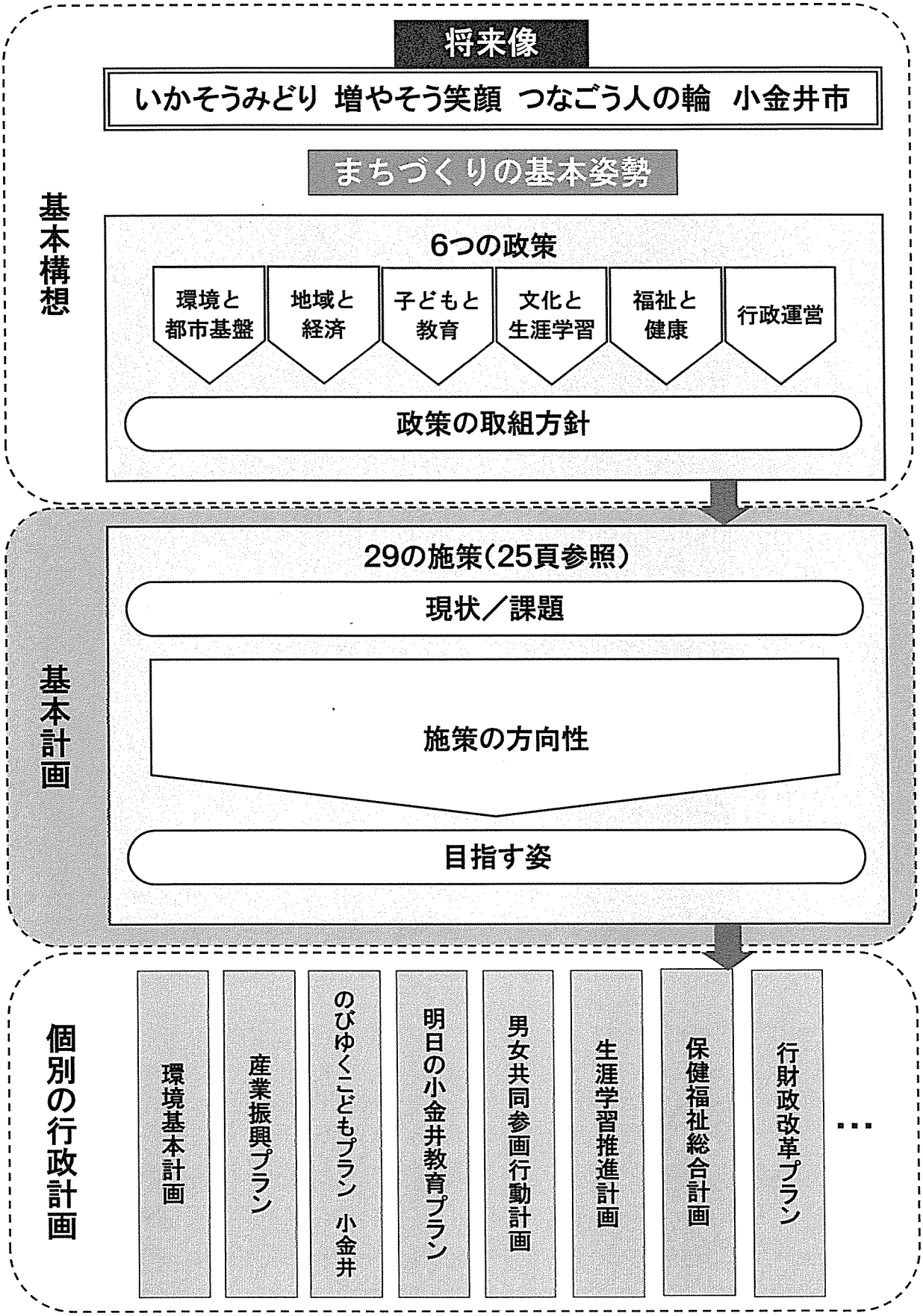
基本構想
将来像
いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市
まちづくりの基本姿勢
6つの政策
環境と都市基盤
地域と経済
子どもと教育
文化と生涯学習
福祉と健康
行政運営
政策の取組方針
基本計画
29の施策(25頁参照)
現状／課題
施策の方向性
目指す姿
個別の行政計画
環境基本計画
産業振興プラン
のびゆくこどもプラン 小金井
明日の小金井教育プラン
男女共同参画行動計画
生涯学習推進計画
保健福祉総合計画
行財政改革プラン
…

2 施策の概要

(1)施策体系

将来像	政策	施策
いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市	1 環境と都市基盤	施策1 みどりと水の環境整備
		施策2 循環型社会の形成
		施策3 環境保全の推進
		施策4 市街地の整備
		施策5 住環境の整備
		施策6 都市インフラの整備
		施策7 交通環境の整備
	2 地域と経済	施策8 危機管理体制の構築
		施策9 地域の安全・安心の向上
		施策10 産業・観光の振興
		施策11 都市農業の振興
	3 子どもと教育	施策12 子どもの育ちの支援
		施策13 子育て家庭の支援
		施策14 子育て・子育ち環境の充実
		施策15 学校教育の充実
		施策16 学校環境の整備
	4 文化と生涯学習	施策17 芸術文化の振興
		施策18 国際交流・都市間交流の推進
		施策19 人権・平和・男女共同参画の尊重
		施策20 生涯学習の振興
		施策21 スポーツの振興
	5 福祉と健康	施策22 福祉のまちづくりの推進
		施策23 高齢者の生きがいの充実
		施策24 高齢者が暮らし続ける仕組みの充実
		施策25 障がい者福祉の充実
		施策26 健康の維持・増進
	6 行政運営	施策27 市民参加・協働の推進
		施策28 積極的な情報発信
		施策29 計画的な行財政運営

(2)施策の構成

本計画は、基本構想で示した6つの政策に基づき、29の施策を示しています。各施策は、以下の内容で構成されます。

■目指す姿

施策を通じて実現を目指す姿であり、施策個々における目標です。

■現状

各施策における、原則として令和2年4月時点の取組状況です。

■課題

現状において取り組むべき課題です。

■施策の方向性

課題に取り組み、目指す姿を実現するための方向性を示します。

■指標

施策の進捗や成果を測る「ものさし」で、5年後の目標値とともに示します。毎年度進捗状況を確認します。なお、現状値は原則として令和元年度時点での最新の値としています。

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
○○に取り組んでいる市民の割合		
○○の達成率		

第2部　施策

1　環境と都市基盤

施策1　みどりと水の環境整備

■目指す姿

美しく質の高いみどりと水を私たちみんなの力で適切に保全・活用し、豊かな自然と都市が調和した次世代に誇れるまち

■現状

○公園、農地、国分寺崖線（はけ）、街路樹などのみどりの量を維持する施策を進めるとともに、管理の行き届いた良質なみどりを保全する施策を進めています。

○環境美化サポーター制度による登録団体と共に、公園の美化活動などを行っています。

○樹木や生け垣、緑地の保全のため、環境保全緑地制度により、民有地を対象に助成を行っています。

○減少している生産緑地を保全していくため、指定要件の緩和や特定生産緑地制度の創設を受け、生産緑地の追加指定や特定生産緑地指定の申請受付を実施しています。

○指定開発事業が行われる際は、宅地開発等指導要綱に基づき、敷地面積から建物面積を除いた20%以上の緑化を指導することで、質の高いみどりを保全しています。なお、緑化は雨水による地下水涵養を促し、健全な水循環の保全にも寄与しています。

○地下水・湧水についての定期的・継続的なモニタリングを行い、公表することで、水に対する関心を高め、自発的な保全活動を促すように努めています。

■課題

●環境美化サポーターへの、若者・子育て世代の参加促進が必要です。

●環境保全緑地の指定の推進が必要です。

●高齢化、後継者不足などによる生産緑地の減少への対応が求められます。

●地下水・湧水の保全が必要です。

●公園、緑地などの効率的な維持管理や適正配置が必要です。

■施策の方向性

❶切れ目のない協働の仕組みづくり

協働による美化活動が、持続的に推進できるように、若者や子育て世代を対象とした花の植替えイベントや環境学習の機会を持つことで、活動への参加が増える仕組みを構築します。また、団体同士の交流を促進することで、ボランティア同士のつながりを深め、環境美化に対する意識の向上を図ることによって、私たちが一体となって取り組む体制をより強固にします。

❷みどりと水の保全

みどりを保全する取組をより進めるため、環境保全緑地制度の周知に努めるとともに、指定開発事業が行われる際は、環境配慮指針に基づく指導を行い、質の高いみどりの保全に努めます。また、農家の高齢化、後継者不足により営農の継続を断念しなければならない状況を把握するとともに、特定生産緑地制度や生産緑地の貸借制度を活用した生産緑地の保全及び市民農園による活用につなげる取組などを推進します。さらに、みどりの保全により地下水の涵養量を確保するとともに、モニタリング結果の公表などによる普及啓発に努め、健全な水循環の保全につなげます。

❸既存公園・緑地の新たな活用

現在あるみどりの総量を維持しつつ、既存の公園・緑地などの運用方法の変更や、多世代にわたる利用の促進を図るための取組を進めます。また、持続的な公園管理を進めるため、公園等整備基本方針の公園評価に応じた、選択と集中による適正な公園整備、民間活力の導入などを進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
みどりと水の環境整備に対する満足度（アンケート）	63.2%	80.0%
公園環境美化サポーターの登録者数	222 人	280 人

写真等

写真等

施策2　循環型社会の形成

■目指す姿

私たちが一体となって3Rに取り組む、循環型都市「ごみゼロタウン小金井」

■現状

○家庭から排出されるごみの減量・資源化に向けて、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組んでいます。

○事業活動に伴って排出されるごみの適正処理に向けて、事業所に対して個別指導を行っています。

○安定的に可燃ごみを処理するため、日野市・国分寺市と共に設立した浅川清流環境組合において、可燃ごみの共同処理を実施しています。

○清掃関連施設整備基本計画に基づき、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設、資源物処理施設の整備を推進しています。

○日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設を安全・安心・安定的に運営するとともに、施設を長期的に運用するため、焼却灰の削減・不燃ごみの資源化に向けた施策に取り組んでいます。

○ごみゼロ化推進員などと協働し、まちの美化活動に取り組んでいます。

○路上禁煙地区の周知徹底やパトロールの実施などにより、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に取り組んでいます。

■課題

●私たちが協力・連携して、ごみの減量・資源化を推進することが必要です。

●安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立が必要です。

●環境美化意識の定着が必要です。



3Rとは（出典：平成30年3月15日号市報こがねいごみ・リサイクル特集号）

■施策の方向性

❶発生抑制を最優先とした3Rの推進

持続可能な循環型社会の形成に向けて、私たちが一体となり、発生抑制を最優先とした3Rを推進します。

❷安全・安心・安定的なごみの処理体制の確立

安全・安心・安定的にごみを適正処理するため、安定的な収集・運搬体制や処理・処分体制の確立を推進します。また、災害発生時の対応に向けた体制の整備、市が収集・処理しない廃棄物の適正処理のための処理ルートの確立を推進します。

❸美しいまちづくりの推進

私たちみんなで美化活動を推進するとともに、市内におけるごみのポイ捨て・不法投棄などの防止に向けて、環境美化意識の定着に向けた取組を推進します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
3Rに取り組んでいる市民の割合(アンケート)	86.3%	90.0%
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	369g	355g (一般廃棄物処理基本計画最終年度(令和12年度)目標値)

写真等

写真等

施策3　環境保全の推進

■目指す姿

私たち一人ひとりが自主・自律的に環境保全行動を実践し、エネルギー使用の抑制や環境負荷軽減などの地球温暖化対策を推進することによる、公害が少なく、環境にやさしいまち

■現状

○近隣市との環境保全対策に関する協議会などへの参加を通じて、環境保全に関する情報共有を行い、連携を図っています。

○環境に対する意識啓発を定期的かつ継続的に図っています。

○補助金により、住宅における再生可能エネルギー機器などの導入を支援しているほか、下水に流れてしまう雨水を貯留し、有効活用することで、上水の節約や地下水の涵養、下水への越流を防止することにつなげる雨水貯留施設設置を支援しています。

○水質調査や道路交通の騒音・振動、ダイオキシン類等の大気汚染の測定を行い、結果を公表することで、市民に安心して生活してもらうとともに、抑止効果を発揮し、公害の未然防止に努めています。

○市内各所における空間放射線量の測定を行い、市民の安全を確保しています。

○緑地の創出・保全により、ヒートアイランド現象の緩和を図っています。

■課題

●環境保全実施計画の適切な進行管理が必要です。

●環境啓発事業の推進と市民協働の充実が必要です。

●二酸化炭素排出量削減などの地球温暖化対策の推進が必要です。

●公害発生を未然に防止するために、一人ひとりの身近な環境に配慮する意識の向上が必要です。

写真等	写真等

■施策の方向性

❶環境にやさしい仕組みづくり

私たちが協力して環境保全行動を実践できるようにするため、意識啓発を行うとともに、環境保全実施計画に基づき市が実施する事業の分かりやすい評価方法を設定するなど、計画の進行管理を適切に行う仕組みづくりを構築します。

❷地球環境への負荷の軽減

一般家庭から排出される温室効果ガスが全体の半分以上を占める地域特性に鑑み、地域から地球環境を保全する取組を進めるため、住宅における再生可能エネルギー機器の導入促進、屋上緑化や壁面緑化の推進など、二酸化炭素排出量削減に結び付ける効果的な対策の検討と実施を進め、地球温暖化防止対策の推進やヒートアイランド現象の緩和を図ります。

❸公害発生防止体制の充実

騒音・振動や大気汚染、空間放射線量などを継続的に測定・公表することで、監視の目による抑止効果を発揮するとともに、市民の環境に配慮する意識を醸成することで、公害を未然に防止し、安全・安心な環境を確保します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
省エネルギーに取り組んでいる市民の割合(アンケート)	70.1%	80.0%
小金井市公共施設の温室効果ガス総排出量	5,906t	5,457t

写真等

写真等

施策4　市街地の整備

■目指す姿

魅力的な市街地、まちの顔となる駅周辺の整備を進め、自然環境と利便性が高いレベルで調和した、快適で人にやさしいまち

■現状

○地区計画の決定やまちづくり条例の制定・施行を進め、市民との協働によるまちづくりに向けた取組を展開しています。

○高齢者や障がいのある人も誰もが利用しやすい環境整備を目指して、平成26年度には、重点整備地区である市内の鉄道駅全てがバリアフリー化されています。

○JR中央本線連続立体交差事業が平成25年度に事業完了し、市内の南北交通は大幅に円滑化し、高架下の利活用として、自転車駐車場、東小金井事業創造センターが整備されています。

○武蔵小金井駅南口第2地区については、平成26年8月に第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされ、平成27年8月に市街地再開発組合が設立し、令和2年5月に竣工しています。同駅北口では、JR中央線高架下や南口再開発事業の商業施設の進出による商業環境の変化に対応する、にぎわいの再生や安全な住環境整備が求められており、老朽化した大規模店舗の建て替えに合わせた再開発などによる再生を検討しています。

○東小金井駅北口土地区画整理事業については、地権者と丁寧な話合いを第一に事業を進めており、令和8年度まで事業期間を延伸しています。

■課題

●利便性の高い拠点整備の推進が必要です。

●快適で暮らしやすい健全な市街地の形成が求められます。

●再開発事業・土地区画整理事業の計画的推進が必要です。

●土地利用の規制誘導による身近なみどりの保全・活用が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶魅力的な市街地の実現

まちづくり条例に基づき市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、歩道や広場の緑化などにより、まちの美観に配慮したみどりのネットワーク化を推進します。また、バリアフリー化などを利便性の高い拠点から整備を進め、住宅地・商業地などの計画的な発展による健全な市街地の形成を図ります。これらにより、豊かな水やみどり、閑静な住宅地、学園都市といった、小金井らしい個性と魅力を備えた、市民一人ひとりが安全、安心、豊かさ、喜びなどを実感できる都市空間の整備を目指します。

❷まちの顔となる駅周辺の整備

武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、南口の再開発事業に続き、北口においても再開発などによる施設更新を支援し、商業、業務機能及び住宅の調和のとれた魅力ある中心拠点として整備します。また、東小金井駅周辺は、本市における副次拠点及び東部地区の中心として、北口の土地区画整理事業を推進し、交通広場・都市計画道路などの整備を行い、商業、業務機能などの導入を図ります。新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口とするため、水とみどりのネットワーク形成を進めるなど自然環境をいかした市街地を目指します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
駅周辺などにおいて、小金井らしい魅力的な市街地が整備されていると感じる市民の割合(アンケート)	32.8%	50.0%
駅周辺整備の進捗率	69.4%	87.0%

写真等

写真等

施策5　住環境の整備

■目指す姿

宅地内の緑化推進、良質な住宅の供給、施設の耐震化や長寿命化、バリアフリー化の推進などによる、自然と調和した、安全かつ快適で住み心地の良いまち

■現状

○快適な住環境の整備のため、宅地開発等指導要綱による宅地の細分化防止や公園緑地の整備及び環境配慮指針による緑化の推進に取り組んでいます。また、地域における貴重な資源である農地の保全に取り組んでいます。

○災害時における建築物の倒壊や延焼防止のため、住宅・建築物の不燃化・耐震化を促進しています。また、地震発生時における道路の閉塞防止及び広域的な輸送路及び避難経路を確保することを目的に、建築物の耐震化助成及びブロック塀などの撤去助成を行っています。

○災害時における市民の避難路や避難場所を確保するため、防災上のオープンスペースなどの確保や一時避難場所となる公共施設の確保を推進しています。

○地域の安全性を高める施設整備として、市道上における街路灯のLED化による明るさの向上、見通しを妨げないための街路樹の適正管理を進めています。

○的確な住宅供給の促進・有効活用のため、老朽マンションの建て替え円滑化、住宅困窮者への住宅確保の充実、安全で良質なストックの形成を図っています。

○合流式下水道の改善を進めるため、宅地及び道路内の雨水浸透施設設置を推進しています。

■課題

●快適で良好な住環境の整備と保全が必要です。

●安全で安心して暮らせる住環境の整備が必要です。

●的確な住宅供給の促進・有効活用と高齢者・障がいのある人などの生活状況への対応、マンション管理組合による自主的かつ適正な維持管理が求められます。

●下水道への雨水流入量を減らすため、雨水浸透施設の設置を、より推進することが必要です。

■施策の方向性

❶自然と調和した快適な住環境の整備と保全

環境保全緑地制度を活用し、みどりの保全を進めつつ、自然と調和した住環境の整備に向けて、まちづくり条例による宅地化の際の細分化防止や公園緑地などの整備に努めます。

また、用途地域の適切な運用や地区計画などにより、生活利便性を維持し、都市における住環境の保全を図るとともに、防災機能や環境保全などの多面的機能を有する農地を保全し、住環境の整備に努めます。

❷安全な暮らしを支える住環境の形成

災害に備え、所有者に向けた費用助成や啓発活動により住宅・建築物の不燃化・耐震化やブロック塀などの撤去の促進などを図るとともに、公共施設を始めとした避難場所や避難路を確保します。

また、地域の安全性の確保と向上のため、街路灯の適切な維持管理に努め、街路樹の植栽が見通しを妨げないよう適正な樹種の選定や管理を進めます。

❸住宅施策の促進

良質で低廉な住宅の供給を促進するため、公社住宅などの改築に際しては、地域の環境整備及び住宅の量と質の向上を図るとともに、民間マンションの管理の適正化及び建て替えの円滑化を支援します。

また、住宅確保に配慮を要する市民に対する住宅確保施策、空家等の利活用を検討するほか、高齢者・障がいのある人の生活状況に対応した住宅施策として、バリアフリー化などにより、地域の中での安心した暮らしを支援します。

❹雨水浸透施設の整備推進

宅地及び道路内の雨水浸透施設の設置を推進していくことで、合流式下水道の改善を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自然と調和した快適で安全な住環境が整備されていると感じる市民の割合(アンケート)	52.3%	70.0%
市内の住宅の耐震化率	93.0%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
管理状況の届出を行った要届出マンションの割合	―	80.0%
住宅用新エネルギー機器等普及促進の達成率	7.5%	11.6%
高齢者自立支援住宅改修給付の到達率	93.0%	100.0%

施策6　都市インフラの整備

■目指す姿

利便性の高い道路ネットワークの構築と災害に強い安全で安心な都市基盤を整備し、適切に維持管理していく快適なまち

■現状

○市内の生活道路である市道は、幅員4m未満の道路がまだ多くあり、その沿道での建て替えなどの際に拡幅してきています。また、補修や改善の市民要望が多いため、毎年可能な限り補修工事を実施して適切な管理に努めています。

○橋りょう及び歩道橋の老朽化が進んでいるため、損傷が深刻化する前に修繕を行う必要があります。そのために、法定の定期点検を行った上で、修繕計画の優先順位付け、予算の平準化及び維持管理コストの縮減を目的とした橋りょう長寿命化計画の改定を適宜行い、適切な維持管理に努めています。

○安全で快適な歩行空間の確保、防災及び景観の向上を図るため、電線共同溝の整備により無電柱化を進めています。

○市内の主要な幹線道路の機能を果たす都市計画道路の整備進捗率は令和元年度末で約 47.7%であり、事業中の路線について整備を進めています。

○市内には、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確な土地が存在しており、地籍調査率は東京都平均 23.1%のところ 12.3%と遅れているため、境界確定などを推進しています。

○公共下水道施設の充実として総合地震対策や長寿命化対策を推進し、管きょの維持管理の充実を図っています。

■課題

●市道の幅員の確保及び計画的な補修が必要です。

●橋りょう・歩道橋の保全対応が必要です。

●電線類の地中化が求められます。

●都市計画道路の継続した整備が必要です。

●境界確定などの調査・推進が必要です。

●計画的な下水道施設の維持管理が必要です。

■施策の方向性

❶生活道路の整備

幅員4m未満の道路では、道路の適切な幅員を確保します。また、歩行者や車両などが安全で快適に通行できるよう、補修工事を実施して適切に維持管理します。

❷橋りょうの維持管理と長寿命化による安全確保

架橋から半世紀ほど経過し、老朽化が進んでいる橋りょう及び歩道橋について、利用者の安全確保のため、耐久性などに関する法定の定期点検や補修などを行い、橋りょう長寿命化計画に基づいた適正な維持管理、長寿命化を図ります。

❸無電柱化による安全・安心なみちづくり

良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、災害時における都市防災機能の強化を図るため、無電柱化推進計画に基づいて無電柱化を推進します。

❹都市計画道路の拡幅等整備

快適な市民生活と円滑な交通の確保、道路の安全性や環境面の向上を図るため、都市計画道路を拡幅等整備するに当たり、歩車道分離や街路樹の植栽の推進、低騒音・透水性舗装などを活用した道路の整備を推進します。

❺地籍調査の推進

土地の実態や状況が明確になり、災害時に迅速な復旧・復興活動が可能となることや、土地境界紛争の未然防止と登記手続の簡素化につながることから、地籍調査事業を更に推進します。

❻持続可能な下水道事業の実現

暮らしに必要な下水道を将来にわたって安定的に維持管理するため、合理的な経営戦略、ストックマネジメント計画を軸とした経営を行い、下水道事業の効率的・安定的な長期経営を行います。また、更なる効率化を見据え、下水道の広域化・共同化施策の検討を進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内の道路が快適に通行できていると感じる市民の割合(アンケート)	32.9%	50.0%
市内の道路が適切に管理されていると感じる市民の割合(アンケート)	35.6%	50.0%
無電柱化推進計画に基づく進捗率	0.6%	1.8%

施策7　交通環境の整備

■目指す姿

円滑で利便性の高い移動手段を構築し、通行上の安全性を確保することにより、安全かつ快適に人が行き交うまち

■現状

○バリアフリーのまちづくり基本構想における生活関連施設や生活関連経路に係るバリアフリー化の現状把握と対応策の検討を進めています。

○交通管理者及び道路管理者と連携を図りながら、交通安全施設の維持管理を継続的に行っています。

○放置自転車については、これまでの周知・啓発等の浸透により、放置自転車が減少しています。

○交通安全教室については、市立中学校を対象とした、スタントマンを活用した安全教育を毎年度継続的に実施しています。交通災害共済については、広報媒体を活用しながら加入促進に努めています。

○市内の交通状況及び市民ニーズが変化してきており、今般の社会情勢を踏まえながら、CoCoバス（コミュニティバス）再編事業を実施しています。

○駅周辺における自転車駐車場については、民間活用を含め、高架下を中心として整備しています。

■課題

●引き続きバリアフリー化に配慮した整備が必要です。

●道路反射鏡などの交通安全施設の老朽化への対策が必要です。

●放置自転車を更に減らすための対策が必要です。

●自転車事故の防止が求められます。

●駅前環境の整備とアクセスの改善が必要です。

●CoCoバス再編事業の推進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶バリアフリー化に配慮した整備

子どもや高齢者、障がいのある人などが安心して使えるよう、駅などの公共交通及び主要民間施設とそれらを結ぶ歩行空間のバリアフリー化について配慮した整備を進めます。

❷交通安全の推進

交通安全の推進を図るため、道路反射鏡などの交通安全施設の適正な維持管理に努めます。また、市内交通事故の多くを占める自転車の安全利用を推進するため、周知・啓発を継続的に実施します。

❸放置自転車の抑制

景観や通行の妨げにならないよう、放置自転車撤去を効果的に実施するとともに、自転車を放置しないよう意識向上を図ります。

❹自転車活用の推進

自転車活用推進法に基づき、走行空間や自転車駐車場などを含めた自転車の活用方法について、総合的に検討します。

❺駅前環境の整備

東小金井駅北口土地区画整理事業などによる、まちの変化に伴う交通状況や市民ニーズの変化を捉え、交通広場や駅周辺道路などを整備し、乗り継ぎなど鉄道とバスの効率的な接続を確保します。

❻CoCoバスの充実

市内の交通状況、市民ニーズ及び社会情勢などを踏まえながら、CoCoバスの再編を進め、将来を見据えた持続可能な運行サービスの提供を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市内を安全に移動できていると感じる市民の割合(アンケート)	49.2%	60.0%
市内の交通手段における利便性への満足度(アンケート)	46.7%	70.0%
交通事故死傷者数	173 人	121 人

2 地域と経済

施策8 危機管理体制の構築

■目指す姿

私たち一人ひとりが災害や感染症などに備え、互いに助け合うことのできる「人の輪」をつなげる、様々な危機に強いまち

■現状

○自助に関しては、防災教育・訓練や防災マップなどの広報活動による防災意識の啓発、また、住宅内での安全確保はもとより、耐震助成やブロック塀等撤去助成を行うことで、屋外にいる人の安全確保にも努めています。

○共助に関しては、自主防災組織を結成しやすくすることで共助の体制を充実させるとともに、福祉避難所など、関係機関が連携した体制づくりも進めています。また、消防団への支援も行っています。

○公助に関しては、地震による災害や感染症の大流行などに備え、水や食糧などの備蓄品の確保や帰宅困難者の受入れ環境の整備、さらには自治体や民間事業者との災害協定の締結などに取り組んでいます。

○国民の保護のための措置に基づき、武力攻撃災害への取組としてJアラートの一斉放送訓練の実施をしています。

○感染症対策の取組として、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定と発生時の対応シミュレーションなど、様々な災害に備えて準備をしています。

○新型コロナウイルス感染症に対し、市民生活を守るため、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、緊急対応方針を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めています。

■課題

●防災意識の更なる向上が必要です。

●防災、災害復興の人材育成が必要です。

●地域の災害対応力の強化が必要です。

●感染症の大流行への対応が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶防災訓練の充実

自助と共助の強化を目指した総合防災訓練の内容の見直しを行うとともに、災害対策本部設置訓練、初動態勢訓練、医療救護訓練、感染症防護訓練及びBCP検証訓練など、公助を強化する取組を進めます。

❷自主防災組織の充実

地域の自主的な防災活動に取り組む人材を広く市民から育成するため、自主防災組織のない町会や自治会などに結成を積極的に働きかけるとともに、既存自主防災組織の活性化や組織の人員増加を図ります。

❸連携協力体制の強化

他の自治体や民間企業、医療機関などとの災害協定の締結を推進するとともに、災害時受援計画及び応援計画を策定し、災害対応力の底上げを図ります。

❹災害などへの備えの充実

地域防災力の充実強化のため、救助資機材など、消防団の装備の基準に適合した資機材を配備します。また、被災者のニーズに適応した備蓄品を備えることのできる備蓄倉庫の整備や消防水利の確保に努め、災害対策物資・設備の充実を図ります。あわせて、感染症の大流行発生などを想定した物資や設備の備えを行います。

また、災害時における情報伝達能力の強化を図り、ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールの活用を行います。

さらに、まちの変化と連動し、地域防災計画を修正することで、災害発生に備えます。

❺感染症の大流行への備え

感染症の大流行が発生した際、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守るとともに、市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小限とするよう、感染症対策を着実に推進します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
まち全体で災害などへの備えができていると感じる市民の割合(アンケート)	17.0%	30.0%
災害などのための備蓄を行っている市民の割合(アンケート)	57.1%	70.0%
直近1年間で防災訓練に参加したことがある市民の割合(アンケート)	21.0%	30.0%

施策9　地域の安全・安心の向上

■目指す姿

防犯意識の向上、犯罪や消費者被害の未然防止などの推進、関係機関との防犯協力体制の構築により、安全で安心して暮らすことができるまち

■現状

○市、警察、地域などが連携した防犯協力体制の構築を進めるとともに、こきんちゃんあいさつ運動や見守り運動、こがねい安全・安心メールでの広報など、地域に根差した安全活動を支援・促進しています。

○犯罪を抑止する環境づくりとして、人的な体制構築とともに、街路灯のLED化により、防犯機能の向上を図るなど、都市の死角を排除することに努めています。

○契約や製品情報など生活に身近な消費生活問題について、注意情報の発信のほか、各種講座を行うことで消費者被害の未然防止を図るとともに、具体的な事案の相談にも応じています。

○今後増加が懸念される空家等に関しては、所有者に対して適切な管理に対する意識啓発や指導を行うとともに、相談に応じるための体制構築にも取り組んでいます。

■課題

●新しい犯罪に対する周知が必要です。

●消費者被害の未然防止が必要です。

●空家等対策の促進が求められます。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶個人・地域の防犯対策の推進

日々新しい手口の犯罪が行われる中、犯罪に関する情報を適宜発信し、また、様々な研修会などを通じて、私たち一人ひとりの防犯に対する意識を高めます。また、行政機関はもとより、事業者や地域とも役割を明確にした上で、防犯協力体制を充実させるとともに、犯罪を抑止する環境整備を行います。

❷消費者被害の未然防止

複雑、多様化する消費生活問題に対して、今後も継続して情報提供を行うことで市民の関心を高めていきます。特に成年年齢の引下げにより18歳から親の同意を得なくても契約行為ができるようになるため、若年層への啓発事業を積極的に推進するとともに、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、高齢者の見守り体制の構築を、福祉分野と連携して推進します。また、増加傾向にある消費生活相談に対応できる体制を維持するとともに、相談窓口である消費生活相談室の認知度向上を図ります。

❸空家等対策の推進

管理が行き届いていない空家等を適切に管理するため、所有者又は管理者に管理の徹底を促すように努めます。同時に、賃貸用でも転売用でもない空家等を減少させるため、所有者などに対する相談機会の充実を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
犯罪などに対する取組や地域の体制に安全・安心を感じる市民の割合(アンケート)	31.4%	50.0%
犯罪発生件数	758 件	600 件
消費者啓発事業への参加人数	2,691 人	3,000 人

写真等

写真等

施策10　産業・観光の振興

■目指す姿

多様で豊かな市民力あふれる生活都市にふさわしい産業・観光の創出・育成に継続的に取り組み、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまち

■現状

○イベントへの助成など、地域の商工業を支える商工会及び商店会の支援を行い、商工業の振興・安定を図っています。

○東小金井事業創造センターや農工大・多摩小金井ベンチャーポートにおける創業支援を通じて、創業機運を高め、市内事業者の増加・市内定着に取り組んでいます。オフィスや交流・学習機会の提供のほか、小口事業資金の融資あっせんなど、資金面での支援も行っています。

○ハローワークなどと連携するほか、市独自にこがねい仕事ネットを通じて求人情報を提供し、就業機会拡大を図っています。

○観光の推進、地域経済の発展及び文化の向上のため、中間支援組織としての機能を持った観光まちおこし協会が行う活動を支援しています。

■課題

●中間支援機能の充実と連携の拡大が求められます。

●インキュベーション施設入居企業の市内長期定着の促進が必要です。

●産業の担い手に対する各種支援事業の活用促進が必要です。

●就労支援策の充実が必要です。

●市内観光資源の創出・魅力発信が必要です。

●新型コロナウイルス感染症の影響による市民の意識変化を踏まえた対応が必要です。

■施策の方向性

❶商工業の活性化

駅周辺の市街地再開発事業や土地区画整理事業などによる基盤整備とともに、商工会や観光まちおこし協会などの関係機関と連携し、商店会や事業者が自発的に取り組む活動を支援し、にぎわいの創出を図ります。

❷創業者を中心とした市内事業者の育成・支援

市内における創業件数の増加のため、東小金井事業創造センターを中心に創業機運の醸成を図るとともに、創業者の市内定着を促進します。また、小口事業資金融資あっせん制度の充実を図ることで、事業者の経営安定化と成長を支援します。

❸就労支援の充実

関係課、ハローワーク、障害者就労支援センター、シルバー人材センターなどの関係機関との連携による就労に関する各種支援やこがねい仕事ネットによる求人情報などの提供を行い、就労支援の充実と雇用の拡大を図ります。

❹観光の推進

本市を訪れる交流人口を増やし、地域経済を循環させるとともに、市民満足度の向上、定住促進へとつなげるため、観光振興を図ります。観光まちおこし協会との連携やふるさと納税の活用などにより、地域の魅力の発掘・発信に取り組みます。それとともに、近隣自治体と連携し、エリアでの回遊性を高める事業を進めます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
まちに活気があると感じる市民の割合(アンケート)	32.2%	40.0%
年間小売販売額	860 億 1,400 万円	維持
滞在人口率	0.86 倍	0.90 倍

写真等

写真等

施策11　都市農業の振興

■目指す姿

多面的機能を持つ農地の適正な保全を図り、有効活用することにより、都市と農地が共存し、市民生活を豊かにするまち

■現状

○認定農業者などへの支援を始め、援農ボランティアの養成など、農業の担い手確保・育成を行っています。

○農業祭などのイベント、庭先販売所のPR、地場産野菜の学校給食への積極的な利用などを通じて、本市の農業を市民自身が知り、触れる機会をつくっています。

○農地が適切に管理されるよう、計画的に農地パトロールを行い、適正な農地管理を促しています。

○都市における農地の多面的機能が発揮されるよう、防災の取組や市民が農業に触れる機会づくりなどに取り組んでいます。

■課題

●都市農業の担い手確保・育成が必要です。

●都市農業への理解や関心が必要です。

●食の安全・安心の確保が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開

小金井農業の担い手として、農業者を支援するとともに、農地の貸借を促すことで新規参入者や企業などの新たな担い手を確保・育成します。また、女性農業者に着目した取組を行います。同時に、農業経営の収益性の向上のため、生産性向上を目的とした農業関連施設整備や基盤整備を支援します。

❷多面的機能をいかした農地保全

防災や環境保全、また農業に触れる機会の提供など、都市における農地が有する多面的機能を発揮することを支援し、農地の保全を目指します。そのため、市民農園、学童農園などの活用や、福祉や地域のコミュニティ形成を目的とした農商福連携などの取組を推進していきます。

❸持続可能な農業生産の推進

食の安全性を確保し、農業生産を通じた環境負荷の低減などを目指した生産管理手法の普及を図ります。また、環境保全型農業に対する意識啓発を図ることで、持続可能性を高めていきます。それと同時に、学校給食や市内飲食店での地場産農産物の利用を促すことで地産地消を進め、農業経営の効率性を高めます。

❹小金井農業の魅力発信

小金井市産農産物を使用した料理教室や収穫体験などの各種イベント、新鮮で安全な農産物を購入できる庭先販売所や江戸東京野菜などの広報、地域コミュニティ活動の「場」として農地を活用した新たな取組の紹介などを通じて小金井農業の魅力を発信し、市民の都市農業に対する理解や関心を高めるとともに、持続可能な都市農業の確立に向けた取組を推進します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
これまでに小金井市産農産物を購入したことがある市民の割合(アンケート)	78.1%	80.0%
農業産出額	3.3 億円	4.0 億円
農業振興計画の達成率	70.6%	80.0%

3 子どもと教育

施策12 子どもの育ちの支援

■目指す姿

子どもの権利を保障し、安心して過ごせる居場所や様々な体験の機会を提供することで、生まれ育つ環境に左右されず、全ての子どもがいきいきと健やかに安心して暮らせるまち

■現状

○子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、平成21年に子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの健やかな育ちの支援に取り組んでいます。

○同条例を踏まえ、これまでソフト・ハード両面での「環境」の形成に努めており、市民団体とも連携し、児童館や公園、プレーパーク、校庭開放、放課後子ども教室などを進めています。

○子どもが抱える困難への対応としては、様々な相談体制を整備し、関係機関などとの連携にも取り組んでいます。

■課題

●中高生のニーズも含め多様な居場所の整備が必要です。

●自己を肯定できる経験・体験が必要です。

●子どもが相談しやすく、かつ、迅速に対応できる体制づくりが必要です。

●子どもの権利に対する私たち一人ひとりの意識啓発が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶子どもの居場所の提供

子ども自身の育つ権利を保障しながら、子どもたちがのびのびと過ごせ、仲間や異世代が気軽に集まり緩やかに交流でき、安全で安心して過ごせる居場所づくりを、放課後子ども教室の開催回数の充実や児童館のあり方を含めた検討などを行いながら進め、多様な居場所を提供します。特に中高生に対しては、世代特有のニーズを捉えた居場所づくりについて検討します。

また、子どもの居場所の推進体制を整備するため、子どもの居場所に関するネットワークづくりを進めるとともに、関係者により子どもの居場所のあり方について継続的に検討します。

❷豊かな体験や仲間づくりの支援

子どもがそれぞれの個性を伸ばし、自分らしく成長し、将来、社会の中で自己実現していくためには、子どもの頃に多種多様な出会いや体験を得ることが大切です。自然環境に恵まれた地域資源を最大限にいかし、自然とのふれあいや共同作業、芸術活動に触れるなどの経験の中で、自立に必要な力を身に付けられるよう、児童館や公民館、公園、プレーパークなどの子どもが過ごす場所や体験講座など、豊かな体験や仲間づくりができる機会などを提供します。

❸子どもの権利の保障

子どもの権利で一番大切なことは、その命と心を守ることです。迅速で適切な救済を図れるよう、子どもの声に寄り添い、子どもが安心して相談できる相談・救済体制の更なる充実を図ります。

また、子どもの権利を保障して、育ちを支えるため、市民一人ひとりが子どもの権利を大切に思い、子どもの権利がいかされる社会環境づくりを進め、いじめや虐待・体罰などによる子どもの権利侵害を防ぐため、未然防止と早期発見に努めるとともに、子どもたちの育ちを支えるための具体的な行動ができるように促していきます。

❹子どもの社会参画と意思の尊重

子どもは自分に関係のある事柄について参加して自由に意見を表すことができる権利があります。社会の中で、自分の意思が尊重され、存在が認められることで、積極的に挑戦しようという自信が身に付きます。自分で考え、あるいは行動したことが現実に反映された体験は、予測困難な未来を生きる子どもたちが、能動的に考え、行動するための原動力となります。子どもの意見表明の場やボランティア活動を通して、社会参加や意見反映の機会を提供します。

■指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
子どもが育ちやすい環境だと思う市民の割合（アンケート）	62.6%	80.0%
自分には良いところがあると思う小学生の割合（全国学力・学習状況調査／文部科学省）	85.8%	100.0%
自分には良いところがあると思う中学生の割合（全国学力・学習状況調査／文部科学省）	71.0%	75.0%

施策13　子育て家庭の支援

■目指す姿

子育て家庭を支える施設、体制を確保し、様々なニーズに応じた支援を行うとともに、特別な配慮を要する家庭にも、きめ細やかな支援を推進することで、家庭が安らぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるまち

■現状

○保育園などの新設や定員の拡充を通じて待機児童の解消に努めています。また、平成29年4月1日には市内初となる認定こども園を開設しています。

○保育サービスの拡充については、令和元年11月21日から市内初となる病児保育事業を開始しています。

○市内幼稚園については、施設数が減少しており、幼稚園の入園を希望されても、身近な地域での選択肢に限りがあるなど、市外の施設を利用する実態もあります。

○学童保育の利用希望者は女性就業率上昇や就学児童数増加などを背景に上昇しており、これを充足できる受入れ環境の整備に努めています。

○子どもの人口増加に伴って、児童手当や子どもに関する医療費助成は増加を続けており、義務教育就学児医療費助成の所得制限の一部廃止ともあいまって、子育て世帯における経済的支援の役割は、拡大しつつあります。

○子ども家庭支援センターのほか、児童館などを活用した子育て支援事業を実施しています。

■課題

●保育園や学童保育所などの量的な充実が必要です。

●保育の質の維持・向上が必要です。

●認定こども園や子ども・子育て支援新制度幼稚園への移行支援などの充実が必要です。

●切れ目のない子育て支援の実施が必要です。

●困難を抱える家庭への支援の充実が必要です。

■施策の方向性

❶保育サービスの拡充

今後も共働き世帯の増加が見込まれるとともに、子育て世帯の転入数も増加傾向にあります。また、保育待機児解消に向けた取組も、より一層加速させる必要があります。

このため、増加・多様化する保育ニーズへの対応や保育の質の向上に向け、保育園などにおいて様々な視点から保育サービスの拡充を図ります。

学童保育所の運営・整備に当たっては、児童の安全性、保育の質に留意しつつ、緊急対応の必要なところから優先的に保育環境の整備を進めます。

❷幼稚園などへの支援

幼稚園児の保護者に係る経済的負担の軽減を図り、適切な幼児教育を受ける機会の確保に取り組むとともに、幼稚園の安定的な存続を支援します。また、認定こども園制度の活用や子ども・子育て支援新制度移行の希望に対して積極的に対応します。

❸切れ目のない支援体制の充実

あらゆる子育て世帯において子どもを産み育てることへの不安を軽減するために、相談体制・情報提供などを充実します。特に母子の保健サービスを充実させることで、安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指します。

❹困難を抱える家庭への支援の充実

ひとり親家庭への相談や生活支援、特別な配慮が必要な子ども(障がい児など)の教育・保育ニーズへの対応、外国籍の子どもと家庭の支援など、きめ細やかな対応が求められる子どもや家庭への支援を充実させます。さらに、経済的な負担を軽減するための支援も充実させていきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
子育て家庭への支援が充実していると思う市民の割合(アンケート)	24.6%	50.0%
妊娠、出産、子育ての不安や悩みを周囲の人々や行政の窓口に相談しやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	19.8%	40.0%

施策14　子育て・子育ち環境の充実

■目指す姿

次世代の小金井市民を育てていくための地域環境を整備することによって、地域の様々な人々の関わりにより、安心して、楽しく、豊かな子育て・子育ちができるまち

■現状

○学校と地域が連携し、課外活動の一環として高齢者施設などでの職場体験やボランティア活動などに取り組んでいます。

○児童館などにおいて自主活動グループを育成するほか、青少年健全育成地区委員会・子ども会育成連合会などの事業を助成することで、子どもが育つ環境整備を行っています。

○子どもの育ちを支えるネットワークを形成するため、小金井子育て・子育ち支援ネットワーク協議会の加入促進を行い、令和2年4月には81団体と増加してきています。

■課題

●地域における学習と交流の場の充実が必要です。

●子どもの育ちを支援するネットワークの充実が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶地域の子育ち環境の整備

子どもたちが生きる力を育んでいくためには、地域社会の中で様々な年齢の人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切です。そのために、地域社会における学習と交流を推進します。

❷地域での連携強化

多様な人々と地域で交わることを通じて子どもが育っていくために、また子育てに悩んでいる家庭に支援が届くよう、子育て活動団体などの間で相互の連携強化を図り、地域で支える体制を充実させます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
地域における子育て・子育ち環境が充実していると思う市民の割合(アンケート)	29.5%	50.0%
地域で子どもに関係するイベント、交流、支援活動が活発に行われていると思う市民の割合(アンケート)	32.2%	60.0%

写真等

写真等

施策15　学校教育の充実

■目指す姿

一人ひとりの子どもが未来を創造する当事者として、活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに育つための学校教育が充実しているまち

■現状

○令和2年度から実施している新しい学習指導要領では、自ら学び、考え、行動し、自らの幸せと社会の幸せを実現する「創り手」を育てることを目指しています。

○教員の授業力向上に取り組むとともに、主体的・対話的で深い学びを目指した授業の実施に取り組んでいます。また情報活用能力が求められる中、ICT機器の効果的活用に取り組むほか、こころの教育、体力向上、健康教育、食育、そして福祉教育の取組を推進しています。

○児童・生徒が抱える多様な課題などの対応のため、教育相談などの充実を図るために、教育相談所、もくせい教室の環境などの充実に取り組むとともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しています。

また就学相談が増加している中、各市立小中学校に特別支援教室を開設するとともに、専門相談員の設置など相談体制の充実や、関係機関と連携を図るなど、支援体制を整備しています。

■課題

●主体的に学び、考え、行動する力の育成が必要です。

●健全な身体とこころの育成が必要です。

●子ども一人ひとりの困り事について適切な対応が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶生きる力の確立・伸長

新しい学習指導要領において、教員の授業力の向上を継続的に図り、授業の質を維持・向上します。また、日本固有の伝統文化や国際社会、情報社会への理解を踏まえ、教育活動の充実を図ります。

さらに、地域に開かれた学校の推進のため、コミュニティ・スクールの仕組みをいかしながら、ボランティアを始めとする地域の教育資源を積極的に活用し、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、学校と地域の連携・協働の推進を図ります。

❷心身の発達を育む機会の創出

食育や運動・スポーツの更なる振興による身体の発達、そして道徳を中心とした学習を通じたこころの育成を心掛けることで、学力のみならず、身体とこころを豊かにし、知・徳・体がバランスよく育まれる機会をつくります。

❸子ども一人ひとりの困り事に対する対応

児童・生徒一人ひとりの困り事に応じた支援を実施するため、教育相談、不登校支援、特別支援教育、就学相談業務を総合的に行う(仮称)教育支援センターを設置し、「その子らしさを最大限伸ばす」ことを目的にチームとして継続した支援をすることができるようにします。

また、いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめをしない、させないように、児童・生徒、教員や保護者などの意識を高めるとともに、報告・相談がしやすい環境を整え、組織的に対応します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学校が楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	小学校　85.6% 中学校　75.4%	小学校　100.0% 中学校　100.0%
授業が分かると回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査／文部科学省)	小学校　87.3% 中学校　72.7%	小学校　100.0% 中学校　100.0%

写真等

写真等

施策16　学校環境の整備

■目指す姿

安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組むことで、児童・生徒が学習に集中することができ、豊かな学びと育ちを支える学校環境があるまち

■現状

○学校施設の老朽化に対して、児童・生徒が利用する空間はもとより、バックヤードも含めて、設備の更新を計画的に行うことで環境を改善しています。

○児童・生徒の安全確保のため、屋内運動場などの天井等落下防止対策や什器類の転倒防止、ガラスの飛散防止対策などを行いました。また、通学路の防犯カメラの設置などにも取り組み、登下校時も含めた安全対策を行っています。

○学習環境の充実のため、ICT機器を活用した授業改善を進めることで、児童・生徒の学びと教職員の働き方の支援を並行して進めています。

○効率的・効果的な老朽施設の再生方法を検討し、これに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的として、学校施設の長寿命化計画を令和3年3月に策定しています。

■課題

●学校施設の老朽化対策が必要です。

●学習活動の更なる充実のためのICT環境の整備・活用が必要です。

●給付型奨学金制度継続の検討が必要です。

●児童・生徒数の推移に対する対応が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶学校環境の快適性、安全・安心の確保

児童・生徒の安全かつ安心な学習・生活環境を確保するため、学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づく老朽化対策、トイレや冷暖房などの設備や給食調理設備の改善などを図ることで快適性を向上させます。

❷新しい学習活動に応じた環境整備・活用

GIGAスクール構想によって児童・生徒一人1台のコンピュータと高速インターネット環境を整備し、これまでの教育実践にICT機器を活用していくことで、遠隔授業、協働学習、個別最適化学習を可能とし、学習活動の更なる充実を図ります。

❸修学機会の確保

給付型奨学金制度の継続ないしはその他の検討を進め、成績優秀かつ経済的な困難を抱えた生徒・学生に対して、修学できるよう支援します。

❹児童・生徒数の推移への対応

普通教室の整備のほか、児童・生徒数の推移に対して様々な方策で対応します。

また、学区域見直しについての議論を深め、これまで学校が築いてきた地域との関わりについて、合意形成を図った上で見直しを目指します。

■指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
子どもが義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合（アンケート）	36.4%	60.0%
学校施設の長寿命化計画の達成率	—	11.0%
週1回以上授業でICT機器を使用した児童・生徒の割合	30.6%	80.0%

写真等

写真等

4 文化と生涯学習

施策17 芸術文化の振興

■目指す姿

日常の中で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得て、一人ひとりが個々の感性で芸術文化を主体的に楽しみ、心豊かに暮らしていけるまち

■現状

○はけの森美術館や市民交流センターなどの芸術文化施設での事業はもとより、市、アートNPO、大学などが連携する体制をつくり、本市の文化や環境資源をいかした事業を行っています。

○市民交流センターでは、市立小中学校や福祉施設に出向くアウトリーチ活動を行っています。はけの森美術館においても連携事業を行っており、芸術文化に親しむ機会を広く提供しています。

○市立小学校とは継続的に連携し、アーツ・イン・エデュケーションの仕組みづくりに取り組んでいます。あわせて、芸術文化の伝え手のスキルアップにも取り組んでいます。

○芸術文化施設の安定的な管理・運営を行い、主体的な芸術文化活動の担い手を増やすために、その活動拠点として施設相互の連携を図っています。

■課題

●市内施設、他自治体などとの連携を広げながら、事業を継続していくことが必要です。

●芸術文化施設の運営体制の充実が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶継続的な芸術文化事業の推進

これまで取り組んできた事業や築いてきた体制を基盤として、社会情勢や経済動向、また、芸術文化政策の動向を踏まえ、これからの社会・時代に沿った事業展開を継続的に行っていきます。その際、特に市立小中学校や福祉施設のアウトリーチ事業を行うことで、芸術文化に触れる機会を広く提供します。

❷芸術文化施設間の事業連携

これまで築いてきた体制を継続するとともに、新たな連携先を開拓しながら、事業に関わる主体を増やすことで芸術文化活動を活発にしていきます。また、芸術文化振興計画に位置付けられた事業、市民交流センターでの事業、はけの森美術館の事業などの相互連携を図っていきます。

❸専門性を背景とした展覧会の開催

はけの森美術館においては、所蔵作品及び主要な所蔵作品の作家である中村研一、中村と同時代に活躍した作家、また、本市を含む多摩地域にゆかりの深い作家と、その作品などについて継続的に調査・研究を行い、その成果に基づき、様々な視点から作品を見る展覧会を継続して開催します。そのため、専門的な知識を持つ職員の配置や外部の専門機関との連携を検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で芸術文化の鑑賞や体験の機会を得たことがある市民の割合(アンケート)	48.6%	55.0%
芸術文化振興計画の達成率	―	80.0%

写真等

写真等

施策18　国際交流・都市間交流の推進

■目指す姿

国際交流事業や、友好都市三宅村を始めとした他自治体との交流を通じて、多文化共生社会への理解を深めるとともに、交流の輪を広げていくまち

■現状

○本市では、市民団体が国際交流事業を行い、異文化理解の機会を提供しています。市においては、それら市民団体と定期的に情報交換を行い、連携して国際交流事業を行っています。

○都市間交流については、特に友好都市である三宅村とは、市民団体と連携しながら、子どもから高齢者まで交流の機会をつくっています。

■課題

●環境に応じた新しい事業の検討と担い手の育成が必要です。

●国際交流や都市間交流への関心喚起が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶多様な人々が参加する事業の実施

関係する市民団体と情報交換を行い、本市の環境に合わせた新たな交流事業を実施します。そして、幅広い国籍・世代の人々が担い手となり、また、事業参加者として交流ができるよう、市民団体との連携と広報を強化します。

❷国際交流・都市間交流への関心喚起

多くの市民の国際交流や都市間交流への関心を喚起するため、本市の事業だけでなく、市民や他の自治体などが行う交流活動も含め、広く交流機会を提供します。特に三宅村との交流については、相互に親しみを持ってもらえるように、市民団体が行う交流活動を支援します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で異文化に触れる機会が増えたと思う市民の割合(アンケート)	11.2%	20.0%
交流事業参加人数	285 人	310 人

写真等

写真等

施策19　人権・平和・男女共同参画の尊重

■目指す姿

人権や平和に対する意識や、男女が互いに認め支え合う意識を高め、誰もが個人として尊重され平等に暮らせる、一人ひとりが輝いて生きることができるまち

■現状

○市民憲章の趣旨に基づき、市民を対象とした人権講座や市職員に対する人権研修を実施しています。

○平和の大切さについて、世界連邦平和都市宣言や非核平和都市宣言の趣旨、小金井平和の日条例などに基づいた意識啓発を行っています。

○男女平等都市宣言や男女平等基本条例に基づき、男女平等意識の啓発や男女共同参画の推進を図っています。

○男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画行動計画に基づき、取組を進めています。

■課題

●人権尊重の意識の醸成や平和意識の世代継承が必要です。

●男女共同参画施策の総合的な推進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶人権尊重意識と平和意識の更なる啓発

これまでの事業を継続させつつ、世代を超えて途切れることなく人権尊重の意識を高めるための取組を行います。平和意識の啓発に関しても、次世代においても平和が引き継がれていくよう、特に若い世代の事業への参加率が上がるような工夫をします。

❷男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、個性と能力を発揮する機会が確保されるよう、あらゆる分野での男女共同参画の推進や多様性を認め合う社会への理解促進に努めていきます。そのために、各種啓発活動の実施、情報誌の作成、パートナーシップ宣誓制度の周知や相談・各種支援事業の充実を図ります。あわせて、男女共同参画を推進するための活動拠点として、市の施設の有効活用を含め（仮称）男女平等推進センターの整備について検討していきます。

■指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
人権・平和が尊重されていると感じる市民の割合（アンケート）	37.9%	45.0%
日常生活において男女が平等であると感じる市民の割合（アンケート）	36.6%	40.0%
人権・平和のイベント参加率	66.3% （平成30年度実績値）	75.0%
男女共同参画行動計画の達成率	―	80.0%

写真等

写真等

施策20　生涯学習の振興

■目指す姿

誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境や機会を持ち、人生100年時代に向けて自己実現と地域貢献ができるまち

■現状

○図書館や公民館などで市民による自主的な活動を支えるとともに、市民参加と協働による様々な生涯学習事業を実施しています。

○学校と地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域の活性化を目指す地域学校協働活動の推進に向けて取り組んでいます。

○市史を活用した情報発信や出版活動、名勝小金井（サクラ）などの歴史的文化遺産の保全や継承を進めるなど、郷土意識の喚起を行っています。

■課題

●誰もが学びたいと思える機会を提供することが求められます。

●学びの成果を地域へいかす仕組みを充実させていくことが必要です。

●都市で希薄化しがちな郷土意識の醸成が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶全市的な生涯学習活動の推進

図書館や公民館などにおける、市民による生涯学習活動を推進するために、生涯学習活動の拠点の整備を進めます。また、学校や市内の教育機関、近隣自治体などとの機能連携を図り、ニーズの多様化と生活圏の拡大に対応していきます。

❷生涯学習を通じた地域づくりの推進

生涯学習支援のネットワークづくりのため、市民や団体に情報発信を行い、市民活動支援や地域づくり機能を高めます。また、学びによって得た知識や経験を新たな地域活動につなげられるように、関係機関と連携し、支援するための仕組みづくりを推進します。さらに、学びを止めないための環境整備を進めます。そして、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるとともに、地域社会の活性化を目指します。

❸幅広い郷土意識の喚起

多くの市民、特に若い世代における郷土に対する理解と愛情を深め、郷土意識を喚起していくため、文化財センター機能の活用を含めた文化財の保護・啓発事業及び市史編さん事業を充実させます。それとともに、本市のシンボルでもある名勝小金井(サクラ)復活事業を推進していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で生涯学習を実践したことがある市民の割合(アンケート)	31.2%	40.0%
生涯学習推進計画の達成率	―	80.0%

写真等

写真等

施策21　スポーツの振興

■目指す姿

「豊かな生涯をスポーツとともに」を基本理念に、スポーツに気軽に親しむことができる環境や機会があり、誰もが楽しく元気に、仲間づくりを通して、生活の豊かさが向上されていくまち

■現状

○総合体育館や栗山公園健康運動センターでは、平成21年度から指定管理者制度が導入され、市民サービスの向上が図られています。

○近年の健康志向の高まりを受け、競技性を有するスポーツからレクリエーション的なスポーツまで、幅広いスポーツの機会を、指定管理者や関係団体との協働によって提供しています。また、子どもや障がい者に向けたスポーツの取組も行っています。

■課題

●スポーツができる場所や機会の充実が求められます。

●スポーツに関わる人材育成が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶スポーツ環境の整備・充実

施設の計画的な整備を進めつつ、学校体育施設、民間や大学などが有する施設を市民に開放できるよう協議し、スポーツ環境がより一層充実することを目指します。

❷スポーツ団体との連携強化

市民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、誰もがスポーツを楽しみ、親しむことができるよう、指定管理者や関係団体との連携を強化し、気軽に参加できる事業を実施していきます。

❸スポーツ振興のための人材育成

今後、事業を充実させていくためにも、スポーツ指導者を増やす必要があることから、指導者講習会を充実させていきます。また、本市に関係のあるスポーツ選手やチームと連携することで、子どもを中心とした市民の関心を高めるとともに、技術などの向上を図ります。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
週に1回以上スポーツを実施している市民の割合(アンケート)	52.6%	65.0%
市スポーツ施設の利用者数	536,458 人	600,000 人

写真等

写真等

5 福祉と健康

施策22 福祉のまちづくりの推進

■目指す姿

福祉における制度の枠組みを超え、地域の高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が支え合う体制・環境を実現することで、互いに助け合いながら安全・安心な生活を送ることができるまち

■現状

○バリアフリーの推進、避難行動要支援者への支援、権利擁護事業の推進、福祉オンブズマン制度や福祉サービス第三者評価の普及など福祉サービスの情報発信、福祉サービスの適正化など、福祉のまちづくり対策を実施しています。

○民生委員・児童委員や関係機関などの地域資源との連携による地域での生活を支える仕組みづくりの推進など、包括的支援体制の構築を図っています。

○地域活動参加のきっかけづくりの推進、社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉団体との連携強化など、地域活動の活性化を図っています。

○健康で文化的な生活を全ての市民が送れるよう、生活保護制度に基づく支援を適切に行っています。

○自立した生活を確立するため、生活困難者に対する就労の支援を推進しています。

○生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行っています。

■課題

●民生委員・児童委員の担い手不足への対応が必要です。

●避難行動要支援者支援体制の構築が必要です。

●成年後見制度の利用の促進が必要です。

●適切な生活保護制度の実施が必要です。

●生活困窮者への支援強化が必要です。

■施策の方向性

❶民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、連携して高齢者などの見守りを充実していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。

❷避難行動要支援者支援

避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び普及啓発、災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。

❸市民参加と協働の周知への取組、地域福祉を担う人材の活動支援

幅広い世代が地域福祉や支援に参加できるようにする仕組みの構築を検討します。また、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするため、支援方法を検討します。

❹成年後見制度の利用促進

法令に基づいて成年後見制度利用促進基本計画を策定し、更なる成年後見制度の利用促進のための体制づくりに取り組みます。

❺生活の保障

全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度に基づいて、支援が必要な方を対象にして適切かつ公正な支援を行っていきます。

❻地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化

生活困窮者の支援に関し、関係課、関係機関及び地域との情報共有に努め、現状把握とそれに対応した支援体制の連携強化を進めます。

❼福祉総合相談窓口における支援体制の充実

福祉総合相談窓口においては、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題の解決に向けた支援の体制を充実させます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
困った時に地域で助け合える関係性を持っている市民の割合(アンケート)	46.1%	80.0%
地域福祉計画の達成率	40.0%	80.0%

施策23　高齢者の生きがいの充実

■目指す姿

高齢者の地域での社会参加を促進することで、生きがいを持ち続け、安心して暮らせるまち

■現状

○地域社会とつながりを持ち、無理なく就労を望む高齢者に対し、シルバー人材センターを案内することで、高齢者の適性と能力に応じた就労機会を確保しています。また、将来のシルバー人材センターの機能移転を見据え、活動拠点を検討しています。

○悠友クラブ（老人クラブ）への助成を通じ、生きがいを高める活動、健康づくり事業などを支援し、高齢者の社会参加の活性化を図っています。

○各種事業や給付により、高齢者が豊かな老後を過ごすことができるよう、高齢者の自立生活の支援や仲間づくり、介護予防を図るとともに生きがいと健康増進の諸活動を推進しています。

○元気な高齢者が高齢者福祉施設などでボランティアをした際に、さくらカードと交換可能なポイントを付与する介護支援ボランティアポイント事業を実施して、活動を促進しています。

○高齢者が知識や経験をいかし、地域社会の担い手として他世代と共に活動できる様々な場と機会の充実を図っています。

■課題

●シルバー人材センターのサービス需要を意識した就労機会の創出が求められます。

●悠友クラブ（老人クラブ）の会員数確保に向けた更なる支援が必要です。

●サービス、事業の利用者、ボランティア活動の促進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶高齢者の社会参加による地域の担い手の確保

高齢者に対し、シルバー人材センターを活用して就労及び地域貢献活動をしていただくことで、社会参加、生きがいづくりを促すとともに、高齢者の知見、経験を地域づくりにより活用できるよう、地域の担い手の確保に努めます。

❷高齢者の生きがいづくりへの支援

悠友クラブ(老人クラブ)への助成を継続実施することで諸活動を支援します。また、高齢者いきいき活動の一層の充実により、超高齢社会において高齢者が明るく、豊かに、前向きに過ごせるような環境づくりを支援します。

❸自立のための環境づくりと活動できる場所や機会の拡大

高齢者自立支援住宅改修給付事業及び日常生活用具給付事業の利用促進を図り、高齢者が自立して生活することのできる環境を整えます。また、生きがいを持って生活できるために、地域のボランティアとして活動できる場所や生きがいのための活動機会を拡大します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
直近1年間で社会活動・ボランティア活動に参加したことがある高齢者の割合(アンケート)	29.9%	35.0%
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の達成率	―	80.0%

施策24　高齢者が暮らし続ける仕組みの充実

■目指す姿

医療や介護の専門職だけではなく市民主体の生活支援の取組なども支援することで、高齢者が住み慣れた場所で自立した生活が続けられ、いつまでも自分らしく暮らすことができるまち

■現状

○健康生活づくりの推進のため、小金井さくら体操（小金井市介護予防体操）の参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて取り組んでいます。

○在宅生活支援の充実のため、地域包括支援センターを高齢者福祉向上のための拠点とし、同センターの安定的な運営を支援しています。また、高齢者保健福祉サービスの充実や住まいに関する支援体制の整備を図っています。

○認知症の方やその介護者への支援として、地域で支えるまちづくりのための周知活動・支援者養成、対象者に対する直接的なサービス給付及び家族など介護者の負担軽減につながる事業などを実施しています。

○生活支援体制を整備するため、地域課題の抽出や課題に対する解決策を検討するとともに、高齢者の居場所となるカフェ・サロンなどの地域資源の開発・周知を実施しています。

○高齢者権利擁護のため、関係機関と連携し、高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用などを推進しています。

○民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者などの地域資源と連携し地域での生活を支える仕組みづくりを推進するなど、包括的支援体制の構築を図っています。

○日本年金機構と連携し、制度改正に迅速に対応した国民年金手続などに伴う窓口・相談体制の充実を図りました。

■課題

●各種事業に関する市民の認知度向上が必要です。

●高齢者施策について分野を超えた取組が必要です。

●2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。

●日本年金機構・年金事務所との連携が必要です。

■施策の方向性

❶介護予防や自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者の自立した生活の継続のため、健康教育、小金井さくら体操を始めとした通いの場などへのオンラインも含めた参加促進や内容の充実を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

❷地域包括支援センターとの連携強化及び運営支援

高齢者福祉向上のための拠点として機能を発揮するため、関係機関との連携を強化し、運営協議会などを活用しながら業務の見直しを行い、地域包括支援センターの機能強化と負担軽減などを図ります。

❸関係機関との連携推進

在宅生活を安心して継続できるようにするため、市医師会などの協力を得てデジタル技術の活用や多職種連携研修などの実施により、医療・介護連携を推進します。

❹地域ケア会議の開催・活用

地域包括ケアシステムを基軸とする生活支援体制の整備などを進め、生活圏域ごとの課題抽出や市レベルの政策課題の提言を求めるため、個別・小地域・市レベルと重層的に地域ケア会議を開催します。

❺年金受給者の諸手続の利便性向上に向けた取組の推進

日本年金機構との法定受託事務、協力連携事務以外でも市民の利便性に繋がる諸手続などを受付できるよう検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
高齢者が暮らしやすい地域であると思う市民の割合(アンケート)	41.2%	50.0%
認知症サポーター養成者数	6,751 人	8,850 人

写真等

写真等

施策25　障がい者福祉の充実

■目指す姿

障がい者の生活・就労支援、地域における交流の場を設けることへの支援を通じ、障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳ある一人の市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合うことにより、安心して暮らしていけるまち

■現状

○障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成30年10月に障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を施行しています。

○市民一人ひとりが福祉に対する理解を深められるよう、様々な啓発活動などに取り組んでいますが、日常的に障がいのある人と障がいのない人が交流する機会が少ない状況です。

○障害者就労支援センターなどを通じて一般就労の促進に努めていますが、障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査では18～29歳の正規雇用を希望している人は半数弱であり、実際に正規雇用をされている人は2割強しかおらず、少ない状況です。

○子どもの能力や発達状態に適した指導を実施していますが、関係機関による就学相談や進路相談などの相談体制の充実、周りの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしていくことが望まれています。

○居住生活の支援をするサービスのニーズが高く、障がいの重度化、高齢化、親亡き後を見据え、安心して暮らし続けるための基盤の充実が望まれています。

■課題

●共生社会実現に向けた意識の啓発が必要です。

●障がい者の就労支援が必要です。

●障がいのある子どもが地域で暮らし続けるための関係機関の連携が必要です。

●地域生活支援拠点などの整備が必要です。

■施策の方向性

❶市民一人ひとりの理解と交流を育む意識づくり

地域に住む全ての人（障がいのある人もない人も）が住みやすく暮らしやすい社会を築いていくため、障がいの特性や障がいのある人を理解し交流できる福祉の意識づくりを推進します。

❷障がいのある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤づくり

障がいのある人自身が社会活動や就労へ積極的に参加でき、一人ひとりの能力と意思がいかされるよう、本人の立場に立った主体性・自立性を尊重する自立の基盤づくりを目指します。

❸障がいのある人が安心して暮らしていくための仕組みづくり

障がいのある人やその介護者の高齢化や重度化そして「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点などの整備を行う一方で、障がいの発生時期や原因は様々であるため、医療・保健とも連携し、疾病や障がいの早期発見や、適切な治療・リハビリテーションを行うことで、障がいの予防や軽減を目指します。

❹誰もが気持ち良く共に暮らせる環境づくり

障がいのある人を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、自由に社会参加できる、障がいのある人にやさしいまちづくりをすることで全ての人が住みやすいと思えるまちを目指します。

■指標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域であると思う市民の割合（アンケート）	29.0%	55.0%
障害福祉計画の達成率	—	80.0%

写真等

写真等

施策26　健康の維持・増進

■目指す姿

生活習慣病と健康づくりに関する正しい情報の普及と共有や、医療体制を強化することにより、私たちが生涯を通じて健康的で質の高い生活を送ることができるまち

■現状

○がんの早期発見のため、受診機会を拡大し、利便性を向上するとともに、特定健診の案内にがん検診の案内を同封するなど、受診の促進に向けての周知の徹底に努めています。

○生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及及び健康的な生活習慣の実践と継続の促進を図るため、独自健診、健康づくりフォローアップ指導、健康講演会及び健康相談を実施しています。

○乳幼児期から高齢期まで歯の健康を保つため、乳幼児歯科相談室、妊婦歯科健診、成人歯科健診、口腔機能評価を実施しています。

○妊娠中の不安解消や母子の健康を守るため、両親学級、妊婦面談、妊婦健診などを実施しています。出産後は新生児訪問や乳幼児健診を実施し、乳幼児の心身の発達を確認しています。

○地域の医療機関の協力を得ながら、小児救急体制を含めた救急医療体制、休日診療、休日準夜診療体制を維持しています。令和元年度からは、休日薬局の委託を開始しています。

○国民健康保険データヘルス計画・国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、保健事業を実施し、被保険者の健康維持・増進を図っています。

○後期高齢者医療制度として、生活習慣病の重症化予防及び被保険者の健康保持・増進を目的とした健康診査事業を実施しています。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、医療従事者支援や発熱者検査センターの設置などの取組を進めています。

■課題

●母子保健活動の充実が必要です。

●関係団体と連携し、市民の健康維持・増進を推進する体制づくりが必要です。

●より良い生活習慣のため、食生活と歯の健康の充実と保健事業の利用促進が必要です。

●健診(検診)などの参加者の増加に向けて実施体制の強化及び周知方法の改善が必要です。

●国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的運営が必要です。

●感染症の大流行への対応が必要です。

■施策の方向性

❶母子保健活動の充実

市民の健康づくりを推進するとともに、母子保健分野においては安心して育児ができ、子どもの健やかな成長を育むことを目指すために保健活動を充実させます。

❷医療体制及び相談体制の充実

誰もが安心して医療を受けることができるよう医療体制を充実させます。また、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

❸保健事業の充実

生活習慣病予防と重症化予防のため、各種健康診査・保健指導、がん検診、食育やその他保健事業の充実に努めるとともに、予防接種事業など感染症予防を進めます。

❹健診(検診)情報の発信

健康診断などの更なる受診につなげるため、効果的で機会を捉えた周知・勧奨を実施します。

❺医療保障制度の充実

安心して医療を受けることができるように、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全で安定した財政運営に努めます。

❻感染症の大流行への対応

感染症の大流行が発生した際、市民の生命及び健康を保護するため、医師会などの関係機関と連携し、感染症対策を着実に推進します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
自身は健康であり、日常生活に支障はないと感じる市民の割合(アンケート)	75.8%	80.0%
食育の取組で、主食・主菜・副菜がそろっている栄養バランスの取れた食事に気を付けている市民の割合(アンケート)	80.8%	90.0%
定期的に地域・職場などの健康診断を受けている市民の割合(アンケート)	86.5%	90.0%

6 行政運営

施策27 市民参加・協働の推進

■目指す姿

多様な市民の意思を市政に取り入れることで、私たちみんなの力で地域課題を解決するまち

■現状

○市民参加推進会議の提言を受け、審議会委員選出時の無作為抽出の導入など、新たな市民参加の手法を検討し、実現に向けて取り組んでいます。

○パブリックコメントや市民意向調査については、必要な事案を選択し、適切に市民の意見を聴いています。また、市民ニーズを庁内で共有し、市政に反映させるため、市民からの意見・要望などをEメールやファクシミリなどで聴取する「市民の声」制度を実施するとともに、無作為抽出の市民への意向調査「市長への手紙」を実施しています。

○協働事業提案制度により、それぞれの団体が持つ強みをいかしながら、協働して地域課題に取り組んでいます。また、実施した協働事業については、毎年度公表しています。

○協働の拠点となる(仮称)市民協働支援センターの開設に向けた検討をしています。

■課題

●幅広い世代における市民参加の推進が必要です。

●市職員の市民参加・協働意識の更なる醸成が必要です。

●誰もが利用しやすい(仮称)市民協働支援センターの開設と新たな協働事業を創出する制度が必要です。

●協働を進めるための核となる人材の育成と市民参加・協働の情報発信が必要です。

●町会、自治会などの加入の促進が必要です。

写真等	写真等

■施策の方向性

❶幅広い世代が参加できる仕組みづくり

若者世代や子育て世代の市政への参加を増やすため、参加しやすい仕組みを検討します。また、市民参加と協働について、私たちの意識の更なる醸成に努めます。

❷協働の場づくり、人づくり

協働に関する認知度を高め、きっかけを生み出すため、協働の拠点となる(仮称)市民協働支援センターの開設やコーディネートできる人材を育成して、取組の普及と促進を図ります。

❸新たな協働の制度の構築

協働を一層推進するためのインセンティブとなるような新たな協働制度を検討します。

❹町会、自治会などの加入率の促進

それぞれの町会、自治会などの意向も踏まえつつ、町会、自治会などの加入率を向上させるための新たな方策を検討します。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「地域課題の解決に向けて、市民もまちづくりに参加している」と思う市民の割合(アンケート)	21.0%	50.0%
直近1年間で地域活動に参加したことがある市民の割合(アンケート)	26.1%	50.0%

写真等

写真等

施策28　積極的な情報発信

■目指す姿

開かれた市政を実現し、私たちの小金井市の魅力を広く発信することで、誇りや愛着の醸成された、多くの人から選ばれるまち

■現状

○市政情報について、市報、ホームページ、ツイッターなど、状況に応じた媒体を活用した発信や、必要に応じたパブリシティを行うとともに、個人情報保護制度及び情報公開制度の適正な運用に努めています。

○オープンデータの利活用に向けて、市職員の知識向上のために研修を実施しています。

○シティプロモーション基本方針の下、ターゲットを絞った効果的な魅力発信を行うため、20歳代後半から30歳代までの市民や学生と連携する仕組みづくりに取り組んでいます。

■課題

●積極的な情報発信に対する意識の醸成が必要です。

●利用者の目線に立った行政情報のオープンデータ化が必要です。

●シティプロモーションの効果的な推進が必要です。

写真等

写真等

■施策の方向性

❶広報活動の充実

デジタル技術を積極的に活用して、市民生活の向上に資するよう、正確で分かりやすく、タイムリーな情報発信を進めます。

❷個人情報の適正な管理と情報公開の推進

市職員への研修の充実などにより、引き続き個人情報保護制度と情報公開制度の適正な運用に努めます。

❸オープンデータ公開件数の充実

行政のデータは誰でも自由に使えるデータであるという考え方に基づき、市のデータをオープンデータとして東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開件数を徐々に増やしていきます。

❹市民との連携によるシティプロモーションの推進

小金井市の魅力発信を市民と市が連携して継続的に運用できる仕組みを構築し、一体となった取組を進めるなど、シティプロモーションの連携の幅を拡大していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
市報やホームページなどで必要な行政情報が入手できていると感じる市民の割合(アンケート)	52.8%	65.0%
小金井市公式ツイッターのフォロワー数	5,822 人	7,569 人

写真等

写真等

施策29　計画的な行財政運営

■目指す姿

長期総合計画に基づく施策を着実に実施し、持続可能な行財政運営と市民サービスの維持・向上を実現するまち

■現状

○施策マネジメントを実施して、計画的な施策の進捗管理と推進を図っています。
○本市の行政拠点であり、市民サービスの中核を担う庁舎と、地域共生社会の拠点となる(仮称)新福祉会館を同じ敷地に一体の施設として整備し、総合的サービス提供の基盤となる庁舎等複合施設建設事業を推進しています。
○施設類型ごとの基本方針に沿った個別施設計画の策定を進めるとともに、その内容を踏まえた公共施設等総合管理計画の改定に取り組んでいます。
○学童保育所委託、学校施設管理業務委託、市民課窓口委託などの民間委託を進めています。
○多様な任用形態の活用などの働き方改革、人材育成基本方針に基づく人材育成を進めています。
○一部事務組合の設立、公共施設の相互利用、災害協定の締結など様々な分野での連携・協力を図りながら、広域行政に取り組んでいます。

■課題

●計画の進捗に向けたPDCAサイクルの強化が必要です。

●社会変化への迅速な対応が求められます。

●公共施設マネジメントの推進が必要です。

●民間の力をいかした新たな公民連携の推進が必要です。

●行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)が求められます。

●人材の高度化と組織の見直しが必要です。

■施策の方向性

❶計画的な自治体経営の推進

長期総合計画に基づいて着実かつ最適に施策を推進していくために、施策マネジメントの改善に加えて、新たな事務事業評価の実施によりPDCAサイクルの強化を図り、より計画的・効果的・効率的な自治体経営を推進します。また、個別の行政計画においても、適切な進行管理を進めます。

感染症の大流行など社会環境の急激な変化にも迅速に対応します。

❷庁舎等複合施設の建設

庁舎等複合施設の建設において、新庁舎建設基本計画及び(仮称)新福祉会館建設基本計画の基本理念の実現を図り、市の総合的サービスの提供基盤を築きます。

❸公共施設マネジメントの推進

統一的な点検診断結果に基づく要修繕箇所の洗い出しなどに取り組むとともに、市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、公共施設マネジメントを推進します。

❹持続可能な財政運営の実現

持続可能な財政運営を実現するため、長期的な財政を見通しつつ、計画的な行財政運営を推進します。また、更なる歳入の確保及び歳出の適正化を図り、 単なる委託・外部化だけではなく民間の強みをいかしていく公民連携アウトソーシングなどの行財政改革を推進します。

❺行政のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

効率的な行政運営を進め、あらゆる人が利便性を享受できるよう、行政手続のオンライン化によるワンストップ・ワンスオンリー化など、市民サービスの向上及び社会課題の解決を図り、あらゆる事業においてデジタル技術の利活用を推進します。

❻活力ある機能的な組織づくり

本市の将来像の実現に向けた組織づくりのため、コンプライアンスの推進とともに、人材育成や働き方改革、組織改革による組織の活性化を進めます。

❼連携をいかした行政運営の実現

一部事務組合や広域連合、公共施設の相互利用、災害協定などの広域連携、教育機関や事業者との各種連携など、これまで行ってきた様々な形態での連携を引き続き活用して、効果的・効率的な行政運営を行っていきます。また、自治体クラウドなど新たな分野での連携についても検討していきます。

■指標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
行財政運営に対する満足度(アンケート)	18.6%	25.0%
前期基本計画の達成率	—	80.0%
行財政改革プランの達成率	—	80.0%

第3部　第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1)まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

目的

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国全体における急速な少子高齢化が進む中で、人口減少に歯止めをかけ、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力のある日本社会を維持するために制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく計画です。

平成27年度に第1期の総合戦略(平成27年度～令和元年度。令和元年度に第1期の総合戦略を令和2年度までの計画として1年延伸)を策定し、今回は第2期(令和3年度～令和7年度)となります。

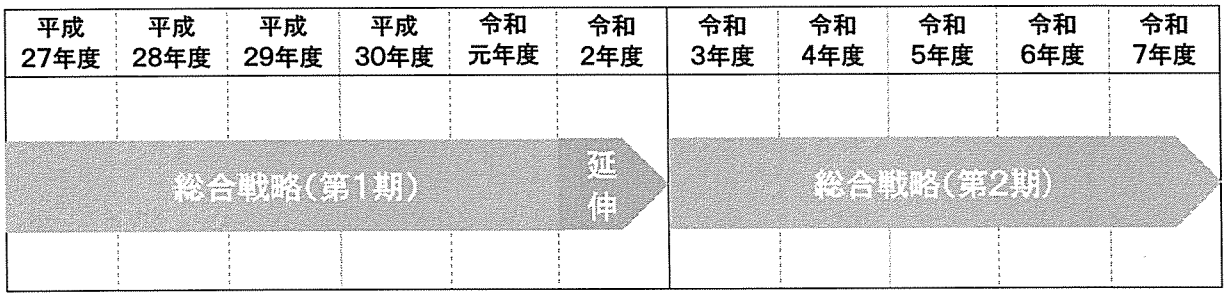

第5次基本構想・前期基本計画における位置付け

長期的には本市においても人口が減少に転じると予想される中、定住人口の維持とともに、地域産業の活性化や交流人口・関係人口の増加等により、持続的な自治体運営を可能にしていくことが求められます。そのため、基本構想・基本計画と総合戦略を一体的に進めていくことが有効であるという認識の下、第5次基本構想・前期基本計画からは一体的なつくりとしています。

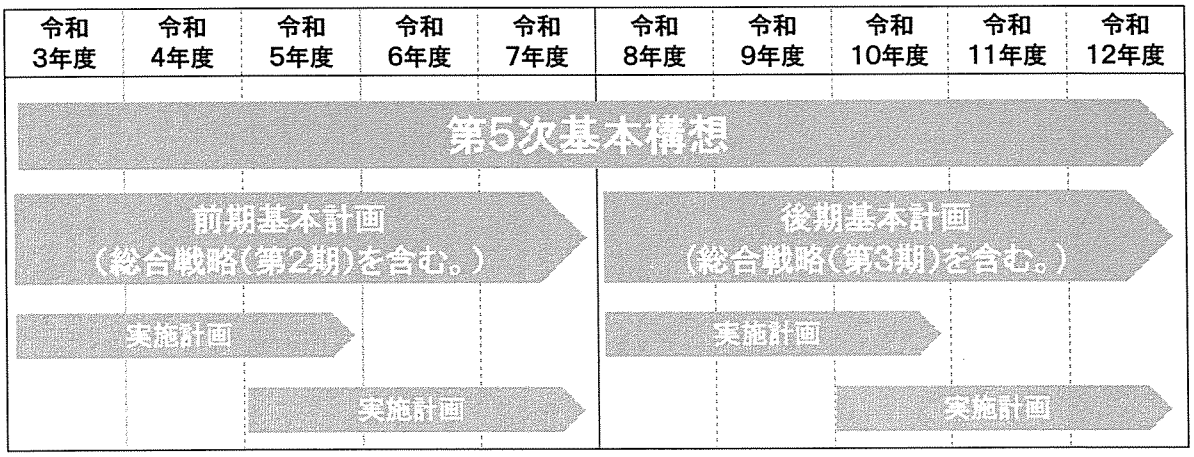

総合戦略の構造

第1期の総合戦略では、国及び東京都のまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、3つの基本目標を掲げてきたところですが、総合戦略は将来を見据えた中長期的な視点に立って策定していることから、第2期の総合戦略においても、基本的にはこの3つの基本目標を引き継ぎます。また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、新たに2つの横断的な目標を掲げます。

なお、第1期の総合戦略では、基本目標のほかに施策の基本的方向等を定めていましたが、第2期の総合戦略では、第5次基本構想・前期基本計画と統合し、前期基本計画及びそれにひもづく個別の計画・事業と一体的に推進します。

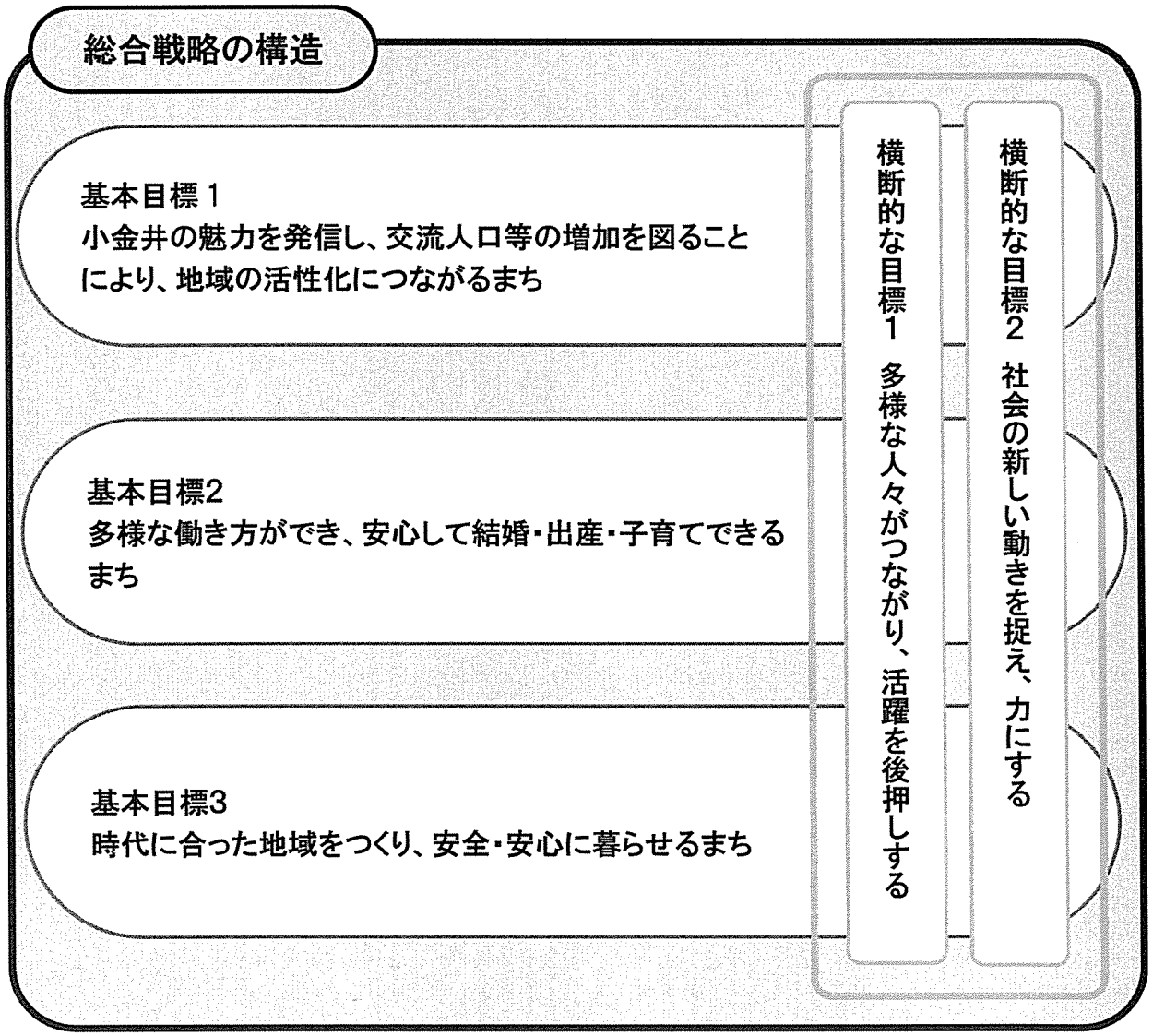

(2)3つの基本目標と数値目標

基本目標1　小金井の魅力を発信し、交流人口等の増加を図ることにより、地域の活性化につながるまち

自然環境・住環境という従来の強みをいかしながら、駅周辺を中心としたまちのにぎわいの創出や回遊性の向上、小金井らしい地域産業の育成を通じて地域を活性化し、小金井の魅力を形成します。さらにその魅力を市内外に広く発信することで、市外から人を呼び寄せるとともに、徐々に地域とのつながりを深めていく関係人口の増加へつなげ、住民の地域への関心も高めていきます。また、地域の担い手を増やしながら、更なる地域活性化を図るとともに長期的には移住・定住につなげることを目指します。

数値目標

○市内滞在人口(15歳から79歳までを対象とした休日14時)の増加
82,763人(平成31年4月現在)

○市内3駅の1日平均の乗客数の増加
96,344人(令和元年度)

基本目標2　多様な働き方ができ、安心して結婚・出産・子育てできるまち

将来にわたって安定した人口構成を維持するためのまちづくりを推進するため、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができるような支援や環境の整備を図ります。さらに、子育て・子育ちの観点からのみならず、保護者が子育てをしながら働きやすいワークスタイルをとることができるよう、長期的な視野に立ち、多様な働き方を実現できる社会の実現を目指します。

数値目標

○若者・子育て世代(15歳～39歳)の転入超過数の増加
626人(令和元年)

○地域における子育て・子育ち環境が充実していると思う市民の割合の増加
29.5%(令和元年度)

基本目標3　時代に合った地域をつくり、安全・安心に暮らせるまち

時代に合った地域をつくり、安全・安心を暮らしの基礎と捉え、生活環境の整備や防災・防犯の取組を進めます。それとともに、市民一人ひとりが自己充足を得る場としても、時代に合わせた地域における人と人とのつながりに根差した地域コミュニティの形成を図ります。それを通じて、誰もがいきいきと健康で、安全・安心に暮らすことのできるまちを目指します。

数値目標

○まち全体で災害への備えができていると感じる市民の割合の増加
17.0%(令和元年度)

○犯罪等に対する取組や地域の体制に安全・安心を感じる市民の割合の増加
31.4%(令和元年度)

(3)2つの横断的な目標

横断的な目標1　多様な人々がつながり、活躍を後押しする

小金井に住み、働き、訪れる人たち、そして間接的でも地域との関わりを持ってアクションを起こす人々、そして団体や事業者が、小金井における地方創生の担い手です。年齢や国籍、障がいの有無にとらわれることなく、様々な分野の人々がつながり、知識やノウハウを持ち寄って、まちを活性化し、地域課題を解決していくことこそが求められる姿です。そのため本市は、多様な人々がつながり、個々の力を発揮し、活躍することを後押しします。

横断的な目標2　社会の新しい動きを捉え、力にする

Society5．0の実現に向けた技術は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能です。また、AIやIoT、ビッグデータなどの技術がもたらす変化はもとより、働き方改革や人生100年時代といった政策動向も変化をもたらします。一方、空家の増加や貧困、環境問題のような課題が変化をもたらすこともあります。ポジティブとネガティブにかかわらず、社会の新しい動きはチャンスとなり得るものです。そこで本市では、外部の人材・組織の知見も得ながら、社会の動きに目を配り、地方創生を推進する力に変えていきます。

また、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体適正化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進していきます。

(4)総合戦略の基本目標と前期基本計画における各施策との関係

総合戦略における各基本目標と前期基本計画における各施策を整理すると次のようになります。

総合戦略 / 前期基本計画	基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3
施策1　みどりと水の環境整備	●		
施策2　循環型社会の形成	●		
施策3　環境保全の推進	●		
施策4　市街地の整備	●		
施策5　住環境の整備	●		
施策6　都市インフラの整備	●		
施策7　交通環境の整備	●		
施策8　危機管理体制の構築			●
施策9　地域の安全・安心の向上			●
施策10　産業・観光の振興	●	●	
施策11　都市農業の振興	●		
施策12　子どもの育ちの支援		●	
施策13　子育て家庭の支援		●	
施策14　子育て・子育ち環境の充実		●	
施策15　学校教育の充実		●	
施策16　学校環境の整備		●	
施策17　芸術文化の振興	●		
施策18　国際交流・都市間交流の推進	●		
施策19　人権・平和・男女共同参画の尊重		●	
施策20　生涯学習の振興			●
施策21　スポーツの振興			●
施策22　福祉のまちづくりの推進			●
施策23　高齢者の生きがいの充実			●
施策24　高齢者が暮らし続ける仕組みの充実			●
施策25　障がい者福祉の充実			●
施策26　健康の維持・増進			●
施策27　市民参加・協働の推進	●	●	●
施策28　積極的な情報発信	●	●	●
施策29　計画的な行財政運営	●	●	●

付属資料

1　市民意向調査の概要

市民の皆さんが、市政に対してどのような要望をお持ちなのか、今後の市政運営において何を重要と考えているのかを把握するため、平成30年度(実施期間:平成30年7月19日～8月13日)に市民意向調査を行いました。

調査は、市内在住の満18歳以上の男女2,000人を無作為に抽出し、調査票を郵送して、御回答をいただきました。調査票の有効回答数は629人(有効回答率31.5%)でした。

調査結果(まとめ)

■性別

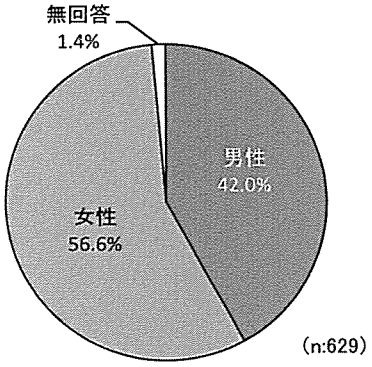

■年齢

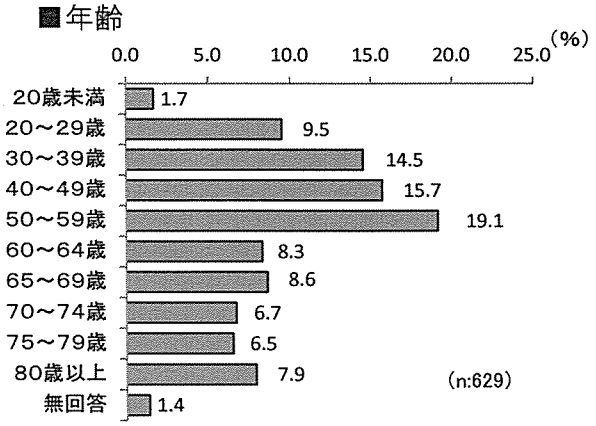

■居住年数

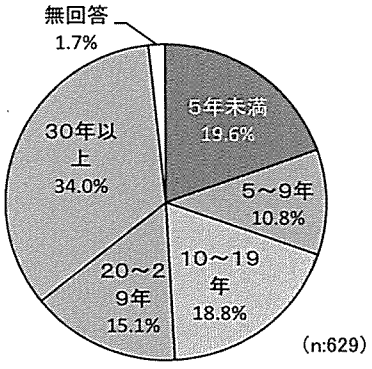

■居住地

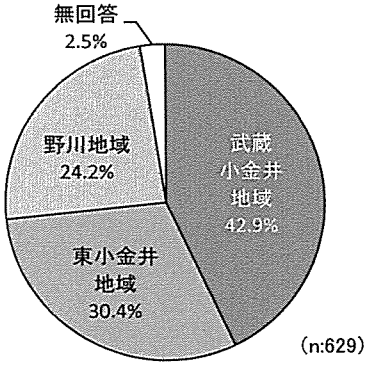

施策の満足度・重要度

○満足度が高い項目としては、「みどりと水」(78.4%)、「住宅・住環境」(54.9%)、「道路・河川」(39.6%)となっています。満足度が低い項目としては、「ごみとまちの美化」(46.2%)、「財政・財務」(40.0%)、「計画的行政」(38.0%)となっています。

○重要度の高い項目としては、「ごみとまちの美化」(89.2%)、「みどりと水」(82.7%)、「健康・医療」(80.1%)となっています。

○重要度が高いにもかかわらず満足度が低い施策は、「ごみとまちの美化」、「幼児教育」、「財政・財務」の3施策となっています。

住みやすさ

○「住みやすい」(36.6%)と「どちらかといえば住みやすい」(47.9%)を合わせて84.5%が肯定的な回答をしており、前回調査の肯定回答率(75.3%)よりも9．2ポイント高くなっています。

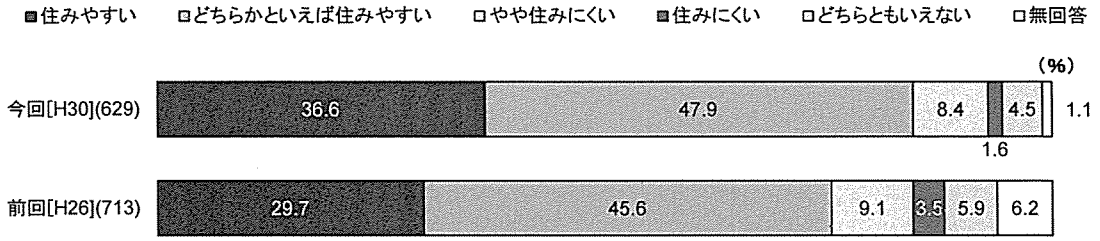

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

定住意向

○「住み続けたい」(38.5%)と「できれば住み続けたい」(41.5%)を合わせた80.0%が肯定的な回答をしており、前回調査の肯定回答率(76.0%)よりも4．0ポイント高くなっています。

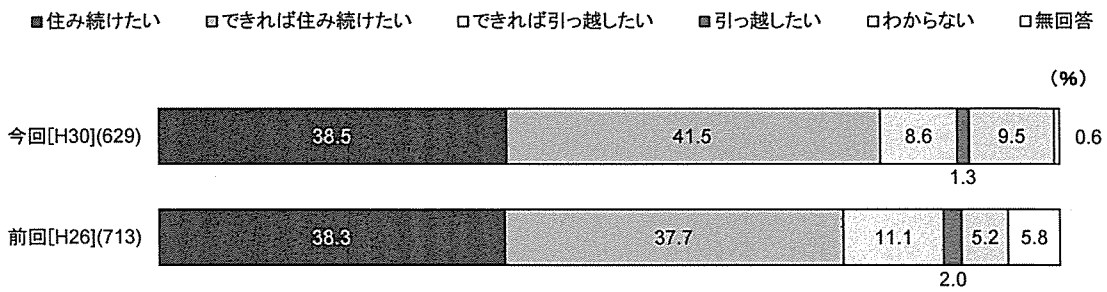

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

小金井市のよいところ・自慢したいところ

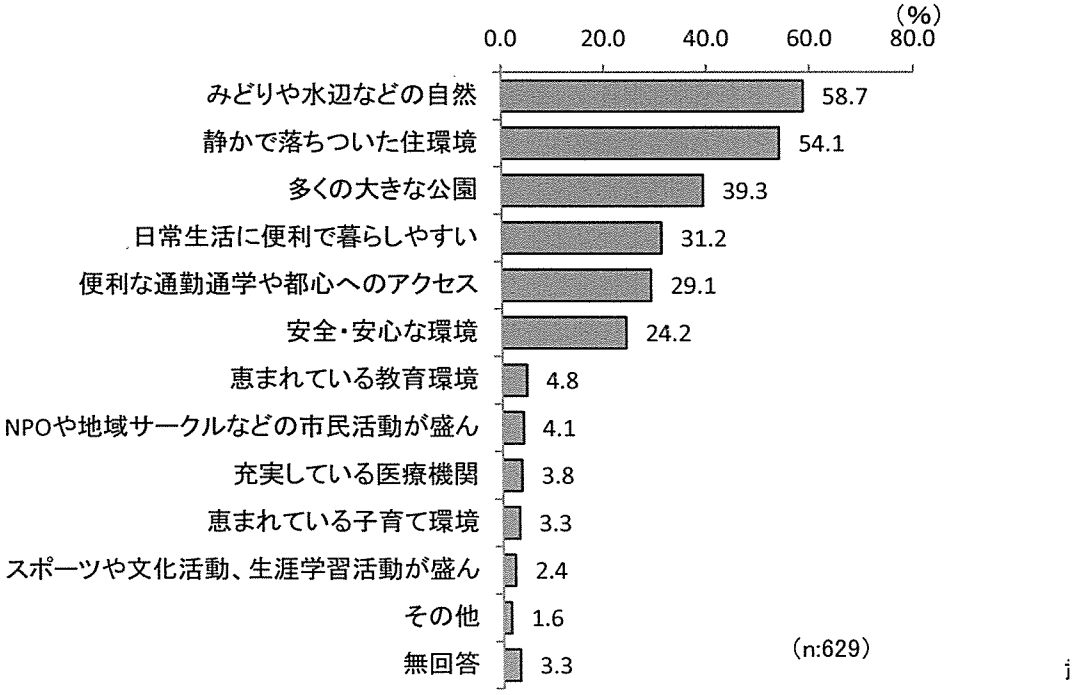

2 中期財政計画の概要

中期財政計画策定後、掲載予定

中期財政計画策定後、掲載予定

3 人口ビジョン

第5次基本構想・前期基本計画の前提となる、将来的な人口推計は以下のとおりです。なお、第5次基本構想・前期基本計画は、第2期小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定していることから、人口推計は国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針にのっとり、令和3年(2021年)から令和42年(2060年)までの期間で推計を行っています。

推計手法

人口推計では0～115歳の年齢別人口を、1年ごとにコーホート要因法を用いて武蔵小金井地区、東小金井地区、野川地区それぞれで推計し、市域全体の推計はそれらを合計しました。毎年の0歳児の人口は、15～49歳の5歳階級ごとの出生数を、各階級の合計特殊出生率に基づいて算出し、合計することで得ています。

武蔵小金井地区　…関野町2丁目、緑町3～5丁目、中町3丁目、本町、桜町、貫井北町、貫井南町3丁目
東小金井地区　…東町、梶野町、関野町1丁目、緑町1～2丁目、中町2丁目
野川地区　…中町1、4丁目、前原町、貫井南町1、2、4、5丁目

○推計期間	令和3年(2021年)～令和42年(2060年)
○基準人口	令和3年(2021年)4月1日(住民基本台帳)
○出生率	過去の実績から合計特殊出生率の平均値(1.12)が期間中一定に推移すると仮定
○移動率	今後10年間で人口の移動が減少すると想定し、平成23年(2011年)～令和3年(2021年)の転入・転出状況を基準として、令和12年(2030年)までかけて半減し、その後は一定に推移すると仮定

人口推計

人口は、令和13年(2031年)の127,877人をピークとして減少します。令和42年(2060年)の推計人口は117,509人となり、令和3年(2021年)よりも約6,600人減少します。

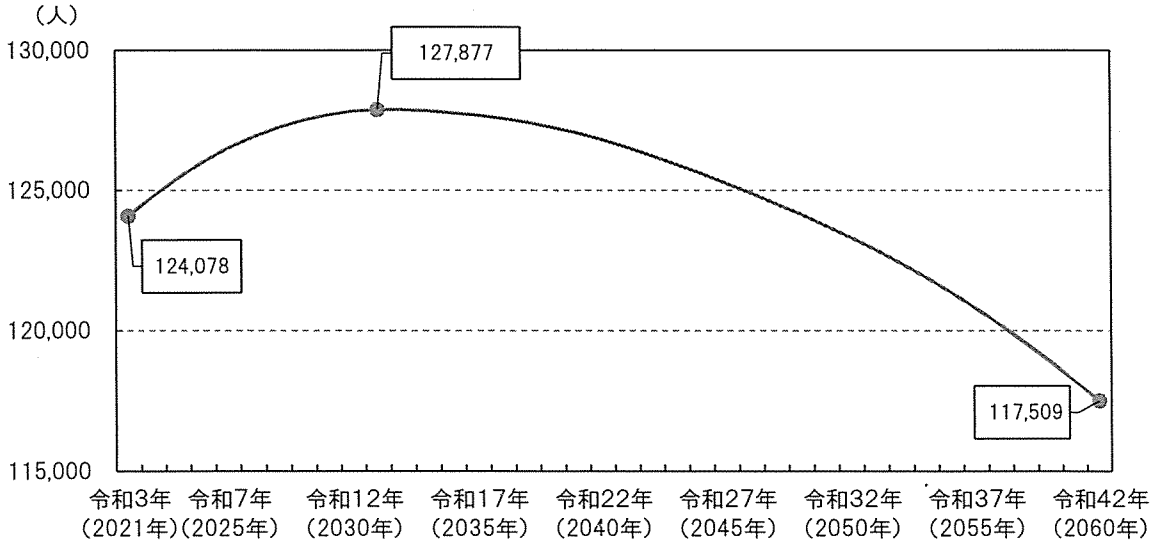

人口推計

人口構成の変化

5年ごとに年齢3区分別の人口推移を見ると、令和37年(2055年)まで65歳以上(老年人口)が増えます。0～14歳(年少人口)、15～64歳(生産年齢人口)は令和7年(2025年)まで増加しますが、その後、減少に転じます。

年齢3区分別の割合では年々、高齢化率が上昇し、令和32年(2050年)には30%を上回ります。また、出生数が増えない中、移動が少なくなることから、人口増加につながっていると考えられる20歳代前半の転入者も少なくなることが影響しているものと推察されます。

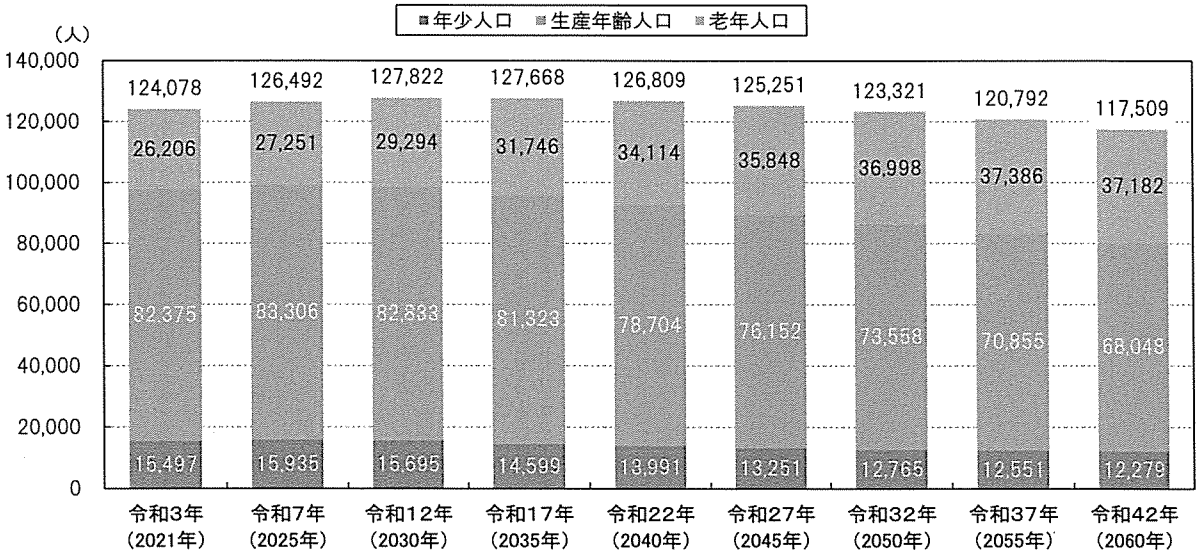

5年ごとの年齢3区分別人口の推移

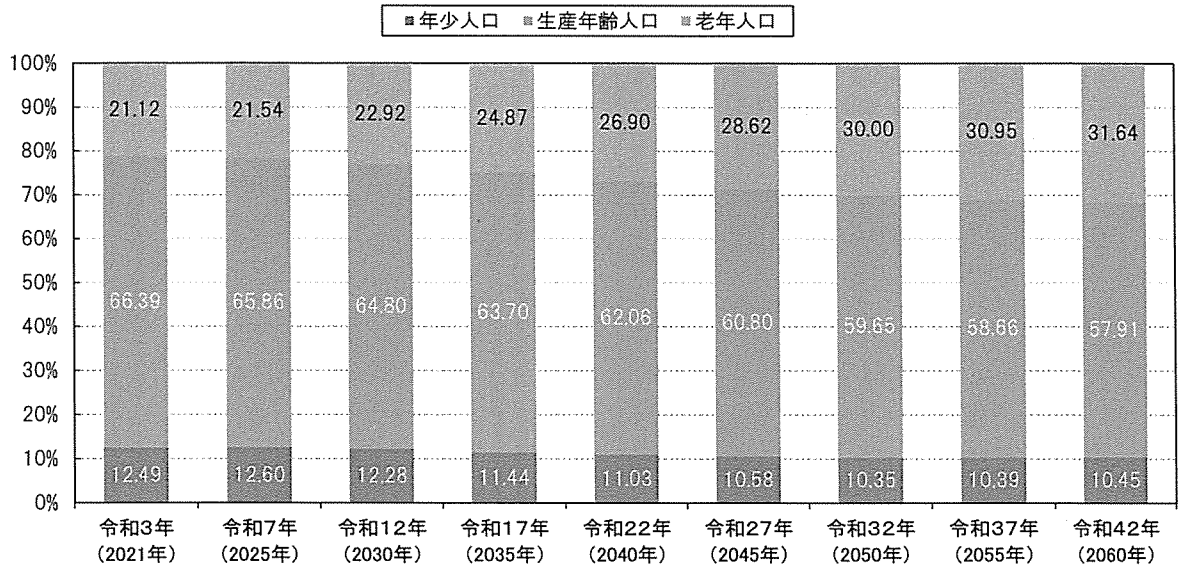

5年ごとの年齢3区分別人口割合の推移

※小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

地区別の人口推計

①武蔵小金井地区

5年ごとの推移を見ると、令和17年(2035年)の58,588人をピークとして減少し、令和42年(2060年)には54,326人となります。令和3年(2021年)と比べると約2,300人減少します。高齢化率は上昇し続け、令和42年(2060年)には31.92%となります。

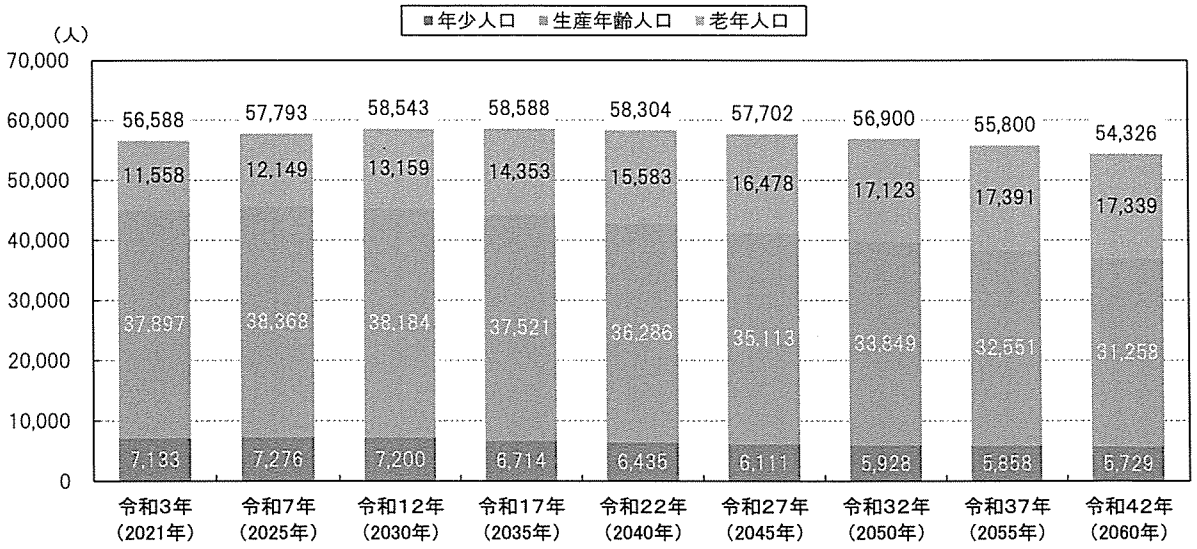

武蔵小金井地区における5年ごとの年齢3区分別人口の推移

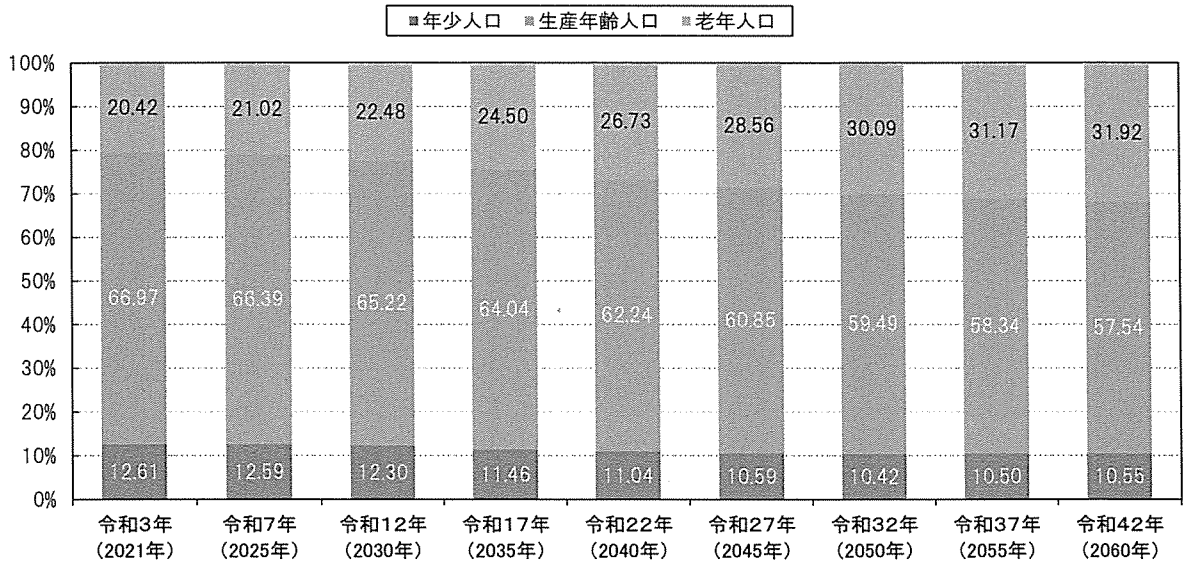

武蔵小金井地区における5年ごとの年齢3区分別人口割合の推移

※小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

②東小金井地区

5年ごとの推移を見ると、令和22年(2040年)の40,531人をピークとして減少し、令和42年(2060年)には39,192人となります。令和3年(2021年)の人口と大きく差はありません。高齢化率は上昇し続け、令和42年(2060年)には29.62%となります。

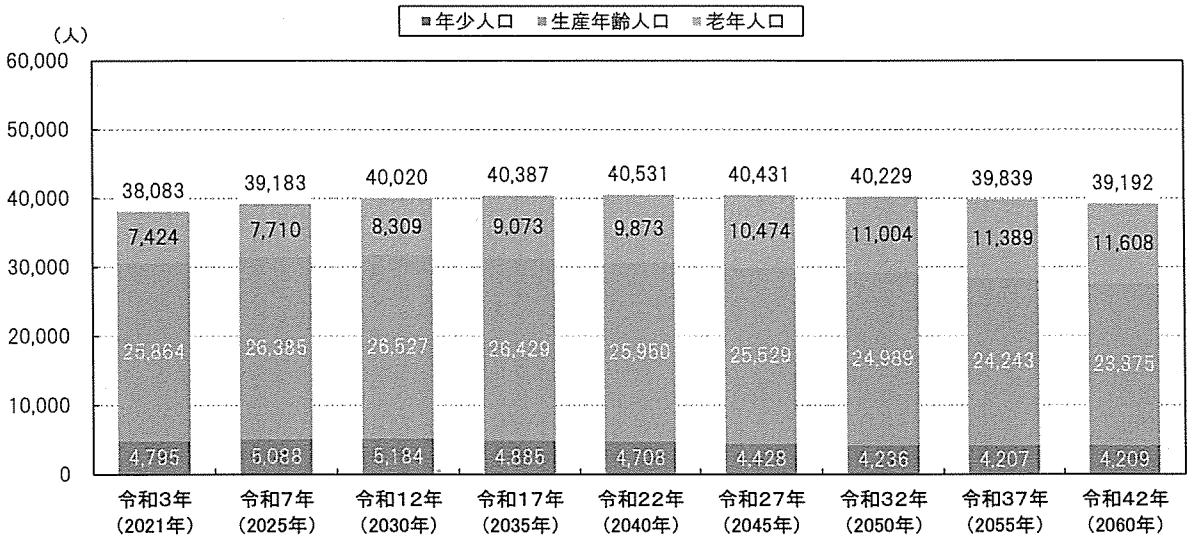

東小金井地区における5年ごとの年齢3区分別人口の推移

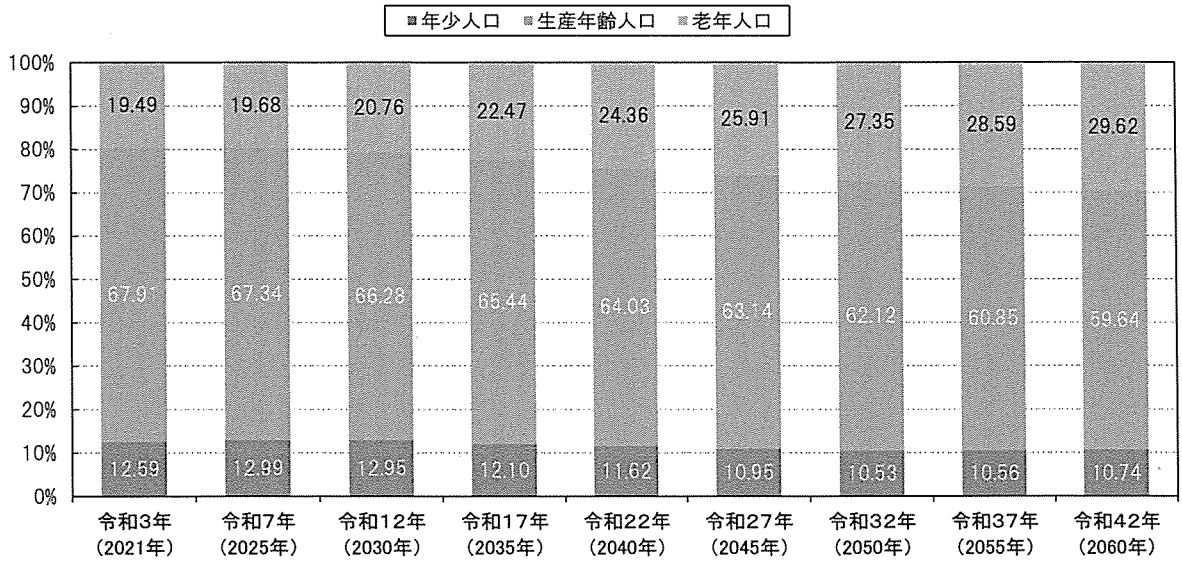

東小金井地区における5年ごとの年齢3区分別人口割合の推移

※小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

③野川地区

5年ごとの推移を見ると、令和7年(2025年)の29,516人をピークとして減少し、令和42年(2060年)には23,991人となります。令和3年(2021年)と比べると約5,400人減少します。高齢化率は増加し続け、令和42年(2060年)には34.33%となります。

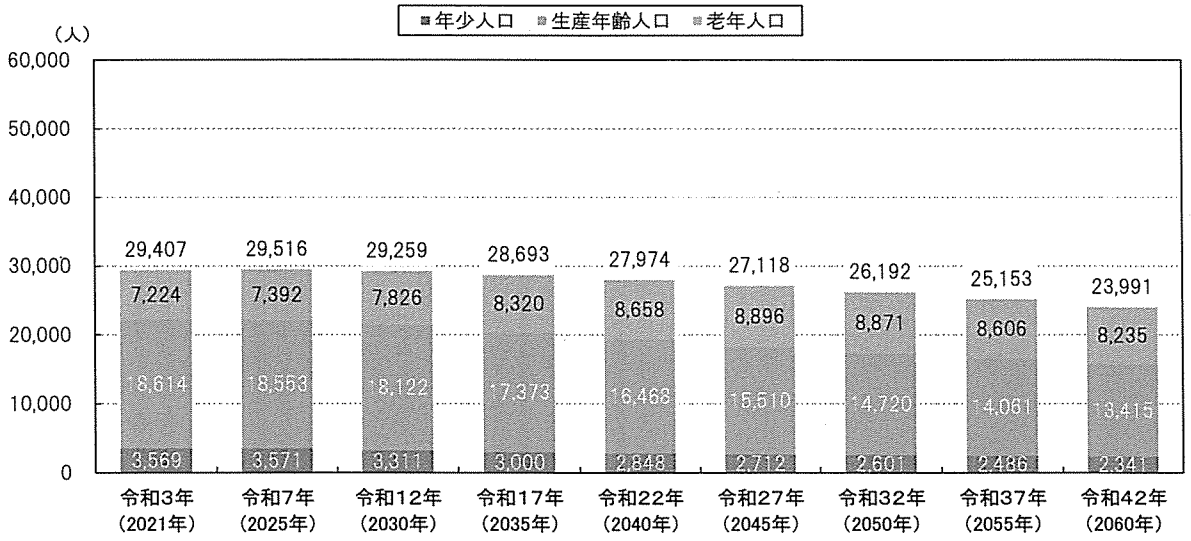

野川地区における5年ごとの年齢3区分別人口の推移

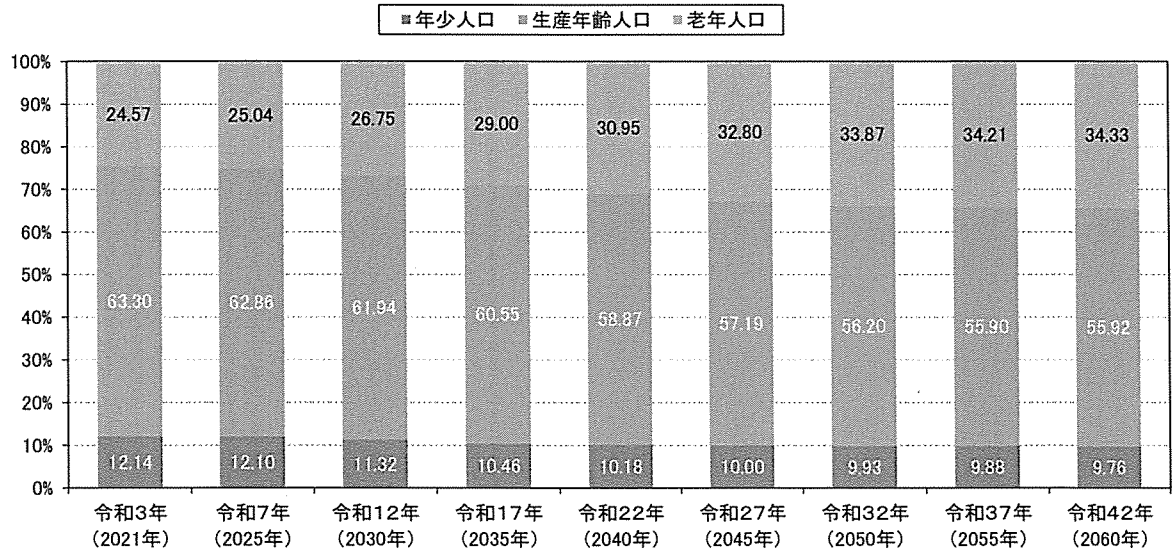

野川地区における5年ごとの年齢3区分別人口割合の推移

※小数点以下第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 SDGsと第5次基本構想・前期基本計画

(1)SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2015年9月の国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動などに関する、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。

目標1(貧困)	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2(飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3(保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4(教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5(ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標6(水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7(エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標8(経済成長と雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
目標9(インフラ、産業化、イノベーション)	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10(不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11(持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12(持続可能な消費と生産)	持続可能な消費生産形態を確保する。
目標13(気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14(海洋資源)	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15(陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16(平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々の司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17(実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

SDGsの17の目標

SDGsは持続可能な世界を実現するための17の目標及び169のターゲットから構成されており、経済・社会・環境の側面から、バランスがとれ統合された形で達成することとしています。

日本では、2016年12月に国において「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、基礎自治体に対してSDGsの達成に向けた取組が求められ、翌2017年には地方創生にSDGs達成の観点を取り入れるという考え方が示されました。

(2)各施策とSDGsの関係

今後10年にわたる将来像「いかそうみどり　増やそう笑顔　つなごう人の輪　小金井市」の実現を目指す第5次基本構想・前期基本計画は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目標とするSDGsと大きく関連しています。各施策がSDGsのどの目標の達成に貢献するかを整理し、達成に向けて取り組みます。

	目標1	目標2	目標3	目標4	目標5	目標6
施策1　みどりと水の環境整備						●
施策2　循環型社会の形成				●		●
施策3　環境保全の推進			●			●
施策4　市街地の整備						●
施策5　住環境の整備			●			●
施策6　都市インフラの整備						●
施策7　交通環境の整備			●			
施策8　危機管理体制の構築	●					
施策9　地域の安全・安心の向上						
施策10　産業・観光の振興	●				●	
施策11　都市農業の振興		●				
施策12　子どもの育ちの支援	●		●	●	●	
施策13　子育て家庭の支援	●		●		●	
施策14　子育て・子育ち環境の充実	●		●	●	●	
施策15　学校教育の充実	●		●	●	●	
施策16　学校環境の整備	●			●		
施策17　芸術文化の振興				●		
施策18　国際交流・都市間交流の推進						
施策19　人権・平和・男女共同参画の尊重	●			●	●	
施策20　生涯学習の振興				●	●	
施策21　スポーツの振興			●	●		
施策22　福祉のまちづくりの推進	●		●			
施策23　高齢者の生きがいの充実	●		●			
施策24　高齢者が暮らし続ける仕組みの充			●			
施策25　障がい者福祉の充実	●		●			
施策26　健康の維持・増進		●	●		●	
施策27　市民参加・協働の推進	●	●	●	●	●	●
施策28　積極的な情報発信	●	●	●	●	●	●
施策29　計画的な行財政運営	●	●	●	●	●	●

目標7	目標8	目標9	目標10	目標11	目標12	目標13	目標14	目標15	目標16	目標17
				●		●		●		●
●				●	●	●	●			●
●		●		●		●	●	●		●
	●	●		●	●	●		●		●
				●						●
		●		●						●
		●		●						●
				●		●				●
				●	●					●
	●	●			●					●
	●			●	●	●		●		●
			●							●
	●		●							●
			●	●						●
	●	●	●							●
										●
										●
										●
	●		●						●	●
	●			●						●
										●
			●	●						●
	●			●						●
			●	●						●
			●	●						●
				●						●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

5 市の憲章・諸計画一覧

(1)市の憲章・宣言

■憲章

No.	名称	策定等年月日
1	市民憲章	昭和54年3月20日
2	高齢者憲章	平成6年9月7日

■宣言

No.	名称	策定等年月日
1	世界連邦平和都市宣言	昭和35年10月3日
2	交通安全都市宣言	昭和37年3月14日
3	非核平和都市宣言	昭和57年4月1日
4	ゆとり宣言	平成2年9月27日
5	男女平等都市宣言	平成8年12月3日
6	いじめのないまち　小金井宣言	平成24年10月1日

(2)第5次基本構想・前期基本計画に関連する主な計画等

（令和3年4月1日現在）

1 環境と都市基盤

No.	名称	担当課	策定等年月
1	環境配慮指針	環境政策課	平成19年2月
2	環境行動指針	環境政策課	令和3年3月
3	みどりの基本計画	環境政策課	令和3年3月
4	第3次環境基本計画	環境政策課	令和3年3月
5	第2次地球温暖化対策地域推進計画	環境政策課	令和3年3月
6	一般廃棄物処理基本計画	ごみ対策課	令和2年3月
7	公共下水道プラン	下水道課	平成23年3月
8	都市計画マスタープラン	都市計画課	令和4年3月予定
9	バリアフリーのまちづくり基本構想	まちづくり推進課	平成20年3月
10	住宅マスタープラン	まちづくり推進課	令和4年3月予定

2 地域と経済

No.	名称	担当課	策定等年月
11	国民保護計画	地域安全課	平成19年3月
12	地域防災計画	地域安全課	令和2年1月
13	国土強靭化地域計画	企画政策課	令和4年3月予定
14	農業振興計画	経済課	令和4年3月予定
15	産業振興プラン	経済課	令和4年3月予定

3 子どもと教育

No.	名称	担当課	策定等年月
16	のびゆくこどもプラン　小金井 （第2期子ども・子育て支援事業計画）	子育て支援課	令和2年3月
17	第3次明日の小金井教育プラン	庶務課	令和3年3月

4 文化と生涯学習

No.	名称	担当課	策定等年月
18	第6次男女共同参画行動計画	男女共同参画担当	令和3年3月
19	第2次芸術文化振興計画	コミュニティ文化課	令和3年3月
20	第4次生涯学習推進計画	生涯学習課	令和3年3月

5 福祉と健康

No.	名称	担当課	策定等年月
21	第2期保健福祉総合計画	地域福祉課	平成30年3月
22	地域福祉計画	地域福祉課	平成30年3月
23	健康増進計画（第2次）	健康課	平成30年3月
24	障害者計画	自立生活支援課	平成30年3月
25	第6期障害福祉計画	自立生活支援課	令和3年3月
26	第8期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	介護福祉課	令和3年3月

6 行政運営

No.	名称	担当課	策定等年月
27	公共施設等総合管理計画	企画政策課	令和4年3月予定
28	行財政改革プラン2025	行政経営担当	令和3年度中予定
29	シティプロモーション基本方針	広報秘書課	令和元年5月
30	第3次人材育成基本方針	職員課	令和3年4月
31	協働推進基本指針	コミュニティ文化課	平成20年2月

6 策定の経過

(1)策定経過概要

平成30年度						令和元年度			令和2年度		令和3年度	
4月	5月	7月	11月	12月	3月	5月	7月	11月	6月	2月	4月	10月
長期総合計画策定本部設置	長期総合計画策定方針策定	市民意向調査　学生アンケート	芸術文化振興計画推進事業(学校連携事業)	こが☆カフェ	長期総合計画討議要綱策定	子ども懇談会　事業者・団体ヒアリング	1839会議　高校生世代ワークショップ	市民懇談会	パブリックコメント	パブリックコメント	答申	基本構想・前期基本計画を策定
								長期計画審議会				
長期総合計画策定本部												

(2)市民参加の歩み

第5次基本構想・基本計画の策定に当たっては、平成30年度から令和2年度にかけて市民の皆さんから御意見を聴く機会(市民参加機会)を設けてきました。

No	名称	概要
1	市民意向調査	市民 2,000 人を対象として、市民のニーズや課題を把握することを目的として実施した。基本計画の施策の満足度・重要度についても調査した。
2	学生アンケート	本市が協定を結ぶ大学及び専門学校の学生 1,400 人を対象として、本市のイメージ等を把握するために実施した。
3	芸術文化振興計画推進事業(学校連携事業)	市内小学校(3校)において、授業の中で本市の未来を創造した作品を創作した。その活動を通じて小学生の考える本市の未来を把握することを目的とした。
4	こが☆カフェ	市民と市職員が、本市のイメージや求めるまちの姿、市民ができることを考えるためにワールドカフェ方式で実施した。
5	子ども懇談会	市内中学校(全5校)の生徒が、基本構想において示す10年後の本市の将来像について検討するために実施した。あわせて、本市の良いところについて意見を聴いた。
6	1839会議	ライフステージの大きな変化がある18歳～39歳の市民を対象として、本市に住み続けるために必要なことについて、意見を聴くために実施した。
7	高校生世代ワークショップ(アオハルカイギ)	高校生世代(市内高等学校の生徒を含む。)を対象として、大人になっても本市に住み、また訪れる人を増やすため、本市の魅力を検討するために実施した。
8	事業者・団体ヒアリング	市内で活動するNPO法人、KO-TOで起業・創業している事業者など、市民活動や経済活動を行う団体を対象として、各々の観点での本市の課題や今後の展望、市に求める支援等を把握するために、アンケートやヒアリングにより意見を聴取した。
9	市民懇談会	第5次基本構想(案)について広く意見を得るため、長期総合計画審議会委員から基本構想の説明を行い、市民と意見交換を行った。
10	パブリックコメント	第5次基本構想・前期基本計画(案)について、広く市民からメールや郵送等で意見を伺った。

市民参加機会概要(抜粋)

4 こが☆カフェ

■開催日時　平成30年12月8日(土)13時～16時

■開催場所　市民会館 萌え木ホール

■参加人数　44人(一般29人、市役所職員8人、東京農工大学生7人)

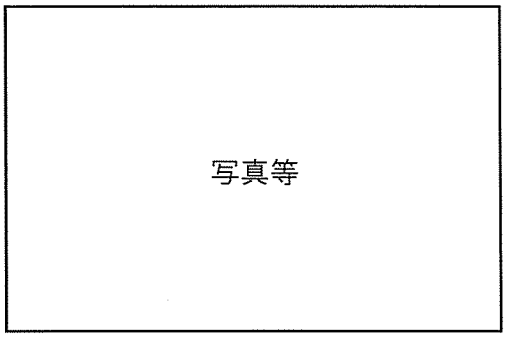



5 子ども懇談会

■開催日時　令和元年5月22日(水)16時～17時

■開催場所　本庁舎3階 第一会議室

■参加人数　中学生19人(各校3～4人)



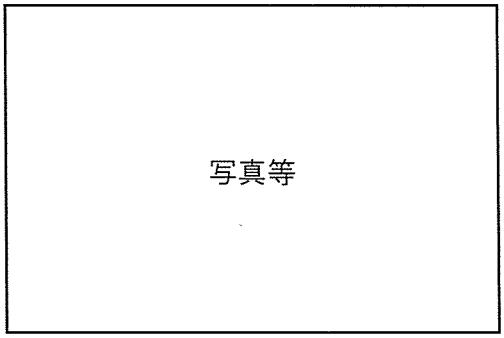

6 1839会議

■開催日時　令和元年7月6日(土)13時～15時30分

■開催場所　市民会館 萌え木ホール

■参加人数　24人





7 高校生世代ワークショップ(アオハルカイギ)

■開催日時　令和元年7月17日(水)17時～19時30分

■開催場所　市民会館 萌え木ホール

■参加人数　30人

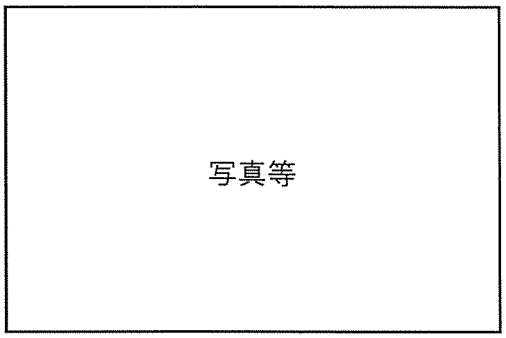

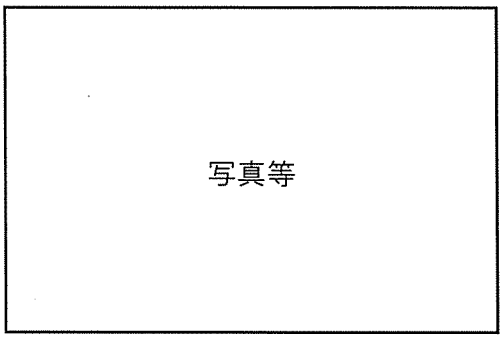

9 市民懇談会

■開催日時　(第1回) 令和元年11月16日(土) 17時30分～19時

(第2回) 令和元年11月17日(日) 14時～15時30分

■開催場所　本庁舎3階 第一会議室(両日とも)

■参加人数　(第1回) 15人、(第2回) 14人

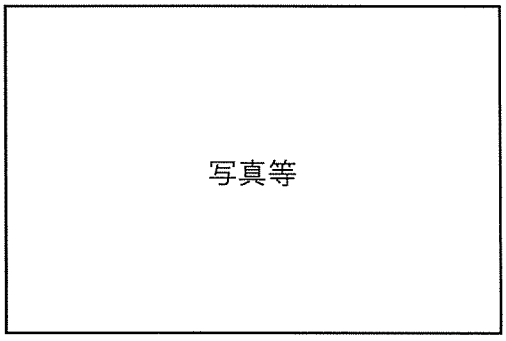

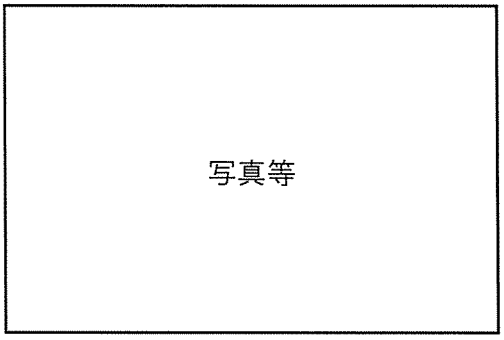

7 審議会等

(1)小金井市長期計画審議会

氏名	選出区分	任期	所属起草委員会
上原　和	学識経験者 その他	令和元年6月28日から答申まで	環境と都市基盤 地域と経済
高野　博美			子どもと教育 福祉と健康
中村　彰宏			子どもと教育 福祉と健康
森　文香			子どもと教育 福祉と健康
柳沢　昴			文化と生涯学習 行政運営
石塚　勝敏			子どもと教育 福祉と健康
杉中　清良			子どもと教育 福祉と健康
南　恵子			環境と都市基盤 地域と経済
吉田　晶子			文化と生涯学習 行政運営
渡邊　嘉二郎◎			環境と都市基盤 地域と経済
竹之内　一幸○			文化と生涯学習 行政運営
柴田　彩千子			文化と生涯学習 行政運営
浅野　智彦	教育委員会委員		子どもと教育 福祉と健康
松嶋　あおい	農業委員会委員		環境と都市基盤 地域と経済
後藤　広治	行政機関の職員	令和元年6月28日から令和2年3月31日まで	環境と都市基盤 地域と経済
細見　明彦		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	環境と都市基盤 地域と経済
住野　英進		令和元年6月28日から答申まで	文化と生涯学習 行政運営

◎会長　○職務代理者

(2)小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会

平成30年4月1日から令和2年3月31日まで

氏名	選出区分	任期
松本　敏朗	公募市民	平成30年4月1日から令和2年3月31日まで
鴨下　明子		
橋田　壌志		
沼崎　明大	関係団体等	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
山本　彩子		平成31年4月1日から令和元年11月30日まで
三島　雄介		令和元年12月1日から令和2年3月31日まで
本間　紀行		平成30年4月1日から令和2年3月31日まで
小宮　貴大		
小川　順弘○	学識経験者	
渡邊　嘉二郎◎		
天野　建司	行政機関の職員	

◎委員長　○副委員長

令和2年5月18日から令和4年3月31日まで

氏名	選出区分	任期
宮坂　一平	公募市民	令和2年5月18日から令和4年3月31日まで
飯田　真奈美		
中野　千晶		令和2年5月18日から令和3年3月31日まで
野口　真由		令和3年5月13日から令和4年3月31日まで
三島　雄介	関係団体等	令和2年5月18日から令和2年5月31日まで
小野　裕平		令和2年6月1日から令和4年3月31日まで
大森　康雄		令和2年5月18日から令和4年3月31日まで
小宮　貴大		
小川　順弘○	学識経験者	
渡邊　嘉二郎◎		
天野　建司	行政機関の職員	

◎委員長　○副委員長

8 庁内検討体制

小金井市長期総合計画策定本部

市長、副市長、教育長及び部長職者で構成される会議体であり、長期総合計画に係る総合調整を行う。

小金井市長期総合計画策定専門部会

課長職者で構成される会議体であり、小金井市長期総合計画策定本部の下に設置され、実施上の課題等を検証し、素案について検討する。

小金井市長期総合計画策定研究会

係長職者を中心とした若手職員から構成される会議体であり、小金井市長期総合計画策定専門部会の下に設置され、本部及び部会の検討に資する協議を行う。

小金井市まち・ひと・しごと創生本部

市長、副市長、教育長及び部長職者で構成される会議体であり、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る総合調整及び人口ビジョンの策定を行う。

9 用語の説明

行	用語	説明
ア	アーツ・イン・エデュケーション	教育現場においてアートの力を最大限に引き出す実践を行っていく、教育における芸術の可能性をより広く捉えようとする考え方
ア	アウトリーチ	地域などに出向きワークショップを行うなど、直接働きかけを行う取組
ア	浅川清流環境組合	日野市、国分寺市、小金井市の3市でごみ処理施設の設置及び運営などを共同して行うことを目的に設立した一部事務組合
イ	一時避難場所	災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所
イ	インキュベーション	事業の創出や創業を支援するサービス・活動のこと。起業などの際、不足する資源を提供し、その成長を促進することを目的とする取組
イ	インフラ	道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院など、インフラストラクチャーの略語で、社会的な経済基盤及び生産基盤の総称
ウ	雨水浸透施設	「雨水浸透ます」や「雨水浸透管」など雨を地中へ浸透させるためのますや管などの施設
ウ	雨水貯留施設	下水道に流れてしまう雨水を貯留し、散水、防火用水などに利用するための施設
エ	江戸東京野菜	江戸時代から昭和40年頃にかけて東京都内で栽培されていた伝統野菜
エ	援農ボランティア	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者と農業をサポートしたい市民を結ぶ取組
オ	オープンデータ	データの2次利用を促進するためのルールの設定、周知を行った上で、誰でも、いつでもアクセス可能な場所で電子データとして提供している情報
カ	「介護支援ボランティアポイント」事業	高齢者のボランティア活動実績に応じてポイントが貯まり、貯めたポイントを翌年度に市内共通商品券と交換することができる仕組み
カ	学童農園	児童・生徒の勤労体験学習の一環として農作物生産活動を通じて働くことや収穫の喜びを会得させ、豊かな人間性の育成を図ることを目的とした農園
カ	(下水道)管きょ	降った雨や家庭や工場などから集めた汚水を処理場等まで運ぶ下水道管
カ	環境美化サポーター制度	市民と市との協働によるまちづくりの推進を目的に、身近な公共空間である公園、道路などの環境美化活動を行うボランティア団体を支援する制度
カ	環境保全型農業	生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業
カ	環境保全緑地制度	奨励金や税制上の優遇措置などにより、市内における貴重な緑地、樹木及び生け垣を「保全緑地」として指定し、良好な自然環境の保全を図る制度
カ	関係人口	特定の地域に継続的に多様な形で関わる者
カ	観光まちおこし協会	地域資源の活用と市民活動のコーディネートによる観光まちおこしの推進、地域経済の発展と文化の向上に寄与する事業を行う一般社団法人
キ	教育相談所	子どもたちの健全な育成を図るため、教育上の諸問題(いじめ、不登校、発達に関する事など)について相談に応じるとともに教育的・心理的な支援を行う施設
キ	協働	市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させる取組
キ	協働事業提案制度	団体などからの提案により市と協働して事業を実施する制度
ケ	経常収支比率	市税など経常的に入ってくる収入が、義務的で固定的に支出される経費(人件費・扶助費・公債費など)にどれだけ使われているかを示す財政指標
ケ	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間・年齢

行	用語	説明
コ	公園評価	公園整備優先順位などの検討のため、公園面積、利用者数及び多面的機能などの視点から行う評価
コ	公共施設マネジメント	公共施設を、行政経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み
コ	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数
コ	公民連携アウトソーシング	公民連携アウトソーシング基本方針により、民間の強みをいかして、市民サービスの維持・向上を図りつつ、コストの最適化を進める取組
コ	合流式下水道	汚水と雨水を同一の管きょで排除する方式の下水道
コ	高齢者いきいき活動推進事業	高齢者が豊かな老後を過ごせるよう、様々な講座を開講し、介護予防、生きがい創出、健康増進を図るための事業
コ	高齢者自立支援住宅改修給付事業	浴槽・流し・洗面台の取替え、便器の洋式化など、高齢者の在宅生活の質を確保するための住宅改修の給付
コ	こがねい仕事ネット	パソコンや携帯電話を利用して、求人情報などを簡単に検索・閲覧できる、市内の求人事業者と求職者を結ぶ求人情報サイト
コ	こきんちゃんあいさつ運動	挨拶の大切さや素晴らしさを改めて確認し合い、挨拶を通して心の通い合った地域づくりを目指す取組
コ	国土強靭化	国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、経済社会が速やかに回復するしなやかさを備えた国づくり
コ	国分寺崖線(はけ)	湧水が多く、野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地である、多摩川が南へ流れを変える過程で武蔵野台地を削り取ってできた、河岸段丘の連なり
コ	子どもの権利	国連「子どもの権利条約」で「生存」「発達」「保護」「参加」の権利の保障を規定した、世界中の全ての子どもが、心身ともに健康に自分らしく育つための権利
コ	ごみゼロ化推進員	ごみ減量やまちの美化などに向けた活動を市と連携して行う「ごみゼロ化推進員制度」の活動を担う市のボランティア
コ	コミュニティ・スクール	学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み
コ	コンプライアンス	企業の法令遵守・倫理法令遵守を意味する概念(本市では、法令遵守にとどまらず、要綱、通知、ルール及び社会規範を遵守することを包含することと定義)
サ	災害時受援計画及び応援計画	発災時、被災自治体等の行政機能を確保しながら、迅速かつ効果的な被災者支援を実施するため、応援を円滑に受け入れ効果的に活用するための諸計画
シ	施策マネジメント	施策の課題を認識するためのツールであり、PDCAサイクルを通じて、効果的・効率的な行財政運営の実現を目指し、施策の見直しを行う仕組み
シ	自主防災組織	町会・自治会などの地域内で組織されている、「自分たちのまちは自分で守る」という地域住民の連携に基づき、結成される防災組織
シ	自助・共助・公助	自助とは、日頃から災害に備え災害時に事前に避難するなど自分で守ること。共助とは、地域で避難への協力や消火活動を行うなど周りの人たちと助け合うこと。公助とは、救助活動や支援物資の提供などの公的支援を表す概念
シ	自治体クラウド	クラウドコンピューティング(データなどをインターネットなどを通じて利用する方式)技術を活用し、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進め、経費の削減や住民サービスの向上などを図る取組
シ	指定開発事業	市が定める基準により公共施設などを設置するとともに、近隣住民への周知など、事業者に必要な事項の遵守が義務付けられた一定規模以上の開発事業

行	用語	説明
シ	指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、民間事業者などの団体に行ってもらうことにより、住民サービスの向上や経費節減などを図る制度
シ	シティプロモーション	まちのブランディングによるイメージや認知度の向上と今ある資源から新たな魅力を創出することで生み出される、市民の愛着や誇りの醸成に係る取組
シ	児童委員	児童や妊産婦への援助を行う委員（児童福祉法により、全ての民生委員が児童委員とされている。）
シ	シビックプライド	都市に対する誇りや愛着。自分自身が都市を構成する一員であると自覚し、都市をより良くするための取組に関わろうとする当事者意識を伴う概念
シ	市民参加	市の政策立案、実施及びその評価に広く市民の意見を反映させるとともに、協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加する仕組み
シ	市民農園	レクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的で利用される農園
シ	事務事業評価	人材や予算といった経営資源が有効に活用されるように、事業を定期的に評価して、改善方策を検討する取組
シ	食育	様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、 健全な食生活を実践することができる人間を育てる取組
シ	自立	援助を受けずに自分の力で身を立てる意味だが、福祉分野では自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと、障がいがあっても能力を活用して社会活動に参加することの意味としても用いられる言葉
ス	スクールカウンセラー	学校においてカウンセリングなどの心理相談業務に従事する者
ス	スクールソーシャルワーカー	不登校などの未然防止、改善及び解決並びに学校内外のケース会議などの充実を図る、社会福祉士などの資格を有した者
ス	ストックマネジメント	長期的な施設全体の老朽化を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした取組
セ	生産緑地	市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を目的に、30年間農地等として管理を義務付けられた土地
ソ	総合型地域スポーツクラブ	多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、人々が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ
タ	第一種市街地再開発事業	市街地再開発事業のうち、施行区域内の土地及び従前建物に関する権利を新たに建設された施設建築物及びその敷地に関する権利に変換する事業
タ	宅地開発等指導要綱	宅地などの開発行為を行う者に対し、必要な指導を行い、調和のとれた住みよいまちづくりに寄与するための要綱
チ	地域学校協働活動	幅広い地域住民などとともに地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、 学校を核とした地域づくりを目指し地域と学校が連携・協働して行う様々な活動
チ	地域共生社会	高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創っていくことができる社会を目指すもの
チ	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住居及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制
チ	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関
チ	地籍調査	一筆ごとの土地について、その所有者、地番などの調査を行うとともに、境界（筆界）と面積（地積）を測量する調査

行	用語	説明
チ	長期総合計画	基本構想、基本計画及び実施計画を合わせて呼ぶ際の呼称
テ	デジタルトランスフォーメーション	行政においては、行政サービスにデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIなどの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくこと
テ	電線共同溝	電力線や電話線などの2つ以上の電線類を共同して道路の下に収容する施設
ト	東京都オープンデータカタログサイト	東京都及び都内各自治体が提供するオープンデータを横断的に閲覧・利用することができるウェブサイト
ト	特定生産緑地制度	生産緑地の指定から30年が経過し、期間が満了となる生産緑地を所有者が改めて特定生産緑地に指定することで、期間を10年延長できる制度
ト	土地区画整理事業	土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業
ニ	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする者
ニ	認定こども園	就学前の子どもを受け入れて幼児教育・保育を提供する施設で、都道府県知事が認定した施設
ニ	認定農業者	農業者が自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を行う制度
ノ	農工大・多摩小金井ベンチャーポート	中小企業基盤整備機構が、東京農工大学や地域と連携し、同大学小金井キャンパス内において整備・運営を行う大学連携型起業家支援施設（インキュベーション施設）
ハ	パブリックコメント	市の計画などを立案する過程で、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、幅広く意見を求め、その結果を考慮して意思決定を行う制度
ハ	バリアフリー化	障がいのある人や高齢者などに対する障壁（バリア）を取り除くこと及びそうした考え方（ユニバーサルデザインとは、これに対して、年齢、性別、身体などの特性や違いを超えて、初めから、全ての人が利用できるような設計）
ヒ	東小金井事業創造センター「KO-TO」	市が設置した公共の創業支援施設。個室、ブース、シェアスペースをシェアオフィスとして利用でき、法人登記や会議室の利用が可能
ヒ	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群を表すマーケティング用語
ヒ	避難行動要支援者	高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方
ヒ	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場及び東京たまエコセメント化施設	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する最終処分場。東京たまエコセメント化施設は同組合が運営する、焼却灰をエコセメントの原料としてリサイクルする施設
ヒ	病児保育事業	児童が病中又は病気の回復期に集団保育が困難な期間、保育所・医療機関などに付設された専用スペースなどで、保育及び看護ケアを行う保育サービス
フ	福祉オンブズマン制度	福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正かつ中立の立場で調査し解決に当たる制度
フ	福祉サービス第三者評価	福祉サービスを利用する際、それぞれの福祉サービス提供事業所の特徴を把握し、比較・検討することで、より良い選択につなげてもらうための評価制度
フ	扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、障がい者などを支援するために要する経費

行	用語	説明
フ	プレーパーク	ブランコやシーソーなど既存の道具の設置はなく、子どもたちが想像力で工夫して、遊びを作り出すことのできる遊び場
ホ	放課後子ども教室	放課後や週末に子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組
ホ	防災マップ	災害発生時の避難場所や豪雨時の浸水予想区域を示し、日頃の備えや災害時の心得、家族の安否確認方法などの防災情報も載った地図
マ	まち・ひと・しごと創生法	平成26年11月にまち・ひと・しごと創生に関し、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等を定めた法律
ミ	民生委員	民生委員法に基づき、社会福祉の増進のために市民の相談に応じたり関係機関との調整を図るなど必要な支援を行う非常勤の特別職に属する地方公務員
ユ	ユニバーサルデザイン	「バリアフリー化」を参照
ワ	ワンスオンリー	申請者に同一情報の再提供を求めず、バックオフィスで連携して添付書類などを無くす仕組み
ワ	ワンストップ	複数の場所や担当に分散していた手続を、1つにまとめて手続を完結する仕組み
3	3R	ごみになるものを元から減らすReduce(リデュース)、使えるものを再使用するReuse(リユース)、資源として再生利用するRecycle(リサイクル)の総称
A	AI	人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの
B	BCP	自然災害などの緊急事態において、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画
C	CoCoバス	市内の公共交通不便地域の解消を図り、交通弱者に配慮した日常的な移動手段として運行している市のコミュニティバスの名称
D	DX	「デジタルトランスフォーメーション」を参照
G	GIGAスクール構想	児童生徒向けの一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想
K	KPI	重要業績評価指標。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標
I	ICT	コンピュータを使った情報処理や通信技術の総称を言う。ICTはIT(情報技術)にコミュニケーションの要素を含めたもの
I	IoT	様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うもの
P	PDCAサイクル	Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法
S	SDGs	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標
S	Society5. 0	狩猟社会(Society1. 0)、農耕社会(Society2. 0)、工業社会(Society3. 0)、情報社会(Society4. 0)に続く、新たな社会を指す概念

議案第３１号資料２

小金井市長期総合計画策定方針（第５次）

１　策定の背景

現在、本市で定めている第４次小金井市基本構想（以下「第４次基本構想」という。）は平成２３年２月１５日議会において議決され、併せて平成２３年３月に市の将来像実現のために前期基本計画、平成２８年３月に後期基本計画を策定し、市政運営の指針に据え、総合的、計画的に市政を運営してきたところであるが、第４次基本構想は平成３２年度末をもって計画期間が終了することとなる。

この間、平成２３年の地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）改正により、地方分権の推進を目的とする義務付け見直しの観点から法第２条第４項が削除され、市町村に対する基本構想の法的な策定義務はなくなった。しかしながら、本市にて主体的に活動する市民、団体及び事業者、そして本市を含む「私たち」が市民のしあわせの増進を実現する取組の指針とするという基本構想の意義は何ら変わりないところである。また高齢化と少子化が同時に進行する少子高齢化が到来し、社会経済情勢等が激変する社会環境の中で、将来にわたって本市が魅力あるまちであり続け、選ばれるまちを目指していくためには、より一層戦略的にまちづくりを進めていく必要がある。

以上を踏まえ、市行財政の総合的な推進を図る中長期的計画・指針として、次期基本構想・基本計画・実施計画の策定を行う。

２　策定の必要性・位置付け

(1)　多様化高度化する市民ニーズや重要課題に計画的に応えていく。

(2)　市民のしあわせの増進のため、複雑かつ多岐にわたる施策を総合的に効果的効率的に推進する最上位計画とする。

(3)　長期的視点を踏まえ、私たちの住む本市の将来像を共有し、まちへの愛着と誇りを高め、住み続けたいと思われるまちを目指す戦略を明確にする必要がある。

３　策定方針

小金井市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）の策定に当たっては、第４次基本構想を継承しつつ長期的視点を踏まえ、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合、次世代に責任を果たす小金井市公共施設等総合管理計画を踏まえ、選ばれるまちを目指していかなければならない。そして、持続可能な行財政運

営を基本に市民ニーズと時代の要請に対応した新たな将来像を描き、その実現のための目標を可能な限り数値等により明確に設定し、横断的かつ長期的な視点も踏まえ、市民と職員に理解される戦略的な長期総合計画を策定する。

4　計画の体系

(1)　計画の体系

長期総合計画は、第５次小金井市基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。計画期間については、これまでは昭和４１年に自治省の研究会が示した総合計画の基準モデル等により、基本構想１０年、基本計画５年、実施計画３年の３層としてきた。一方で、時代の要請や民意をより適切に反映するため、より柔軟に計画期間を定める動きもあるところである。したがって、次に示す従来の３層及び計画期間を基本とするが、改めて庁内でも議論の上、決定していくこととする。

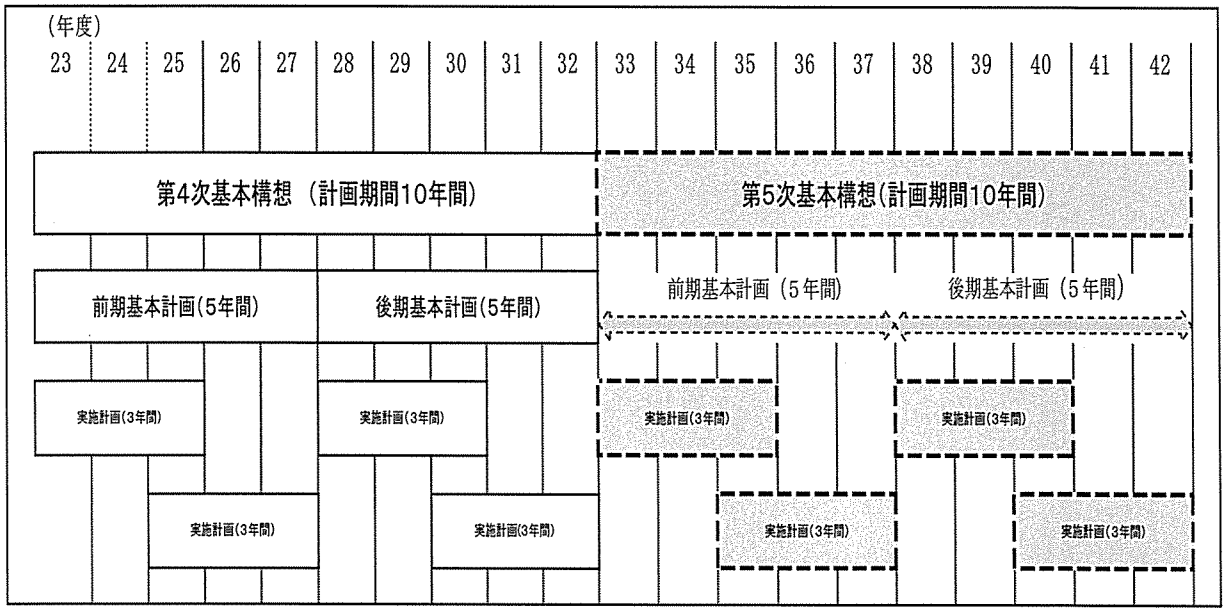

(2)　基本構想

基本構想は、策定の意義と役割、基礎指標、基本姿勢、将来像及び施策の大綱を基本として構成するものとする。

(3)　基本計画

基本計画は、前期基本計画及び後期基本計画で構成し、基本構想を実現するための施策の大綱を具体的、体系的に明らかにすることにより、行政運営の基本的な計画とする。

(4)　実施計画

実施計画は、基本計画で盛り込まれた施策を具体的な事業内容と年度で明らかにしたものであり、毎年度の予算編成の指針とする。

5　策定方法

(1)　庁内体制

ア　小金井市長期総合計画策定本部設置要綱（平成１１年７月２７日制定）に基づき、長期総合計画策定のための庁内の決定機関として長期総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置し、長期総合計画の策定に係る方向性や論点等を示した討議要綱の作成、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

イ　策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るために長期総合計画策定専門部会（以下「部会」という。）を設置し、その下に長期総合計画に関する調査・研究のための長期総合計画策定研究会（以下「研究会」という。）を置く。研究会は討議要綱の具体化や関連する施策・事業を整理し、部会が経過や実施上の課題等を更に検証し素案をまとめ、策定本部に報告するものとする。

なお、研究会の研究員は、原則として係長職又は主任職（相当職含む。）の中から、各部において部長が推薦する職員とする。

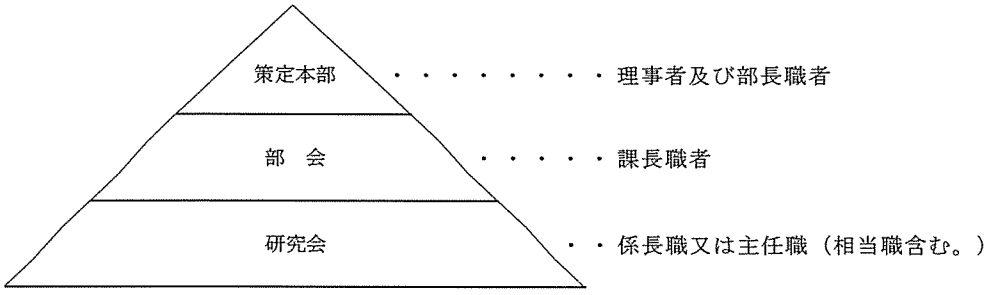

(2)　市民参加及び広報

長期総合計画の策定に当たっては、広範な市民等の意見を反映させるため、次のような市民参加の手法により、策定過程における市民の参加を促進するものとする。

ア　小金井市長期計画審議会の設置（基本構想（素案）及び前期基本計画（素案）の諮問及び答申）

平成３１年度から小金井市長期計画審議会（以下「長期計画審議会」という。）を設置する。

イ　市民意向調査の実施

市民が市政に対して何を望み、何を期待しているか等を調査し、市の将来を展望した施策を具体化するための資料を得るため、「長期総合計画策定のため

の市民意向調査」を実施する。

ウ　パブリック・コメントの実施

第５次小金井市基本構想・前期基本計画（案）のパブリック・コメントを実施する。

エ　広報

市報及びホームページの活用等のあらゆる機会を捉え、現在の計画と長期総合計画の策定過程をより多くの市民に知っていただき、参加の機運醸成と本市に対する誇りと愛着につながる情報の発信に努めるものとする。

オ　その他

市民の意向を広く踏まえるため、無作為抽出による市民参加の手法、ワークショップ、包括連携協定を結んでいる各大学等の活用による若者や、子どもの参加、既存組織である「小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会」の活用等を検討の上、実施する。

6　議会上程

⑴　基本構想は、長期計画審議会の答申を尊重し、策定本部において、議会への上程案を決定する。

⑵　基本計画は、長期計画審議会の意見も踏まえ、策定本部において案を作成して議会へ参考送付し、議決された基本構想に従って決定し、公表する。

なお、基本構想の参考資料としての参考送付については、平成１５年５月８日付け小議発第１７号「議会改革に関する諸問題の調査に基づく要請について（依頼）」の要請事項の１として挙げられているものである。

7　その他

この方針に定めるもののほか、長期総合計画の策定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（平成３０年５月８日小金井市長期総合計画策定本部（第２回）で策定）

議案第３１号資料３

小金井市長期総合計画討議要綱

１　小金井市長期総合計画討議要綱の位置付け

この討議要綱は、小金井市長期総合計画策定方針（第５次）（平成３０年５月８日決定）に基づき、計画行政における長期総合計画の役割を整理し、第５次小金井市基本構想・前期基本計画（以下「次期長期総合計画」と総称する。）を検討する際のガイドラインを示すものとする。

２　次期長期総合計画の策定について

⑴　策定する背景

本市における市政運営の指針となる第４次小金井市基本構想は、平成３２年度末をもって計画期間が終了する。この間、平成２３年の地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の改正により、市町村に対する基本構想の法的な策定義務は無くなった。しかしながら、小金井市議会基本条例（平成２８年条例第２３号）においては、議決事項として基本構想の策定等が規定されており、本市で活動の主体となる市民、団体及び事業者（以下単に「市民」という。）、そして行政である市を含む「私たち」にとって、市民のしあわせの増進を実現する取組の指針となる基本構想の意義は何ら変わりないところである。また、高齢化と少子化が進行し、社会経済情勢等が激変する社会環境の中で、将来にわたって本市が魅力あるまちであり続け、選ばれるまちを目指していくためには、より一層戦略的にまちづくりを進めていく必要がある。

以上を踏まえ、本市の行財政の総合的な推進を図る、「中長期的計画・指針」として、次期長期総合計画の策定を行う。

⑵　策定の必要性・位置付け

ア　多様化高度化する市民ニーズや重要課題に計画的に応えていく。

近年、人々の生き方や価値観はますます多様化しており、情報化や産業・経済構造の変化もあいまって、地域社会も複雑に変化している。これに伴い、市民ニーズや地域社会において解決を図るべき課題は、一層多様かつ高度に変化していくと予想される。そのような状況に対応していくためには、市民ニーズ

や課題を的確に捉え、計画的に取り組むべきことを位置付ける次期長期総合計画を策定する必要がある。また、これらの対応には、今や市だけでなく様々な主体との連携・協働が不可欠である。そのため、次期長期総合計画は、市の行動を方向付けるだけでなく、市民へ広く発信し、共有されるべきものである。

イ　市民のしあわせの増進のため、複雑かつ多岐にわたる施策を総合的かつ効果的効率的に推進する最上位計画とする。

市民ニーズや地域社会における課題の多様化高度化に伴い、市の政策・施策も多岐にわたってきている。さらに、個々の行政分野だけでは対応することが難しい課題も散見され、複数の分野が連携して対応する必要性も高まっている。そのような複雑かつ多岐にわたる施策を推進していくため、次期長期総合計画を通じた行政のマネジメントが必要となる。

またこのような状況下で、市はこれまでに個別の行政計画を多数策定してきた。これらを整理・統括する役割も、次期長期総合計画に期待されるところである。

ウ　長期的視点を踏まえ、本市の将来像を共有し、まちへの愛着と誇りを高め、住み続けたいと思われるまちを目指す戦略を明確にする。

本市の魅力は、これまで都心へのアクセスもその一つとされてきた。しかし、居住地選択において都心回帰と呼ばれる現象が起こっている現在、「ベッドタウンに住み、都心で働く」というライフスタイルを選ぶ人が減っていく可能性がある。そのような状況にあっても選ばれるまちであり続けるため、地域全体で魅力を創り続けることが必要であり、次期長期総合計画はその戦略を示す役割を担うところである。そのため、先々予想される社会動向を踏まえた上で、現実的な認識を持って検討を進め、目指すべき１０年後の将来像を次期長期総合計画で定め、広く共有していくことが必要である。

(3)　共通認識

ア　主な社会潮流と論点

次期長期総合計画の策定において、論点の一つとなり得る重要な社会潮流については、共通認識としておく必要があるため、以下のとおり主な社会潮流と

論点を示す。

(ｱ)　人口減少と少子高齢化

日本の人口は、平成１６年１２月を境に減少局面に入っており、全国的には少子高齢化の傾向が進んでいる。これにより、経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、空き家の増加、インフラの維持コストを始めとする財政負担の増大などが課題となってきており、長期的視点での対応を検討していかなければならない。

(ｲ)　多様性の尊重

国籍、性、年齢、障がい、文化、ライフスタイル、価値観など様々な多様性を尊重し合いながら、誰もが社会へ参画でき、それぞれが望む活躍ができるまちの実現が求められている。

(ｳ)　情報化社会の進展

インターネット経由で家電・製造機器等を制御するＩｏＴの普及のほか、人工知能（ＡＩ）やロボットによる業務自動化（ＲＰＡ）などが急速に進化し、様々な形で新技術が我々の生活に変革をもたらしてきている。また政府は、デジタル革新やイノベーションを活用して実現するＳｏｃｉｅｔｙ５．０という新たな社会を提唱している。こうした情報化社会の動向に敏感に対応し、効率的な行政運営を進める必要がある。

(ｴ)　持続可能な社会の構築

「持続可能性」の概念は、従前から環境分野で地球温暖化対策などと共に用いられてきた。近年では環境分野を超えて広がっており、国連サミットで採択された持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を意識した取組が注目されているほか、持続可能な行政運営を目指した公共施設マネジメントが取り組まれるなど、多方面での広がりを見せている。人口減少社会への対策も含め、今後このキーワードを意識した取組が必須となる。

(ｵ)　安全・安心への意識の高まり

近年の大規模災害の多発や近い将来の大地震発生の予測を受け、人々の防災意識が高まっている。被害の最小化とリスクへの対応について国土強靭化の考えの下、地域においてもハード・ソフト両面での対策が求められている。特に自助・共助・公助という考え方の下、地域での支え合いや民間等のネットワーク形成が必要とされている。

(カ)　地方自治の進展

政府が地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体には住民ニーズへの細やかな対応と地域社会の実情に合わせたまちづくりがこれまで以上に期待されている。そのため、今後より一層、公共の担い手の拡大とその効果的な連携・協働が求められるとともに、これを推進するための行政情報の積極的な発信、オープンデータ化の推進など、透明性の高い行政運営が更に重要となってくる。

イ　本市の現状

(ア)　人口動態

本市の人口は、合計特殊出生率が平成２８年から減少しているにもかかわらず、平成２９年１０月には１２万人を上回り、それ以降も微増傾向にある。

平成２９年の転入・転出の状況を見ると、２０歳～３９歳の移動が多く、特に２０歳～２４歳では大きく転入超過となっている。２５歳～２９歳は転出が最も多いものの転入数と均衡しており、３０歳代では転出超過となっている。

図　５歳階級別の転入・転出状況

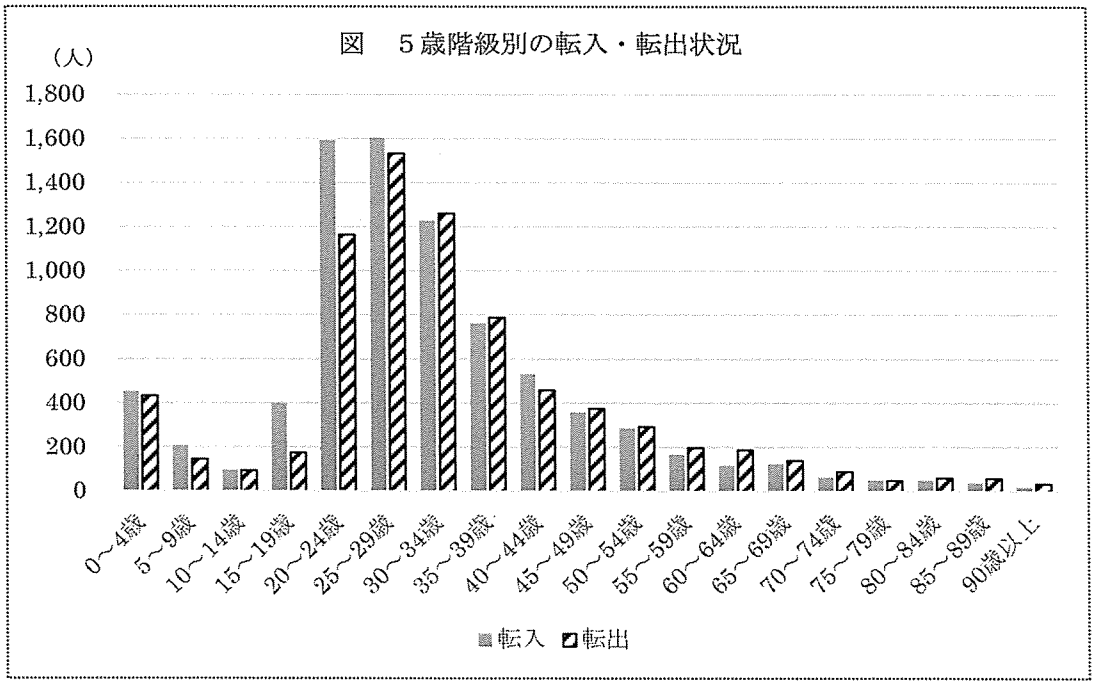

出典：東京都住民基本台帳人口移動報告（平成２９年）

(イ)　財政状況

地方公共団体の財政健全化に係る各指標によると、本市の平成２９年度の財政状況は健全の範囲と言える。また、家計の貯金に当たる財政調整基金

については、増え続ける社会保障関連経費等に使用するため、平成２２年度以降は大きく取り崩しているものの、平成２７年度以降積極的に積立てを行い、平成２９年度末残高は約２６億円となった。

しかし、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率で見ると、平成２９年度は９４．３％で多摩２６市中２０位と悪化しており、依然として厳しい財政状況であることから、今後一層の取組が必要である。

(ｳ) 公共施設マネジメント

公共施設の老朽化とこれに伴う財政負担、そして人口減少社会の到来を見据え、本市でも公共施設の総合的かつ長期的視点による費用の縮減と平準化及びサービスの最適化に向けた取組は欠かせないものとなっている。

現在検討中の新庁舎及び（仮称）新福祉会館の建設では、福祉と行政のつながりの強化や市民サービス・利便性の向上と併せ、効率的な施設管理、合理的な建設コストの低減など、公共施設マネジメントの実践に取り組んでいく。

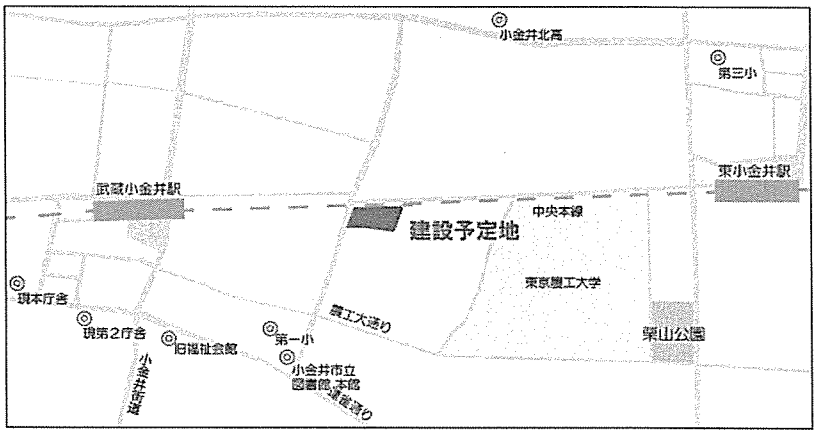

図　新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設予定地

(4) 策定の視点

次期長期総合計画を策定するに当たり、次の４つを視点として掲げ、これを意識した計画策定を行う。

ア　分かりやすく、共感される計画

次期長期総合計画は多くの人との共有が肝要であるため、市民や市職員にとって分かりやすい計画作りを行う。そのため、従来の長期総合計画の記載項目や施策の体系などを見直し、量的・質的・視覚的にも読みやすい計画とする。

また、多くの市民参加の機会を設けることで多様な市民の意見を取り入れ、市民から共感される計画作りを目指す。

イ　現行計画の総括を踏まえたより良い計画

次期長期総合計画は、１０年後の将来像を目指すに当たり、第４次小金井市基本構想に基づいて行われた取組を踏まえ、改善を図っていく必要がある。そのため、現行計画について、指標に基づく評価に加え、各施策における成果と課題について把握し、これらの総括を適確に行う。

ウ　個別の行政計画との関係性を整理した計画

前述のとおり、これまで策定された個別の行政計画について、これらを整理・統括する役割をもった計画作りを行う。また、選ばれ続けるまちづくりのための施策展開を示した、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成２８年３月策定）については、同戦略の内容を包含した次期長期総合計画作りに努める。

エ　行政評価により成果や課題が見える計画

市民に信頼される質の高い市政を実現するため、改善改革に向けてＰＤＣＡサイクルが機能する、より有効な行政評価の仕組みの構築を図る。指標の立て方については、従来の指標、個別の行政計画で設定された指標、市民の満足度や行動変容などの市民側の指標等、それぞれの指標設定の長所短所を認識しながら、適切な指標の設定について検討する。

⑸　計画の期間と役割

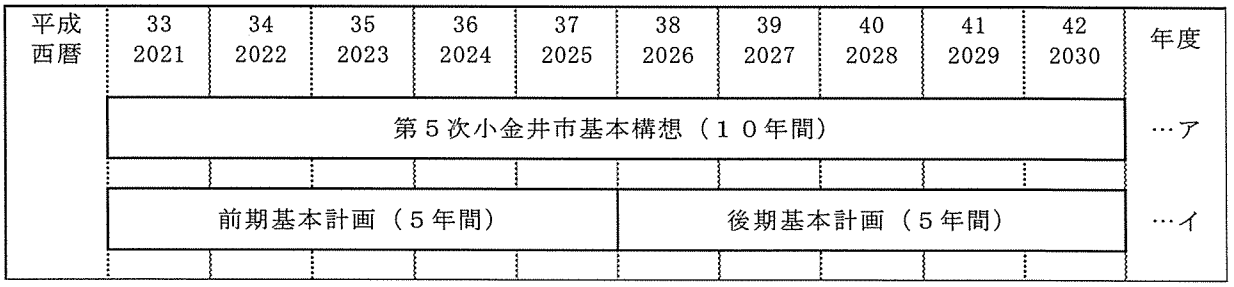

ア　基本構想

市民のしあわせの増進を目的とし、社会潮流や本市の現状を踏まえつつ、長期的な視点に立って１０年後の将来像を実現するための政策・施策の大綱を示す本市の最上位計画である。

イ　基本計画

基本構想に示す将来像を実現するため、施策別に現状と課題を明らかにして、施策を具体化・体系化したものである。

3　策定プロセス

(1)　策定体制

ア　庁内体制

小金井市長期総合計画策定本部設置要綱（平成１１年７月２７日制定）等に基づき、次の会議体で検討する。

	名称	構成	概要
1	小金井市長期総合計画策定本部（以下「本部」という。）	理事者 部長職	計画の総合調整及び次期長期総合計画の策定に関する検討を行う。
2	小金井市長期総合計画策定専門部会（以下「部会」という。）	課長職	本部の下に設置され、実施上の課題等を検証し、素案について検討する。
3	小金井市長期総合計画策定研究会	係長職以下	部会の下に設置され、本部及び部会の検討に資する協議を行う。

イ　市民参加

次期長期総合計画の策定において、次の市民参加を実施する（１～４は平成３０年度に実施済み）。ここで出された意見等は、小金井市長期計画審議会の諮問内容の検討や審議の際に適宜参照し、活用していく。

	名称	概要
1	市民意向調査	ニーズ等を把握するため、市民２千人を対象にアンケートを実施した。
2	学生アンケート	本市のイメージを把握するため、連携大学の学生１，４００人を対象にアンケートを実施した。
3	芸術文化振興計画推進事業	小学生を対象に、授業の中でそれぞれの未来を想像してもらい、作品を創作した。
4	こが☆カフェ	本市のイメージや求めるまちの姿を把握するため、市民と市職員が参加するワールドカフェを開催した。
5	子ども懇談会	将来像検討のため、中学生の考える本市の将来像を発表してもらう。あわせて、本市の良いところに関する意見を聴取する。

6	小金井市長期計画審議会	有識者及び市民で構成される本市の附属機関であり、次期長期総合計画策定に係る調査及び審議を行う。
7	高校生ワークショップ	高校生を対象に、本市に対する意見をワークショップ形式で聴取する。
8	１８３９会議	ライフステージの大きな変化がある年代の市民（１８～３９歳）を対象に、本市を選び続けるために必要な施策について意見を聴取する。
9	事業者ヒアリング	市内事業者を対象としたヒアリングを実施し、市内で活動し続ける上での課題や必要な支援について意見を聴取する。
１０	市民懇談会（基本構想）	基本構想案について、市民に内容を説明するとともに、広く意見を聴取する。
１１	パブリックコメント	次期長期総合計画案について、広く市民からメールや郵送等で意見を伺う。
１２	出前ヒアリング	次期長期総合計画案に関する意見を、市施設等に訪れる市民から聴取する。
１３	市民懇談会（基本構想・基本計画）	次期長期総合計画案について、市民に内容を説明するとともに、広く意見を聴取する。

※７～１３の名称は、仮称とする。

⑵　策定スケジュール

今後の次期長期総合計画の主な策定スケジュールは、以下のとおりとする。

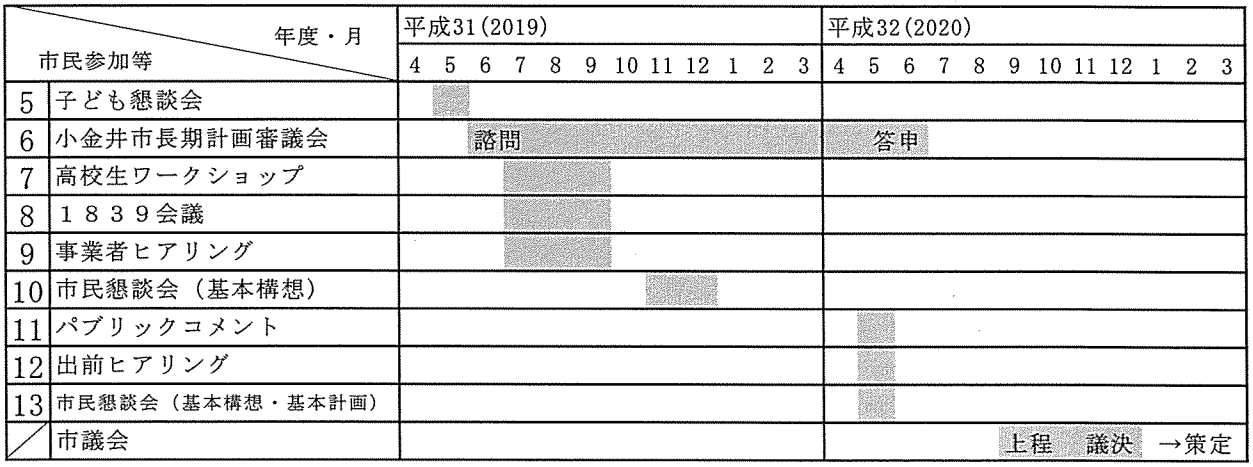

（平成３１年３月２７日決定）

（令和元年６月１９日改訂）

議案第３１号資料４

小金井市長期計画審議会

配　付　資　料　一　覧

	No.	資　　料　　名	備　　考
第１回 (6月28日)	1	小金井市長期計画審議会の運営等について（案）	
	2	小金井市市民参加条例、同施行規則（抜粋）	
	3	小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領	
	4	意見・提案シート	
	5	基本構想・基本計画について	
	6	小金井市長期総合計画策定方針	
	7	小金井市長期総合計画討議要綱	
	8	小金井市長期総合計画策定に当たっての市民意見まとめ （令和元年６月２８日現在）	
	9	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール（案）	
	10	審議会・起草委員会の役割（案）	
	11	市報（抜粋）	
	冊子	第４次基本構想・後期基本計画	
	冊子	第４次基本構想・後期基本計画（概要版）	
	冊子	小金井市人口ビジョン 小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（概要版）	
	冊子	こがねいデータブック	
	冊子	平成３０年度小金井市市民意向調査報告書	
	冊子	わたしの便利帳	
第２回 (7月12日)	12	新たな計画策定に向けた意見書（写）	
	13	第５次小金井市基本構想・前期基本計画の構成と検討の進め方（案）	
	14	第５次小金井市基本構想（素案）	
	15	将来像について	
	16	まちづくりの基本姿勢について	
	17	意見シート（委員用）	
第３回 (8月7日)	9-2	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール（案）	
	13-2	第５次小金井市基本構想・前期基本計画の構成と検討の進め方（案）	
	8-2	小金井市長期総合計画策定に当たっての市民意見まとめ （令和元年８月７日現在）	
	18	起草委員会委員（案）	
	19	小金井市長期計画起草委員会設置要綱（案）	
	20	第５次小金井市基本構想「６政策の取組方針」のイメージ	
	21	第５次基本構想政策シート（環境・都市基盤、福祉・健康）	
	22	第４次基本構想・基本計画取組状況の振り返り （環境と都市基盤、福祉と健康）	
	23	ＳＤＧｓについて	
	冊子	小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書（概要版）	
第４回 (8月21日)	8-3	小金井市長期総合計画策定に当たっての市民意見まとめ （令和元年８月21日現在）	
	24	第３回小金井市長期計画審議会メモ（委員提出資料）	
	25	基本構想・基本計画の構造について	
	21-2	第５次基本構想政策シート （地域・経済、子ども・教育、文化・生涯学習、行政経営）	
	22-2	第４次基本構想・基本計画取組状況の振り返り （地域と経済、文化と教育、計画の推進）	
	26	市民懇談会について	
第５回 (10月11日)	27	意見・提案シート	8月21日収受
	28	第５次小金井市基本構想（素案）（令和元年10月11日現在）	
	29	将来像について	
	30	まちづくりの基本姿勢について	
	31	市民懇談会について	
第６回 (10月25日)	32	第５次小金井市基本構想（素案）（令和元年10月25日現在）	
	33	将来像について	
	34	市民懇談会について	
	35	将来像の「つなごう絆」について（委員提出資料）	

	No.	資　　料　　名	備　　考
第７回 (11月16日・17日)	36	第５次小金井市基本構想（素案）	市民懇談会
第８回 (12月20日)	37	市民懇談会開催報告書	
	38	第５次小金井市前期基本計画（素案）（令和元年12月20日現在）	
	9-3	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール（案）	
第９回 (1月24日)	37-2	市民懇談会開催報告書	
	39	第５次小金井市基本構想（素案）修正箇所抜粋	
	40	第５次小金井市前期基本計画（素案）施策頁抜粋（令和２年１月24日現在）	
	41	第３回起草委員会とりまとめ（目指す姿・指標）	
	42	（仮称）市民懇談会のネーミングについて	
第１０回 (4月20日)	43	小金井しあわせプラン（素案）（令和２年４月１日現在）	事前配布
第１１回 (5月13日)	44	小金井しあわせプラン（素案）（令和２年５月１日現在）	事前配布
	45	前回審議会からの修正内容	事前配布
	46	総合戦略の概要	事前配布
	47	パブリックコメントについて	事前配布
	9-4	長期計画審議会・起草委員会全体スケジュール	事前配布
第１２回 (7月17日)	48	第５次小金井市基本構想・前期基本計画（案）に対する意見及び検討結果について（案）	
第１３回 (10月16日)	49	コロナ禍で「感じたこと」「考えたこと」「反省したこと」「気付いたこと」	事前配布
	50	新型コロナウイルス感染症の影響による変更箇所に関する御意見	事前配布
	51	小金井市長期計画審議会（第１２回）「新型コロナウイルス感染症への対応について」審議を受けて（委員提出資料）	事前配布
	52	現時点における今後のスケジュールについて	事前配布
	冊子	新型コロナウイルス感染症についての市民アンケート報告書	事前配布
第１４回 (12月22日)	53	小金井しあわせプラン（素案）（令和２年１２月１１日現在）	事前配布
	54	第５次小金井市基本構想・前期基本計画（素案）　新旧対照表	事前配布
	55	長期計画審議会委員からいただいた修正意見への対応表	事前配布
	56	計画の周知について（たたき台）	事前配布
第１５回 (1月29日)	57	小金井しあわせプラン（素案）（令和３年１月１９日現在）	事前配布
	58	修正意見への対応表	事前配布
	59	パブリックコメント（２回目）について	事前配布
第１６回 (4月9日)	60	小金井しあわせプラン（第５次小金井市基本構想・前期基本計画）（案）に対する意見及び検討結果（２回目）について（案）	事前配布
	61	パブリックコメントを受けた文案修正について	事前配布
	62	パブリックコメントに対し事前に委員からいただいた御意見について	事前配布
	63	その他文案修正箇所一覧	事前配布
	64	小金井しあわせプラン（案）（令和３年４月９日現在）	事前配布
	65	答申に向けて（案）委員提出資料	事前配布

議案第３１号資料５

第５次基本構想・前期基本計画のねらい

１　策定のねらい

⑴　策定の視点（小金井市長期総合計画討議要綱２⑷策定の視点）

ア　分かりやすく、共感される計画
イ　現行計画の総括を踏まえたより良い計画
ウ　個別の行政計画との関係性を整理した計画
エ　行政評価により成果や課題が見える計画

⑵　第５次基本構想・前期基本計画のねらいと取組

ア　市職員だけでなく、市民や事業者などの「私たち」の誰にとっても手にとりやすく、分かりやすい計画とする。

イ　第４次基本構想の取組みを踏まえ、改善を図っていく必要があるため総括を的確に行う。

- ◆ 重複記載、重点政策、施策分野、基本事業を削減し政策体系等をシンプルにする。分量を減らす等による、量的・質的・視覚的に見やすさ、読みやすさの向上。

ウ　個別計画との関係性を整理し、政策の推進に向け活用する計画とする。

- ◆ 個別計画（事業）の推進により、基本計画（施策）を推進し、基本構想(政策)を進めて将来像実現を目指すという役割を明確化。
- ◆ まち・ひと・しごと創生総合戦略の統合

エ　行政評価の仕組みが有効に機能する計画とする。

- ◆ 事業を進めた活動（アウトプット）から成果指標（アウトカム）を測り、全体の施策評価を行う指標の設定。

２　第５次基本構想と第４次基本構想の比較

⑴ 長期総合計画の構成要素

・基本構想・基本計画・個別計画の関係性を整理

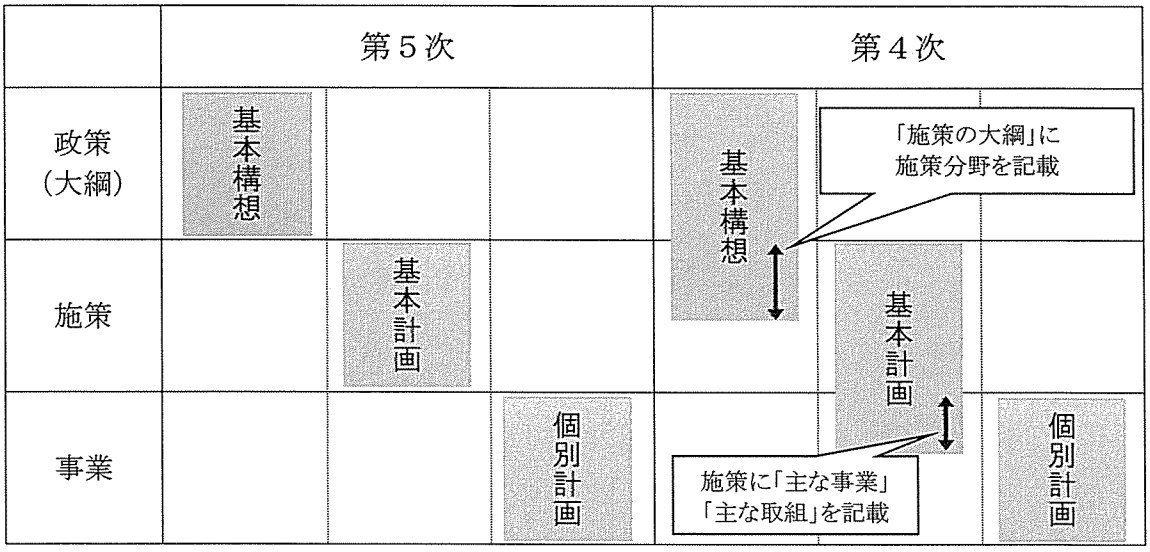

(2)　計画の体系の整理

- 基本構想
  - ・第４次「施策の大綱（４つの柱)」「計画の推進」を「政策」と整理。
  - ・「子どもと教育」「行政運営」を新たな政策と位置付け。
  - ・重点政策は設けない。
- 基本計画
  - ・「施策」のレベル感を変更し、第４次「施策分野」のレベルを「施策」と定義。
  - ・重点プロジェクトは設けない。

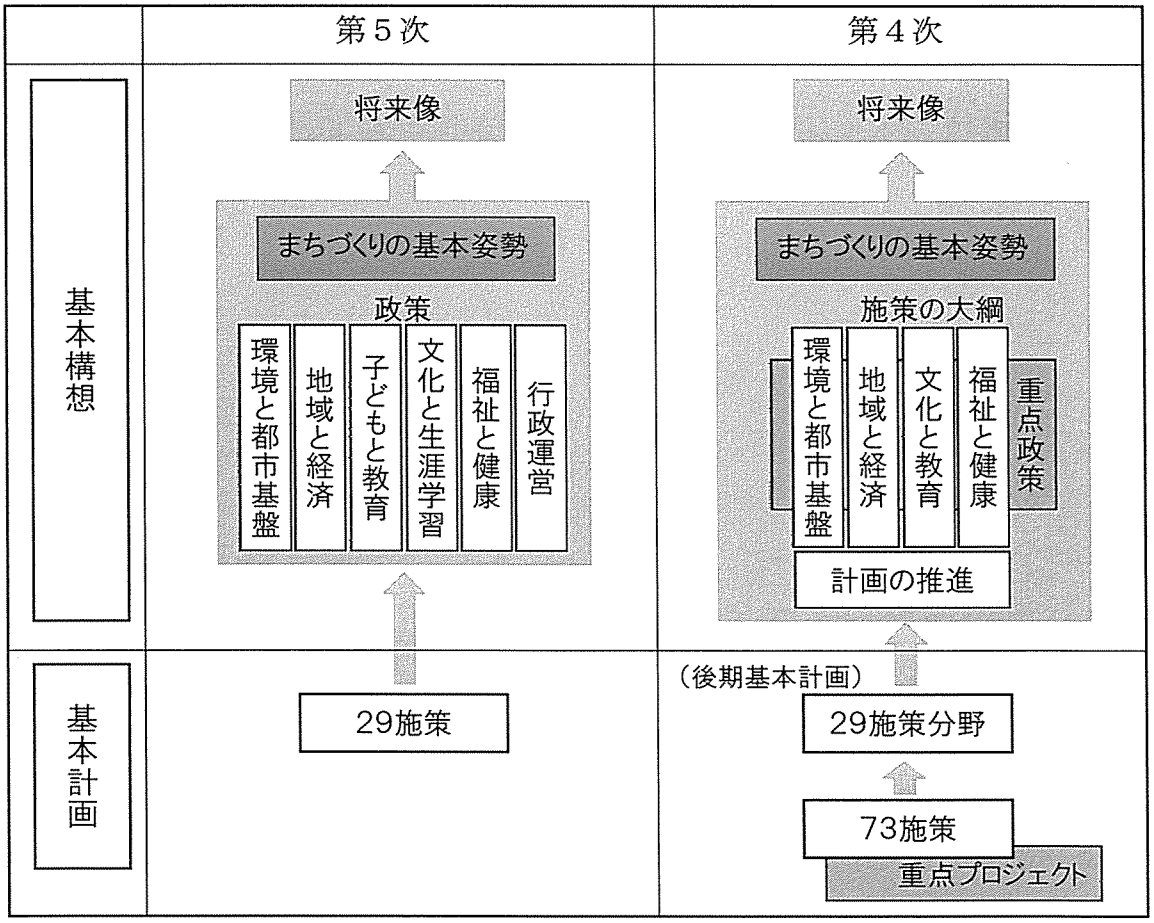

(3)　その他の変更点

ア　まち・ひと・しごと創生総合戦略の統合

効率的な計画推進を行うとともに、前期基本計画に定める施策と創生総合戦略の取組の効果を図る。

イ　ＳＤＧｓの目標達成に繋がる計画

前期基本計画の「施策」の推進と、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すＳＤＧｓの目標の達成との関連性を図る。

⑷　基本構想の構成

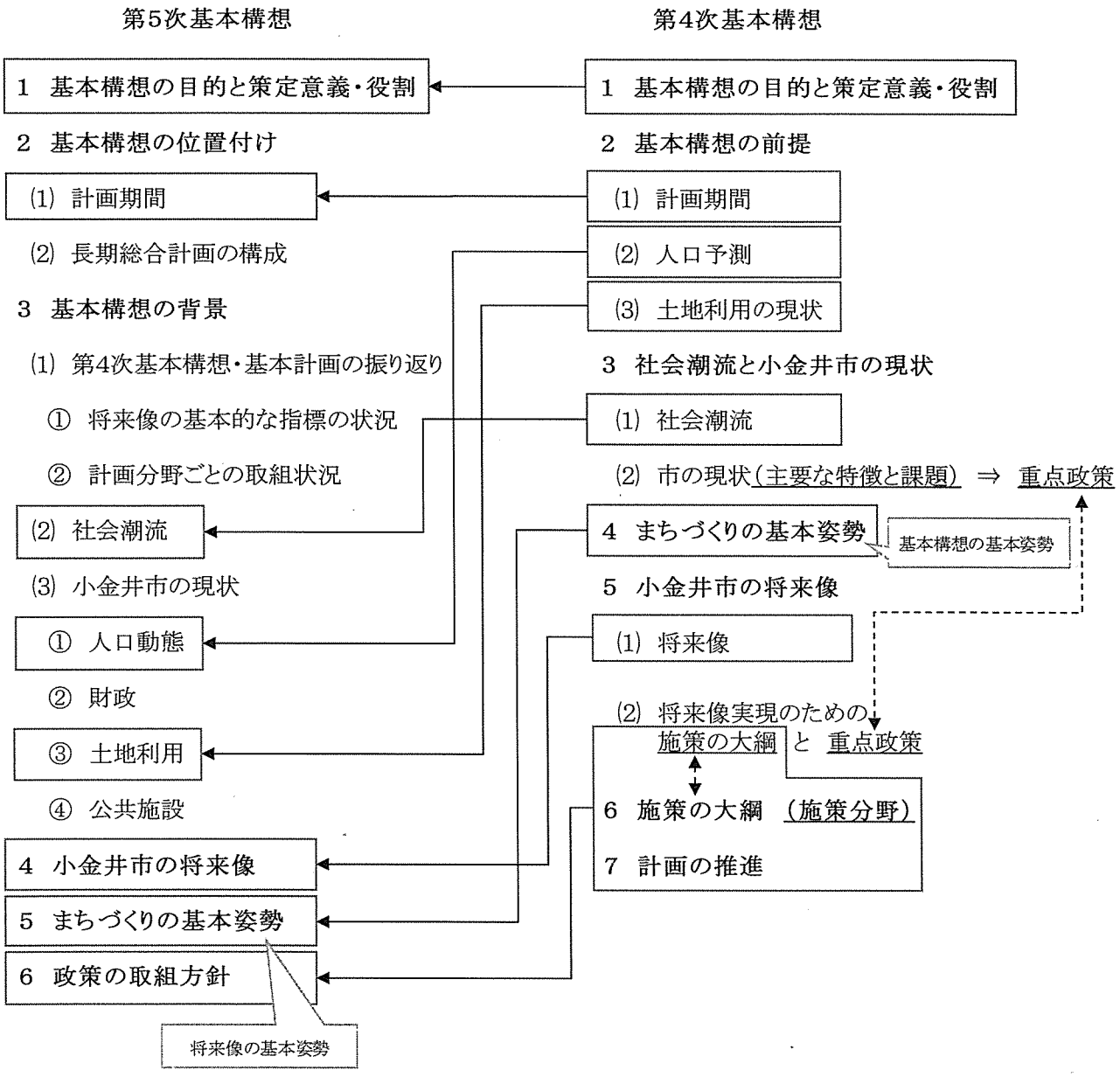
第5次基本構想
第4次基本構想
1　基本構想の目的と策定意義・役割
1　基本構想の目的と策定意義・役割
2　基本構想の位置付け
2　基本構想の前提
⑴　計画期間
⑴　計画期間
⑵　長期総合計画の構成
⑵　人口予測
3　基本構想の背景
⑶　土地利用の現状
⑴　第4次基本構想・基本計画の振り返り
3　社会潮流と小金井市の現状
①　将来像の基本的な指標の状況
⑴　社会潮流
②　計画分野ごとの取組状況
⑵　市の現状（主要な特徴と課題）　⇒　重点政策
⑵　社会潮流
4　まちづくりの基本姿勢
基本構想の基本姿勢
⑶　小金井市の現状
5　小金井市の将来像
①　人口動態
⑴　将来像
②　財政
⑵　将来像実現のための
施策の大綱　と　重点政策
③　土地利用
6　施策の大綱　（施策分野）
④　公共施設
7　計画の推進
4　小金井市の将来像
5　まちづくりの基本姿勢
6　政策の取組方針
将来像の基本姿勢

議案第３１号資料６

第５次基本構想と第４次基本構想の対照表

【凡例】下線＝変更部分（挿入・修正、削除）、表紙、目次、図表、脚注及びコラムは削除

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
１　基本構想の目的と策定意義・役割 本市では、平成２３年度からの１０年間を計画期間とする「第４次基本構想」において、将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ　小金井市」を掲げ、まちづくりの主体を、市民、団体及び事業者、そして行政である市を含む「私たち」として位置付け、憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、その実現に向けて積極的にまちづくりを進めてきました。 この間、本市の人口は微増傾向にありますが、更なる少子高齢化への対応、公共施設等の老朽化などの課題に向き合ってきました。そして、市民ニーズの一層の多様化や高度化など、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化していく中で、行政経営資源を計画的かつ有効に活用することは、次世代に責任を持ち持続可能なまちづくりを進める上で、更に重要になってきています。また、平成２３年、地方自治法に規定されていた総合計画（基本構想）の策定義務がなくなり、それぞれの地方公共団体が地域の実情に合わせて、主体的に計画を策定する時代を迎えました。 このような社会潮流の下、私たちは現状の課題に対して将来を見据え、市民のしあわせの増進を図るためには、市民ニーズを的確に捉え、目指すべき将来像を共有し、一層の市民参加と協働によって共に創造していくまちづくりを進めていかなければなりません。そして、更なる少子高齢化・人口減少に対して、まちへの誇りと愛着（シビックプライド）を醸成し、選ばれるまちを目指す戦略を明確にする必要があります。ここに、第４次基本構想の目標年次の到来を機に、新たな基本構想を策定する目的と意義があります。 【基本構想の役割】	１　基本構想の目的と策定意義・役割 私たちは憲法に保障された地方自治の本旨にのっとり、市民のしあわせを増進することを目的に小金井市基本構想を策定します。 少子高齢社会の進行、価値観の多様化、経済と国民生活の変化、環境問題の深刻化、地方分権・自治の進展などにより、取り組むべき行政需要は、量的拡大とともに多様化、複雑化、高度化しています。 このような社会潮流の下、私たちは、平成13年３月に策定した「第３次小金井市基本構想」を市政活動の指針として、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。ＪＲ中央本線連続立体交差事業の完成とそれに伴う武蔵小金井駅南口での駅周辺のまちづくりにより市民の利便性は向上し、市民参加条例、子どもの権利に関する条例の制定などに見られる市民の参加・自治による制度づくりなどが進展しました。 また、本市は、水とみどりに恵まれた良好な住環境や便利な市内外のアクセスを有し、元気な高齢者が多く、教育環境が充実し、市民の自治・参加意識が高いという特徴があります。一方で、減り続けているみどりの保全と拡充、可燃ごみの安定的な処理体制の確立や新庁舎の建設、駅周辺開発や道路をはじめとする都市基盤の整備、少子高齢化への対応など、課題も山積しています。 このような現状に最適に対応して、市民のしあわせの増進を実現するためには、市民ニーズを的確に捉え、目指すべき将来像を共有し、地域の独自な資源を活用したまちづくりを、一層の「参加と協働」によって推進することが必要になります。ここに、第３次基本構想の目標年次の到来を機に、新たな基本構想を策定する意義があります。 【基本構想の役割】	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
●第４次基本構想で示した理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。 ●市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。 ●市民、団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。	(1)　第３次小金井市基本構想の将来像で示した理念を継承し、発展させることを基本として策定するものです。 (2)　市政活動の総合的かつ計画的な取組の指針となるものです。 (3)　市民、団体及び事業者が、地域社会において活動をする際の指針となるものです。 (4)　国、東京都、企業などに対し、本市が目指すまちづくりへの理解と積極的な協力を得る指針となるものです。	
２　基本構想の位置付け	２　基本構想の前提 基本構想では、以下を前提として、私たちを取り巻く情勢や私たちが住む小金井市の特徴と課題を踏まえて、将来像と施策の大綱を明らかにします。	
(1)　計画期間 基本構想は、令和３年度から令和１２年度までの１０年間を計画期間とします。さらに、この基本構想を具体化するために、前期基本計画（令和３～７年度）、後期基本計画（令和８～１２年度）及び実施計画を策定します。	(1)　計画期間 第４次小金井市基本構想は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間を計画期間とします。さらに、この基本構想を具体化するために、前期基本計画（平成 23～27 年度）、後期基本計画（平成 28～32 年度）及び実施計画を策定します。 なお、計画期間中に社会経済情勢などに著しい変化が生じた場合は、必要に応じて改定します。	
(2)　長期総合計画の構成 基本構想 市民のしあわせの増進を図ることを目的とし、今後１０年にわたる将来像実現のため、まちづくりの基本姿勢を踏まえた政策の取組方針を示すものです。 基本計画 基本構想で定める将来像の実現に向けて、具体的な施策とその取組の方向性を示すものです。 実施計画 基本構想・基本計画に基づいて、施策を計画的に実施するため、財政的裏付けと主な事業の計画年度を示すものです。	【該当なし】	
３　基本構想の背景		

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
(1)　第４次基本構想・基本計画の振り返り ①　将来像の基本的な指標の状況 　第４次基本構想では、令和２年度までの本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を掲げ、私たちが「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちを目指してきました。 　市民意向調査の結果では、住みやすいと思う人の割合も、住み続けたいと思う人の割合も、共に増加傾向にあります。 ②　計画分野ごとの取組状況 　第４次基本構想・基本計画では、将来像の実現に向けて「環境と都市基盤」、「地域と経済」、「文化と教育」、「福祉と健康」の４分野で施策を推進し、これらを支えるため、「計画の推進」に取り組んできました。 □施策の大綱（４つの柱） 環境と都市基盤 　ごみの処理については、他団体の御支援・御協力の下、将来にわたる安定的なごみ処理体制の確立に努め、更なるごみの減量に向けて取り組んできました。また、みどりの保全・創出につながる取組を進めるほか、再開発事業や土地区画整理事業による駅周辺を中心としたまちづくりやインフラの充実など住環境・生活環境の整備を進めてきました。 地域と経済 　協働については、その拠点となる（仮称）市民協働支援センターについて検討を進めてきました。防災・防犯については、空家等対策も含め、自助・共助・公助のあらゆる面で取組を進めてきました。また、経済に関しては、産業振興プラン、農業振興計画に基づき、東小金井事業創造センター「ＫＯ-ＴＯ」の開設や新たな市民農園の開園など、様々な取組を進めてきました。 文化と教育	【該当なし】	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
文化や生涯学習については、貫井北センターや市民交流センターなどの拠点整備を進めてきました。また、小金井平和の日条例の制定、人権・男女平等に関する講演会の開催など、人権・平和・男女共同参画の取組を推進してきました。教育については、更なる質の向上と環境の充実を図るため、教育内容・教育方法・学習環境・幼児教育の整備・充実などの取組を進めてきました。 福祉と健康 福祉会館建設の検討、地域包括ケアシステムの深化・推進、児童発達支援センター「きらり」の開設など、仕組みづくりを進めてきました。そのほか、待機児童対策、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の施行、高齢者見守り協定の締結、休日医療体制の充実など、高齢者福祉、子ども家庭福祉、障がい者福祉、健康の維持・増進の取組を進めてきました。 令和元年度から世界的に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しては、市民生活を守るため、市独自の緊急対応方針を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進めてきました。 □計画の推進 市民ニーズを把握し、市民参加・協働を進めてきました。公共施設マネジメントについては、公共施設等総合管理計画を策定し、その浸透に努めてきました。また、長年の課題であった市庁舎問題を解決するとともに、本市の総合サービスの提供基盤を築くことを目的とした、新庁舎・（仮称）新福祉会館建設事業を実現に向けて進めてきました。行政経営については、行財政改革プラン 2020 を策定し、市職員の削減、市民課窓口委託、ふるさと納税の活用推進など、歳入の確保と歳出の適正化を進めてきました。 (2)　社会潮流	3　社会潮流と小金井市の現状（特徴と課題） (1)　社会潮流 今、社会を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会潮流を認識した上で、将来の本市のまちづくりを進めていきます。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
人口減少と少子高齢化 日本の人口は、現在、減少傾向にあり、将来的にもその傾向が続くと言われています。さらに、全国的に少子高齢化の傾向が進んでいます。その対策が講じられる中、「人生100年時代」という考え方も提唱されるようになっています。何歳になっても挑戦し、活躍できることは一人ひとりのしあわせにつながるものですが、社会的には経済活動の縮小や社会保障ニーズの高まり、それらに伴う財政負担の増大などが課題となっています。	● 少子高齢社会の進行 我が国の合計特殊出生率は、1.37（平成21年）と先進国の中でも最も低い水準であり、高齢化率は22.7%（平成21年）と過去最高を更新し、中長期的にも少子高齢化は更に進むと予測され、福祉・教育・労働・社会保障などあらゆる面での影響があると考えられます。 一方で、団塊の世代の大量退職や高齢者の増加により、新たな需要が創出されるとともに、地域社会の担い手の役割も期待されています。	
多様性の尊重 個人の価値観、ライフスタイルは多様化してきています。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいなど様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が求められています。	● 価値観の多様化 グローバル化により社会経済活動が地球的規模で展開される中、国際化や生活様式の変化などにより個人の価値観やライフスタイルの多様化が見られます。また、社会貢献に対する意識の高まりや、元気な高齢者の増加などにより、市民活動や地域独自の活動が活発化しています。	
情報化社会の進展 過去１０年間で情報環境は様変わりしています。第４次基本構想を策定した平成２３年には、日本のスマートフォン普及率は29.3%でしたが、今や８０％を超えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、ＡＩ技術などの活用、各種コミュニケーションのオンライン化など、技術的な進展が急速に進んでおり、国においてはデジタル革新により実現する　Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０という新たな社会を提唱しているほか、デジタル庁の新設も予定されているなど、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方が変化しつつあります。	【該当なし】	
持続可能な社会の構築 「持続可能性」の概念は、従前から環境分野において地球温暖化対策などで用いられてきましたが、近年では分野を超えた広がりを見せています。その例が、平成２７年に国連サミットで採択されたＳＤＧｓです。我が国においても、官民ともに、格差の解消と環境負	● 経済と国民生活の変化 経済の成長率は1990年代以降の平均で約１％、経済の低成長が長期化する中で、失業率の悪化、格差や貧困などの問題も起こっています。持続的成長を目指していく経済構造の中で、新たな価値を創造し、雇用の安定を図り、生活の質を向上させていくことが求めら	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
荷の軽減に取り組み、持続可能な成長が目標となっています。そのほかにも、人口減少社会を見据え、「持続可能性」をキーワードとした取組が進められています。	れています。 ● 環境問題の深刻化 より快適で便利な生活を追求してきた一方、身近な自然が失われつつあり、森林の減少、大気汚染、温暖化への対策や生物多様性の確保などは、地球規模の問題となっています。地球環境を守り、次世代に引き継ぐために、産業構造の転換、廃棄物の発生抑制、再使用などを進めると同時に、みどりを守り育て、地域から地球温暖化対策を進め、環境にやさしい循環社会の構築に向けた取組を進めることが求められています。	
安全・安心への意識の高まり 近年、大規模災害が多発し、感染症の大流行も度々発生しています。さらに将来には大地震の発生が予測される中、国においてはソフトとハードの両面で被害の最小化とリスクへの対応を図るため、国土強靭化という考え方を打ち出しました。ハード面の整備や関係者間のネットワーク化はもとより、地域における支え合いによる取組や体制構築が求められています。	【該当なし】	
感染症の大流行を契機とした社会の変容 令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、我が国では緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛や事業者への休業等の要請など、住民生活や地域経済への影響は甚大なものとなりました。日常生活の中で感染拡大を防ぐ対策を余儀なくされており、暮らしや働き方、学び方といった社会のあり方、そして行政のあり方に大きな転換期を迎えています。	【該当なし】	
地方自治の進展 国において地方分権改革や地方創生を政策として掲げる中、地方公共団体においては今後ますます住民ニーズを細やかに把握し、地域の実情に合わせたまちづくりが求められます。そのためには、住民の参加・協働を充実させ、一人ひとりのニーズに応え、多様化・複雑化・高度化する地域課題の解消に取り組む必要があり、そのた	● 地方分権・自治の進展 社会経済環境の変化により地方分権改革は進展し、これまで以上に地方自治体の権限の強化や財源の拡充により、多様化する市民ニーズへのきめ細かい対応が期待される一方、「参加と協働」を推進し、自律した自治体経営を行っていくことが責務となっています。	

※ 第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
めにも、行政情報の積極的な発信やオープンデータの推進など、透明性の高い行政運営が必要となります。		
(3)　小金井市の現状 ①　人口動態 本市の人口は、約１２万人をピークに減少へ向かうと見込んでいたところ、平成２９年１０月に１２万人を超えてからも老年・生産年齢・年少人口の全ての年齢区分で微増傾向で推移しており、令和３年４月時点で 124,078 人になっています。 ただし、この中で、老年人口の増加率が約２０％と最も大きくなっており、高齢化率は２割を上回っています。近年、合計特殊出生率が低下してきていることから、高齢化と少子化は更に進行していくものと考えられます。 今後、生産年齢人口を維持するためには、特に転出入の人数が多い２０代から３０代までの転入維持と転出抑制が課題です。	２　基本構想の前提 (2)　人口予測 おおむね 12 万人と予測します。 ただし、住民基本台帳による人口予測では、平成 37 年度（2025 年度）以降減少になることが考えられますが、この人口減少にも的確に備えるものとします。	
②　財政 本市は、豊かな自然、閑静な住環境、大学などの教育・研究機関が集まり、交通アクセスも良く、暮らしやすい環境を強みとして発展してきたこともあり、歳入構造の約半分を市税収入が占めています。一方、歳出では、扶助費が年々増加しており、さらに、待機児童解消など子育て環境の充実、老朽化した公共施設の計画的な整備などの重要課題への対応に加え、新型コロナウイルス感染症による社会経済や市民生活、市民の経済活動に及ぼす影響も大きく、市民サービスを維持・向上するための経費が増加していく見込みです。したがって、依然として厳しい財政状況にあり、持続可能な財政基盤の構築が課題です。	【該当なし】	
③　土地利用 本市は、おおむね４km 四方で、面積は 11.30k ㎡です。全体の約６割を宅地が占めており、農用地、公園・緑地は合わせて２割弱、残りの２割弱が道路などとなっています。特徴として、宅地面積のうち住宅用地が約８割と非常に多く、閑静な住宅地を形成していま	(3)　土地利用の現状 本市は、おおむね４km 四方で、面積は 11.33k ㎡です。全体の約６割を宅地（公共用地・商業用地・工業用地を含む。）が占めており、農用地、公園・緑地は合わせて２割弱、残りの約２割が道路などとなっています。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
す。また、本市は、東西・南北の主要な道路が人と物の動線となるとともに、駅周辺には商業施設が集積するなど、生活利便性の高い地域構造となっています。加えて、南北の大規模な都立公園と玉川上水・野川が潤いの空間を形成しています。したがって、みどりの保全を始めとした良好な住環境の維持と更なる利便性の高い拠点の整備が課題です。	東西・南北の主要な道路が人と物の動線となるとともに、駅周辺には商業施設が集積するなど、生活利便性の高い地域構造となっています。また、南北の大規模な都立公園と玉川上水・野川が潤いの空間を形成しています。（※平成27年４月１日から11.30k㎡に修正されました。） ①　商業・業務地 本市全体の約６割を占める宅地面積のうち、商業用地として利用されている割合は、６％強に過ぎず非常に低いものとなっています。 市内には、駅周辺を中心として住宅地に近接した17の商店街が広がっています。駅周辺の地域では、まちづくりの進展により、土地の高度利用が図られつつあります。 ②　住宅地 宅地面積に占める住宅用地の割合は約７割と非常に高いものとなっています。都市計画では、住居専用地域・住居地域は合わせて９割を占めています。そのうち、第一種低層住居専用地域が７割弱と、多摩26市平均よりも高く、閑静な住宅地となっています。 ③　農地・生産緑地 農用地の占める割合は１割弱となっており、経営耕地面積及び生産緑地は年々減少する傾向にあります。 一方では、野菜・果物や植木などが栽培されるとともに、市民に土とみどりの潤いを与え、子どもにとっては教育の場となり、災害時には安全確保など、多面的な役目を果たしています。 ④　公園・緑地 本市の面積のうち、公園・緑地の割合は１割弱となっています。市立公園の面積は微増しましたが、緑地全体は大きく減少しています。 市の外周部に小金井公園や武蔵野公園、東京学芸大学や東京農工大学などまとまったみどりがありますが、中心部ではみどりの減少が目立っています。そこで武蔵小金井駅南口第１地区第一種市街地再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業では、みどりの創出を踏まえた整備が進められています。	
④　公共施設	【該当なし】	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
本市では、高度経済成長期の急激な人口増加を背景として、市立小中学校や公共下水道を始めとする多くの公共施設等を比較的短期間のうちに整備してきました。現在では、約６割以上の建築系公共施設が築３０年以上を経過しているほか、道路や公共下水道なども老朽化が進んでいます。 将来、人口の減少が見込まれる中、このまま全ての公共施設を維持することは大変難しく、公共施設の総量抑制を基本に、計画的な施設更新、適切な維持管理、資産の有効活用による市民サービスの向上に向けた取組を推進することが課題です。		
４　小金井市の将来像 「いかそうみどり　増やそう笑顔　つなごう人の輪　小金井市」 本市の魅力の一つは、みどりと水に恵まれた豊かな自然です。 それらの自然は、もちろん地理的・歴史的に形成されたものではありますが、まちが発展する中でも守られてきたのは市民の努力のたまものです。これからも「私たち」は、豊かな自然を愛し、守り、いかしていきます。 このような「私たち」の主体的な活動、そして市民参加と協働は、みどりと水に限らず、様々な分野で取り組まれ、新たな魅力を生み出し、さらに、一人ひとりが抱える課題、そしてますます複雑化する地域の諸問題の解消にもつながるものです。 これらを進めることで、私たちが皆笑顔になり、心豊かに暮らすことができるようになるはずです。そしてまた、私たちの間に人の輪が生まれ、それぞれを認め合い、尊重し、また支え合いながら地域で暮らしていくこととなるでしょう。 住みやすく、そして住み続けたいと思える小金井市であり続けるため、誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人の輪の中で、「しあわせ」を感じられるまちを目指します。	５　小金井市の将来像 (1)　将来像 この基本構想では、平成 32 年度（2020 年度）における私たちの住む小金井市の将来像を、みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ　小金井市とします。 みどりが萌える…潤いや安らぎ、快適さをもたらしてくれる豊かなみどりは私たちのまちの大きな特徴です。私たちはこれまでもみどりを積極的に育んできましたが、それでも近年は減少しています。第４次基本構想では、みどりと水を守り育てることを目標とし、第３次基本構想の将来像「元気です　萌えるみどりの小金井市」の理念を継承し、みどりをはじめとする自然の保全・創出を推進していきます。 子どもが育つ…「子どもが元気なまちが発展する」が私たちの合言葉です。私たちのまちは、まちの未来を担う子どもにとって、みどりが多く、教育環境が充実しています。保護者にとっても市内外へのアクセスが良いことなどから家庭と仕事の両立がしやすく、また、親世代や祖父母世代との世代間交流や子ども向け地域イベントも盛んです。子どもにとってやさしく、楽しく、快適なまちは親世代・祖父母世代にとってもやさしく、楽しく、快適なまちです。第４次基本構想では、教育活動や保育サービスなどを拡充し、世代間交流や地域全体で子どもを見守る施策を更に進め、次世代の夢を育み、全ての世代のしあわせが増進する、まち全体の発展を目指します。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	きずなを結ぶ…私たちのまちでは市民活動が活発であり、様々なイベントなどが開催され、参加と協働が進んできています。様々な機会を通じて、地域での知人が増えることは、生活の潤いと市民力の向上をもたらします。多様化・複雑化・高度化する市民ニーズに対応するためにも、第４次基本構想では分かりやすい情報発信などを通じて、参加と協働を更に進め、市民がつながり、支え合う、思いやりのあるまちの連帯を深めます。 　そして、市民が「住みやすい」「住み続けたい」と思い、「住んでみたい」と思われるまちへ。 　将来像実現を測る基本的な指標として、「住みやすさの向上」と「住み続けたいと思う市民の割合の増加」を目指します。	
【該当なし】	【基本的な指標】 評価指標１：「小金井市の住みやすさの向上」 評価指標２：「小金井市に住み続けたいと思う市民の割合の増加」	基本的な指標は第５次では基本計画にて設定
５　まちづくりの基本姿勢 　将来像の実現に向けたまちづくりに取り組むに当たっての私たちの基本的な姿勢を明らかにしたものです。これらを念頭に置いて、基本構想・基本計画に示す政策・施策を進めます。	４　まちづくりの基本姿勢 　基本構想に関する取組は、この基本姿勢に基づいて実践します。これにより、基本構想の目指すべき方向の実現に向けて、市、市民、団体及び事業者が力を合わせることを可能にします。	
みんなで幸せになる　まちづくり 　まちづくりは、市民一人ひとりを尊重し、しあわせな生活を実現するものです。市民の生活を守り、安定・発展させることを最優先としたまちづくりに取り組みます。	①　市民生活優先のまちづくり 　まちづくりは、私たち市民の「しあわせな生活」を実現するものです。 　私たちは、市民ニーズに基づいて共に考え、市民の生活を守り安定・発展させることを最優先にしてまちづくりを進めます。	
みんなで進める　まちづくり 　まちづくりは、市民、団体、事業者及び行政である市が、市民参加と協働に基づく市民自治により実現するものです。本市への愛着や誇りを育み、お互いに理解し、助け合いながら、まちづくりに取り組みます。	②　参加と協働によるまちづくり 　まちづくりは、市、市民、団体及び事業者の「参加と協働」に基づく市民自治により実現されるものです。 　私たちは、人と人とのきずなをいかした、参加と協働による創造的なまちづくりを進めます。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
未来につなげる まちづくり 　まちづくりは、現在だけでなく、次の世代にとっても豊かで暮らしやすいまちを目指し、進めることが大切です。将来へ向けて希望の持てる、持続可能で活力あるまちづくりに取り組みます。	③　総合的なまちづくり 　まちづくりは、小金井市の地域特性を踏まえて総合的に行われるものです。 　私たちは、環境変化に最適に対応し、地域特性や一人ひとりの状況、事情を踏まえて、総合的、計画的に行います。	
６　政策の取組方針 　将来像の実現に向け、私たちが取り組む政策を６つに整理し、その取組方針を示します。	５　小金井市の将来像 ⑵　将来像実現のための施策の大綱（４つの柱）と重点政策 　社会潮流と市の現状、まちづくりの基本姿勢を踏まえ、本市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ小金井市」を実現するために、施策を体系的・網羅的に展開する「施策の大綱」と、４つの柱を貫いて重点的かつ横断的に施策を展開する「重点政策」を定めます。	第４次では「５小金井市の将来像⑵で施策の大綱」にて「施策の大綱」を定め、「６施策の大綱」で大綱に含まれる施策分野を記載している。 第５次では、基本構想では施策の記載がないため、上記の２項目を政策ごとに対比する。
環境と都市基盤 自然と都市が調和した人に優しいまち 　美しく質の高いみどりと水、静かで落ち着いた住宅地、そして子どもや若者たちの明るい声が聞こえる多くの学園があることは本市の魅力です。これからも一人ひとりがこれらの魅力を更に磨くとともに、便利で暮らしやすく訪れたくなるまちをつくります。	Ａ　施策の大綱（４つの柱） ①　みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤） 　環境と都市基盤は、人々の暮らしや様々な地域での活動の礎となるものです。みどり豊かな自然環境は本市にとって最も大きな財産です。また、市民は、みどりと水の保全、ごみ問題、公共・公益施設の充実、施設と道路のバリアフリー化に高い関心を持っています。 　みどりと水を守り育てつつ、駅周辺をはじめとするまちづくりを進めることによって、自然環境と利便性が高いレベルで調和した、快適で人にやさしいまちづくりを進めていきます。 　また、地域から地球環境を保全する取組、可燃ごみの安定的な処理体制の確立や更なるごみ減量、市街地・住環境及び道路の整備、施設と道路のバリアフリー化などを推進します。	
●豊かなみどりと水の保全と活用 　一人ひとりが守り育てたみどりと水を、これからの世代にも引き継ぎます。そして、みどりと水が今後も本市の魅力であり続け、大都会の憩いとなるよう、公園や農地、水辺などの自然や景観を豊かに保ち、いかします。		
●環境に優しい循環型社会の形成 　将来にわたって良好な環境を守るため、限りある資源の有効活用、ごみ分別の徹底、省エネルギーの取組など、身近な活動から、環境に優しい持続可能な循環型社会をつくります。	６　施策の大綱 ①　みどりあふれる快適で人にやさしいまち（環境と都市基盤） 〈現況と課題の概要〉 　私たちの住む小金井市は、野川、玉川上水や、国分寺崖線（はけ）、武蔵野公園、野川公園、小金井公園など、豊かなみどりと水に恵まれており、市民と共にこれらの貴重な自然を守り育ててきました。し	
●魅力的で快適な、人に優しいまちづくりの推進		

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
自然と都市が調和しながら利便性が高く、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤を整備し、みどりと水の魅力を求めて多くの人が訪れ、誰もが安心して暮らせる、人に優しい快適なまちづくりを進めます。	かしながら、本市のみどりは減少し続けています。生活環境においては、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済システムの下で進行した地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しています。このシステムを根本的に改め、身近な地域からの徹底したごみ減量化、再資源化が強く求められています。さらに、本市の可燃ごみを処理してきた二枚橋衛生組合が平成 19 年３月末に全ての焼却炉の運転を停止したことに伴い、安定的に可燃ごみを処理する体制の確立が緊急の課題となっています。 まちづくりにおいては、ＪＲ中央本線連続立体交差事業に併せて、駅周辺でのまちづくりと都市計画道路などの整備を進めてきました。ＪＲ中央本線連続立体交差事業の完成は目前に近づいており、それに連動した武蔵小金井駅・東小金井駅周辺の市街地整備及び都市計画道路などの整備や、公共交通体系の見直しなどが課題となっています。また、インフラや施設の耐震化・バリアフリー化などによる快適で安全な住環境づくり、下水道では耐用年数を迎える施設の更新に向けた取組が求められています。 ■　みどりと水　■ 本市の豊かなみどりと水を守るために、市民の自然を守る心を高め、市民参加による公園・緑地づくりなど、みどりを育む仕組みづくりを進めます。国分寺崖線（はけ）や玉川上水などをはじめとする市内のみどりと水の保全に取り組むとともに、公園・公共施設・道路などの緑化を進めることにより、みどりのネットワークの形成を図り、ゾーンを増やします。 また、地下水の涵養と湧水の回復のため雨水の貯留浸透を進めることにより、清流の復活に取り組むだけでなく、更なる水辺の創出を推進していきます。 ■　ごみとまちの美化　■ 環境への負荷を最大限軽減し循環社会の形成を図るため、市民・事業者・行政が一体となり、ごみ減量・再使用・再資源化の推進を図ります。 また、将来にわたり安全で安定的なごみ処理を行うため、東京都	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	及び関係団体と連携し、可燃ごみの処理体制の確立を図ります。また、それまでの間は、多摩地域の多くの自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしなければならないことから、引き続き施設周辺にお住まいの皆さまや関係者のご理解をいただけるようごみの減量に努めます。さらに、中間処理場については、施設の老朽化に対応し、循環社会の形成に資する施設として、地域住民の理解を得ながら再整備を図ります。 まちの美化については、「ごみを捨てない」という教育と一体となった意識啓発や地域ぐるみの清掃活動、喫煙マナーの向上など、市民の協力を得て清潔で美しいまちづくりを推進します。 ■　環境保全　■ 地域から地球環境を保全する取組を進めるため、地球温暖化対策の計画的な推進やクリーンエネルギーの導入促進などにより、環境にやさしい仕組みづくりを進め、地球環境への負荷の軽減を図ります。 また、騒音など、都市型・生活型の環境問題については、市民、事業者、行政などが一体となって対策を講じるとともに、測定・見守り体制の充実や生活環境問題に対する意識向上を図ります。 ■　市街地整備　■ 武蔵小金井駅周辺は、本市の玄関口にふさわしいまちとするため、引き続き、再開発などにより、商業・業務及び住宅との調和のとれた魅力ある文化性の高い市街地として整備します。 東小金井駅周辺は、土地区画整理事業などにより、東部地区の中心として一部に商業、業務機能を持たせた地区として整備を推進します。 新小金井駅周辺は、みどりあふれる武蔵野公園、野川公園の玄関口として、みどりと水のネットワーク形成を進めるなど自然環境をいかした市街地を目指します。 ＪＲ中央本線連続立体交差事業完了後の高架下利用の推進を図ります。また、住民主体のまちづくりを支援します。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
地域と経済 安心して過ごせる暮らしやすいまち 　地域で助け合い、安心して暮らすことができるとともに、多様な市民力や地域性をいかした、生活都市にふさわしい産業の振興に取り組み、ふれあいと活力のあるまちを実現します。 ●自助・共助・公助のバランスが取れた地域社会の構築 　大規模な災害や感染症、多様な犯罪などの発生から生命や財産が守られ、安心して生活できるまちを目指し、誰もが自立し、互いに	■　住宅・住環境　■ 　市民、事業者の参加・協力と、国・東京都との連携により、良質な住宅の供給を図るとともに、耐震化、防災・安全施設の整備や施設のバリアフリー化により、周辺環境と調和のとれた快適で安全な住環境の整備を図ります。 　平成 23 年度末に受託事業の解消される上水道の緊急時の対応などに万全を期するとともに、下水道については、管路の耐震化・合流式下水道の改善・長寿命化対策など、維持管理の充実を図ります。 ■　道路・河川　■ 　ＪＲ中央本線の関連側道、南北交差道路及び都市計画道路の整備、生活道路の安全性向上を進めるとともに、道路の電線類地中化及び交通関連施設のバリアフリー化を推進し、人にやさしい道路環境の整備を図ります。また、駅前広場の整備、路線バスやコミュニティバスの充実、駐輪場の整備などにより、円滑で利便性に優れた交通環境の整備を促進します。 　野川については市民が憩う親水の場としての整備や災害に強い河川とするよう、また、仙川についてはせせらぎを持った遊歩道としての整備を東京都に要望します。旧水路敷については、それぞれの地域の状況に合わせて、遊歩道化などを推進します。 ５　小金井市の将来像 (2)　将来像実現のための施策の大綱（４つの柱）と重点政策 Ａ　施策の大綱（４つの柱） ②　ふれあいと活力のあるまち（地域と経済） 　地域と経済は、いきいきとした暮らしを支えるものです。活発な市民活動は本市の特徴であり、市民は、防災・防犯などの地域の安全、商店街の活性化に高い関心を持っています。 　市民活動をいかして、コミュニティの再構築を図るとともに、地域を支え地域に支えられる産業づくり（創造的産業・商業・工業・農業）を進め、ふれあいと活力のあるまちづくりを進めていきます。 　また、防災・防犯・危機管理などの安全な地域づくり、産学・商工農の連携、安心な消費生活支援などを推進します。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
助け合い寄り添う地域にします。 ●便利で暮らしやすく、ふれあいと活力のあるまちの実現 　便利で暮らしやすいまちであるとともに、訪れる人にとっても魅力的なまちであるよう、商業、工業、都市農業及び教育・研究機関などの地域資源を守り育ていかします。そして、更なる魅力の創出・育成により、地域の付加価値を高める、ふれあいと活力のあるまちにします。	６　施策の大綱 ②　ふれあいと活力のあるまち（地域と経済） 〈現況と課題の概要〉 　私たちの住む小金井市では、ＮＰＯなどの市民活動が活発化し、東京国際スリーデーマーチ（ウオーキングフェスタ東京）、青少年のための科学の祭典やわんぱく夏まつりなどの様々なイベントが市民主体で実施されています。その一方で、ライフスタイルの変化による地域交流の希薄化などにより、町会・自治会の加入者の減少など、地域とのつながりが薄い市民も多くなっています。また、身近な犯罪の増加などにより、地域の安全・安心に対する期待が高まっています。 　地域経済では、多摩26市平均と比較すると小売業・工業共に事業所数が少ないのが現状であり、本市の特性に合った創造的産業の育成や市民ニーズに合った商業の振興や住環境と調和した工業の振興が課題となっています。農業についても、農家数・経営耕地面積などが減少しています。また、消費生活においては産地偽装問題などにより安全・安心が求められているとともに、経済の先行き不透明化などにより雇用不安が高まっています。 ■　コミュニティネットワーク　■ 　市民活動団体などの市民活動の拠点として（仮称）市民協働支援センターなどを整備し、市民の自主的な活動を支援するとともに、大学・企業・団体などの地域活動を促進し、参加と協働によるまちづくりを進めます。 　また、市民活動や様々なイベントの地域情報などを総合的に整理したコミュニティポータルサイトなどを整備し、市民活動の内容や参加方法が市民及び市外の人に分かりやすく、身近なものとすることにより、人々のきずなや地域の連携のための基盤づくりを進めます。 ■　地域安全　■ 　計画的な防災、国民保護の推進とともに、様々な状況に対応でき	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	る危機管理体制を強化します。防災については、市民の防災意識の向上、自主防災組織などの防災体制の強化を図り、防災コミュニティづくりを進めるとともに、防災機能の強化のため、消防団の設備・装備及び災害対策物資・設備の充実を図り、防災活動の拠点となる防災センターを新庁舎の建設と併せて整備します。 防犯については、市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域での見守り活動などを推進し、地域ぐるみの防犯対策を推進します。 ■　創造的産業　■ 大学連携型起業家育成支援施設の活用などによる産業振興を計画的に推進し、ベンチャー・ＳＯＨＯの支援や産業振興のための産業基盤を整備して、研究開発型の産業、情報・環境・福祉・健康などの成長産業、地域資源をいかしたコミュニティビジネスの育成・誘致を図ります。また、商工農業の情報交流・ネットワークの充実を図ります。 ■　商業　■ 商業振興モデル地区の設定と展開などにより、商店や商店街を中心に活力とふれあいのあるまちづくりを推進します。商業振興を計画的に推進し、駅周辺や商店街の環境整備を図るとともに、市民ニーズに対応した個性ある商店街を目指し、地域を支え、地域に支えられる魅力ある商業・商店街づくりによるにぎわいの創出に努めます。 また、地域の魅力を発信し、魅力あるイベントや地域資源をいかした観光を推進します。 ■　工業　■ 小規模な工場が住宅地に混在している状況を踏まえ、住環境との調和に配慮しつつ、大学連携型起業家育成支援施設を拠点とした産学官連携の取組などにより、経営及び高度技術化を支援し、地域産業のＰＲや地域との交流推進を図ります。 ■　農業　■	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	農地が減少しないように保全するとともに、農業者と市民やＮＰＯなどが協働で仕組みづくりを進め、担い手の育成や、認定認証農業者制度を推進するなどにより、農業経営の安定化支援に努めます。また、農作物直売所を整備し、江戸東京野菜など地場産農作物の産業化に努め、地場産品の流通を促進します。 さらに、農業者や農業団体・市民の協力により、食育の支援やふれあい農業の充実を図ります。 ■　消費者生活・勤労者福祉　■ 安全・安心な消費者生活を支援するため、市民の消費生活意識の向上と正しい知識の普及及び情報提供を進めるとともに、関係団体との連携により、相談事業の充実を図ります。 勤労者福祉については、市内には中小零細企業が多いため、勤労者福祉サービスセンターを通じて、福利厚生対策の充実と労働環境の向上を図ります。 ■　雇用　■ インターネットを活用して地域の求人情報を提供するとともに、ハローワークをはじめとする関係機関との連携により相談体制など各種支援を充実し、就業機会の拡大を図ります。 また、就業の面と生きがい対策といった面から、高齢者の能力や経験を活用できる雇用の機会の確保を図るとともに、障がいのある人の雇用を促進し、社会参加と自立を支援していきます。	
子どもと教育 心豊かにのびのびと子どもが育つまち 本市で生まれ、育つ子どもたちは、未来を支える担い手です。子どもたちが自らの人生を他者と協力し合って主体的に生きていけるように、出産前後、就学前、就学期などの様々な段階に応じて、また地域との関わり、家庭、学校など様々な場面に合わせて、子育て・子育ち支援を総合的に進めます。 ●子どもの健やかな育ちの実現	【該当なし】	第５次の「子どもと教育」は第４次の「文化と教育」と「福祉と健康」の一部を合わせた新規政策である。

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
あらゆる子どもにとって最善の利益が実現されることを目指します。子どもたちが安心して居られる場所を保障し、一人ひとりの子どもが主体的に学びながら、豊かな体験を通して、自己肯定感や他者への思いやり、社会参加や自己実現ができる力を育みます。 ●子育て環境の充実 多様化していく社会において、直面する課題を受け止めて、子育て家庭を支えます。あらゆる子どもが健やかに育つために関係者の連携を深め、きめ細やかな支援に取り組むとともに、地域全体で子どもを見守り、育てていける環境を整えます。 ●生きる力の育成と学習環境の整備・充実 子どもたちが活発な好奇心を持ち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長できるよう、主体的に生きる力を育みます。そのために安全で安心な学習環境の整備・充実に取り組みます。	５　小金井市の将来像 (2)　将来像実現のための施策の大綱（４つの柱）と重点政策 A　施策の大綱（４つの柱） ③　豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育） 文化と教育は、暮らしの豊かさを示すものであるとともに、地域の将来につながるものです。充実した教育環境は本市の特徴です。また、市民は、学校教育施設と図書館などの生涯学習施設の整備に高い関心を持っています。 学校における教育活動及び学習環境を更に高めるとともに、図書館・公民館などの生涯学習の場の充実を図り、豊かな人間性と次世代の夢を育むまちづくりを進めていきます。 また、市民交流センターなどを活用した文化・芸術の振興及び歴史的文化遺産の保全と継承、人権・平和・男女共同参画の取組、スポーツ・レクリエーションなどを推進します。 ６　施策の大綱	第４次の「文化と教育」のうち、「教育」に係る部分は、第５次「子ども教育」へ移管しているが便宜的にここで比較する。
文化と生涯学習 一人ひとりが自分らしく輝いて生きることができるまち 一人ひとりがお互いに尊重され、認め合い、平等に暮らせるまちにおいて、交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びの機会を持つことで、誰もが心豊かに暮らしつつ、文化を醸成していきます。 ●個人の尊厳と平等を尊ぶ意識の共有 国籍、性、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もがお互いに個性を尊重し、認め合うことを大切にします。そのために、人権や平等に関する意識を高めるとともに、一人ひとりの命や平和を尊ぶ姿勢を育みます。		

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
●自分らしく学びを楽しむまちの実現 誰もが生涯にわたって豊かな創造性を発揮し、人と人とのつながりの中で、自分らしい人生を送ることができるまちを実現します。そのために、趣味や教養を深め、健康増進を図り、仲間づくりや生活に役立つような、芸術文化やスポーツなどの様々な学びの機会をつくります。 ●地域における学びの活用の推進 互いに支え合うまちづくりのために、私たちみんなが学び合える環境を整えます。そして、一人ひとりの学びの成果を広く地域にいかすとともに、知識や経験、文化などを次の世代へ継承していきます。	③　豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育） 〈現況と課題の概要〉 私たちの住む小金井市では、市民文化については、芸術文化振興条例の制定、はけの森美術館の整備などを行うとともに、市民交流の場・芸術文化ホールである市民交流センターの整備が進められています。人権・平和・男女共同参画では、非核平和都市宣言・男女平等都市宣言などを行い、平和講演会やこがねいパレットなどの取組を続けてきました。 生涯学習の分野では、読書や学習スペースを求める市民ニーズに対して、築40年近い本館をはじめとする図書館は、物理的に対応できていない状況が見受けられ、早急な対策が求められています。公民館・スポーツ施設についても、施設の整備が必要です。 学校教育は、家庭・学校・地域の連携と努力により、学習面では都内でも高い学力水準となっており、いじめ、不登校、暴力行為などの発生率は東京都の平均より低く、生活面も安定しています。市内小・中学校全ての校舎の耐震工事が完了した一方、校舎の老朽化への備えや機材及び設備の充実が課題となっています。また、学校と地域の更なる連携が求められています。 幼児教育では家庭での教育への支援などが求められています。 ■　文化・芸術　■ 市民の参加と協働により、個性豊かな市民文化の創造、芸術文化活動の推進、名勝小金井（サクラ）などの歴史的文化遺産の保全と継承など、総合的な文化振興を推進するとともに、文化施設である市民交流センターやはけの森美術館を効率的に運営し、芸術文化事業を積極的に推進します。 また、都市間交流や、多文化共生社会の実現に向け、地域に居住する外国籍市民との交流を促進します。 ■　人権・平和・男女共同参画　■ 誰もが個人として尊重され平和に暮らせる社会を目指して、人権の尊重、平和に対する意識啓発の充実を図るとともに、男女が共に自立し、性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる社会の形成に	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	向けて、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場を通して男女共同参画を進めます。 　また、女性の就業機会拡大のための環境整備や生涯を通じた男女の心身の健康支援の充実を図ります。市民のより充実した生活のために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進します。 ■　生涯学習　■ 　生涯学習の計画的な推進により、市民ニーズを踏まえた中央図書館、公民館及び（仮称）貫井北町地域センターの整備など活動の場の充実を図るとともに、人間性豊かな学びあいの地域づくりを目指して、生涯学習活動に対する支援、情報提供やネットワークの整備を進め、市民協働により、生涯学習活動を推進します。 ■　スポーツ・レクリエーション　■ 　市民のスポーツ・レクリエーション活動の多様なニーズに応える支援として、各種スポーツ行事・教室の開催、団体・組織の育成などにより、スポーツ・レクリエーション活動の振興を推進します。 　また、平成25年のスポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会、第13回全国障害者スポーツ大会）に伴うスポーツ・レクリエーション施設の整備や学校体育施設の活用、地域や近隣市との連携を通して、施設の活用を図ります。 ■　学校教育　■ 　「生きる力」を育成し、児童生徒一人ひとりが夢を持っていきいきと学習できる学校教育を計画的に推進することにより、国際化や情報化など時代に即した教育内容はもちろんのこと、特別支援教育の充実、児童生徒の心と体のケアや教職員の研修・研究の充実を図ります。 　また、地域社会に開かれた学校の実現を目指すとともに、教育施設・教材などの整備・充実を図り、校庭の芝生化・緑化など、学習環境の更なる整備・充実を進めます。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
福祉と健康 誰もがいきいきと暮らすことのできるまち 保健・医療・福祉の体制を充実させます。高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合うことで、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉を実現します。 ●いきいきとした暮らしの充実 年齢や障がいの有無、経済的な状況などにかかわらず、誰もが生きがいを持ち、いきいきと充実した暮らしが送れる社会を実現します。そのために居場所づくり、世代間交流、就労などの社会参加・地域交流を支援します。 ●自立した暮らしの支援と実現 市民一人ひとりが自立した暮らしを続けるために、必要な支援を必要なときに受けられる社会を実現します。そのために、保健・医療・福祉の各分野で体制を充実させるとともに、地域における協力と、見守り・支え合いの環境を醸成します。 ●健康な暮らしの支援と実現	■　幼児教育　■ 重要な役割を担う家庭での幼児教育を支援するため、幼稚園と保育所の連携をもとに地域社会一体となった幼児教育を推進し、保護者と子どものための講座や保護者に対する相談事業を充実するとともに、図書館などにおける学習機会の拡大を図ります。 また、幼稚園の安定的存続のために、保育の観点などを含め保護者や子どもたちのニーズを的確に把握し、人材の育成など、運営面・管理面での適切な対応を実施するとともに、幼児教育に対する支援に努めます。 ５　小金井市の将来像 (2)　将来像実現のための施策の大綱（４つの柱）と重点政策 A　施策の大綱（４つの柱） ④　誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康） 福祉と健康は、市民一人ひとりが安心して暮らしていくために欠かせないものです。活発で健康的な高齢者が多いことが本市の特徴です。また、市民は、福祉のまちづくり、高齢者福祉の充実、安心して子育てできる仕組みづくり、医療体制の充実に高い関心を持っています。 制度の枠組みを超えて地域福祉を進め、子育ち・子育て支援を進めるとともに、高齢者が生きがいを持って安心して過ごせる、誰もが健やかに安心して暮らせる思いやりのあるまちづくりを進めていきます。 また、ノーマライゼーション、障がいのある人や低所得者・ひとり親家庭への福祉、健康相談などの保健活動や緊急時を含む医療体制の充実などを推進します。 ６　施策の大綱 ④　誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康） 〈現況と課題の概要〉 私たちの住む小金井市では、地域ぐるみの福祉推進を目指して福祉オンブズマン制度の整備などを行ってきましたが、制度の枠組みを超えた総合的な地域福祉の推進や福祉会館の耐震化などが求めら	第４次の「福祉と健康」のうち「子ども家庭福祉」に係る部分は、第５次「子どもと教育」へ移管しているが便宜的にここで比較する。

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
あらゆる市民の身体とこころが共に健康であるために、地域の保健・医療体制を充実させます。病気の予防・健康づくりを促進し、健康寿命を延ばしていくための生活環境を実現します。また、感染症の大流行に備えます。	れています。高齢者福祉では地域包括支援センターの充実などの介護保険事業の充実を進めてきましたが、高齢者数は過去20年間で倍増しており、高齢者の生きがいづくり、今後も安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。子育てについては、15歳未満の年少人口比率は他の自治体と比べても低下が進行しており、待機児童は増加しています。生活の多様化に伴うなど様々な保育サービスに対応した子育ち・子育て支援の充実が必要となっているとともに、児童虐待の防止についての取組の強化が求められています。 また、ノーマライゼーションの推進による子ども・高齢者・障がいのある人など誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインを踏まえた共生のまちづくり、生活習慣病の予防や食育などによる健康づくりの推進や医療体制の充実が求められています。 ■　地域福祉　■ 全ての市民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、誰もが安心して暮らせる助け合いのまちづくりを目指して総合的な地域福祉の推進を図り、福祉活動の拠点である福祉会館の整備、社会福祉協議会など各種団体との連携・協働を推進します。 生活困窮者に対しては、心身共にサポートし、保護して適切な支援を行うとともに、就労などの自立の支援を進め、福祉の向上を図ります。また、地域や福祉施策とつながりを持てていない人への支援の充実を図るとともに、低所得状態にある人への生活支援、就労支援のための相談窓口を充実します。 ■　高齢者福祉　■ 元気な高齢者が社会に積極的に参加できるよう、活躍の場の拡充や世代間交流の促進を図るとともに、高齢者の安心・生活支援のため、身近な場所での相談体制及び関わりの必要な高齢者への支援体制や、ひとりぐらし世帯・高齢者のみの世帯への見守り体制の充実、関係諸機関とのネットワークの整備を推進します。 また、高齢者ができる限り元気に暮らせるよう、高齢者自身の参加による「小金井さくら体操」（小金井市介護予防体操）などの健康づくりや地域で支え合う仕組みづくりを進めるとともに、支援や介	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	護が必要となった高齢者には、状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、社会全体で支える体制を整える介護保険事業の充実を図ります。 ■　子ども家庭福祉　■ 出生率や年少人口比率の低下を改善させることは緊急の課題であり、待機児童の解消など、保護者や子どもたちのニーズに合った保育サービスの拡充及び人材の育成、ひとり親家庭を含めた経済的支援や子どもの発達に不安を持つ家庭などに対して、相談支援、発達支援、療育支援を行う体制の整備を図り、誰もが安心して子育てができるよう、子育て家庭の支援を進めます。 子どもの健やかな成長のために、子どもの権利が尊重される社会づくりを進めるとともに、子どもが様々な体験と仲間づくりができる場や機会の拡大を図り、子どもの自主性と社会性を育む子育ちを支援し、児童虐待防止に取り組みます。また、学校、図書館、児童館、学童保育所や保育所などの施設の活用を推進するとともに、地域との連携などにより、子育ち・子育て環境の充実と、家庭の安全で安心な環境づくりを推進します。 ■　障がい者福祉　■ 障がいのある人が尊厳を持ち、安心して、希望を持って社会生活が営めるよう、障がいのある人などのニーズを十分に踏まえながらノーマライゼーションの推進を図るとともに、家族支援を含め、暮らしの保障・支援、教育・保育や障がい福祉サービスなどの充実により、日常生活を支援します。 また、障がいの早期発見と療育ができる体制整備を図るとともに、発達障害などの相談支援体制を構築します。 ■　健康・医療　■ 市民自らが健康の保持と増進を図ることができるよう、健康教育や食育、健康相談などを充実するとともに、健康診査や予防接種などにより、疾病などの予防と早期発見及び健康づくりに努めます。 また、医療機関との連携と協力体制の下、地域医療体制及び情報	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
行政運営 開かれた市政で誰からも信頼されるまち 　多様化するニーズや複雑化する課題に対処し、信頼関係に基づいた協働を通じて、持続可能で安定的な自治体運営を行います。そして、市民満足度を高め、一人ひとりが誇りや愛着の持てるまちづくりを展開します。 ●持続可能な行財政運営 　行財政改革の一層の推進を図り、持続可能な財政運営と市民サービスの維持・向上を目指します。また、マネジメントの視点を持ち、組織の最適化、公有財産の適正管理、広域連携の強化、あらゆる事業におけるデジタル技術の利活用を通じて、自律した自治体行政を実現します。 ●共に歩むオープンな行政の実現 　情報の発信・公開に取り組み、透明で公正な行政運営を行います。また、多くの人とのコミュニケーションを図ることで、市民参加と協働を更に活性化させていきます。 ●みんなから愛されるまちづくり 　本市に対する誇りと愛着を高め、「まちの一員」という意識の向上を図ります。また、本市の魅力を掘り起こし、アピールすることで「まちのファン」の拡大を目指します。	提供の充実やかかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を進めるとともに、福祉との連携を図り、誰もが安心して暮らせるよう、医療保障制度の拡充に努めます。 ７　計画の推進 　この基本構想は、私たちの住む小金井市の将来像である「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を実現して、小金井市の更なる発展を目指すものです。将来像に向けて、４つの柱を推進するために、市民参加・市民協働、行政経営、計画的行政の推進、財政・財務の健全化を図ることが必要です。 〈現況と課題の概要〉 　本市における選挙の投票率は都内・多摩平均と比較して高い傾向にあり、情報公開制度の利用や審議会などの公募委員への応募も増加しており、市ホームページには平成 21 年度には年間約 315 万件のアクセスがありました。また、ＮＰＯ法人が多く、市民活動が活発であるなど小金井市は市民力が高く、人材が多く潜在能力が高い市であり、今後の市政発展においては、市民との協働が大きなテーマとなり、地域主権に対応し、職員の意識改革から市政運営の改革までが行政経営に求められています。 　財政状況では、平成７、８年度に経常収支比率が全国最下位になるなど、危機的な状況にありましたが、行財政改革の推進などにより一定の改善が図られました。しかし、経常収支比率や人件費比率などの財政指標は更なる改善が必要であることに加え、経済の先行きは不透明であり、少子高齢化などに伴う税収減・行政需要の増加に伴う財政負担の増加に備える必要があるなど、計画的行政を推進するとともに、財政・財務の更なる健全化や効率化が必要です。 ■　市民参加・市民協働　■ 　市民意向調査・広聴活動の充実などによる市民ニーズの的確な把握を市政運営の起点とします。また、広報活動の充実により分かりやすい情報発信を進め、情報公開制度の更なる充実により市民への説明責任を果たすとともに、個人情報保護制度の適切な運用と堅実	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	な情報管理による市民の信頼の下で一層の市民参加を進めていきます。 　そして、市民参加条例に基づき、より多くの市民の参加が得られるよう、市民投票条例の制定をはじめとして多様な市民参加を推進するとともに、投票率の向上に努めます。また、（仮称）市民協働支援センターの活用などにより市民協働を支える体制を整備し、市内団体・ＮＰＯ・企業・大学などとの協働を推進します。 ■　行政経営　■ 　参加と協働における公民連携などの地域力をいかした市政運営を目指して、リーダーシップと執行体制の充実や外部評価制度の導入などによる行政評価の拡充などにより、行政全体として最も効率的に効果を上げられる、自律した行政経営の確立を推進し、行政サービスの向上と行財政の改革に努めます。 　また、参加と協働による効果的・効率的な市政運営を進め、創造的なまちづくりに貢献できる人材の育成・活用とプロジェクトチームの活用など政策実現に向けた行政組織の活性化を図ります。 ■　計画的行政　■ 　基本構想に基づいた総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、施策の具体化とその実現方法を明らかにする「基本計画」、その事業と財政の裏付けを明らかにする「実施計画」を策定するとともに、分野ごと・課題ごとの計画を体系的・総合的に策定します。 　また、東小金井駅北口まちづくり事業用地の活用など施設整備を計画的に推進するとともに、行政サービスの中枢となる新庁舎を建設します。さらに、広域行政を推進し、広域的に取り組むべき行政課題には、関係自治体との協力、連携を図りながら対応を進めます。 ■　財政・財務　■ 　不透明な経済状況にあっても持続可能な財政基盤を確立し、財政・財務の更なる健全化・効率化を図るために、長期的展望に立った計画的かつ効果的、効率的な財政運営を推進し、都市基盤整備など様々な施策による税収構造の改善、担税力の誘引など、自主財源の拡充	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
【該当なし】	とともに滞納額に係る収納率の向上に努め、地方分権の推進と地方税財政制度の改善を国や東京都に働きかけていきます。 　さらに、企業会計手法の活用や分かりやすい財政・財務情報の提供に努め、人件費などの経常経費の削減や受益者負担の明確化・適正化を図るとともに、財源の的確な配分と効果的、効率的な執行に努めます。 ３　社会潮流と小金井市の現状（特徴と課題） ⑵　市の現状（主要な特徴と課題） 　私たちの住む小金井市には、様々な特徴と課題があり、まちづくりを進めていく上では、社会潮流を踏まえ、課題を解決しつつ、市の特徴をいかしていくことが必要です。 Ａ　みどりと環境 【特徴】みどり豊かで良好な住環境 　本市は野川、玉川上水や国分寺崖線（はけ）、武蔵野公園、野川公園、小金井公園など、豊かな水とみどりに恵まれています。雨水浸透ますの設置比率は世界に誇る水準であり、野川流域では都内で唯一の自然再生事業の指定を受けるなど、私たちはこれらの貴重な自然を守り育ててきました。 　また、市域に占める宅地の半分近くが第一種低層住居専用地域となっており、みどり豊かで良好な住環境を形成しています。加えて、１人当たりのごみの総排出量の抑制や資源化への取組は、近隣市に比べても進んでいます。 【課題】みどりの保全と創出・ごみ対策 　第３次基本構想の計画期間を通じて、みどりの保全と拡大を進めましたが、市内の緑地と農地は減少しています。こうした傾向を改善するため、現在あるみどりを保全するとともに、新たなみどりを創出する必要があります。 　また、老朽化が進行した二枚橋焼却場は、平成19年３月末をもって全焼却炉の運転を停止し、平成19年度以降の可燃ごみ処理については、多摩地域の多くの団体のご支援により、焼却処理を行っていただいています。このような他団体の支援による可燃ごみ処理の現状は、まさに非常事態です。	重点政策に係る記載であり、第５次では記載がない。

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	このため、一層のごみ減量を推進することはもとより、できるだけ早期に安定的かつ確実なごみ処理体制の確立を図ることは市政の最重要課題となっています。 Ｂ　にぎわいを創出するまちづくり 【特徴】便利な市内外へのアクセスとイベントのにぎわい 本市は中央線で都心まで約 25 分という場所に位置し、約４km 四方と入り組みが少ないコンパクトな地形となっており、比較的発達した路線バス網が整備されています。また、ＪＲ中央本線下りに加えて、平成 21 年 12 月に上りが高架化され、踏切による慢性的な交通渋滞の解消や、鉄道により南北に分断されていたまちの一体化が実現しています。 市内では、桜まつり、阿波おどり大会などのイベントが行われており、にぎわい創出の一端を担っています。 【課題】駅周辺開発、道路などの整備とその活用 平成 21 年３月に武蔵小金井駅南口第１地区第一種市街地再開発事業の「まちびらき」が行われましたが、今後更に利便性の高い生活環境を整備するため、コミュニティ広場や市民交流センターの活用、商店街の活性化など、ソフト面での取組が求められます。また、東小金井駅北口土地区画整理事業を推進するとともに、武蔵小金井駅南口第２地区の再開発の着実な事業化と武蔵小金井駅北口及び東小金井駅南口の再整備並びに新小金井駅周辺のまちづくりに向けた環境整備については、権利者や市民の意向を踏まえて進めていく必要があります。 都市計画道路の整備については、基幹道路の拡幅整備などにより、円滑な交通と市民の安全確保や利便性を高めるとともに、周辺住民の防災対策の向上、地域経済の振興につなげていく必要があります。あわせて、地域ごとの商店街活性化も課題となっています。 Ｃ　子ども～高齢者・共生社会 【特徴】元気な高齢者と充実した教育環境 市民の平均寿命の長さやシルバー人材センターの組織率は全国でもトップクラスです。また、充実した学校教育に加え、生涯学習を含めた地域や家庭との連携と努力により、社会全体で子どもを支える体制の整備を進めた結果、都内でも上位に位置する学力水準とな	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	っています。 「子どもが元気なまちが発展する」を合言葉に市のイメージキャラクター「こきんちゃん」を活用した施策を展開しています。 【課題】子育て支援、高齢者・障がい者福祉などの充実と共生社会の推進 本市の合計特殊出生率は1.13と多摩26市中20番目（平成21年）となっており、子育て家庭の支援のため、待機児童の解消や保育サービスの充実、適正規模の学童保育のための環境整備などが課題となっています。 また、高齢者人口が過去20年間で倍増しており、ひとりぐらし世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。元気な高齢者が要介護状態になることの防止、就業支援などによる高齢者の活躍の場づくり、地域での見守り体制の充実など、今後も安心して暮らせる環境づくりなどが課題です。 障がい者福祉などについては、ノーマライゼーションやバリアフリーの推進、就労支援の更なる強化、発達障害への相談支援体制の構築などが求められています。さらに、人権や平和に関する啓発活動を強化し、男女共同参画や国際交流を進めることにより、男女平等社会・共生社会を推進する必要があります。 Ｄ　参加と協働 【特徴】活発な市民活動 市内のＮＰＯ法人は61（平成22年）を数え、そのほかにも多くの市民活動団体などが様々な分野で活動しています。また、市と市民活動団体などとの相互の連携・協力を進めるため、協働推進基本指針を策定しています。市の重要な施策を実施するに当たっては、市民参加条例に基づき、住民参加による推進が実施されており、まちづくり条例・環境基本条例などの市民参加による制度づくりなどが進展しています。 【課題】参加と協働及び公民連携の推進 市民活動が活発化し、市民の参加と協働は進んできていますが、ライフスタイルの変化による地域交流の希薄化、町会・自治会の加入者の減少など、地域とのつながりが薄い市民も多い状況です。市民ニーズを把握するためにも、情報公開をより一層進め、市民の自	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
【該当なし】	治意識を更に高め、市民参加条例の理念に基づき、多数の市民の意見を市の施策に反映させていくことが課題となっています。 Ｅ　行政サービスと行財政改革 【特徴】特徴ある行政サービスと財政状況の改善 　世界に誇る設置率である雨水浸透ます、早期に完了した学校の耐震化やコミュニティバス「ＣｏＣｏバス」など、特徴ある行政サービスを実施しています。また、市の財政は危機的状況を脱却し、経常収支比率が多摩 26 市の平均的な水準まで回復しており、財政状況は改善されつつあります。税収に占める個人市民税の割合が高く、法人市民税などに比べて、経済情勢の影響を受けにくく、税収が比較的安定しています。 【課題】多様な住民ニーズへの対応と行財政改革 　社会経済環境の変化により、行政需要は量的拡大に加え、質的にも多様化・高度化する一方、市民意向調査では、行政サービスに対する満足度は他の施策に比べ低くなっています。公的施設が未整備又は老朽化していることなどが懸案の一つですが、よりきめ細かく住民ニーズに対応するためには、民間活力の導入や市民との協働を進め、行財政改革を推進することも課題となっています。 　一方で、日本経済は、人口減少に伴う経済活動停滞の懸念など、外部環境は厳しさを増しています。本市においても高齢化に伴う福祉分野での負担増の一方、市民の課税所得の低下が市税収入減少につながる恐れがあり、経常収支比率や人件費比率などの財政指標の改善に向けた計画的な行財政運営を行うことが必要です。 　また、駅周辺のまちづくり、可燃ごみの安定的な処理体制の確立や新庁舎の建設、さらには平成 37 年（2025 年）頃からと見込まれる人口減少や施設の老朽化、金利の上昇（地方債残高の抑制）にも備えていく必要があります。 ５　小金井市の将来像 (2)　将来像実現のための施策の大綱（４つの柱）と重点政策 Ｂ　重点政策 　重点政策は、社会潮流と市の現状などを踏まえ、①みどりと環境　②にぎわいを創出するまちづくり　③子ども～高齢者・共生社会	重点政策については第５次では設定しない。

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

第５次基本構想	第４次基本構想	備考
	④市民の参加と協働の推進　⑤行政サービスの充実と行財政改革の５つを基本とします。 詳細は基本計画の中で明らかにします。	

※　第５次基本構想と対比させるため、第４次基本構想の一部の順序を入れ替えています。

議案第３１号資料７

第５次前期基本計画「施策」と第４次後期基本計画「施策分野」の比較

	施策（第５次前期基本計画）	施策分野（第４次後期基本計画）※
環境と都市基盤	1みどりと水の環境整備	A01みどりと水 A06道路・河川（A06-19）
	2循環型社会の形成	A02ごみとまちの美化
	3環境保全の推進	A03環境保全
	4市街地の整備	A04市街地整備
	5住環境の整備	A05住宅・住環境（A05-13、A05-14）
	6都市インフラの整備	A05住宅・住環境（A05-15） A06道路・河川（A06-16）
	7交通環境の整備	A06道路・河川（A06-17、A06-18）
地域と経済	8危機管理体制の構築	B08地域安全（B08-22、B08-23、B08-24）
	9地域の安全・安心の向上	B08地域安全（B08-25） B13消費者生活・勤労者福祉（B13-33）
	10産業・観光の振興	B09創造的産業 B10商業 B11工業 B13消費者生活・勤労者福祉（B13-34） B14雇用
	11都市農業の振興	B12農業
子どもと教育	12子どもの育ちの支援	D23子ども家庭福祉（D23-54）
	13子育て家庭の支援	C20幼児教育 D23子ども家庭福祉（D23-55）
	14子育て・子育ち環境の充実	D23子ども家庭福祉（D23-56）
	15学校教育の充実	C19学校教育（C19-45）
	16学校環境の整備	C19学校教育（C19-46）
文化と生涯学習	17芸術文化の振興	C15文化・芸術（C15-36、C15-37）
	18国際交流・都市間交流の推進	C15文化・芸術（C15-38）
	19人権・平和・男女共同参画の尊重	C16人権・平和・男女共同参画
	20生涯学習の振興	C17生涯学習
	21スポーツの振興	C18スポーツ・レクリエーション
福祉と健康	22福祉のまちづくりの推進	D21地域福祉
	23高齢者の生きがいの充実	D22高齢者福祉（D22-50）
	24高齢者が暮らし続ける仕組みの充実	D22高齢者福祉（D22-51、D22-52、D22-53）
	25障がい者福祉の充実	D24障がい者福祉
	26健康の維持・増進	D25健康・医療
行政運営	27市民参加・協働の推進	B07コミュニティネットワーク E26市民参加・市民協働（E26-63、E26-65、E26-66）
	28積極的な情報発信	E26市民参加・市民協働（E26-64）
	29計画的な行財政運営	E27行政経営 E28計画的行政 E29財政・財務

※第４次後期基本計画の「施策分野」の一部が該当する場合は含まれる施策の番号（X00-00）を記載

議案第３２号

令　和　３　年　度

小　金　井　市

一　般　会　計　補　正　予　算

（　第　５　回　）

令和３年度小金井市一般会計補正予算（第５回）

令和３年度小金井市の一般会計の補正予算（第５回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３０２，８２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７，００９，１２１千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和３年６月３日提出

東京都小金井市長　西　岡　真一郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 国　庫　支　出　金		9,434,920	245,355	9,680,275
	2 国　庫　補　助　金	1,864,423	245,355	2,109,778
19 繰　　入　　金		2,366,103	57,470	2,423,573
	1 基　金　繰　入　金	2,365,066	57,470	2,422,536
歳　　入　　合　　計		46,706,296	302,825	47,009,121

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
4 衛　　生　　費		5,879,955	302,825	6,182,780
	1 保　健　衛　生　費	2,144,452	245,355	2,389,807
	2 清　　掃　　費	3,735,503	57,470	3,792,973
歳　　出　　合　　計		46,706,296	302,825	47,009,121

議案第３２号資料１

令　和　３　年　度

小　金　井　市

一　般　会　計

補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（　第　５　回　）

1 総括

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15国庫支出金		9,434,920	245,355	9,680,275
	2国庫補助金	1,864,423	245,355	2,109,778
19繰入金		2,366,103	57,470	2,423,573
	1基金繰入金	2,365,066	57,470	2,422,536
歳入合計		46,706,296	302,825	47,009,121

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4衛　生　費		5,879,955	302,825	6,182,780
	1保　健　衛　生　費	2,144,452	245,355	2,389,807
	2清　掃　費	3,735,503	57,470	3,792,973
歳　出　合　計		46,706,296	302,825	47,009,121

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 245,355	千円	千円 57,470	千円
245,355			
		57,470	
245,355		57,470	

2　歳　入

款　15 国庫支出金

項　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
3 衛生費国庫補助金	695,389	245,355	940,744	1 保健衛生費補助金	245,355

款　19 繰　入　金

項　1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
3 環境基金繰入金	220,600	57,470	278,070	1 環境基金繰入金	57,470

説	明	
		千円
4　新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 （新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱） 補助率　１０／１０	（健　康　課）	245,355

説	明	
		千円
1　環境基金繰入金	（ごみ対策課）	57,470

3　歳　出

款　4 衛 生 費

項　1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	1,220,117	245,355	1,465,472	245,355		
				245,355		

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
	7 報償費	19,152	17 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費	( ) 245,355
	11 役務費	4,401		
	2 電話料	800	(2) 健康課関係経費	245,355
	3 保険料	3,601	7 報償費	(19,152)
			新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼	19,152
	12 委託料	221,802	11 役務費	(4,401)
			電話料	800
			新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料	3,601
			12 委託料	(221,802)
			新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料	118,820
			新型コロナウイルスワクチン集団接種委託料	91,563
			マイクロバス運行委託料	3,010
			新型コロナウイルスワクチン接種窓口委託料	8,409

款　　4 衛 生 費

項　　2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	3,283,350	57,470	3,340,820			57,470
						57,470

一般財源	節		説明	
	区分	金額		
千円		千円		千円
	12 委託料	9,928	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課)	57,470
	14 工事請負費	47,542	12 委託料 (9,928) 産業廃棄物運搬処理委託料 9,928 14 工事請負費 (47,542) 清掃関連施設整備工事その2	

議案第32号資料2

令和3年度　基金現在高調べ

（単位：千円）

NO	基金名	区分	令和2年度末現在高(A)	令和3年度当初予算(B)	予算補正状況 第回	予算補正状況 補正額(C)	補正後の積立予定額計(D)	令和3年度取崩予定額		令和3年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
1	財政調整基金	元金						当初	1,500,000	
		利子		399			399	2補正	250,000	
		計	5,084,139	399			399	計	1,750,000	3,334,538
2	職員退職手当基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	9,418	1			1	計		9,419
3	庁舎建設基金	元金						当初	178,320	
		利子		273			273	1補正	17,897	
		計	2,679,071	273			273	計	196,217	2,483,127
4	地域福祉基金	元金						当初	10,000	
		利子		76			76	補正		
		計	759,775	76			76	計	10,000	749,851
5	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金		50,000			50,000	当初	49,000	
		利子		1			1	2補正	97,899	
		計	138,587	50,001			50,001	計	146,899	41,689
6	環境基金	元金		200,000			200,000	当初	220,600	
		利子		103			103	5補正	57,470	
		計	1,068,901	200,103			200,103	計	278,070	990,934
7	都市再開発整備基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	3,029	1			1	計		3,030
8	みどりと公園基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	9,670	1			1	計		9,671
9	市営住宅整備基金	元金		3,500			3,500	当初	2,350	
		利子		6			6	補正		
		計	59,914	3,506			3,506	計	2,350	61,070
10	教育施設整備基金	元金		26,100			26,100	当初	39,000	
		利子		9			9	補正		
		計	63,468	26,109			26,109	計	39,000	50,577
11	土地開発基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	65	1			1	計		66
	合計	元金		279,600	0	0	279,600	当初	1,999,270	
		利子		871	0	0	871	補正	423,266	
		計	9,876,037	280,471	0	0	280,471	計	2,422,536	7,733,972

議案第３２号資料３

工　事　位　置　図

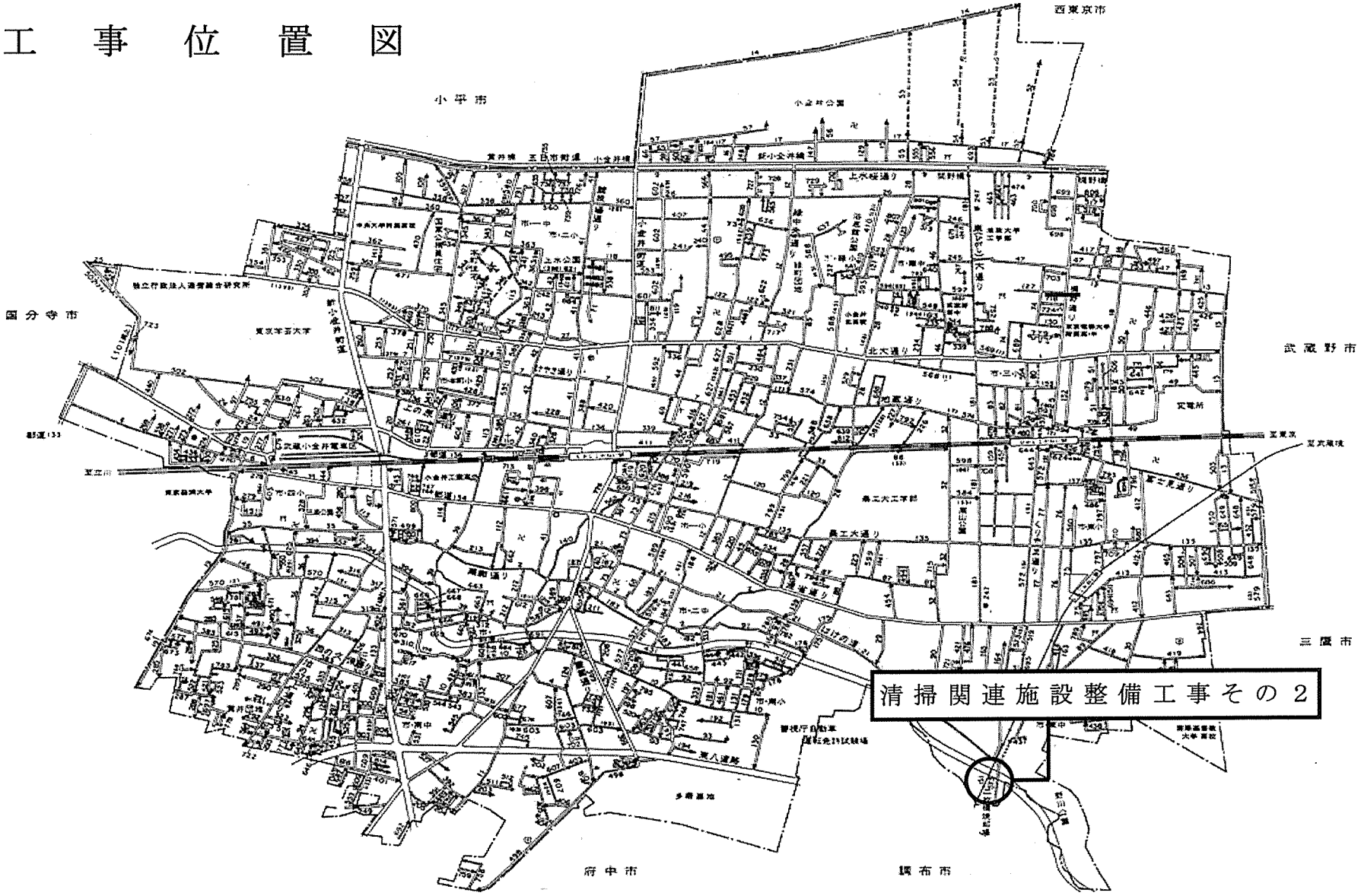

議案第３２号資料４

新型コロナウイルスワクチン接種事業概要

１　目的

１６歳以上の市民を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、円滑なワクチン接種の実施に向けて事務を進める。

２　変更が生じる予算内容

(1)　新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼及び集団接種委託料

区分	補正前	補正後
期間	令和３年４月から同年８月まで	令和３年５月から令和４年２月まで
会場及び曜日	公民館緑分館水曜日、土曜日 保健センター木曜日、日曜日	公民館緑分館水曜日、土曜日 保健センター木曜日、日曜日 東小学校、南中学校（予定） 土曜日、日曜日に１会場ずつ（予定）
時間	水曜日、木曜日、日曜日 午前８時４５分から午後３時まで 土曜日 午後１時１５分から午後４時３０分まで	水曜日、木曜日、日曜日 午前８時４５分から午後３時まで 土曜日 午後１時１５分から午後４時３０分まで（東小学校及び南中学校は、午前８時４５分から午後３時まで（予定））
医師	問診等１レーン１人（集団接種委託料）	問診等１会場につき１人×２レーン（集団接種委託料）
薬剤師		ワクチン調製１会場につき１人×２レーン（集団接種委託料）
看護師	ワクチン調製、接種対応等 １レーン２人（集団接種委託料） 経過観察１会場２人（報酬）	接種対応、経過観察等 １会場につき３人×２レーン （既存会場分は報償費、追加会場分は集団接種委託料）
事務員	受付等１会場４人（報酬）	受付等会場設営等委託料で対応

(2)　新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料（コールセンター）

区分	補正前	補正後
期間	令和３年３月から同年１０月まで	令和３年３月から令和４年３月まで
時間	午前９時から午後５時まで （土曜日、日曜日、祝日を含む。）	午前９時から午後５時まで （土曜日、日曜日、祝日を含む。）
回線	最大１０回線	最大２４回線

(3)　マイクロバス運行委託料

区分	補正前	補正後
期間	令和３年５月１３日から同年８月１日までの２４日間	令和３年５月１３日から同年８月１日までの２４日間
本数	１日１２便（３０分毎運行）	１日８便（４５分毎運行）
台数	１台	３台

3　新規に措置した予算内容

(1)　新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料

集団接種会場の従事者が安心・安全に業務を遂行できるよう、対象者を傷害保険に加入させる。

ア　対象者　集団接種に従事する医師、薬剤師及び看護師

イ　補償内容　急激かつ偶然な外来の事故による身体障害、新型コロナウイルス感染症の発症等

(2)　新型コロナウイルスワクチン接種窓口委託料

原則として、ワクチン接種に関する問合せについては、コールセンターで対応しているが、直接来庁した方又は配慮が必要な方への対応のため、窓口を設置する。

ア　期　　間　令和３年６月から同年９月まで

イ　時　　間　午前９時から午後５時まで（平日のみ）

4　予算額

(1)　歳入

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

２４５，３５５千円

(2)　歳出

ア　新型コロナウイルスワクチン接種従事者謝礼　１９，１５２千円

イ　電話料　８００千円

ウ　新型コロナウイルスワクチン接種従事者傷害保険料　３，６０１千円

エ　新型コロナウイルスワクチン接種事業事務委託料　１１８，８２０千円

オ　新型コロナウイルスワクチン集団接種委託料　９１，５６３千円

カ　マイクロバス運行委託料　３，０１０千円

キ　新型コロナウイルスワクチン接種窓口委託料　８，４０９千円

議案第３２号資料５

清掃関連施設整備事業概要

１　目的

不燃・粗大ごみ積替え・保管施設整備工事（以下「本体工事」という。）を着実に進捗させるとともに、廃棄物を適正に処理する。

２　事業内容

⑴　産業廃棄物運搬処理委託料

平成３０年３月に策定した清掃関連施設整備基本計画に基づき、現在、施設の整備を進めている。

令和２年度は、令和３年１月から本体工事着工を予定していたが、着工前の土壌調査により汚染土壌が確認されたため、土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌等の掘削・除去工事を行った。しかし、除去した土壌を搬入した処理施設で性状を確認したところ、搬入した土壌に廃棄物が混入していることが判明し、東京都と処理方法について協議した結果、産業廃棄物として処理することが適切であるとの見解を得た。そこで、除去した土壌を法に基づき適切に処理することが可能な新たな施設を検討し、当初予定した施設とは別の施設に搬入することとした。その後、当該工事が進捗する中で、産業廃棄物が想定量より多くなったため全量の場外搬出ができず、併せて撤去していた地中埋設物についても想定より大きかったため、現在、産業廃棄物の一部及び地中埋設物については、工事区域内に保管している状況であることから、適正に処理するため、当該産業廃棄物等の運搬及び処理を委託する。

⑵　清掃関連施設整備工事その２

本体工事については、着手後、建物基礎下の地盤改良工事の施工中に想定外の地中埋設物が確認された。施工業者と施工方法について協議した結果、当該建物基礎下の地中埋設物を残置して本体工事を進めるには支障があることから、適正に処理するため、地中埋設物の解体撤去工事を追加する。

３　予算額

⑴　歳入

環境基金繰入金　　５７，４７０千円

⑵　歳出

ア　産業廃棄物運搬処理委託料　　９，９２８千円

イ　清掃関連施設整備工事その２　　４７，５４２千円

4　地盤改良箇所における地中埋設物影響位置図

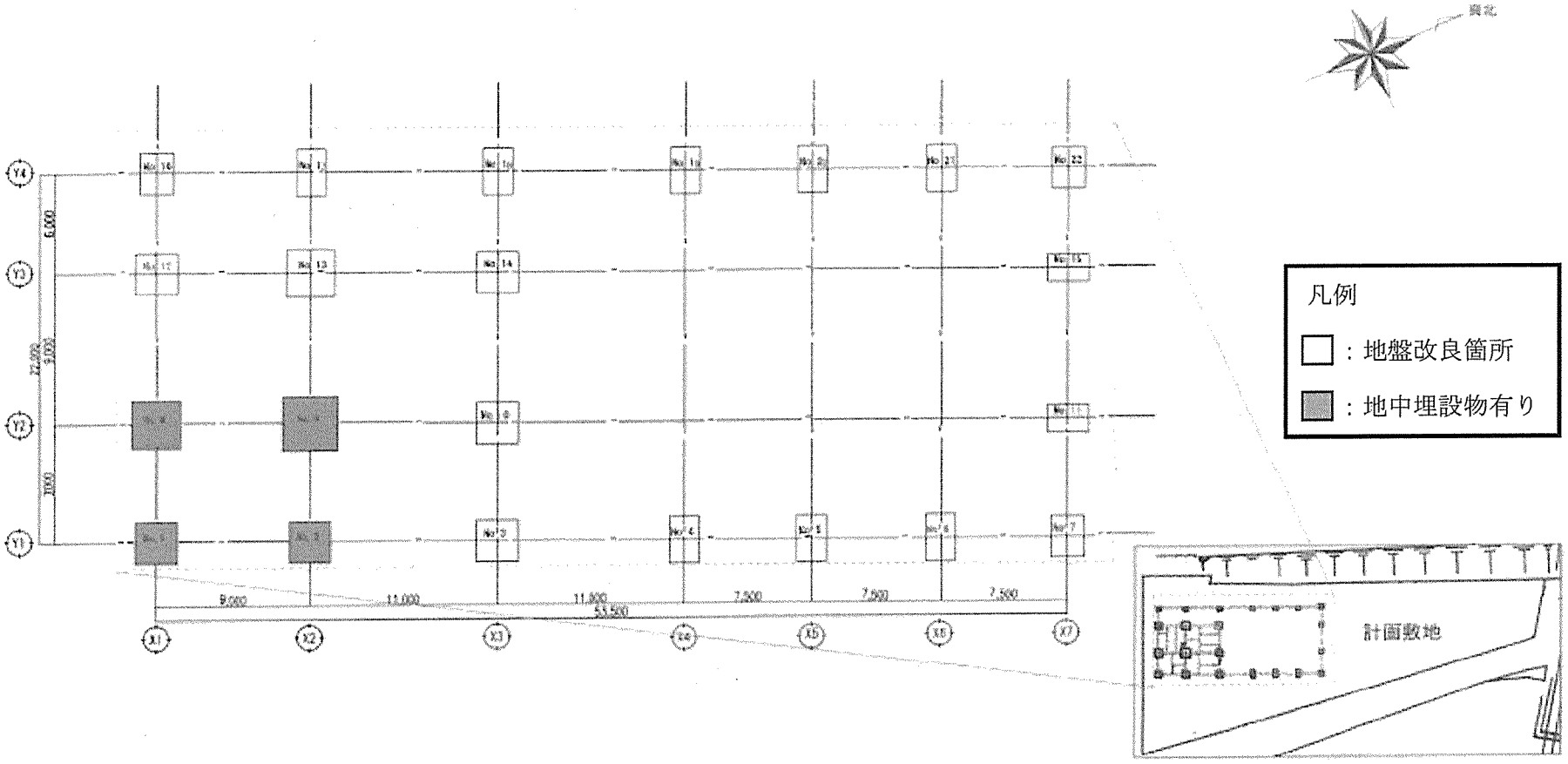

議案第３３号

令　和　３　年　度

小　金　井　市

一　般　会　計　補　正　予　算

（　第　６　回　）

令和３年度小金井市一般会計補正予算（第６回）

令和３年度小金井市の一般会計の補正予算（第６回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３８３，３２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７，３９２，４４６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。

令和３年６月３日提出

東京都小金井市長　西　岡　真一郎

第１表　歳入歳出予算補正

歳　　入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		9,680,275	90,503	9,770,778
	2 国庫補助金	2,109,778	90,503	2,200,281
16 都支出金		7,126,644	99,915	7,226,559
	2 都補助金	4,018,918	99,915	4,118,833
18 寄附金		29,009	107,307	136,316
	1 寄附金	29,009	107,307	136,316
19 繰入金		2,423,573	80,000	2,503,573
	1 基金繰入金	2,422,536	80,000	2,502,536
21 諸収入		181,132	5,600	186,732
	5 雑入	130,589	5,600	136,189
歳入合計		47,009,121	383,325	47,392,446

歳　　出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総　　務　　費		3,966,719	10,748	3,977,467
	3 戸籍住民基本台帳費	323,868	10,748	334,616
3 民　　生　　費		23,767,011	287,656	24,054,667
	1 社　会　福　祉　費	7,520,807	207,901	7,728,708
	2 児　童　福　祉　費	12,472,790	79,755	12,552,545
7 商　　工　　費		724,908	1,661	726,569
	1 商　　工　　費	724,908	1,661	726,569
8 土　　木　　費		3,739,258	9,723	3,748,981
	1 土　木　管　理　費	281,962	9,723	291,685
9 消　　防　　費		1,554,963	1,000	1,555,963
	1 消　　防　　費	1,554,963	1,000	1,555,963
10 教　　育　　費		4,211,281	74,886	4,286,167
	2 小　学　校　費	1,148,867	44,194	1,193,061
	3 中　学　校　費	669,010	25,434	694,444
	4 社　会　教　育　費	731,932	5,258	737,190
13 予　　備　　費		106,817	△2,349	104,468
	1 予　　備　　費	106,817	△2,349	104,468
歳　　出　　合　　計		47,009,121	383,325	47,392,446

第２表　債務負担行為補正

追加

事　　項	期　　間	限　度　額
コミュニティバス再編事業支援委託料その２	令和４年度	4,004千円

議案第３３号資料１

令　和　３　年　度

小　金　井　市

一　般　会　計

補　正　予　算　事　項　別　明　細　書

（　第　６　回　）

1 総括

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15国庫支出金		9,680,275	90,503	9,770,778
	2国庫補助金	2,109,778	90,503	2,200,281
16都支出金		7,126,644	99,915	7,226,559
	2都補助金	4,018,918	99,915	4,118,833
18寄附金		29,009	107,307	136,316
	1寄附金	29,009	107,307	136,316
19繰入金		2,423,573	80,000	2,503,573
	1基金繰入金	2,422,536	80,000	2,502,536
21諸収入		181,132	5,600	186,732
	5雑入	130,589	5,600	136,189
歳入合計		47,009,121	383,325	47,392,446

歳　出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2総　務　費		3,966,719	10,748	3,977,467
	3戸籍住民基本台帳費	323,868	10,748	334,616
3民　生　費		23,767,011	287,656	24,054,667
	1社　会　福　祉　費	7,520,807	207,901	7,728,708
	2児　童　福　祉　費	12,472,790	79,755	12,552,545
7商・工　費		724,908	1,661	726,569
	1商　工　費	724,908	1,661	726,569
8土　木　費		3,739,258	9,723	3,748,981
	1土　木　管　理　費	281,962	9,723	291,685
9消　防　費		1,554,963	1,000	1,555,963
	1消　防　費	1,554,963	1,000	1,555,963
10教　育　費		4,211,281	74,886	4,286,167
	2小　学　校　費	1,148,867	44,194	1,193,061
	3中　学　校　費	669,010	25,434	694,444
	4社　会　教　育　費	731,932	5,258	737,190
13予　備　費		106,817	△2,349	104,468
	1予　備　費	106,817	△2,349	104,468
歳　出　合　計		47,009,121	383,325	47,392,446

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円 10,748	千円	千円	千円
10,748			
178,009			109,647
98,254			109,647
79,755			
1,661			
1,661			
			9,723
			9,723
		1,000	
		1,000	
		4,600	70,286
			44,194
			25,434
		4,600	658
			△2,349
			△2,349
190,418		5,600	187,307

2　歳　入

款　15 国庫支出金

項　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
1 総務費国庫補助金	81,179	10,748	91,927	1 総務管理費補助金	10,748
2 民生費国庫補助金	376,014	79,755	455,769	2 児童福祉費補助金	79,755

款　16 都支出金

項　2 都補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
3 衛生費都補助金	91,231	98,254	189,485	1 保健衛生費補助金	98,254
5 商工費都補助金	19,432	1,661	21,093	1 商工費補助金	1,661

款　18 寄附金

項　1 寄附金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　分	金　額
	千円	千円	千円		千円
1 一般寄附金	29,009	107,307	136,316	1 一般寄附金	107,307

説	明	
		千円
2　個人番号カード交付事務費補助金 （個人番号カード交付事務費補助金交付要綱） 補助率　１０／１０	（市　民　課）	10,748
9　子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分（事業費））交付金 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事業費分）交付要綱） 補助率　１０／１０	（子育て支援課）	76,500
10　子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分（事務費））交付金 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）事務費分）交付要綱） 補助率　１０／１０	（子育て支援課）	3,255

説	明	
		千円
6　区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 （区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱） 補助率　１０／１０	（健　康　課）	98,254
2　消費者行政強化交付金 （東京都消費者行政強化交付金交付要綱） 補助率　１０／１０	（経　済　課）	1,661

説	明	
		千円
1　一般寄附金	（管　財　課）	107,307

款　　19 繰　入　金

項　　1 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
1 財政調整基金繰入金	1,750,000	80,000	1,830,000	1 財政調整基金繰入金	80,000

款　　21 諸　収　入

項　　5 雑　　入

目	補正前の額	補　正　額	計	節	
				区　　分	金　　額
	千円	千円	千円		千円
6 雑　　入	114,903	5,600	120,503	1 雑　　入	5,600

説	明	
		千円
1　財政調整基金繰入金	（財　政　課）	80,000

説	明	
		千円
69　自治総合センターコミュニティ助成金	（　　）	5,600
地域安全課		（1,000）
公　民　館		（4,600）

3　歳　出

款　　2 総　務　費

項　　3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地　方　債	そ　の　他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 戸籍住民基本台帳費	323,868	10,748	334,616	10,748		
				10,748		

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
	1 報酬	9,155	3 住民基本台帳事務に要する経費 (市民課) 10,748
	3 職員手当等	1,593	1 報酬 (9,155) 個人番号カード交付窓口対応等業務会計年度任用職員報酬 9,155 3 職員手当等 (1,593)

款　　3 民 生 費

項　　1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,207,843	36,909	2,244,752	34,569		
				34,569		
4 高齢者福祉費	468,232	63,685	531,917	63,685		
				63,685		
9 地域福祉基金費	76	107,307	107,383			

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
2,340				
2,340	10 需用費	29	32 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	(自立生活支援課) 36,909
	1 消耗品費	29		
	11 役務費	20	10 需用費	(29)
	1 郵便料	20	消耗品費	29
			11 役務費	(20)
	18 負担金補助及び交付金	36,860	郵便料	20
			18 負担金補助及び交付金	(36,860)
			ＰＣＲ検査費等補助金	36,860
	10 需用費	28	43 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費	(介護福祉課) 63,685
	1 消耗品費	28		
	11 役務費	37	10 需用費	(28)
	1 郵便料	37	消耗品費	28
			11 役務費	(37)
	18 負担金補助及び交付金	63,620	郵便料	37
			18 負担金補助及び交付金	(63,620)
			ＰＣＲ検査費等補助金	63,620
107,307				
107,307	24 積立金	107,307	1 地域福祉基金積立金	(地域福祉課) 107,307
			24 積立金	(107,307)
			地域福祉基金積立金（積立元金）	107,307

款　　3 民 生 費

項　　2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
8 子育て世帯生活支援特別給付金給付費	37,431	79,755	117,186	79,755		
				79,755		

一般財源	節 区分	節 金額	説明		
千円		千円			千円
	1 報酬	1,522			
	3 職員手当等	211	2 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）		
	10 需用費	233	給付に要する経費	( )	79,755
	1 消耗品費	67			
	5 印刷製本費	166	(1) 情報システム課関係経費		990
	11 役務費	166	12 委託料	(	990)
	1 郵便料	166	基幹系システム修正委託料（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）対応分）		990
	12 委託料	990	(2) 子育て支援課関係経費		78,765
	17 備品購入費	133	1 報酬	(	1,522)
	18 負担金補助及び交付金	76,500	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）業務会計年度任用職員報酬		1,522
			3 職員手当等	(	211)
			10 需用費	(	233)
			消耗品費		67
			印刷製本費		166
			11 役務費	(	166)
			郵便料		166
			17 備品購入費	(	133)
			一般機器類		106
			維持管理機器類		27
			18 負担金補助及び交付金	(	76,500)
			子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）		76,500

款　　7 商 工 費

項　　1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	85,712	1,661	87,373	1,661		
				1,661		

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
	10 需用費	1,114	2 消費者対策に要する経費 (経済課) 1,661
	1 消耗品費	1,114	10 需用費 (1,114)
			消耗品費 1,114
	11 役務費	43	11 役務費 (43)
	6 その他の役務費	43	回線使用料 43
	13 使用料及び賃借料	17	13 使用料及び賃借料 (17)
			リモート会議システムライセンス使用料 17
	17 備品購入費	487	17 備品購入費 (487)
			一般機器類 288
			維持管理機器類 80
			工作機器類 119

款　　8 土 木 費

項　　1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	281,962	9,723	291,685			

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
9,723			
9,723	7 報償費	315	3 コミュニティバスに要する経費 (交通対策課) 9,723
	11 役務費	36	7 報償費 (315)
	1 郵便料	36	地域公共交通会議委員謝礼 315
	12 委託料	9,372	11 役務費 (36)
			郵便料 36
			12 委託料 (9,372)
			コミュニティバス再編事業支援委託料その２ 9,372

款　　9 消 防 費

項　　1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 非常備消防費	77,616	1,000	78,616			1,000
						1,000

一般財源	節 区分	節 金額	説明
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	1,000 1,000	2 消防団活動に要する経費 (地域安全課) 1,000 10 需用費 (1,000) 消耗品費 1,000

款　10 教 育 費

項　2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	581,524	43,931	625,455			
2 教育振興費	214,210	263	214,473			

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
43,931				
43,931	12 委託料	43,931	2 学校運営に要する経費 ( )	43,931
			(2) 学務課関係経費	43,931
			12 委託料	(43,931)
			学校ネットワーク構築委託料	43,931
263				
263	17 備品購入費	263	1 教育振興に要する経費 (学務課)	263
			17 備品購入費	(263)
			教育振興備品	263

款　10 教 育 費

項　3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	271,820	25,434	297,254			

一般財源	節		説明		
	区分	金額			
千円		千円			千円
25,434					
25,434	12 委託料	25,434	2 学校運営に要する経費	( )	25,434
			(2) 学務課関係経費		25,434
			12 委託料		(25,434)
			学校ネットワーク構築委託料		25,434

款　10 教 育 費

項　4 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 公 民 館 費	205,636	5,258	210,894			4,600
						4,600

一般財源	節 区分	節 金額	説明	
千円		千円		千円
658				
658	14 工事請負費	5,258	2 公民館維持管理に要する経費	(公民館) 5,258
			14 工事請負費 東分館ステップリフト改修工事	(5,258)

款　13 予 備 費

項　1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	106,817	△ 2,349	104,468			

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
△ 2,349			

給与費明細書

一　般　職

(1)　総　括

（単位：千円）

区　分	職員数（人）	給与費				共済費	合　計	備　考
		報　酬	給　料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,468	987,117	2,273,001	2,144,923	5,405,041	986,157	6,391,198	
補正前	(6) 1,457	976,440	2,273,001	2,143,119	5,392,560	986,157	6,378,717	
比　較	(　) 11	10,677		1,804	12,481		12,481	

（　）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

（単位：千円）

	区　分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
職員手当の内訳	補正後	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	補正前	359,609	49,272	60,507	47,166		226,761
	比　較						
	区　分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合　計
	補正後		13,749	183,849	716,255	487,755	2,144,923
	補正前		13,749	183,849	714,451	487,755	2,143,119
	比　較				1,804		1,804

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区　分	増減額	増減額の増減事由別内訳		説　明
給　料		その他の増減分	1　給与改定分 2　異動等分 3　再任用給与改定分	
職員手当	1,804	その他の増減分	1　期末・勤勉手当 1,804 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 1,804 2　その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	会計年度任用職員分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

(単位:千円)

事　　項	限　度　額	令和2年度末までの支出(見込)額		令和3年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期　間	金　額	期　間	金　額	国都支出金	地方債	その他	
コミュニティバス再編事業支援委託料その2	4,004			令和4年度	4,004				4,004

議案第33号資料2

令和3年度 基金現在高調べ

（単位：千円）

NO	基金名	区分	令和2年度末現在高(A)	令和3年度当初予算(B)	予算補正状況 第6回	予算補正状況 補正額(C)	補正後の積立予定額計(D)	令和3年度取崩予定額	(E)	令和3年度末現在高見込額 (F)=(A)+(D)-(E)
1	財政調整基金	元金						当初	1,500,000	
		利子		399			399	2･6補正	330,000	
		計	5,084,139	399			399	計	1,830,000	3,254,538
2	職員退職手当基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	9,418	1			1	計		9,419
3	庁舎建設基金	元金						当初	178,320	
		利子		273			273	1補正	17,897	
		計	2,679,071	273			273	計	196,217	2,483,127
4	地域福祉基金	元金			107,307	107,307	107,307	当初	10,000	
		利子		76			76	補正		
		計	759,775	76	107,307	107,307	107,383	計	10,000	857,158
5	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金		50,000			50,000	当初	49,000	
		利子		1			1	2補正	97,899	
		計	138,587	50,001			50,001	計	146,899	41,689
6	環境基金	元金		200,000			200,000	当初	220,600	
		利子		103			103	5補正	57,470	
		計	1,068,901	200,103			200,103	計	278,070	990,934
7	都市再開発整備基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	3,029	1			1	計		3,030
8	みどりと公園基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	9,670	1			1	計		9,671
9	市営住宅整備基金	元金		3,500			3,500	当初	2,350	
		利子		6			6	補正		
		計	59,914	3,506			3,506	計	2,350	61,070
10	教育施設整備基金	元金		26,100			26,100	当初	39,000	
		利子		9			9	補正		
		計	63,468	26,109			26,109	計	39,000	50,577
11	土地開発基金	元金						当初		
		利子		1			1	補正		
		計	65	1			1	計		66
	合計	元金		279,600	107,307	107,307	386,907	当初	1,999,270	
		利子		871	0	0	871	補正	503,266	
		計	9,876,037	280,471	107,307	107,307	387,778	計	2,502,536	7,761,279

議案第３３号資料３

工　事　位　置　図

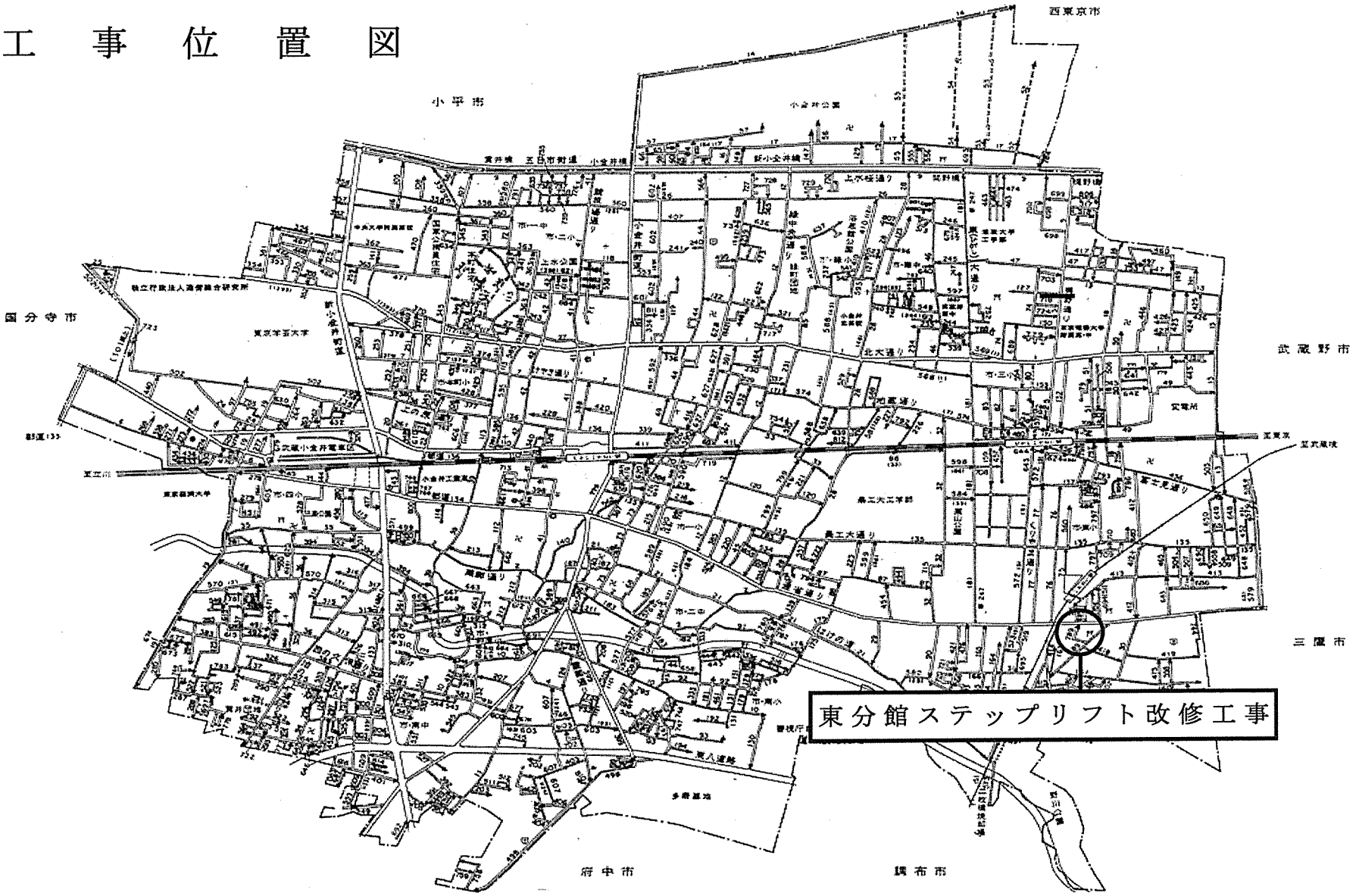

議案第33号資料4

新型コロナウイルス感染症対策関連経費一覧

【歳入】　（単位：千円）

担当課	予算科目	説明	補正額
子育て支援課	15・2・2・2・9	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分（事業費））交付金	76,500
	15・2・2・2・10	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分（事務費））交付金	3,255
健康課	16・2・3・1・6	区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金	98,254
経済課	16・2・5・1・2	消費者行政強化交付金	1,661
合計			179,670

【歳出】　（単位：千円）

担当課	款・項・目・事業	説明	補正額
自立生活支援課	3・1・2・32	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	29
		郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	20
		PCR検査費等補助金	36,860
介護福祉課	3・1・4・43	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	28
		郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	37
		PCR検査費等補助金	63,620
情報システム課	3・2・8・2(1)	基幹系システム修正委託料（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）対応分）	990
子育て支援課	3・2・8・2(2)	子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）業務会計年度任用職員報酬	1,522
		職員手当等	211
		消耗品費（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付に要する経費）	67
		印刷製本費（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付に要する経費）	166
		郵便料（子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付に要する経費）	166
		一般機器類（シュレッダー、ラミネーター）	106
		維持管理機器類（案内板）	27
		子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）	76,500
経済課	7・1・1・2	消耗品費（消費者対策に要する経費）	1,114
		回線使用料	43
		リモート会議システムライセンス使用料	17
		一般機器類（パーソナルコンピュータ）	288
		維持管理機器類（スピーカーフォン、マイク）	80
		工作機器類（ビデオカメラ、ライト）	119
合計			182,010

議案第３３号資料５

ＰＣＲ検査費等補助金事業概要

１　目的

市内に所在する障害福祉事業所等及び介護事業所の重症化リスクの高い施設等で、積極的にＰＣＲ検査等を行うことで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

２　検査対象者

⑴　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等の職員及び利用者

⑵　介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等の職員及び利用者

３　補助内容

当該事業所の職員及びその利用者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として受検したＰＣＲ検査又は抗原定量検査（行政検査を除く。）の費用について、その自己負担額の全部又は一部を補助（ＰＣＲ検査１回当たり２０，０００円、抗原定量検査１回当たり７，５００円を上限）

４　予算額

⑴　歳入

区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金　９８，２５４千円

⑵　歳出

ア　ＰＣＲ検査費等補助金

(ｱ)　障害福祉事業所等分　３６，８６０千円

(ｲ)　介護事業所分　６３，６２０千円

イ　その他

(ｱ)　障害福祉事業所等分（消耗品・郵便料）　４９千円

(ｲ)　介護事業所分（消耗品・郵便料）　６５千円

5　補助対象期間

令和３年４月１日から同年６月３０日まで（予定）

6　申請方法等

当該事業所の職員及び利用者がＰＣＲ検査等を受けたこと及びその費用が分かるものを提出することにより、法人単位で申請を受け付ける。

議案第３３号資料６

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業概要

１　目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親以外の世帯（その他世帯）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給する。

２　支給対象

⑴　児童手当・特別児童扶養手当受給世帯のうち、令和３年度分住民税均等割非課税世帯（以下「児童手当等受給世帯」という。）

１，０８０世帯（児童数１，２４０人）

⑵　児童の養育者のうち、令和３年度分の住民税均等割が非課税である方又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和３年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方（以下「家計急変者等」という。）　２５０世帯（児童数２９０人）

３　支給額

児童（高校３年生相当以下。ただし、一定の障害を有する場合は２０歳未満）１人当たり一律５万円

４　スケジュール（案）

７月上旬　システム修正、対象者抽出

中旬　通知発送

８月上旬　児童手当等受給世帯（申請不要）分支給

家計急変者等（申請必要）は、申請受付後速やかに支給

5　予算額

(1)　歳入

ア　子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分（事業費））交付金

７６，５００千円

イ　子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分（事務費））交付金

３，２５５千円

(2)　歳出

ア　子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

７６，５００千円

イ　その他（基幹系システム修正委託料、会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員期末手当、消耗品費、印刷製本費、郵便料、一般機器類、維持管理機器類）

３，２５５千円

議案第３３号資料７

消費者行政強化交付金事業概要

１　目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図りつつ、地域の消費者の安全・安心な消費生活の実現に資するため、東京都消費者行政強化交付金を活用し、事業を実施する。

２　事業内容

⑴　高齢者向け啓発活動

消費者被害の防止及び消費生活相談室の認知度向上のため、消費生活相談室及び消費者ホットラインの連絡先を記載した不織布マスク及び手指消毒用除菌ジェルを介護福祉課の敬老会事業と連携し、見守りを兼ねて市内在住の７５歳以上の高齢者宅を訪問する際に、敬老会事業の記念品と併せて配布する。

⑵　ＩＣＴを活用した消費者講座等の開催

令和４年４月から、成年年齢が１８歳へ引き下げられることを踏まえた中学生・高校生・大学生への啓発活動強化についてオンラインによる消費者スクールの開催及び従来から実施している対面式の消費者講座については、自宅又は外出先からでも気軽に講座が視聴できるよう動画配信を実施するためのＩＣＴ環境を整備する。

３　予算額

⑴　歳入

消費者行政強化交付金	１，６６１千円

⑵　歳出

ア　消耗品費	１，１１４千円
イ　回線使用料	４３千円
ウ　リモート会議システムライセンス使用料	１７千円
エ　備品購入費（一般機器類）	２８８千円
オ　備品購入費（維持管理機器類）	８０千円
カ　備品購入費（工作機器類）	１１９千円

議案第３３号資料８

コミュニティバス再編事業概要

１　事業目的

コミュニティバスについては、平成３０年度から総合的な見直しを行うため再編事業に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による会議等の延期及び協議を行う過程において新たに生じた課題に対応する必要があることから、事業期間を１年間延伸し、令和５年４月の運行開始を目指す。

２　スケジュール（案）

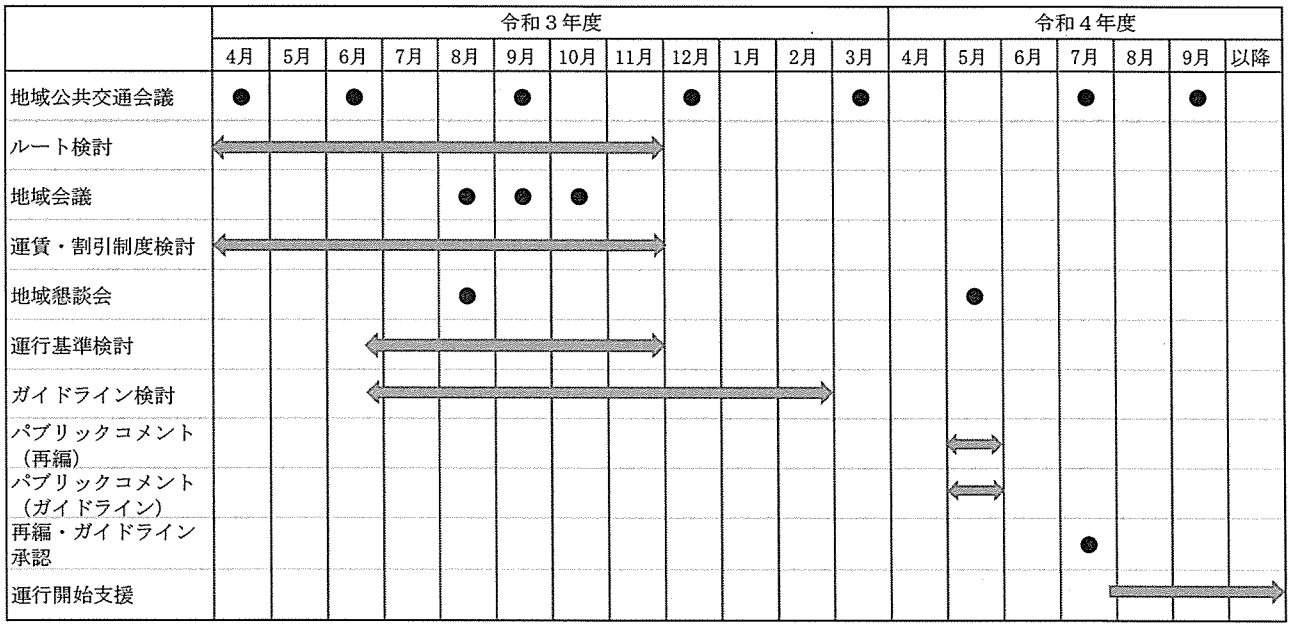

３　主な事業概要

(1)　令和３年度

ア　地域公共交通会議

再編計画及びガイドラインの策定に関する必要な事項の検討及び審議を行う。

イ　地域会議

ルート案について、地域の要望等の改善及び地域住民の合意形成を図るため、地域住民が参加する会議体において整理・検討を行う。

ウ　地域懇談会

各ルート案及び運賃・割引制度案等について地域の意見聴取を行うための懇談会を行う。

(2) 令和４年度

ア 地域公共交通会議

再編計画及びガイドラインの策定に関する必要な事項の検討及び審議を行う。

イ 地域懇談会

再編計画案及びガイドライン案について、地域への説明を行う。

ウ パブリックコメント

再編計画案及びガイドライン案について、パブリックコメントを行う。

エ 運行開始支援

運行開始に向けた準備の支援を行う。

4 予算額

(1) 歳出

ア コミュニティバス再編事業支援委託料その２	９，３７２千円
イ その他（地域公共交通会議委員謝礼、郵便料）	３５１千円

(2) 債務負担行為

コミュニティバス再編事業支援委託料その２

（期間：令和４年度） 限度額４，００４千円

議案第３３号資料９

学校ネットワーク構築事業概要

１　目的

平成３０年度、文部科学省から「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「緊急の注意喚起」がなされたことを受け、本市小中学校のインターネット接続構成を市長部局管理下のセキュリティ対策機器等を経由するものへ一時的に変更する緊急措置を講じ、セキュリティレベルを向上し、及び情報資産を保護してきたが、令和２年度のＧＩＧＡスクールネットワーク整備を受け、教育情報セキュリティ対策基準に適合したネットワーク環境を構築する。

２　事業概要

⑴　既存ネットワークの整理

ＧＩＧＡスクールネットワークで整備した学校における教育活動に活用する児童・生徒及び教員がアクセスするシステム以外の校務系システム、校務外部接続系システム及び学校図書館システムをＧＩＧＡスクールネットワークに移管し、本市行政全体で利用している財務会計システム、グループウエア文書管理システムへのアクセス環境を維持する。

⑵　学校ネットワークの再構築

移管した学校ネットワークをＧＩＧＡスクールネットワークに移管して再構築する。ＧＩＧＡスクールネットワークでは、サーバを構成要素としていないため、セキュリティに関するシステムなどはクラウドサービスを利用する。

３　今後のスケジュール（予定）

６月下旬　　契約締結依頼

７月上旬　　既存ネットワークの整理、学校ネットワークの再構築作業開始

学校ネットワークの再構築作業終了

９月下旬　　既存ネットワークの整理作業終了

4　予算額

(1)　小学校

学校ネットワーク構築委託料　　４３，９３１千円

(2)　中学校

学校ネットワーク構築委託料　　２５，４３４千円

議案第３４号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員山田義雄が令和３年６月３０日をもって任期満了となるので、後任を選任するため、本案を提出するものであります。

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、本市議会の同意を求める。

住　　所　　千葉県浦安市

氏　　名　　江　村　利　明

年　　齢　　６６歳

職　　業　　弁護士

議案第３４号資料

経　歴　調　書　（略歴）

住　　所　　千葉県浦安市

氏　　名　　江村利明（えむらとしあき）

年　　齢　　６６歳

職　　業　　弁護士

学　　歴

昭和５４年　３月　早稲田大学法学部卒業

職　　歴

昭和５７年　４月　東京都に採用され東京都教育委員会に所属
平成　９年　３月　東京都を普通退職
平成　９年　４月　最高裁判所司法研修所司法修習生
平成１１年　４月　最高裁判所司法研修所修了
平成１１年　４月　東京都に採用され総務局法務部訟務室に所属
平成１４年　４月　総務局法務部訟務担当課長に昇任
平成２３年　４月　総務局訟務担当部長に昇任
平成２７年　３月　東京都を定年退職
平成２７年　４月　東京都に再任用職員として採用され総務局訟務担当部長となり、
令和２年３月まで在任

そ　の　他

平成　８年１０月　司法試験合格

令和　２年　４月　弁護士登録（千葉県弁護士会所属）

賞　　罰

な　　し

議案第３５号

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

（提案理由）

教育委員会委員浅野智彦が令和３年７月１０日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。

教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市教育委員会委員に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条の規定により、本市議会の同意を求める。

住　　所　　小金井市

氏　　名　　浅　野　智　彦

年　　齢　　５６歳

職　　業　　大学教授

議案第３５号資料

経　歴　調　書　（略歴）

住　所　　小金井市

氏　名　　浅野（あさの）　智彦（ともひこ）

年　齢　　５６歳

職　業　　大学教授

学　歴

平成　６年　３月　東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得満期退学

職　歴

平成　６年　４月　東京学芸大学助手
平成　８年　４月　東京学芸大学講師
平成１１年　４月　東京学芸大学助教授
平成１９年　４月　東京学芸大学准教授
平成２５年　４月　東京学芸大学教授

そ　の　他

平成２７年　９月　日本社会学会理事となり、平成３０年９月まで在職
平成２８年　９月　日本社会学理論学会理事となり、現在に至る。
平成２９年　７月　小金井市教育委員会委員となり、現在に至る。

賞　罰

な　し

議案第３６号

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

小金井市市税条例等の一部を別紙のように改正する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例等の一部を改正する条例

（小金井市市税条例の一部改正）

第１条　小金井市市税条例（平成２０年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項中「及び扶養家族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第２４条第１項第２号及び第３号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同条第４号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第５号及び第６号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第７号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第８号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第１０号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第３０条の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者に限る」に改める。

付則第９条第１項中「及び扶養親族」の次に「（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

付則第１２条中「令和４年度」を「令和９年度」に改める。

（小金井市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和２年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち、小金井市市税条例第５１条第１０項の改正規定中「第３２１条の８第５２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第５２項」を「同条第６０項」に改め、同条第１６項の改正規定中「第３２１条の８第６１項」を「第３２１条の８第６９項」に改める。

第２条のうち、小金井市市税条例第５２条第４項の改正規定中「「又は第３１項」に」の次に「、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に」を加える。

第２条のうち、小金井市市税条例第５４条の改正規定中「第５４条第４項」を「第５４条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に

改め、同条第４項」に改める。

第２条のうち、小金井市市税条例付則第６条第２項の改正規定の次に次のように加える。

付則第７条第１項中「及び第４項」及び「又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第２項中「又は法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中小金井市市税条例第２４条第１項の改正規定及び同条例付則第１２条の改正規定並びに次条第１項の規定　令和４年１月１日

⑵　第１条中小金井市市税条例第１４条第２項及び第３０条の３第１項の改正規定並びに同条例付則第９条第１項の改正規定並びに次条第２項の規定　令和６年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第２４条第１項の規定は、所得割の納税義務者が令和３年４月１日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第１条の規定による改正前の小金井市市税条例第２４条第１項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

２　新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第３６号資料１

小金井市市税条例等の一部を改正する条例要綱

１　趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、令とは地方税法施行令をいう。）。

２　第１条による改正内容

⑴　国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、個人市民税に係る扶養親族の定義を整備する。（市民税関係。法第３１７条の３の３、法附則第３条の３、令第４７条の３、条例第１４条第２項、条例第３０条の３第１項、条例付則第９条第１項）

⑵　特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直し、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外する。（市民税関係。法第３１４条の７、条例第２４条第１項）

⑶　特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例期限を令和９年度まで延長する。（市民税関係。法附則第４条の４、条例付則第１２条）

３　第２条による改正内容

法改正に伴い、所要の規定の整備を行う。（法人市民税関係。地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）、小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和２年条例第１７号））

４　施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の⑴及び⑵に掲げる規定は、当該⑴及び⑵に定める日から施行する。

⑴　第１条中小金井市市税条例第２４条第１項の改正規定及び同条例付則第１２条の改正規定並びに５⑴の規定　令和４年１月１日

⑵　第１条中小金井市市税条例第１４条第２項及び第３０条の３第１項の改正規定並びに同条例付則第９条第１項の改正規定及び５⑵の規定　令和６年１月１日

（付則第１条）

5　経過措置

(1)　第１条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第２４条第１項の規定は、所得割の納税義務者が令和３年４月１日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第１条の規定による改正前の小金井市市税条例第２４条第１項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

(2)　新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（付則第２条）

議案第３６号資料２

小金井市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例（第１条関係）

改正条例	現行条例	備考
（個人の市民税の非課税の範囲） 第１４条　省略 ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に２１万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。	（個人の市民税の非課税の範囲） 第１４条　省略 ２　法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に２１万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。	国外居住親族の取扱いの見直しに係る規定の整備
（寄附金税額控除） 第２４条　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭（市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第２０条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 ⑴　省略 ⑵　所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第２１７条第１号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的	（寄附金税額控除） 第２４条　所得割の納税義務者が、前年中に法第３１４条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金もしくは金銭（市民の福祉の増進に寄与するもので、規則で定めるところにより市長が指定した法人又は公益信託に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第２項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第２０条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 ⑴　省略 ⑵　所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第２１７条第１号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）	寄附金制度における寄

である業務に関連するものに限る。） (3)　所得税法施行令第２１７条第１号の２に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4)　所得税法施行令第２１７条第２号に規定する法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (5)　所得税法施行令第２１７条第３号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５５号）附則第１３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第２１７条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)　所得税法施行令第２１７条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (7)　所得税法施行令第２１７条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (8)　所得税法施行令第２１７条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (9)　省略	(3)　所得税法施行令第２１７条第１号の２に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (4)　所得税法施行令第２１７条第２号に規定する法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (5)　所得税法施行令第２１７条第３号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１５５号）附則第１３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第２１７条第１項第２号及び第３号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (6)　所得税法施行令第２１７条第４号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (7)　所得税法施行令第２１７条第５号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第３１４条の７第１項第２号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (8)　所得税法施行令第２１７条第６号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。） (9)　省略	附金の範囲の見直しに係る規定の整備

⑽　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。）	⑽　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１８の２第２項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）	
２　省略	２　省略	
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	
第３０条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢１６歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	第３０条の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	国外居住親族の取扱いの見直しに係る規定の整備
(1) 〜 (3)　省略	(1) 〜 (3)　省略	
2 〜 5　省略	2 〜 5　省略	
付　則	付　則	
（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）	
第９条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第１８条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢１６歳未満の者及び控除対象扶養親族	第９条　当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第１８条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、３５万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１	国外居住親

に限る。以下この項において同じ。）の数に１を加えた数を乗じて得た金額に１０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第１３条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 ２　省略 ３　省略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第１２条　平成３０年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第１９条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	０万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に３２万円を加算した金額）以下である者に対しては、第１３条第１項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 ２　省略 ３　省略 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第１２条　平成３０年度から令和４年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第１９条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第３１４条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。	族の取扱いの見直しに係る規定の整備 特例期限の延長
付　則 （施行期日） 第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 ⑴　第１条中小金井市市税条例第２４条第１項の改正規定及び同条例付則第１２条の改正規定並びに次条第１項の規定　令和４年１月１日 ⑵　第１条中小金井市市税条例第１４条第２項及び第３０条の３第１項の改正規定並びに同条例付則第９条第１項の改正規定並びに次条第２項の規定　令和６年１月１日 （市民税に関する経過措置） 第２条　第１条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）第２４条第１項の規定は、所得割の納税義務者が令		

和３年４月１日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した第１条の規定による改正前の小金井市市税条例第２４条第１項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。 ２　新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。		

小金井市市税条例の一部を改正する条例（令和２年条例第１７号）（第２条関係）

改正条例	現行条例	備考
第２条　小金井市市税条例の一部を次のように改正する。 第５１条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第１０項、第１１項及び第１３項」を「第９項、第１０項及び第１２項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９１第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第７項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「、第４項又は第１９項」	第２条　小金井市市税条例の一部を次のように改正する。 第５１条第１項中「第４項、第１９項、第２２項及び第２３項」を「第３１項、第３４項及び第３５項」に、「第１０項、第１１項及び第１３項」を「第９項、第１０項及び第１２項」に、「第４項、第１９項及び第２３項」を「第３１項及び第３５項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３項」を「第２項後段」に改め、同条第２項中「第６６条の７第５項及び第１１項又は第６８条の９１第４項及び第１０項」を「第６６条の７第４項及び第１０項」に、「第３２１条の８第２４項」を「第３２１条の８第３６項」に改め、同条第３項中「第６６条の９の３第４項及び第１０項又は第６８条の９３の３第４項及び第１０項」を「第６６条の９の３第３項及び第９項」に、「第３２１条の８第２５項」を「第３２１条の８第３７項」に改め、同条第４項中「第３２１条の８第２６項」を「第３２１条の８第３８項」に改め、同条第５項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「同条第２１項」を「同条第３３項」に、「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に改め、同条第６項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２２項」を「同条第３４項」に、「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第７項中「第３２１条の８第２２項」を「第３２１条の８第３４項」に、「、第４項又は第１９項」	

を「又は第３１項」に改め、同項第２号中「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項中「第３２１条の８第４２項」を「第３２１条の８第６０項」に、「同条第４２項」を「同条第６０項」に、「第１２項」を「第１１項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項を同条第１０項とし、同条第１２項中「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「第１０項の内国法人が、電気通信回線」を「第９項の内国法人が、電気通信回線」に、「第７５条の４第２項」を「第７５条の５第２項」に、「第１０項の内国法人が、当該」を「第９項の内国法人が、当該」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を同条第１３項とし、同条第１５項中「第１３項の規定の適用を受けている」を「第１２項の規定の適用を受けている」に、「第１０項」を「第９項」に、「第１３項の規定の適用を受ける」を「第１２項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１６項中「第１３項前段の規定の」を「第１２項前段の規定の」に、「第３２１条の８第５１項」を「第３２１条の８第６９項」に、「第１３項前段の期間内」を「第１２項前段の期間内」に、「第１０項」を「第９項」に、「第１３項前段の規定は」を「第１２項前段の規定は」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１７項中「第１３項後段の規定の」を「第１２項後段の規定の」に、「第１５項」を「第１４項」に、「第７５条の４第３項もしくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第７５条の５第３項もしくは第６項」に、「第１３項後段の期間内」を「第１２項後段の期間内」に、「第１０項」を「第９項」に、「第１３項後段の規定は」を「第１２項後段の規定は」に改め、同項を同条第１６項とする。 第５２条第２項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、「（同条第２項又は第４項に規定			を「又は第３１項」に改め、同項第２号中「第３２１条の８第２３項」を「第３２１条の８第３５項」に改め、同条第９項を削り、同条第１０項中「第３２１条の８第４２項」を「第３２１条の８第５２項」に、「同条第４２項」を「同条第５２項」に、「第１２項」を「第１１項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項を同条第１０項とし、同条第１２項中「第１０項」を「第９項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「第１０項の内国法人が、電気通信回線」を「第９項の内国法人が、電気通信回線」に、「第７５条の４第２項」を「第７５条の５第２項」に、「第１０項の内国法人が、当該」を「第９項の内国法人が、当該」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を同条第１３項とし、同条第１５項中「第１３項の規定の適用を受けている」を「第１２項の規定の適用を受けている」に、「第１０項」を「第９項」に、「第１３項の規定の適用を受ける」を「第１２項の規定の適用を受ける」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１６項中「第１３項前段の規定の」を「第１２項前段の規定の」に、「第３２１条の８第５１項」を「第３２１条の８第６１項」に、「第１３項前段の期間内」を「第１２項前段の期間内」に、「第１０項」を「第９項」に、「第１３項前段の規定は」を「第１２項前段の規定は」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１７項中「第１３項後段の規定の」を「第１２項後段の規定の」に、「第１５項」を「第１４項」に、「第７５条の４第３項もしくは第６項（同法第８１条の２４の３第２項において準用する場合を含む。）」を「第７５条の５第３項もしくは第６項」に、「第１３項後段の期間内」を「第１２項後段の期間内」に、「第１０項」を「第９項」に、「第１３項後段の規定は」を「第１２項後段の規定は」に改め、同項を同条第１６項とする。 第５２条第２項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「同条第２３項」を「同条第３５項」に、「、第２項又は第４項」を「又は第２項」に改め、同条第３項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改め、「（同条第２項又は第４項に規定	法改正に伴う規定の整備 同上

する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第１２号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り、同条第４項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に、「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改める。	する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第２条第１２号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）もしくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正もしくは決定を受けたこと。次項第２号において同じ。）」を削り、同条第４項中「、第４項又は第１９項」を「又は第３１項」に改める。	法改正に伴う規定の整備
第５４条第３項中「第４８条の１５の５第４項」を「第４８条の１５の４第４項」に改め、同条第４項から第６項までを削る。	第５４条第４項から第６項までを削る。	同上
付則第６条第２項中「及び第４項」を削る。	付則第６条第２項中「及び第４項」を削る。	
付則第７条第１項中「及び第４項」及び「又は法人税法第８１条の２４第１項の規定により延長された法第３２１条の８第４項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第２項中「又は法第３２１条の８第４項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。		同上
付　則（抄） （施行期日） 第１条　この条例は、公布の日から施行する。（後略） 第２条　省略		

議案第３７号

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例の一部を別紙のように改正する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市手数料条例の一部を改正する条例

小金井市手数料条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表住民登録等事務の部個人番号カードの再交付の項を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の小金井市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う個人番号カードの再交付について適用し、同日前に行う個人番号カードの再交付については、なお従前の例による。

議案第３７号資料

小金井市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例

別表（第２条関係）

手数料を徴収する事務		単位	金額	備考
省略				
住民登録等事務	省略			
	住居表示関係届出書の一部の写しの交付	省略		
省略				

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和３年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の小金井市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う個人番号カードの再交付について適用し、同日前に行う個人番号カードの再交付ついては、なお従前の例による。

現行条例

別表（第２条関係）

手数料を徴収する事務		単位	金額	備考
省略				
住民登録等事務	省略			
	住居表示関係届出書の一部の写しの交付	省略		
	個人番号カードの再交付	１枚	８００円	
省略				

備考

法改正に伴う手数料を徴収する事務の削除

議案第３８号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和３年６月３日提出

小金井市長　西　岡　真一郎

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法等の改正により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成２７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

別表備考第２項及び第３項を次のように改める。

２　この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。

３　この表において、「所得割の額」とは、令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

別表備考第４項中「その者の所得割の額に８分の６を乗じて得た額」を「これらの者を小金井市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するもの」に改め、同表備考第５項を次のように改める。

５　この表において、「均等割の額のみの世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例に定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）であって、均等割（同法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。）のみを課されるものの世帯をいう。

別表備考中第６項を削り、第７項を第６項とし、同表備考第８項中「第１１項」を「第１０項」に改め、同項を同表備考第７項とし、同表備考第９項を同表備考第８項とし、同表備考第１０項中「教育・保育給付認定子ども（この項において「子ども」という。）」を「令第１３条第２項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）」に、「最年長のこども」を「最年長の負担額算定基準子ども」に改め、同項を同表備考第９項とし、同表備考第１１項を同表備考第１０項

とし、同表備考第１２項を削る。

付　則

この条例は、令和３年９月１日から施行する。

議案第３８号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
別表（第３条関係） （表省略） 備考　１　省略 ２　この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。	別表（第３条関係） （表省略） 備考　１　省略 ２　この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第２９５条第１項（第２号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第２９２条第１項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚	地方税法等の改正に伴う市町村民税非課税世帯において未婚のひとり親を寡婦とみなす特例規定の削除

	姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第２９５条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。	
３　この表において、「所得割の額」とは、令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。	３　この表において、「所得割の額」とは、地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７、第３１４条の８及び第３１４条の９並びに同法附則第５条第３項、第５条の４第６項、第５条の４の２第５項、第５条の５第２項、第７条の２第４項及び第５項、第７条の３第２項並びに第４５条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。	規定の整備
４　前項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が当該年度分の市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を小金井市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。	４　前項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が当該年度分の市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者の所得割の額に８分の６を乗じて得た額とする。	同上
５　この表において、「均等割の額のみの世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例に定めるところによ	５　第３項に規定する所得割の額を算定する場合には、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法等の一部を改正する法律第１条による改正前の地方税法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでな	地方税法等の改正に伴う市町村民税非課税世帯において未婚のひと

り当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）であって、均等割（同法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。）のみを課されるものの世帯をいう。	い者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第３１４条の２第１項第８号に規定する額（その者が同法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第３１４条の２第３項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に地方税法第３１４条の３第１項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。 6　この表において、「均等割の額のみの世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第２９２条第１項第２号に掲げる所得割（同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例に定めるところによ	り親を寡婦とみなす特例規定の削除 地方税法等の改正に伴う市町村民税非課税世帯において未婚のひと

り当該所得割を免除された者並びに地方税法等の一部を改正する法律第１条による改正前の地方税法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第２９５条第１項（第２号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第２９２条第１項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第２９５条第１項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。）であって、均等割（同法第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。）のみを課されるものの世帯をいう。	り親を寡婦とみなす特例規定の削除
７　省略	
８　次項及び第１１項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。	項の繰上げ規定の整備及び項の繰上げ
６　省略	
７　次項及び第１０項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。	

(1) ～ (6) 省略	(1) ～ (5) 省略	
8　省略	9　省略	項の繰上げ
9　この表において、同一世帯に令第１３条第２項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が２人以上いる場合、最年長の負担額算定基準子どもから順に２人目の利用者負担の額はこの表に掲げる額の２分の１の額とし、３人目以降の利用者負担の額については無料とする。	１０　この表において、同一世帯に教育・保育給付認定子ども（この項において「子ども」という。）が２人以上いる場合、最年長の子どもから順に２人目の利用者負担の額はこの表に掲げる額の２分の１の額とし、３人目以降の利用者負担の額については無料とする。	規定の整備及び項の繰上げ
１０　省略	１１　省略	項の繰上げ
	１２　この表において、同一世帯に教育・保育給付認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが２人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に２人目が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の２分の１の額とし、３人目以降が教育・保育給付認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。 (1)　特定教育・保育施設でない幼稚園に在籍する子ども (2)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第７６条第２項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する子ども (3)　児童福祉法第６条の２の２第２項に規定する児童発達支援又は同条第３項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子ども (4)　児童福祉法第４３条の２に規定する児童心	規定の整備

	理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども	
付　則 この条例は、令和３年９月１日から施行する。		

令和３年　第２回定例会

工事請負金額１，０００万円以上の契約締結についての報告

令和３年　１月　１日から
令和３年　４月３０日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約件名 契約業者名	契約金額（円）	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	8726-0	令和 3年 1月21日	二枚橋焼却場跡地汚染土壌等搬出工事 （株） 浅沼組 多摩営業所（浅沼・関 特定建設工事共同企業体）	63,690,000	令和 3年 1月21日から 令和 3年 3月29日まで	汚染土壌等の掘削除去	一者随契	100

進捗率は、令和３年５月１日現在

小金井市全図
建設環境委員会

